

令和6年3月定例会 文教厚生常任委員会記録

令和6年3月14日（木）

令和6年3月15日（金）

令和6年3月18日（月）

令和6年3月19日（火）

令和6年3月21日（木）

場所：鳥栖市議会 第3委員会室

目 次

令和6年3月14日（木）	5 頁
令和6年3月15日（金）	61 頁
令和6年3月18日（月）	75 頁
令和6年3月19日（火）	189 頁
令和6年3月21日（木）	259 頁

令和6年3月定例会日程

日次	月日	摘 要
第1日	3月14日（木）	審査日程の決定 スポーツ文化部審査 議案乙第3号 〔説明、質疑〕 健康福祉みらい部審査 議案乙第3号 〔説明、質疑〕 教育部審査 議案乙第3号 〔説明、質疑〕 議案審査 議案乙第3号 〔採決〕
第2日	3月15日（金）	議案審査（文教厚生常任委員会・建設経済常任委員会連合審査会） 議案甲第11号 〔説明、質疑〕
第3日	3月18日（月）	スポーツ文化部審査 議案乙第9号 〔説明、質疑〕 健康福祉みらい部（地域福祉課・高齢障害福祉課）審査 議案乙第9号、議案甲第8号 〔説明、質疑〕 健康福祉みらい部（こども育成課・健康増進課）審査 議案乙第9号、議案甲第6号・第7号 〔説明、質疑〕 健康福祉みらい部（地域福祉課・こども育成課）審査 議案甲第2号 〔説明、質疑〕

日 次	月 日	摘 要
第 4 日	3 月 19 日（火）	<p>教育部（教育総務課・学校教育課・学校給食課）審査 議案乙第 9 号 〔説明、質疑〕</p> <p>教育部（生涯学習課）審査 議案乙第 9 号 〔説明、質疑〕</p>
第 5 日	3 月 21 日（木）	<p>現地視察 葛籠城（山浦町） 自由討議 議案審査 議案乙第 9 号 議案甲第 2 号・第 6 号～第 8 号・第 11 号 〔総括、採決〕</p>

3月定例会付議事件

1 市長提出議案

[令和6年3月13日付託]

議案乙第3号令和5年度鳥栖市一般会計補正予算(第7号) [可決]

[令和6年3月14日 委員会議決]

[令和6年3月13日付託]

議案乙第9号令和6年度鳥栖市一般会計予算 [可決]

議案甲第2号鳥栖市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の
一部を改正する条例 [可決]

議案甲第6号鳥栖市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例 [可決]

議案甲第7号鳥栖市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例 [可決]

議案甲第8号鳥栖市重度心身障害者の医療費の助成に関する条例の一部を
改正する条例 [可決]

議案甲第11号鳥栖市民文化会館条例及び鳥栖市体育施設条例の一部を改正する条例
[可決]

[令和6年3月21日 委員会議決]

令和6年3月14日（木）

1 出席委員氏名

委員長 樋口伸一郎

副委員長 成富牧男

委員 中川原豊志

委員 西依義規

委員 田村弘子

委員 緒方俊之

委員 牧瀬昭子

2 欠席委員氏名

なし

3 説明のため出席した者の職氏名

健康福祉みらい部長 古賀達也

地域福祉課長 林康司

地域福祉課参事 天野昭子

地域福祉課長補佐兼地域福祉係長 岡本澄久

地域福祉課生活支援係長 原裕人

高齢障害福祉課長 竹下徹

高齢障害福祉課長補佐兼高齢者支援係長 犬丸喜代子

高齢障害福祉課長補佐兼障害者支援係長兼障害児通園施設園長 下川有美

こども育成課長 高松隆次

こども育成課長補佐兼保育幼稚園係長 脇友紀子

こども育成課子育て支援係長 野中潤二

こども育成課鳥栖いづみ園長 豊住佐知子

健康福祉みらい部次長兼健康増進課長兼新型コロナウイルスワクチン接種対策室長
兼保健センター所長 八尋茂子

健康増進課長補佐兼保健予防係長兼新型コロナウイルスワクチン接種対策室長補佐兼
新型コロナウイルスワクチン接種対策係長 井ノ上克子

健康増進課健康づくり係長 森岡裕子

スポーツ文化部長 石丸健一

スポーツ振興課長 小川智裕

スポーツ振興課振興係長 佐藤義勉

スポーツ振興課長補佐兼施設係長 時田丈司

スポーツ文化部次長兼国スポ・全障スポ推進課長 古賀友子

国スポ・全障スポ推進課総務企画係長 小石基博

国スポ・全障スポ推進課競技式典係長 安川直樹

文化芸術振興課長兼市民文化会館長 田中綾子

文化芸術振興課長補佐兼文化芸術振興係長 佐藤直美

文化芸術振興課長補佐兼定住・交流センター係長 久保山智博

教育部長 姉川勝之

教育総務課長 佐藤正己

教育総務課総務係長 城島直也

教育総務課長補佐兼教育支援係長 辻亮子

学校教育課長 古賀泰伸

学校教育課参事兼課長補佐兼指導主事 井手崇雄

学校教育課教育指導係長兼指導主事 守田茂

学校教育課インクルーシブ教育推進係長 古賀直美

学校給食課長兼学校給食センター所長 立石光顕

学校給食課長補佐兼学校給食センター係長 中牟田恒

学校給食課学校給食センター係総務主査 原田浩子

教育部次長兼生涯学習課長兼図書館長 牛嶋英彦

生涯学習課参事 久家喜男

生涯学習課参事兼放課後児童クラブ支援室長兼放課後児童クラブ支援係長 豊増裕規

生涯学習課長補佐兼生涯学習推進係長 久山高史

生涯学習課文化財係長 島孝寿

生涯学習課図書係長 中溝雄二

4 出席した議会事務局職員の職氏名

議事調査係長 大塚隆正

議事調査係主査 松雪望

5 日程

審査日程の決定

スポーツ文化部審査

議案乙第3号令和5年度鳥栖市一般会計補正予算（第7号）

〔説明、質疑〕

健康福祉みらい部審査

議案乙第3号令和5年度鳥栖市一般会計補正予算（第7号）

〔説明、質疑〕

教育部審査

議案乙第3号令和5年度鳥栖市一般会計補正予算（第7号）

〔説明、質疑〕

議案審査

議案乙第3号令和5年度鳥栖市一般会計補正予算（第7号）

〔採決〕

6 傍聴者

なし

7 その他

なし

午前10時開会

樋口伸一郎委員長

ただいまから令和6年3月定例会の文教厚生常任委員会を開会いたします。



審査日程の決定

樋口伸一郎委員長

それでは、委員会の審査日程についてお諮りをいたします。

お手元に、あらかじめ正副委員長協議の上、審査日程案を配付いたしております。

付託された案件は乙議案2件、甲議案5件の計7件でございます。

審査日程につきましては、本日14日は令和5年度補正予算関係の議案の審査及び採決までを行い、明日15日は本会議終了後に連合審査会を。

そして、来週18日にスポーツ文化部及び健康福祉みらい部関係議案の審査、19日は教育部関係議案の審査、そして21日に現地視察、自由討議、総括及び採決ということでお願いしたいと考えております。

また、現地視察につきましては、後ほど副委員長のほうから御説明をいたします。

なお、議案甲第11号につきましては、文教厚生常任委員会と建設経済常任委員会の所管する内容となっておりますので、建設経済常任委員長とも協議をさせていただいた上、会議規則第71条の規定を活用して、連合審査会を開催したいと思っております。

それでは、この連合審査会についてお諮りをしたいと思っております。

会議規則第71条の規定により、建設経済常任委員会と連合審査会を開催することに御異議はございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、建設経済常任委員会と連合審査会を開くことと決しました。

なお、審査の進み具合によっては、日程の変更をお諮りすることもあるかと思いますが、あらかじめこれを御了承いただきたいと思っております。

審査日程については、以上のおり決したいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、委員会の日程につきましては、お手元に配付のとおりと決しました。

続きまして、副委員長から現地視察につきまして、御説明をお願いいたします。

成富牧男副委員長

私のほうから、現地視察の件で説明します。

今のところ、候補地はまだありません。

皆さんから希望があれば、審査終了までに私まで御連絡をいただきたいと思います。

樋口伸一郎委員長

よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

御協力よろしくをお願いいたします。

それでは、執行部の準備のため、暫時休憩をいたします。

午前10時3分休憩

oo

午前10時6分開会

樋口伸一郎委員長

再開いたします。

oo

スポーツ文化部

議案乙第3号令和5年度鳥栖市一般会計補正予算（第7号）

樋口伸一郎委員長

これより、スポーツ文化部関係の議案の審査を行います。

議案乙第3号令和5年度鳥栖市一般会計補正予算（第7号）を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

石丸健一スポーツ文化部長

委員会審査前に一言御挨拶申し上げます。

御審議いただき、議案乙第3号令和5年度鳥栖市一般会計補正予算（第7号）のスポーツ文化関係の予算につきましては、歳入、歳出ともに決算見込みに伴うもので、使用料の補正及び工事請負費や国スポリハーサル大会等に関する減額補正などを計上いたしております。

詳細につきましては、担当課長から説明いたしますので、よろしく御審議賜りますよう、お願い申し上げます。

よろしく願いいたします。

田中綾子文化芸術振興課長兼市民文化会館長

おはようございます。

それでは、文教厚生常任委員会資料スポーツ文化関係をお願いいたします。

議案乙第3号令和5年度鳥栖市一般会計補正予算（第7号）の主なものについて、御説明いたします。

2ページを御覧ください。

まず、歳入について御説明いたします。

款15使用料及び手数料、項1使用料、目7教育使用料、節1社会教育使用料につきましては、定住・交流センターの使用申込み件数が当初の見込みより少なかったこと等による減額補正でございます。

以上です。

小川智裕スポーツ振興課長

その下、節2保健体育使用料につきましては、各施設の決算見込みに伴う補正でございます。

以上でございます。

古賀友子スポーツ文化部次長兼国スポ・全障スポ推進課長

款17県支出金、項2県補助金、目6教育費県補助金、節5保健体育費県補助金のSAGA2024国民スポーツ大会競技別リハーサル大会運営費補助金につきましては、令和5年度に開催いたしました国スポのリハーサル大会の開催経費に対し、県から交付されるものでございますが、歳出経費の減額見込みから補助金額も減額するものでございます。

以上でございます。

小川智裕スポーツ振興課長

3ページをお願いいたします。

款22諸収入、項6雑入、目4雑入、節4雑入の市スポーツ協会補助金返還金につきましては、過年度返還金で、増額補正するものでございます。

款23市債、項1市債、目6教育債、節3保健体育債につきましては、スタジアム改修事業等に係るものでございます。

以上で、歳入の御説明を終わります。

田中綾子文化芸術振興課長兼市民文化会館長

続きまして、歳出について御説明いたします。

款10教育費、項4社会教育費、目6文化振興費の節1報酬につきましては、文化会館運営審議会委員報酬の決算見込みによる減額補正でございます。

節2給料、節4共済費につきましては、文化芸術振興課職員の、節3職員手当等につきましては、会計年度任用職員2名分を含む人件費の決算見込みによる減額補正でございます。

節11役務費につきましては、保険料の決算見込みによる減額補正でございます。

節12委託料につきましては、市民文化会館改修工事監理業務委託料などの決算見込みによる減額補正でございます。

節14工事請負費につきましては、市民文化会館改修工事の入札残などの決算見込みによる減額補正でございます。

目7定住・交流センター費の節1報酬、節3職員手当等及び節8旅費につきましては、サンメッセ鳥栖における会計年度任用職員7名分の人件費の決算見込みによる減額補正でございます。

以上でございます。

小川智裕スポーツ振興課長

5ページをお願いいたします。

款10教育費、項5保健体育費、目1保健体育総務費、節1報酬につきましては、スポーツ推進委員の報酬で、決算見込みに伴う減額補正でございます。

節2給料から節4共済費までにつきましては、スポーツ文化部長、スポーツ振興課、国スポ・全障スポ推進課職員合計23名の人件費の決算見込みに伴う減額補正でございます。

節8旅費から節11役務費につきましては、決算見込みに伴う減額補正でございます。

節12委託料、県民スポーツ大会開催事業委託料につきましては、開催種目の減による減額補正でございます。

節18負担金、補助及び交付金につきましては、決算見込みに伴う減額補正でございます。

節24積立金につきましては、新年度のスポーツ振興奨励金の交付に備え、スポーツ振興基金に積み立てるものでございます。

次に、目2体力づくり運動推進事業費、節7報償費につきましては、決算見込みに伴う減額補正でございます。

次に、目3体育施設費、節1報酬につきましては、体育施設における会計年度任用職員の時間外勤務が振替で対応できたことによる減額補正でございます。

6ページをお願いいたします。

節12委託料につきましては、主に弓道場及び相撲場改修設計費の入札残による減額補正でございます。

節14工事請負費につきましては、スタジアム改修工事の入札残による減額補正でございます。

以上でございます。

古賀友子スポーツ文化部次長兼国スポ・全障スポ推進課長

目4国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会推進費の節1報酬及び節3職員手当等につきましては、国スポ・全障スポ推進課の会計年度任用職員2名分の決算見込みに伴う補正でございます。

節18負担金、補助及び交付金のSAGA2024実行委員会負担金につきましては、鳥栖市実行委員会の運営費に対する負担金でございますが、サッカー競技リハーサル大会経費の予算残などを減額補正したものでございます。

以上でございます。

田中綾子文化芸術振興課長兼市民文化会館長

引き続き、令和5年度繰越明許費について、御説明いたします。

7ページを御覧ください。

款10教育費、項4社会教育費の市民文化会館改修事業につきましては、鳥栖市公園施設長寿命化計画に基づき市民文化会館の計画的な改修を行っており、非常用発電設備工事を予定しておりましたが、特殊品の部品製作に時間を要し、今年度末までに完了が困難となったため、繰越しが必要になったものでございます。

また、同じく電気設備の分電盤改修工事を行うため、合わせて1億2,493万6,000円の繰越しが必要になったものでございます。

以上で、議案乙第3号令和5年度鳥栖市一般会計補正予算スポーツ文化部関係について、御説明を終わらせていただきます。

よろしくをお願いいたします。

樋口伸一郎委員長

ありがとうございました。

執行部の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

牧瀬昭子委員

2ページ目からお願いします。

定住・交流センターの使用料についての減額理由で、見込みよりも少なかったということですが、どのくらい少なかったか教えていただけますか。

田中綾子文化芸術振興課長兼市民文化会館長

令和5年の4月から12月まででございますと、2,276件のお申込みがっております。

中身につきましては、例えば、専門学校の夏季スクーリングでホールの使用を予定しておられました大口の団体が、参加者の減少を理由に大会議室に変更されたことなどです。

ホールから大会議室に変更されますと、使用料が半額になったりしますので、その分で減額補正となったものでございます。

以上です。

牧瀬昭子委員

補正に関して、少なくなったということでおっしゃってたんですけれども、令和4年の決算と平成30年の決算で見ると、使用率が上がって、使用料がかなり増えていると思うんですけれども、それはコロナ後も順調に利用が伸びていると考えてよかったですでしょうか。

田中綾子文化芸術振興課長兼市民文化会館長

令和4年度の利用で申し上げますと、コロナ前よりも多いのですが、文化会館の大改修工事があったので、利用者様がその分、サンメッセを御利用いただいたということもございまして、多かったりしておりますので、文化会館の大改修の工事が進み、例年どおりに利用できることになったことで使用料が減少したものと思われまして。

牧瀬昭子委員

ありがとうございました。

続きまして、節5保健体育費県補助金、SAGA2024国民スポーツ大会競技別リハーサル大会運営費補助金ですが、これの減額理由をもう一度詳しく御説明いただいてよろしいでしょうか。

古賀友子スポーツ文化部次長兼国スポ・全障スポ推進課長

基本的に、2分の1程度の補助額ということになっているんですけれども、サッカー競技で、4,000万円ぐらい費用がかかると見込んでいたものが、2,300万円ぐらいに減ったということで、歳出も減っておりますので歳入も減るということで、補助金額も減額補正をさせていただいております。

牧瀬昭子委員

入る予定だった分が入らなかったっていうことは、どういう……。

2分の1に減ったというのは、やる回数が減ったということですか。

古賀友子スポーツ文化部次長兼国スポ・全障スポ推進課長

歳出に対しての補助率が2分の1ですので、歳出額が減額したことにより、補助額も減額するというところでございます。

牧瀬昭子委員

意味が分からなくて……、875万円分の何がどう減ったのかが分からなくて。

古賀友子スポーツ文化部次長兼国スポ・全障スポ推進課長

当初はサッカー競技のリハーサル大会に、約4,000万円の費用がかかるということで、その2分の1の2,000万円を歳入として見込んでいたんですけれども、実際は歳出が2,300万円ほどで済みましたので、その2分の1になったということでの減額補正となっております。

牧瀬昭子委員

ありがとうございます。

その分は何で減ったんですか。

古賀友子スポーツ文化部次長兼国スポ・全障スポ推進課長

サッカー競技リハーサル大会につきましては、駅前不動産スタジアムと北部グラウンドを使ったんですけれども、北部グラウンドに諸室とかいろいろな施設がございませんので、そこでプレハブですとかいろいろなものを設置して試合を行うことにしていたんですが、いろいろな付属物の数の見直しとかを行って、減額ができたということになっております。

樋口伸一郎委員長

ほかにありませんか。

西依義規委員

2ページのスタジアム広告物等特別使用料が増額になった理由と、最終的に当初予算が幾らで、補正予算が幾らで、結果幾らの収入なのか教えてください。

小川智裕スポーツ振興課長

こちらの広告収入につきましては、当初予算で3,200万円の見込みを行っております。

今回、シーズンを通して想定よりも多くサガン・ドリームスさんが広告の掲出をいただいておりますので、最終的には237万5,000円の増額補正で、決算見込みといたしましては、3,437万5,000円を見込んで、増額補正をしたところでございます。

以上でございます。

西依義規委員

広告等を取って来られるのは全部サガン・ドリームスさんで。

今度当初で条例が出てきますけれども、スタジアム広告物に関して、市役所の職員さんが自ら営業に行って取ってくるっていうこともあるんですか。

小川智裕スポーツ振興課長

こちらにつきましては、サガン・ドリームスの職員の方が広告掲出ということで営業されて、取って来られて、常設の分もありますし、試合時にのみ掲出する場合の広告もございません。

その分についての特別使用料をこちらに計上をしているところでございます。

以上でございます。

石丸健一スポーツ文化部長

継続の分は基本的に今申した形ですけれども、市のほうから企業さんを御紹介したりすることは行っております。

西依義規委員

営業が回って取ってきて、売上げが総務部に上がって、鳥栖市に広告料を払って。

その分使用料の減額はされてるんでしょうけれども、その分裏約束か何かあるんですか。

頑張って3,400万円を取ってきて——市の税金なので、もちろん納めてもらわないといけなかもしれないですけど、その分の負担割合が、例えば折半とか。

市の職員さんが全部取って来るなら、もちろん全部市の収入でいいと思うんですよ。

ただ、取って来られているのがサガン・ドリームスさんなら、そこにも人件費が発生しているし。

昔からこういう決まった形になってるんですか。

石丸健一スポーツ文化部長

サガン鳥栖さんの広告1枚当たりの営業単価を実際に幾らで設定されているのかは分かりませんが、うちのほうとしては、平米当たり幾らという単価がありますので、それに当然、プラスアルファ以上の金額を上乗せしてされているものというふうに思っております。

西依義規委員

分かりました。

向こうはこんな値段じゃないというところで。相場があるんで。

今度市民球場とかあるんで、その辺も思ったので質問させていただきました。

樋口伸一郎委員長

ほかにございませんか。

成富牧男委員

4 ページの上の段の文化振興費のところの委託料と工事請負費。

それなりの金額が減額されておりますけれども、まず、工事は一定終わってるのか、終わってるとすればいつ終わったのか。

どういう部分として、この減額になってるのかももう少し詳しくお願いします。

田中綾子文化芸術振興課長兼市民文化会館長

工事費について申し上げますと、市民文化会館の電気設備工事、機械設備工事、建築工事を行っております。

成人式終了後から3月上旬まで貸止めを行っております、その期間に工事が終わってる分につきましては、貸館を止めている間に終わっていますが、繰越し明許をお願いしております、電気設備工事につきましては、一部特殊設備の製作が間に合わないということで、お願いをしているところでございます。

工事の内容といたしましては、トイレの改修が全て終わっております。

また、受変電設備、館内の照明、監視カメラなどの工事が終了しております。

成富牧男委員

ごめんなさい、何で聞くかという理由を言えばよかった。

前からずっと聞いておりますけど、早く確定したやつは、減額すべきは早く減額せんといかんと、そしてほかの必要な経費に回したほうがいいと。

簡単に言うと、12月頃までには分からなかった分——今話を聞くとそういう要素もあるみたいですが、そういう意味で、3月時点の補正でなければならなかったという理由を、一言言っていたらいいです。

田中綾子文化芸術振興課長兼市民文化会館長

繰り返しになりますが、大ホールにつきましては、1月の成人式から3月上旬、小ホールにつきましては、1月中旬から2月上旬まで貸止めを行いまして、工事を行いますので、このタイミングになったものでございます。

成富牧男委員

工事をしてたらまた増えるかもしれんというのはあるかもしれんけど、入札はもう早い時点で終わってたと思うんですよ。

そうすると、基本的な執行額は確定していたはずですから、文化芸術振興課だけではなくて、今後はそういうことに気をつけて、そういうふうに心がけてほしいということで申し上げます。

終わります。

西依義規委員

3 ページの市スポーツ協会補助金返還金で、過年度分の返還って言われましたけれども、返還するに至る経緯はどういう形をたどるんですか。

小川智裕スポーツ振興課長

こちらにつきましては、スポーツ協会から各競技団体のほうに補助金を出しております。

コロナ禍において実施ができていなかった分とかがございましたので、未執行に至っていた分についての運営補助金や強化費等を積算して、市のほうにスポーツ協会が返還した分になります。

以上でございます。

西依義規委員

ということは、令和4年度の分っていう形ですか。

石丸健一スポーツ文化部長

そのとおりです。

基本的にこういう形のは今までございません。コロナ禍という特殊事情であっております。

通常は、各競技団体さんは計画どおりに事業を実施していただいておりますので、今回特殊な件というふうに思っております。

西依義規委員

補正予算と外れるかもしれないですが、ちょっと不思議なのが、スポーツ協会さんに補助金を出して、スポーツ協会さんがまた違うところに補助金を出すのを二重とは言わないけれど……、各地区はわかりますよ、市があつて8地区あるんでそれはわかります。

ただ、各競技団体さんは鳥栖市サッカー協会、鳥栖市バスケット協会がそこに出せばいいのに、面倒くさいから出さないんですか。わざわざ市スポーツ協会が一元管理するメリットか何かあるんですか。

石丸健一スポーツ文化部長

市の体育協会に加盟されておられる団体ということですので、当然加盟されていない団体さんとかは頂いていらっしゃらない。

市としては、市のスポーツ行政を行うに当たって、市の体育協会さんと協力しながら行っておりますので、市が直接スポーツ団体を指導したり、いろいろしたりという形ではなくて、スポーツ協会さんを通じて行わせていただいておりますので、そういう運営費のほうについても、スポーツ協会さんを通じてという形になっているものというふうに理解しております。

西依義規委員

一元管理とする予算もあると思うんですよ。

ただ、スポーツ協会の今までの役割と、これだけ多種多様になってきた今の――例えば、

文化財では、曾根崎町に1万5,000円とか、ずらっとなってるじゃないですか。連盟とか文化協会にやればいだけでしょ。

個別にやる業種もあるのに、スポーツは個別にやってないってところが、一貫性がないような気がしたんで。

スポーツはスポーツ協会を通します、文化財はいろんな文化財があるんで各町にやってみすっていう、そこに何か違いがあるんですか。

石丸健一スポーツ文化部長

団体さんに直接お支払いするときは、その事業について、市のほうが直接認定しているといひますか、一緒にするといひ意味だと思ひます。

ですので、例えばいろんな教室をするときには、直接うちのほうからお願いしたりすることはありますけれども、ここで言う、団体補助金の中の各種目競技団体のほうに流されているものは、個別の事業を認定しているわけではないといひことで、そういうふうになっているのではないかといひふうに入ひます。

西依義規委員

また当初予算で言わせてもらひます。

もう一個いいですか。

5ページのスポーツ振興基金積立金が、毎年額が違入んです。

こう入ひ基金は、昨年これくらい必要だったので、本年度末はこれくらい積み立てようといひものなのかなと。

例えば当初予算で、今年奨励金を150万円要求します、オーケーです、やりますが普通なのか、何で基金で年度末にわざわざ……、120万円くらい借りてたんで、115万円入れておこう入ひといひふうになるのか、ここの基金の仕組みを教入ひてほしいです。

小川智裕スポーツ振興課長

こちらにつきましては、基金の条例を基に、スポーツ振興を図るといひ目的で基金を創設して入ひます。

その目的に依ひてこの奨励制度をつくって入ひますので、一旦その基金から崩した形で実際に支出された分を年度末にまた基金のほうに積み立てるといひ形で、今運用をさせていた入ひているところでござ入ひます。

以上でござ入ひます。

西依義規委員

私が言入ひてるのは、例えばさっきのスタジアム広告入ひが3,200万円あったので、じゃあ1,000万円基金に入入ひて、そこから使入ひていひましょ、枯入ひしましたからまた入入ひましょ、

なら分かるんですよ。

けれどもこれは、毎年使い切りでほとんどなくなって、また来年同じくらい積み立てて、またなくなってっていうのが果たして基金の役割にあってるのかが分からなかったんで。

例えば、歴史を遡ると大きなスポーツがあって、それが残ってるんでこれがあるんです、なら分かります。1,000万円ぐらい積んでいて、150万円減ってきましたから、また積みましようなら分かりますけれど、使い切り基金の意味がよく分からないので、何でこれは当初予算で基金なのかっていうのを聞きたい。

石丸健一スポーツ文化部長

この分については、出発点が寄附金によってなっております。

その寄附金の御要望がスポーツ振興にということで基金がつくられ、それに基づいて、基金条例の中で奨励金をお渡しするという形になってます。

ふるさと納税制度が出来たことも当然ございますけれども、直接この基金にというものがここ数年ない状態でございます。

今回、ふるさと納税の基金条例が上程されてますけれども、それを実際に運用するのは令和7年度からになりますので、それに併せてこの基金についても検討を行ってまいりたいというふうに思っております。

樋口伸一郎委員長

ほかにあればどうぞ。

牧瀬昭子委員

5ページのスポーツ推進員報酬について、減額理由は人数が予定数に満たなかったのか、それとも金額的な何かがあったのか、その辺りの内容を教えてもらっていいですか。

小川智裕スポーツ振興課長

スポーツ推進委員につきましては、各地区6名で、48名分を予算化しております。

研修会等の参加や各種事業に参加いただいたときに報酬をお支払いしておりますけれども、その参加人数の減によるもので、今回決算見込みに伴い、減額補正をしているところでございます。

以上でございます。

牧瀬昭子委員

分かりました。

続きまして、報酬の分で会計年度任用職員報酬の251万7,000円の減額ですが、こちらも人数的な要因があったりするのかな、その辺りはどうでしょうか。

小川智裕スポーツ振興課長

高松隆次こども育成課長

ただいま議題となりました、議案乙第3号令和5年度鳥栖市一般会計補正予算（第7号）につきまして、健康福祉みらい部地域福祉課、高齢障害福祉課、こども育成課及び健康増進課関係分について御説明いたします。

委員会資料に沿って、主なものについて御説明をして行きます。

委員会資料2ページをお願いいたします。

まず歳入でございます。

款14分担金及び負担金、項2負担金、目1民生費負担金、節2児童福祉費負担金、保育所保育料につきましては、入所児童が当初見込みより少なかったことによります、減額補正でございます。

八尋茂子健康福祉みらい部次長兼健康増進課長兼新型コロナウイルスワクチン接種対策室長兼保健センター所長

同じページ、款15使用料及び手数料、項1使用料、目3衛生使用料、節1保健衛生使用料の休日救急医療センター使用料につきましては、休日救急医療センターにおける医療収入でございます。

保険者からの診療報酬と、受診者が窓口で支払う自己負担でございます。

令和5年度は、新型コロナウイルス関連感染症の流行が継続しております。

また、昨年9月からインフルエンザが流行し、現在も継続しており、受診者の増加に伴う医療収入の増加による補正でございます。

以上です。

林康司地域福祉課長

資料3ページをお願いいたします。

款16国庫支出金、項1国庫負担金、目1民生費国庫負担金、節1社会福祉費国庫負担金のうち、国民健康保険基盤安定負担金につきましては、国保被保険者の保険税軽減に係る国民健康保険基盤安定負担金の決算見込みによるものでございます。

竹下徹高齢障害福祉課長

同じく節1社会福祉費国庫負担金のうち、特別障害者手当等給付費負担金、障害者自立支援給付費負担金及び障害児施設措置費負担金につきましては、障害者に対する福祉サービス給付に係る国の負担金で、決算見込みによる補正でございます。

高松隆次こども育成課長

節2児童福祉費国庫負担金でございます。

施設型等給付費負担金につきましては、人事院勧告に伴い、公定価格が4月に遡り引上げ

て改定されたため、増額補正したものでございます。

児童扶養手当費負担金につきましては、児童扶養手当費の決算見込みによります減額補正でございます。

児童手当費負担金につきましては、児童手当費の児童手当費の決算見込みによります減額補正でございます。

続きまして、目2教育費国庫負担金、節1教育総務費国庫負担金の子育て支援施設等利用給付費負担金につきましては、子育て支援施設等利用給付費の決算見込みによります減額補正でございます。

八尋茂子健康福祉みらい部次長兼健康増進課長兼新型コロナウイルスワクチン接種対策室長兼保健センター所長

目3衛生費国庫負担金、節1保健衛生費国庫負担金の新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金につきましては、3月31日までの接種見込みによる減額補正でございます。

竹下徹高齢障害福祉課長

4ページをお願いいたします。

項2国庫補助金、目2民生費国庫補助金、節1社会福祉費国庫補助金、地域生活支援事業費補助金につきましては、障害者が自立した日常生活や社会生活を送るためのサービスに対する補助金の交付決定による減額補正でございます。

高松隆次こども育成課長

節2児童福祉費国庫補助金のうち、保育対策総合支援事業費補助金につきましては、保育士宿舍借り上げ支援事業の決算見込みによる減額補正でございます。

子ども・子育て支援交付金につきましては、私立保育所特別保育事業の実施園において、延長保育及び地域子育て支援拠点事業の利用者が、見込みより少なかったことによります減額補正でございます。

子育て世帯生活支援特別給付金給付事務費補助金、事業費補助金につきましては、給付金事業費の交付決定額の確定に伴います減額補正でございます。

八尋茂子健康福祉みらい部次長兼健康増進課長兼新型コロナウイルスワクチン接種対策室長兼保健センター所長

目3衛生費国庫補助金、節1保健衛生費国庫補助金の子ども・子育て支援交付金、新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業費補助金、風しん抗体検査事業費補助金及び新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金、項3委託金、目3衛生費委託金、節1衛生保健衛生費委託金の石綿読影の精度に係る調査委託金、以上につきましては、それぞれの事業の決算見込みによる補正でございます。

林康司地域福祉課長

続きまして、資料5ページをお願いいたします。

款17県支出金、項1県負担金、目1民生費県負担金、節1社会福祉費県負担金のうち、国民健康保険基盤安定負担金につきましては、先ほどの国庫負担金で説明いたしました分の県負担金の決算見込みによる補正でございます。

竹下徹高齢障害福祉課長

障害者自立支援給付費負担金及び障害児施設措置費負担金は、国庫負担金のところで述べました、障害者に対する福祉サービス給付に係る県の負担金で、決算見込みによる補正でございます。

高松隆次こども育成課長

節2児童福祉県負担金のうち、施設型等給付費負担金につきましては、国庫負担金同様、人事院勧告に伴い、公定価格が4月に遡り引き上げて改定されたため、県負担金分の増額補正でございます。

児童手当費負担金につきましては、国庫負担金同様、児童手当費の決算見込みによる減額補正でございます。

林康司地域福祉課長

続きまして、節3生活保護費県負担金につきましては、居住地が明らかでない被保護者の保護費、保護施設費及び委託事業費に要する県負担金の決算見込みによる補正でございます。

高松隆次こども育成課長

目2教育費県負担金、節1教育総務費県負担金、子育て支援施設等利用給付費負担金につきましては、こちらも国庫負担金同様、子育て支援施設等利用給付費の決算見込みによります減額補正でございます。

林康司地域福祉課長

続きまして、項2県補助金、目2民生費県補助金、節1社会福祉費県補助金のうち、民生委員・児童委員活動費等交付金につきましては、民生委員、児童委員の活動及び協議会運営に要する経費の県補助金の決算見込みによる減額補正でございます。

竹下徹高齢障害福祉課長

節1社会福祉県補助金のうち、主なものとしたしましては、障害者が自立した日常生活や社会生活を送るためのサービスに対する地域生活支援事業費補助金等で、決算見込みによる減額補正でございます。

高松隆次こども育成課長

節2児童福祉費県補助金のうち、ひとり親家庭等医療費補助金につきましては、ひとり親家

庭等の医療費の決算見込みによります増額補正でございます。

子どもの医療費助成事業補助金につきましては、子供の医療費助成の決算見込みによります減額補正でございます。

保育対策総合支援事業費補助金につきましては、保健体制強化事業補助金などの決算見込みによります減額補正でございます。

子ども・子育て支援事業費補助金につきましては、国庫補助金同様、特別保育事業等補助金の決算見込みによります減額補正でございます。

学校給食費等支援事業費補助金につきましては、保育所等給食費臨時支援事業補助金の決算見込みによります減額補正でございます。

八尋茂子健康福祉みらい部次長兼健康増進課長兼新型コロナウイルスワクチン接種対策室長兼保健センター所長

6ページをお願いいたします。

目3衛生費県補助金、節1保健衛生費県補助金の健康増進事業費補助金、骨髄等移植支援事業費補助金、子ども・子育て支援事業費補助金につきましては、決算見込みによる減額補正によるものでございます。

款20繰入金、項2特別会計繰入金、目1国民健康保険特別会計繰入金、節1国民健康保険特別会計繰入金につきましては、保健事業のがん検診、若い方を対象とした健康診査、妊婦の歯科検診及びフッ化物応用虫歯予防事業等、国保事業の運営の安定化に対する事業への2種交付金でございます。

続きまして、7ページをお願いします。

款22諸収入、項4受託事業収入、目1受託事業収入、節2衛生費受託収入の休日救急医療運営受託料につきましては、休日救急医療センターの受診者の増加に伴う、医療収入の増額により基山町からの受託料を減額するものでございます。

林康司地域福祉課長

続きまして、項6雑入、目4雑入、節1生活保護雑入につきましては、生活保護費の支給後に年金等の収入があった場合に、生活保護費の返還を受けたもので、決算見込みによる補正でございます。

八尋茂子健康福祉みらい部次長兼健康増進課長兼新型コロナウイルスワクチン接種対策室長兼保健センター所長

節2保健衛生雑入の医療提供体制設備整備交付金につきましては、休日救急医療センターにマイナンバーカードで本人確認を行うオンライン資格認定システムを導入したことに対する補助金でございます。

竹下徹高齢障害福祉課長

節4雑入の主なものにつきまして申し上げます。

障害者自立支援給付費返還金につきましては、障害福祉サービス事業者の過年度分の過誤請求等に伴う返還金等でございます。

障害児通園施設介護給付費につきましては、ひかり園の児童発達支援や放課後等デイサービスの療育に支払われる介護給付費の決算見込みによる補正でございます。

高齢者福祉施設雑入は、中央デイサービスセンターや中央在宅介護支援センターの燃料費、光熱水費等の事業者負担分の決算見込みによる補正でございます。

林康司地域福祉課長

同じく雑入のうち、施設型等給付費返還金につきましては、令和4年度分の施設型等給付費の市内の私立保育所において、処遇改善等の実績報告の修正があったための返還金でございます。

竹下徹高齢障害福祉課長

次に、款23市債、項1市債、目8民生債、節1社会福祉債、障害児通園施設改修事業につきましては、工事監理委託料及び工事請負費の確定に伴い、減額補正するものでございます。

以上で、歳入に関する説明を終わります。

林康司地域福祉課長

続きまして、資料8ページをお願いいたします。

歳出の主なものについて、御説明いたします。

款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費のうち、節2給料から節4共済費までにつきましては、健康福祉みらい部長及び地域福祉課の6名、高齢障害福祉課17名、こども育成課12名の職員並びに広域市町村圏組合などへの派遣職員12名、計48名分の人件費でございます。

節27繰出金につきましては、国民健康保険特別会計の繰出金がございましたことによる補正でございます。

竹下徹高齢障害福祉課長

続きまして、9ページをお願いいたします。

目2障害者福祉費のうち、主なものとしたしましては、節1報酬及び節3職員手当等につきましては、会計年度任用職員の人件費に係る決算見込みによる減額補正でございます。

節7報償費につきましては、ひかり園の臨床心理士、言語聴覚士、作業療法士への謝金の決算見込みによる減額補正でございます。

節12委託料の主なものにつきましては、相談支援事業委託料につきまして、この事業につ

いて全国の多くの自治体が消費税を非課税として取り扱っていたところ、昨年10月に国から当該事業は消費税課税事業である旨の通知があり、本市においても非課税事業と誤認し、消費税を非課税とした契約をしていたため、消費税分を支払う変更契約を行いたいため、増額をお願いするものでございます。

なお、過年度分につきましては、委託業者が修正申告を行い、額が確定次第、現計予算の中で対応したいと考えております。

節19扶助費につきましては、障害児施設給付費は、未就学の障害児に対する日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適性訓練及び学校に就学している障害児に対する生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進、その他必要な支援を行うものです。

事業内容としては、児童発達支援や放課後等デイサービスが主なものでございますが、市内の事業所数、利用件数とも増加しているため、障害児施設給付費の増額をお願いするものでございます。

障害者自立支援給付費につきましては、ホームヘルプ、ショートステイ、施設入所等の介護給付サービス、自立訓練等のサービス利用に係る給付、相談支援、障害者の補装具費などで、個別に支給決定が行われる障害福祉サービスの利用者に対する給付費で、主に共同生活援助や就労系サービスの利用が増加しているため、増額をお願いするものでございます。

次に、目3老人福祉費でございます。

節7報償費の主なものといたしましては、在宅寝たきり老人等介護見舞金の決算見込みによる減額補正でございます。

次に、節12委託料につきましては、介護保険事業委託料等の決算見込みによる減額補正でございます。

10ページをお願いいたします。

節18負担金、補助及び交付金の主なものにつきまして、鳥栖地区広域市町村圏組合負担金、高齢者福祉乗車券助成金等の決算見込みによる減額補正でございます。

次に、節19扶助費の主なものにつきましては、養護老人ホームに入所する方の老人措置費、保護措置費の決算見込みによる減額でございます。

次に、目4老人福祉センター費につきましては、それぞれ中央老人福祉センター及び若葉まちづくり推進センターの決算見込みによる減額でございます。

林康司地域福祉課長

続きまして、目6住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付費のうち、節1報酬及び節8旅費につきましては、給付金事務に従事する会計年度任用職員分の決算見込みによる

減額補正でございます。

節18負担金、補助及び交付金につきましては、物価高騰に伴う低所得世帯支援給付金の給付事業費等の決算見込みによる減額補正でございます。

減額の内訳といたしましては、3万円の給付金につきましては、2,349万円。7万円の給付金につきましては、4,900万円。合計で7,249万円となっております。

高松隆次こども育成課長

11ページをお願いいたします。

項2児童福祉費、目1児童福祉総務費の主なものについて申し上げます。

節1報酬、節3職員手当等につきましては、家庭児童相談員、婦人相談員等の会計年度任用職員6名の報酬等の決算見込みによります減額でございます。

節19扶助費につきましては、児童扶養手当及び母子家庭等自立支援給付金、子どもの医療費の決算見込みによります減額補正でございます。

続いて、目2保育園費につきまして、主なものを申し上げます。

節1報酬から節8旅費につきましては、保育所職員45名分の決算見込みに伴う減額及び会計年度任用職員の保育士の報酬等の決算見込みによります減額補正でございます。

これは、予定していた保育士数を確保できなかったことと、会計年度任用職員の正職、産休、育休者4名分の代替職員の報酬等が総務課より支払われることなどによります減額でございます。

節10需用費につきましては、給食材料費の決算見込みによります減額でございます。

資料12ページをお願いいたします。

節18負担金、補助及び交付金につきましては、私立保育所、認定こども園等に対する運営費の施設型等給付費の増額補正、また保育士の負担軽減や保育士確保等の各補助事業の決算見込みによります減額補正でございます。

内訳の主なものといたしましては、施設型等給付費につきましては、歳入でも触れましたけれども、人事院勧告を反映しての公定価格が4月の給与まで遡及して変更となったため、その分増加更正となったものでございます。

保育士宿舍借り上げ支援事業につきましては、当初15人分の予算を計上しておりましたが、実績といたしましては3人でございますので、減額となっております。

理由といたしましては、当初取組予定の園が、実際のところ実施に至らなかったことなどの理由で実績が減っているところでございます。

保育体制強化事業補助金につきましては、当初5園分の予算を計上しておりましたが、実績といたしましては、3園の見込みでございますので、減額となっております。

保育補助者雇上強化学業補助金につきましては、当初10園の予算を計上しておりましたが、実績としては9園でございます。

実施園の雇用時間が見込みより少なかったため、減額となっているところでございます。

保育環境改善等事業補助金につきましては、新型コロナウイルス感染症の分類が、令和5年5月に緩和されたため、それまでの補助対象が感染予防に関する備品や消耗品、掛かり増し経費といったものから、感染者が出た場合の対応経費のみと変更になったため、利用が減少し、減額となっております。

保育所等給食費臨時支援事業補助金につきましては、事業対象園からの申請が見込みより少なかったことにより減額となっております。給食メニュー、食材の工夫により、物価高騰による影響が少なくなるよう取り組めた成果と捉えているところでございます。

目3児童手当費、節19扶助費につきましては、児童手当の決算見込みによります減額補正でございます。

続きまして、目4出産・子育て応援交付金事業費につきましては、主なものを申し上げます。

節1報酬から節8旅費までにつきましては、会計年度任用職員1名の人件費の決算見込みによる減額補正でございます。

節18負担金、補助及び交付金につきましては、出産・子育て応援交付金の決算見込みによります減額補正でございます。

続きまして、目5子育て世帯等臨時特別支援事業費につきましては主なものを申し上げます。

節1報酬から節8旅費までにつきましては、会計年度任用職員2名分の人件費の決算見込みによります減額補正でございます。

節12委託料につきましては、システム改修及び封入、封緘の委託料が見込みより少なかったための減額補正でございます。

節18負担金、補助及び交付金につきましては、子育て世帯等臨時特別給付金の決算見込みによります減額補正でございます。

林康司地域福祉課長

続きまして、項3生活保護費、目1生活保護総務費のうち、節1報酬から節8旅費につきましては、生活保護事務に従事する職員6名及び自立支援事業に従事する会計年度任用職員4名分の決算見込みによるものでございます。

節12委託料につきましては、医療扶助オンラインに伴うシステム改修につきましては、入札残となっております。

健康管理支援につきましては、委託事業内容の見直し、また、レセプト点検につきましては、委託業務の決算見込みによる減額補正となっております。

続きまして、資料14ページをお願いいたします。

目2扶助費、節19扶助費につきましては、生活扶助及び医療扶助の決算見込みによる減額補正でございます。

八尋茂子健康福祉みらい部次長兼健康増進課長兼新型コロナウイルスワクチン接種対策室長兼保健センター所長

款4衛生費、項1保健衛生費、目1保健衛生総務費の主なものを御説明いたします。

節1報酬から節4共済費及び節8旅費につきましては、母子健康包括支援センター2名と時給単価任用の会計年度任用職員及び健康増進課職員20名、国保年金課職員5名の人件費の決算見込みによる減額補正でございます。

節12委託料につきましては、産後ケア事業の利用と、妊婦、乳児健康診査受診者数の見込みによる減額補正でございます。

15ページの目2予防費、節1報酬から節4共済費及び節8旅費につきましては、新型コロナウイルス関係事業に従事する会計年度任用職員3名分、時給単価任用の人件費の決算見込みによるものでございます。

節11役務費につきましては、各種検診の通知の発送のための郵送費や国保連合会に支払う予防接種の審査手数料で、決算見込みによる減額でございます。

節12委託料につきましては、予防接種、がん検診、新型コロナワクチン接種業務等の決算見込みによるものでございます。

節18負担金、補助及び交付金の個別接種促進支援事業費補助金につきましては、新型コロナワクチンの個別接種の促進を図るため、ワクチン接種に協力する医療機関に対して助成するもので、実績見込みによるものでございます。

以上です。

高松隆次こども育成課長

款10教育費、項1教育総務費、目4幼稚園費、節18負担金、補助及び交付金につきましては、幼児教育・保育の無償化に伴います子育て支援施設等利用給付金について、幼稚園等での通常保育及び預かり保育事業の利用者が当初見込みより少なかったことにより減額補正でございます。

竹下徹高齢障害福祉課長

続きまして、16ページをお願いいたします。

令和5年度繰越明許費について、御説明をいたします。

款3民生費、項1社会福祉費、地域介護・福祉空間整備補助金につきましては、九州メディカルサービス株式会社が、轟木町に設置するグループホーム安心とどろきの非常用自家発

電設備について、1月に発生した能登地震のため、契約をしていた業者が被災地支援に従事することとなり、年度内の完成が困難となったための繰越しでございます。

八尋茂子健康福祉みらい部次長兼健康増進課長兼新型コロナウイルスワクチン接種対策室長兼保健センター所長

款4衛生費、項1保健衛生費、新型コロナウイルスワクチン接種事業につきましては、全額国費無料での実施が令和6年3月31日までとなっておりますが、3月分のワクチン接種委託料の支払いや、ワクチン等の期限切れによる廃棄などの業務が令和6年度まで必要となるため、繰越しを行うものでございます。

林康司地域福祉課長

続きまして、変更分でございます。

款3民生費、項1社会福祉費の物価高騰に伴う低所得世帯支援給付金給付事業の繰越明許費につきましては、2月の臨時議会で可決いただきました、令和5年度の住民税均等割のみ課税世帯への給付金の事務費及び令和5年度住民税非課税世帯及び令和5年度住民税均等割のみの課税世帯への子育て世帯への3給付に要する予算の8,664万円と、12月議会で可決いただきました令和5年度の住民税均等割のみ課税世帯への給付金の予算につきまして、年度内で給付等で執行する予算を考慮いたしまして、2億5,301万3,000円を繰り越すものでございます。

以上で説明を終わります。

樋口伸一郎委員長

ありがとうございました。

執行部の御説明が終わりました。

これより質疑を行います。

西依義規委員

2ページの休日救急医療センター使用料が増額補正になってる原因は分かったんですけれども、なったことによる委託料の変更とか増額とかはあるんですか。

八尋茂子健康福祉みらい部次長兼健康増進課長兼新型コロナウイルスワクチン接種対策室長兼保健センター所長

委託料は特にございませんが、これに伴う医薬材料費――薬代の支出は増加しております。

西依義規委員

そうしたら、使用料が増えたということは、利用者が増えたということですね。ここの先生方とか看護師さんとかは、その分忙しかったということですね。

けれども、忙しくても委託料も変わらないし、もちろん報酬も変わらないということでは

いですか。

八尋茂子健康福祉みらい部次長兼健康増進課長兼新型コロナウイルスワクチン接種対策室長兼保健センター所長

当初で委託料等は金額等を決めておりますので、人件費に対しての増額部分はありません。

ただし、通常の季節型インフルエンザの流行に対して、スタッフが必要である分は、その分人数を増やしたところで見越しての当初の委託で契約をしております。

西依義規委員

どっちが得かっていったら、鳥栖市役所にとってはそっちが得だと思っんですよ。最初に委託を決めてたじゃないですかと。

けれど、3,000万円ですて、2,500万円増で5,500万円でしょう。

3,000万円が3,500万円になりましたは分かりますけれど、3,000万円が2,500万円増えて5,500万円に利用料が増えたということは、通常の業務からいくと考えられんぐらい、倍近くになってるわけじゃないですか。

それに対して医師会が何か言ってるというのは、私は知りませんよ。

ただ、利用料が2倍近くになったときには、委託費も何かってというのは今後検討されたらどうかと。その辺難しいんですか。

八尋茂子健康福祉みらい部次長兼健康増進課長兼新型コロナウイルスワクチン接種対策室長兼保健センター所長

ここ数年は感染症で増加して、その分医療費報酬等が収入にはなってきましたけれども、それ以前は利用者が少ない時になると収入が減ってきているという状況もございます。

コロナの時期も受診者数が少ないときもございましたので、そこら辺も毎年の流行と、受診者の数と増やしながらいということと、今後は医師会のほうも人件費に関しては要望等もあると思いますので、協議しながら行っていきたいとは考えております。

ちなみに、令和6年度は人件費は少し増額での予定はしております。

西依義規委員

今の次長の答弁を整理すると、多かった年も少なかった年も同じ委託料ですてるんで、たまたま多かっただけであって、少ないときもあつたんで、委託料ってそんなものってことですか。そういうことでいいですか。

八尋茂子健康福祉みらい部次長兼健康増進課長兼新型コロナウイルスワクチン接種対策室長兼保健センター所長

人件費に関しては、毎年変えられるものではございませんし、現在人件費に関しても看護

師が少ないとかいうふうなこともありますし、人件費が上がってきているところもござい
ますので、そこら辺も協議しながら見直しをするというふうに考えております。

西依義規委員

単純に考えて、これだけ増えたら何らかがあるのかなと思ったんで、聞かせていただき
ました。

これに関する支出に関係した科目って何かあるんですか。

この使用料が増えたことによって、補正で支出が何か関係したことってあるんですか。

八尋茂子健康福祉みらい部次長兼健康増進課長兼新型コロナウイルスワクチン接種対策室長 兼保健センター所長

衛生費のほうで予算計上はしておりませんが、先ほど申しました医薬材料費関係は
予算の節内で流用として調整をしていきたいとは考えておりまして、今回増額の計上はして
おりません。

古賀達也健康福祉みらい部長

休日救急医療センターにつきましては、受診の状況等が非常に見込めないところもござい
ますので、西依委員からの御質問にありますように、人件費の部分は八尋次長のほうが申し
上げましたけれども、単価のほうは年度途中で変更することはできませんけれども、繁忙期
っていうか、受診者が多いときには人員を増やすとかいう部分で現計の委託料の範囲内で可
能な場合にはそういう対応をしております。

けれども、そうでない場合には——ちなみに令和4年度とかは、コロナの第7波とか第8
波のときには繁忙期が急遽来たので、体制を強化したという部分については、途中で委託料
の増額補正をお願いしたところでございます。

以上でございます。

西依義規委員

単純に考えて、収入が2,500万円増えたら、薬代、医療費が上がりました、経費がプラス500
万かかりました、電気代がこれくらいかかりましたとか、支出はもちろん増えていくと思う
んですよ。

その辺が全く出て来ないで収入だけ出てくるんで、どうなのかなと思ったんで聞かせてい
ただきました。

終わります。

中川原豊志委員

10ページの住民税非課税世帯等臨時特別交付金のところで説明があったんですが、3万円
の分が2,000万円とか3,000万円とかで、7万円の分が……、という説明があったんで、ここ

で7,200万円減額されることによって補正後が8億6,200万円で、繰越しのところでも話があったんですが、まず、この減額について、これの申請はいつまでやったかな。

それで繰越しされると思うんだけど、見込みはどれくらいなのかな。

申請がもうないもので減額したのか、申請されてないところを追跡みたいなことをしてもこれだけ減額しとかないかんとということなのか、減額の理由をもうちょっと教えていただけますか。

林康司地域福祉課長

まず、繰越明許費の分に係る均等割等の締切りにつきましては、令和6年4月末が申請の受付の締切りになっております。

3万円、7万円につきましても、予算のときには7,000世帯分をお願いしておりまして、3万円の分につきましては、6,217世帯で1億8,651万円分が実績で、こちらはもう確定いたしております。

7万円の給付につきましては、3月15日支払い予定までの件数ですが、6,001世帯世帯で、4億2,007万円でございます。繰り越す分につきましては、少し余裕を持った見込みとはしておりますが、最終的には不用額でまた多く出てくる可能性はあると考えております。

岡本澄久地域福祉課長補佐兼地域福祉係長

ちょっと内容を訂正させていただきます。

今回減額補正をさせていただく分につきましては、3万円と7万円の非課税世帯に対する補助金の減額分となります。

3万円につきましては、9月末で締切りをさせていただいてます。

7万円の給付金については、12月末から受付開始を行いまして、2月末で申請受付を区切らせていただいておりますので、令和5年度の非課税世帯、3万円と7万円の合計10万円を給付する分についての不用額という形で減額をさせていただいているところになります。

中川原豊志委員

3万円も7万円も2月末と12月末で締切りはもう終わってるということですか。

イメージ的に令和6年の6月末ぐらいまでが支払期限とか何か言ったような気がしたんですけど、私の勘違いかな。

林康司地域福祉課長

先ほど岡本補佐からの説明もありましたように、今回減額補正をさせていただいている分につきましては、非課税世帯に対するものでございまして、7万円の給付も2月末で申請期限としております。

均等割につきましては、令和6年4月末を締切りとしておりますので、後の処理等々で振

込みにつきまして少し延びるということもございますが、6月末で予定の締切日ということで設けている給付金は、今のところございません。

中川原豊志委員

ありがとうございます。

勘違いもあったかもしれませんが、3万円も7万円も7,000世帯を見込んでいたということで、ここに7,200万円ほどの減額が出てるんで、実際申請された方で、7,000人いかなかったけれども、該当世帯はほぼ申請をされているということで判断してよろしいですか。

林康司地域福祉課長

そのように捉えております。

中川原豊志委員

12ページの保育園、保育士の処遇とか仕事の援助とかいうのでいろんな取組をされてる中で、特に気づくのが保育士の宿舎借上げの分なんですけど、予定より少なかったというふうなことで減額になってるんですけども、園のほうで宿舎を借りて、そこに住みなさい、そこだったら援助しますよという制度だと思うんですよ。

その辺の見直しっていうか、もっと利用していただきやすいような方法を指導とか支援とかされるようなことってないですか。

脇友紀子こども育成課長補佐兼保育幼稚園係長

中川原議員が御指摘のように、宿舎借上げというお名前上、契約自体は園のほう、施設のほうとするという制度になっています。

ただ、現実的に今利用されている方に至っては、保育士さん個人がここに住みたいですよということで、園のほう、施設のほうと協議を経てされておりますので、事前に施設が用意されて、ここに住んでくださいということには実際なっておりませんが、それについても可能な状況です。

ただ、こちらが国の補助メニューを活用しておりますことから、施設のほうで契約をするっていうのは要件になっておりますので、そこが法人で事務手続上どうかということもありますので、実際にされている施設の事務規程等は、こういったことが例になってますというのは事前に各園に御提供させていただいて、なるべく御活用くださいということは御案内しております。

中川原豊志委員

ありがとうございます。

せっかくいい制度だと思いますんで、これで1年経ったのかな。1年ですよ？

脇友紀子こども育成課長補佐兼保育幼稚園係長

令和4年度からの取組になりますので、2年目になります。

中川原豊志委員

2年になりますので、利用促進に向けて、今まで利用されたところとまだ活用されていないところの意見を聞いていただいて、もっと積極的に利用していただけるように園のほうへの働きかけをお願いしたいというふうに思います。

高松隆次こども育成課長

制度の周知も含めまして、各園のほうにも働きかけを行っていきたいと考えております。以上です。

西依義規委員

高齢者福祉乗車券が収入と支出にかかっているんです。

7ページが16万5,000円増と、支出が10ページで、これって収入が増えたということは、当初予算より買った人が多かったということだけれど、使った負担金は減ったという、まずこの辺のプラスとマイナスの理由を教えてください。

竹下徹高齢障害福祉課長

西依議員がおっしゃったように、乗車券の販売は若干増えてまして、当初の予算よりも乗車券は売れている。

ただ、支出のほうを買われた乗車券を使われたのがうちの歳出の見込みよりも少ないということで減額をさせていただいています。

今年に入って購入される方が少し増えてきているというのは感じてまして、ちょっと時差があると思うので、今後利用されることで歳出のほうが遅れて出てくるのかなというふうには思っています。

西依義規委員

分かりました。

これは当初予算か決算で言わないといけないのかなと思うんですけど、補正で出てきたんです。

この乗車券の販売のデータっていうか分析を、例えば年齢とか住所とか、どういうふうな管理をされてるんですか。

どの辺の何歳ぐらいの方が買われて――何が言いたいかという、結局バス路線が通ってなかったら使えないわけですね。

市民サービスとして平等じゃないんじゃないかと、バス路線が通っていないところはタクシーとかほかのことで使わんと、税金の公平性からいくとどうかなと思って。

まず、地区の分析をされてるかどうかをお願いします。

竹下徹高齢障害福祉課長

どなたに販売したかっていうところまでは、台帳で記録はあるんですけど、それを何歳の方が買われてるとか、どの地区の方が多いか、そういった統計っていうのは今は取ってないです。

西依義規委員

市長も公約で出されて、我々も市民サービスが上がったほうがいいんで。

タクシーに使わせてくれじゃあ駄目だと思うんですよ。

下手したら、田代地区とか鳥栖地区とかのバス路線が充実したところの人ばかりにやって、旭地区とかそういったところは全然買われてなかったら制度の問題だと思うんですよ。

けどそこは、国道・交通対策課がするんじゃなくて、所管課がこういう偏った買われ方しかしてないんで、っていうふうに言っていく——福祉サービスを上げるのはこの課でしょうから。

そういった地区別の分析とかしてみませんか。年間500人ぐらいでしょう。

個人情報があって我々がすることはできないので、もしよかったら、時間があればしていただきたいと思うんですけど、いかがですか。

竹下徹高齢障害福祉課長

確かに、バス停が近いところの方がより多く買われてるとは思うんですけども、一応ミニバスにも使えるようになっていきますので、基本的には交通空白地域というんですか、そういうのはないような建前にはなってると思うので、どこの地区が特に少ないっていう印象は、私は持ってないんですけど、言われるように、やっぱりバスに近いところの人が多いです。

遠いから買わないという方もいらっしゃるかと思うので、ミニバスをもっと利用しましょうとか、そういったことは取り組んでいきたいと思ってます。

樋口伸一郎委員長

分析よりも促進っていう感じでした。

いいですか、御理解いただけますか。（「はい」と呼ぶ者あり）

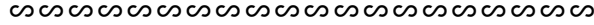
ほかにございませんか。

〔発言する者なし〕

質疑を終わります。

執行部準備のため、暫時休憩をいたします。

午前11時35分休憩



午前11時44分開会

樋口伸一郎委員長

再開いたします。



教育部

議案乙第3号令和5年度鳥栖市一般会計補正予算（第7号）

樋口伸一郎委員長

続きまして、教育部関係の議案の審査を行います。

議案乙第3号令和5年度鳥栖市一般会計補正予算（第7号）を議題といたします。

執行部の御説明を求めます。

佐藤正己教育総務課長

議案乙第3号令和5年度鳥栖一般会計補正予算（第7号）の教育委員会事務局関係につきまして、お手元に配付させていただいております文教厚生常任委員会資料にて御説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

まず、歳入からでございます。

委員会資料の2ページをお願いいたします。

款14分担金及び負担金、項2負担金、目2教育費負担金、節1小学校費負担金及び節2中学校費負担金につきましては、学校管理下における傷害保険である日本スポーツ振興センター負担金額の決定に伴う補正でございます。

続きまして、款16国庫支出金、項2国庫補助金、目5教育費国庫補助金、節1教育総務費国庫補助金、節2小学校費国庫補助金、節3中学校費国庫補助金、節5社会教育費国庫補助金につきましては、説明欄にある各補助金につきましては、決算見込みによる減額でございます。

古賀泰伸学校教育課長

続きまして、款17県支出金、項2県補助金、目6教育費県補助金、節2小学校費県補助金

及び節3 中学校費県補助金につきましては、説明欄にあります、会計年度任用職員の決算見込みによるものでございます。

牛嶋英彦教育部次長兼生涯学習課長兼図書館長

節4 社会教育費県補助金につきましても、国庫補助金で説明したとおり、歳出の決算見込みによる減額でございます。

立石光顕学校給食課長兼学校給食センター所長

款18財産収入、項2 財産売払収入、目2 物品売払収入、節1 物品売払収入につきましては、小学校給食で配送業務の委託先業者に貸し出して使用しておりました給食配送用トラックの更新に伴い、当該トラックを売り払って得た代金収入でございます。

なお、更新後のトラックにつきましては、配送業務の委託業者のほうで用意をされております。

牛嶋英彦教育部次長兼生涯学習課長兼図書館長

款22諸収入、項4 受託事業収入、目1 受託事業収入、節5 教育費受託収入の埋蔵文化財発掘調査受託料につきましては、令和5年度につきましては、受託による本調査が見込みより少なかったことによる減額でございます。

佐藤正己教育総務課長

款22諸収入、項6 雑入、目4 雑入、節4 雑入の中原特別支援学校田代分校負担金につきましては、中原特別支援田代分校の光熱水費等負担分と田代小学校大規模改造に係る工事関連負担金の合計でございます。

2 項目め、学校災害賠償保険金につきましては、鳥栖北小学校での草刈り作業時に学校駐車場に駐車中の自動車のフロントガラス損害に対する保険金収入でございます。

立石光顕学校給食課長兼学校給食センター所長

同じく節4 雑入の3 項目め、学校給食費につきましては、学校・学年行事に伴う給食回数の確定やアレルギー対応等に伴う喫食停止等によります、学校給食費の決算見込みによる減額補正でございます。

佐藤正己教育総務課長

款23市債、項1 市債、目6 教育債、節1 小学校債につきましては、田代小学校大規模改造事業、旭小学校大規模改造事業、屋内運動場大規模改修工事の終了による工事額の確定によります、小学校債の減額でございます。

続きまして、節2 中学校債につきましては、基里中学校大規模改造事業、屋内運動場大規模改修工事設計業務の終了による委託料の確定によります、中学校債の減額でございます。

以上で、歳入についての説明を終わります。

続きまして、歳出について申し上げます。

5ページをお願いいたします。

款10教育費、項1教育総務費、目1教育委員会費、目2総務事務局費及び目3学校教育事務局費につきましては、それぞれ決算見込みによります減額補正でございます。

項2小学校費、目1学校施設管理費、節12委託料につきましては、鳥栖小学校駐車場整備に係る伐採費用を工事請負費で支出したことにしたほか、委託事業の執行残を減額するものでございます。

目2学校事務管理費につきましても、その主なものは決算見込みによる減額補正でございます。

節10需用費につきましては、小学校8校の光熱水費の決算見込みによる減額でございます。

目3教育振興費につきましては、決算見込みによる減額補正でございます。

節19扶助費につきましては、就学援助、特別支援教育就学奨励費の決算見込みによる減額でございます。

立石光顕学校給食課長兼学校給食センター所長

節1報酬から節8旅費までにつきましては、学校給食課職員の育児休暇の取得及び会計年度任用職員の年度途中での退職等によります、人件費の決算見込みにより、減額補正するものでございます。

節10需用費につきましては、学校・学年行事に伴う給食回数の確定や、アレルギー対応等に伴う喫食停止等によります給食材料費の決算見込みにより、減額補正するものでございます。

続きまして、目5学校建設につきましては、節11役務費、節12委託料、節14工事請負費は田代小学校大規模改造事業、旭小学校大規模改造事業の完了に伴います、減額補正でございます。

続きまして、項3中学校費、目1学校施設管理費、節10需用費につきましては、市内4中学校の施設修繕に必要な経費を補正するものでございます。

8ページをお願いいたします。

節12委託料につきましては、田代中学校樹木残材処分業務及び鳥栖市中学校樹木剪定業務に係ります経費を補正するものでございます。

節14工事請負費につきましては、基里中学校の特別支援学級増に伴う空調設備に係る費用でございます。

目2学校事務管理費につきましては、決算見込みによる減額でございます。

そのうち、節10需用費につきましては、学校・学年行事に伴う給食回数の確定やアレルギー

一対応等に伴う喫食停止等によります、給食材料費の決算見込みにより減額補正するものでございます。

佐藤正己教育総務課長

目3教育振興費につきましては、決算見込みによります減額でございます。

節19扶助費につきましては、就学援助、特別支援教育就学奨励費の決算見込みによる減額でございます。

目4学校建設費につきましては、節12委託料は、基里中学校屋内運動場大規模改造工事設計業務委託の執行残による減額補正をするものでございます。

牛嶋英彦教育部次長兼生涯学習課長兼図書館長

項4社会教育費、目1社会教育総務費について申し上げます。

各節とも決算見込みによる減額でございますが、主なものを申し上げます。

節14工事請負費につきましては、鳥栖小学校なかよし会B・Cクラス、麓小学校なかよし会B・Cクラスの建設工事、それと旭小学校なかよし会Aクラスの改修工事の決算見込みによる減額が主なものでございます。

節18負担金、補助及び交付金につきましては、放課後児童健全育成事業等の決算見込みによる減額でございます。

放課後児童クラブにおける新型コロナウイルス感染症対策のための消耗品等の購入費用の補助の減額、なかよし会の支援員補充が見込みよりも少なかったことによる減額、それから台風接近により、対馬への派遣事業が中止になったことによる、少年少女派遣事業補助金の減額などが主なものでございます。

目2文化財保護費について申し上げます。

節1報酬から節14工事請負費までは、それぞれ決算見込みによる減額でございます。

目3図書館費について申し上げます。

こちらにつきましても、それぞれ決算見込みによる減額でございます。

続きまして、目4埋蔵文化財発掘調査費につきましても、それぞれ決算見込みによる減額でございます。

目5埋蔵文化財調査受託費につきましては、歳入は受託による本調査が見込みより少なかったことによる減額が主なものでございます。

目8生涯学習センター費につきましても、それぞれ決算見込みによる減額でございます。

佐藤正己教育総務課長

続きまして、令和5年度の3月補正予算概要の継続費補正でございます。

表の3段目にあります、款10教育費、項2小学校費、事業名、田代小学校大規模改造事業

の補正でございます。

田代小学校大規模改造事業は、当初は令和3年度から令和5年度の3か年、12億円の継続費を計上しておりましたが、令和6年1月末に改造工事の事業が全て終了いたしましたので、事業費の確定による減額でございます。

事業費確定額は11億8,486万4,000円となり、1,513万6,000円の減額補正でございます。

続きまして、繰越明許費につきまして説明申し上げます。

古賀泰伸学校教育課長

款10教育費、項1教育総務費、事業名は、いじめ問題対策委員会経費についてでございます。

今年度中の答申の見込みが立っておらず、年度内完了が困難であるという報告を受けておりますことから、繰り越すものでございます。

佐藤正己教育総務課長

続きまして、項2小学校費1項目め、特別支援学級整備事業につきましては、令和6年度の学級編制に伴います、特別支援学級の間仕切り撤去及び設置工事を行うものですが、3学期の年度内工事の完了が見込めないことから繰り越すものでございます。

間仕切り撤去工事は、弥生が丘小学校、間仕切り設置工事は、田代小学校と旭小学校でございます。

2項目め、若葉小学校屋内運動場倉庫改修事業につきましては、倉庫改修設計業務の入札を令和5年12月に行いましたが、入札不調となりました。

建設課と協議を行い、時期を見て再度入札を行うことになり、令和6年3月に入札を行ったことから年度内に十分な工期が確保できなかったため、繰り越すものであります。

3項目め、基里小学校フェンス改修事業につきましては、基里小学校のプールフェンスを目隠しフェンスに改修する工事を行うものですが、基里学校のプールのフェンスがちょっと高くなっていることから、既製品の支柱では風による負荷に対して基礎部分の強度不足が想定されるため、特注部材として支柱を発注することになり、支柱の納入が3月に間に合わず、工事完了が見込めないことから、繰り越すものでございます。

4項目め、旭小学校大規模改造事業につきましては、旭小学校大規模改造事業の校舎設計業務を行っているものでございます。

前回の田代小学校大規模改造事業の校舎設計が約9か月で完了いたしましたことから、旭小学校についても同様の期間を見込んでおりましたが、旭小学校からの追加要望の協議等を行ったこと、また授業数が多いことから仮設校舎の規模が大きくなること、現校舎の規模も大きいので設計業務時間を要することから、年度内完了ができないため、繰り越すものでござ

ございます。

続きまして、項3 中学校費、1 項目め、特別支援学級整備事業につきましては、令和6年度の学級編制に伴い、基里中学校に特別支援学級が増えることから、特別支援学級に空調機を設置する必要があり、その設置工事が年度内完了が見込めないことから、繰り越すものでございます。

2 項目め、鳥栖西中学校バスケットゴール改修事業につきましては、バスケットボールのゴールは体育館の規格に合ったものを調達する必要があることから、その調達に日数を要したため、年度内の工期が確保できないことから、繰り越すものでございます。

以上で、議案乙第3号令和5年度鳥栖市一般会計補正予算（第7号）、教育委員会事務局関係分の説明を終わらせていただきます。

樋口伸一郎委員長

ありがとうございました。

執行部の御説明は終わりました。

昼食のため、暫時休憩をいたします。

午後0時1分休憩



午後1時9分開会

樋口伸一郎委員長

再開いたします。

御説明に続きまして、委員からの質疑を始めます。

御質疑のある方は挙手にてお願いいたします。

牧瀬昭子委員

2 ページをお願いします。

小学校費県補助金と中学校費県補助金の教員業務支援員配置事業費補助金について、これが減額になった理由としては、人員の不足とかがあったりするのでしょうか。

その辺りの理由をお願いします。（発言する者なし）

樋口伸一郎委員長

慌てなくていいですよ。

暫時休憩します。

午後 1 時11分休憩



午後 1 時11分開会

樋口伸一郎委員長

再開します。

古賀泰伸学校教育課長

今、確認をさせていただいておりますので、しばらく時間を頂ければと思います。

樋口伸一郎委員長

ということで、その件に関しては確認が取れた後、お答えを頂くようにします。

続きがあればどうぞ。

西依義規委員

その下の、部活動指導員活用事業費補助金でマイナスの説明があったと思うんですけど、もう一回説明していただきたいのと、この事業に県の補助金が最大幾らまでっていう上限はあるんですか。

古賀泰伸学校教育課長

部活動指導員活用事業費補助金につきましては、現在県が進めている研究事業でございます。

各学校 1 名分の指導員の予算措置というふうなところで進めておりますので、この 1 名分をどのように活用していくか、学校によっては 1 名分の予算で 2 名配置するという活用などで現在対応しているところでございます。

そのため、上限といいますと、鳥栖市ならば 4 校分で 4 人分の予算が上限という位置づけになって来ようかと思えます。

この減額につきましては、申し訳なかったんですけども、配置が困難な状況が 1 校ございましたことからの減額というところになっております。

以上です。

西依義規委員

配置が困難っていうことは、どこか 1 つの中学校で当初予定していたものができなかった

ということですか。

古賀泰伸学校教育課長

そのとおりでございます。

西依義規委員

これも当初予算で聞けばいいんでしょうけど、この事業は確か市長か何かも受皿を広げて行くってような公約を掲げられていたと思うんですけど、研究して予算化して中学校に幾らぐらいっていう県で決まった予算でしょうけれども、もっと広げていけばもっともつと予算は必要になってくるという……、この事業を続けていくのであれば、県の補助金以外の鳥栖市の一般会計からも行く予定ということ、膨らんでいくということですか。

古賀泰伸学校教育課長

まず、この部活動指導員活用研究事業費補助金につきましては、部活動の地域移行とは切り離して考えていただきたいというふうに考えております。

これはあくまでも、学校で行う部活動に対しての指導員の配置事業になりますので、地域移行した場合につきましては、この予算の活用はできなくなります。

全く別物というふうなところで御認識いただければというふうに考えております。

以上です。

西依義規委員

ということは、指導員活用事業補助金の目的が地域移行と関係なければ、指導員活用っていうのではなくて、今の先生方に手当をしっかりとやって——例えば先生たちって土日に行ってもたかが知れてるじゃないですか。

そういったのをもっと普通の会計で上げたほうがいいんでしょうけれど、何でこういう補助金にしているんですか。

古賀泰伸学校教育課長

まず、学校現場の声としましては、専門外の指導を行うことへの負担、こういったところがあるんですよ。

そうした場合に、やはりこういった事業を活用して、専門外の先生方に対して、専門性のある人についていただいて指導を行うことで、先生方の負担の軽減っていうふうなことがなっています。

こういった予算を活用することによって、専門性のある指導員にお願いする、またそれによって先生方の負担軽減、働き方改革につながっていくものと考えて、この予算を活用しているところでございます。

以上です。

西依義規委員

これは市が幾らで、県が幾らで、事業全体の当初予算は幾らですか。

古賀泰伸学校教育課長

確認の上、お答えいたします。

樋口伸一郎委員長

節3に関して2項目確認がありますので、また後ほど御準備ができ次第ということをお願いいたします。

それと、お答えにもありましたが、この部活動指導員と地域移行っていうのが性質も全く違うものであって、地域移行に関しては委員会の所管事務の中にも含まれる協議事項にもなるかと思えます。

今回の補正予算の議案審査に当たっては、この事業に関わる部分において御質問をしていただければと思います。

ほかにございませんか。

古賀直美学校教育課インクルーシブ教育推進係長

古賀でございます。

よろしく願いいたします。

まず西依委員にお聞きいただいた部活動指導員の活用事業補助金の補助率についてであったかと思えますけれども、その辺りをお答えさせていただきます。

必要な経費に対しての3分の2が県の補助金として頂けるような事業となっております。

それと併せて、もう一つ御質問いただいていたかと思えます。

牧瀬委員から御質問をいただいております、教員業務支援員の歳入の減についてでございますが、こちらについては、当初見込んでいた配置と異なる、1年目の職員が入ってまいりましたので、その分の差ということになります。

決算に応じた歳入の減をさせていただいております。

樋口伸一郎委員長

ありがとうございます。

姉川勝之教育部長

補足いたしますと、業務支援員さんも会計年度任用職員としてお雇いさせていただく中で、予算措置をする場合は、会計年度任用職員さんが1年目から5年目まで給料が上がるような形になっておりますので、どなたが入ってくるかが分からない、要は続ける人もいないということで、5年目の予算で措置をしております。

ただ、実際には1年目の人が雇われるとすれば、その部分の残っているのが、不用として

ここで減額分として落ちるといふふうな形になっております。

以上です。

樋口伸一郎委員長

ありがとうございます。

今お二方から確認後に必要な再答弁をいただいておりますので、関連があれば。

ありがとうございます。

西依義規委員

ということで、当初で補助金額が80万円か90万円ぐらいだったということは、市が3分の1出して、1校当たり30万円ぐらいがついてるんですか。

部活動がいっぱいある学校も少ししかない学校も同じ額がつくんですか。

古賀泰伸学校教育課長

予算のつけ方としてはそのようになります。

各学校1名分というふうになりますので、均等割になります。

牧瀬昭子委員

御説明ありがとうございます。

要するに、5年目の方を上限として予算措置をしていたけれども、1年目の方が入ってきたので、全体の金額が下がったという御説明だったと思うんですけど、そうした場合に、足りないところにもう一人とかということ減額になった分するのは難しいものではないでしょうか。

人が足りないとかいう声をよく聞くもので、プラスするということが可能であればと思いますが、その辺りは難しかったですか。

古賀泰伸学校教育課長

各学校1名の配置っていうふうなところを想定して予算づけをしております、残るからというところについては現在のところ検討しておりません。

そういったところでの減額というところになっております。

以上です。

成富牧男委員

牧瀬議員の質問のあったところで、よく分からんのが5年マックスのところ。

5年目の額で予算措置ということだったんですか。

それで1年目の人が入ってくるというところをもうちょっと説明してください。

古賀泰伸学校教育課長

予算措置としては、先ほど5年目に合わせて人数分っていうところで予算措置をしておりますけれども、年度当初での退職とかになりますと、年度途中でも募集をかけたり、また新

年度の採用ということで採用したり、どうしても1年目というところに入ってきますので、そういったことでの差額というところになります。

成富牧男委員

細かいことを言えば、1年目の人が途中から入ることもあるわけですね。

確かに事務的に煩雑になるから、今の時点で落とされてるということですか。

古賀泰伸学校教育課長

そのようになります。

成富牧男委員

分かりました。

樋口伸一郎委員長

ほかにございませんか。

西依義規委員

7ページの田代小学校大規模改造工事で、入札残か何かで、1,434万円の減額でしょうけど。

民間さんの努力によって安くなったというふうに思いますけど、最近、委員会で学校を回って、何で大規模の時に入れてなかったのとか、結局削りに削って設計したけれど——要は、設計していたけれども、もっと安く入札していただいたということですか。

不落みたいな話もよくあるじゃないですか。

けれど、これは入札より安く入札されたということですか、その辺担当課の感想は何かありますか。

佐藤正己教育総務課長

私が来たときにはもう工事が始まっていたので何とも言えませんけれど、入札では98%ちょうどで落札されてるというふうに伺っております。

実際に工事を行っている中で、いろいろ問題等が発生した分は対応していただいておりますので、ある程度きちんとした工事をしていただいているというふうには思っているところでございます。

金額についてどういうことかは、私としては何とも言えないところでございます。

工事とかは定例の工程会議なんかに行くと、きちんと対応していただいていたので、工事自体はいい工事をしていただいたというふうには感じております。

西依義規委員

過ぎ去ったことはいろいろ言えないですけど、何校か行ったときに、これも上げてたんですけどっていう学校側の話と、市が乗せなかった理由がいろいろあるんでしょうけれども。

今からまた旭小学校とか基里中学校とかありますんで、その辺含めて、お金は限りあるものでしょうけど、子供たちには30年、40年に1回のタイミングなんで、ぜひ、がちっとした大規模改修をしてほしいなと思ったからでございます。以上です。

中川原豊志委員

違う課で、成富副委員長からも話があったんですけども、さっきの大規模改造関係のところ、工事請負関係です。

田代小学校も旭小学校も入札残かもしれませんが、入札があって残が出る場合、年度末の3月補正でしか落とせないのか。

9ページのなかよし会にしてもしかり、例えば、鳥栖小学校とかだったら早めに工事も終わってたかもしれないのに、何で3月の補正でしか落とせないのかなと。

確定しているのであれば、9月とか12月とかの早めに落とすことができるのであれば、早め早めに落として、ほかの予算に回すことができるかどうかは別としてでも、そういうふうな対応ができないのかなと思うんですが、その辺の考え方の確認をさせてください。

佐藤正己教育総務課長

今回の田代小学校の大規模改造工事、旭小学校の体育館の大規模改造工事ですが、いずれも工期が1月、2月とかになっておりますので、完成して、建設課と事業者さんに最終的な構築の確定とかをしていただくような形の中で、額が確定するのはどうしても1月とか2月になりますので、3月補正でしか対応できないという形になっております。

以上でございます。

中川原豊志委員

工事完了じゃなくて、入札が終わった時点で金額が確定するんで、そこで残があれば計上して、また、工事をやっている中で急に追加の工事があったなら、また補正で上げるっていうことはできるわけですか。

佐藤正己教育総務課長

今回、継続費という形で3か年で12億円という予算を組んでますので、その中で年度ごとの調整をさせていただいて、その間に追加工事とかをやっていっております。

そういった部分を含めたところの最終の金額の調整ができるのが、この時期になってるっていう形になります。

以上でございます。

中川原豊志委員

さっき言いました、なかよし会のほうも一緒ですか。

鳥栖小学校は早めに完了したのかなというふうに思うんですが、年度末の補正でしか減額

計上できないのかなってというのは。

牛嶋英彦教育部次長兼生涯学習課長兼図書館長

なかよし会のほうも、鳥栖小学校、麓小学校ともに1月とか2月っていう工期を組んでおりまして、先ほど佐藤課長のほうから申し上げたとおり、その間に工事の内容等が変更になる場合もございます。

先ほど委員がおっしゃったとおり、工事をしてる最中にいろいろな違うところの工事が必要になったりすることもございますので、工期が終わるまでは変更というものも含めて、工期が終わってから額を確定させて、3月の補正でお願いしているところでございます。

以上でございます。

樋口伸一郎委員長

すいません次長、中川原委員の御質問の趣旨が、タイミングが1月、2月だった場合のケースは分かったんですよ。なので今回の議会の3月になったと。

それが例えば夏だったときっていう話だと、そのタイミングでいけば秋とかになるじゃないですか。そこが多分含まれてたと思うんですけど。

牛嶋英彦教育部次長兼生涯学習課長兼図書館長

例えば9月とかで工期が終了して、そこで工事費が既に確定してしまった場合に、残が出た場合は、当然早めに減額補正ということはあるというふうに考えております。

中川原豊志委員

早めに確定する部分があれば早めに計上したほうがいいのかと思いますんで、今後そういうふうな事件に直面されたときには、対応をお願いをしたいと思います。

続けてもう一件いいですか。

9ページの負担金、補助及び交付金の減額のところの説明のときに、指導員が不足したことよっての減額というふうに聞こえたんですが、これは9月補正で何名やったっけ。（「10名」と呼ぶ者あり）

10名追加するというので予算を計上されて、一生懸命取り組んでいらっしまったというのは委員会を通じて聞いておりますが、10名の増員について、最終的な結果としてどういうふうな状況だったのか、教えてください。

牛嶋英彦教育部次長兼生涯学習課長兼図書館長

当初は支援員の増員ということで、令和6年度当初で50名程度はどうしても確保したいということで取組を進めておりましたが、常勤の指導員の状況については、現在44名ほど確保ができています状況でございます。

以上でございます。

中川原豊志委員

9月の時点で10名増員を目標にされとったけれども、結果として何人増えて44人になったのか。

牛嶋英彦教育部次長兼生涯学習課長兼図書館長

補正予算を組む前が37名程度で募集を行っていましたが、現状44名程度になっておりますので、7名程度は増加をしているところでございます。

中川原豊志委員

7名増加やった？この前まで1名しか増えてないような話を聞いてたような気がしたけれども。

牛嶋英彦教育部次長兼生涯学習課長兼図書館長

すみません、訂正します。

44名というのは、令和6年度当初で雇える見込みのもので、現在在籍している人数ではございません。申し訳ありませんでした。

樋口伸一郎委員長

ということで、そこを見込むと何名ということになるんでしょうか。

牛嶋英彦教育部次長兼生涯学習課長兼図書館長

現在41名在籍でございます。

中川原豊志委員

ここの1,400万円ほどの減額分について、4名ほどは増えたってということですか。

それで、6名分ぐらいはこの減額分の中に入っていると。

一生懸命頑張って、努力をされてるのは分かります。

ただ、50名を目標にして今41名。

新年度は44名でスタートできるかもしれませんが、なかよし会を増設して、箱は出来たけれども、新年度がスタートするときに目標まで指導員が足りない分について、待機児童が発生するとかそういうふうなことにはならないか、そこだけ確認をさせてください。

牛嶋英彦教育部次長兼生涯学習課長兼図書館長

現在、令和6年度当初のなかよし会の開設クラブ数は、19クラブを予定しております。

その中で、現状の申込の中では、田代小学校なかよし会において通年期の3年生に待機が出る状況がございます。

待機児童っていう定義は、3年生より上の方も含めて待機児童というふうに言っておりますので、そのほかのなかよし会でも待機児童は出ているところでございますけれども、我々も3年生までは何とか入れたいというところで整備を進めてきておりましたが、田代小学校

なかよし会のみ、通年で待機児童が出る見込みでございます。

中川原豊志委員

原因が指導員不足によるものなのか、箱物で受入れ限度がいっぱいなので受け入れられないのか、そこだけもう一度お願いします。

牛嶋英彦教育部次長兼生涯学習課長兼図書館長

田代小学校なかよし会につきましては、施設が足りてないっていうところが、現状待機が出ている要因になっております。

中川原豊志委員

要は、指導員が不足しているということじゃなくて、施設のほうで不足していると。

そこについての対応は、当初予算になるのかもしれませんが、対策をしっかりとされて、今のところどういうふうを考えていらっしゃるのかだけ教えていただけますか。

牛嶋英彦教育部次長兼生涯学習課長兼図書館長

田代小学校なかよし会の待機児童の解消につきましては、先ほど申し上げたように施設不足が要因となっているところなので、そこについて施設の整備というのは検討をしていくことになるかと考えているところでございます。

中川原豊志委員

あとは要望ですが、早急に対策、対応、または指導員の補充。

大変頑張っていらっしゃるとは思いますが、よろしく願いをしておきます。

樋口伸一郎委員長

この件につきましては、先ほどのやり取りの中でも出ましたが、待機児童、あるいは指導員、あとは施設に関しては当初予算でも関連予算が上程されております。

今の1,400万円の減額補正のところはいいんですけれども、今の中川原委員の要望ということでお伝えした段階で、一旦補正の予算審査のほうに戻させていただいて、令和6年度の以降の考え方等については、また改めて当初の中で御質問をいただきたいというふうに考えております。

関連でなければ、ほかの御質問をどうぞ。

成富牧男委員

中川原委員のその前のやつの関連です。

どの時点で補正にすべきなのかっていうことを中川原議員も言われましたけど。

入札が終わって、そこで当座の工事請負金額というのは確定しますよね。

その時点で確定して、その後、何かがあって変更契約して増額補正をしないといけなくなると。

それを増額補正をしていいっていうのはルールの中に含まれているのか、あの時1回落としてるのに何で今から増額するとかっていう話になるからそうなるのか、基本的なルールのところを教えてください。

姉川勝之教育部長

一般的な話になるかとは思いますが、予算をつけて入札をして、工事を行ってまいります。

工期は短いのもあれば長い案件もあるかと思えます。

例えば、学校の大規模改造とか大きな事業であれば、学校建設費とかで目を1個つけて事業をやっておりますが、通常の小営繕みたいなものになってくると、当初予算で御説明をしていた案件は当然ながら、年度途中で急遽起こりうる営繕工事とかもありますので、実際に入札して、工事が終わったからすぐ予算を落とします、とかいうことにならないケースもございます。

それで、一度落とした後に、また何か別件の案件が出てきたからそこに追加で補正をするっていうのは、工事を契約してやっている関係上、工期が終わった後は当然、再度追加契約とかはできないので、別契約という形になってくるかと思えますし、それをすることによって追加補正をするタイミングによってはそれをする期間、対応ができないとかそういうことも起こり得ます。

ですので、基本的には、変更契約できる分は変更契約とかでやっているのではないかと思いますが、こういった御回答でよかったですか。

成富牧男委員

私がお尋ねしているのは、入札の段階で、その時点の工事請負金額が1回確定するじゃないですか。

そこで、もうこれで確定したからといって落として、後でいろいろな原因で増額しないといけなくなって、工事費が増えたと。

それについては、とんでもないことなのか、そういう場合には1回切って増額してもいいのかっていう基本ルールです。

私が言ってるのは、生涯学習課とかそういう話じゃなくて、一般的なルールを改めてこの場でお尋ねしてます。

姉川勝之教育部長

制度上できるかできないかということであれば、できるかと思えます。

ただ、先ほど申し上げたんですけれども、一度補正で落として、出てきたからまた上げるという形になると、議会等々については、3か月に1回しかありませんので、その間その部

分についての工事ができないとなります。

もともと6か月で終わる工期の予定であったのが、議会を通してからの変更契約とかという話になりますので、そういった形でいくと、実務的にはなかなかそういった対応はしてないんじゃないかというふうに考えております。

成富牧男委員

取りあえず、したらいけないという話じゃないと、とんでもないということじゃないということですね。

場合によっては、大きな額だったら臨時議会を開いてでもやるし、したらいけないというルールじゃないんですよね。そこだけ確認していただければいいんですが。

そうしないと、こっちがとんでもないことを言ってるのであれば、こっちもああそうですかって言わないかん部分もあるので、確認しているところです。

姉川勝之教育部長

制度的にはできるのではないかと――正確にどうかというところになりますと、確認が必要かとも思いますが、できるのかと思います。

ただ申し上げましたように、現実的な事務としては、予算の計上のし直しとか、作業及びそれだけの工期をまたさらに設定しなければいけないとかいうような部分と、追加で必要になる工事っていうのは、それぞれの現場においてどのタイミングで出てくるかも分かりませんので、現実的な事務作業としては、工期の中で変更したり、追加でしたり、不要な分については落としたりっていうのを、最終工期の中で整理をさせていただいているというふうに考えております。

成富牧男委員

要は、執行部としてはいろいろせんでいいように、少し余ってるけれど最後の年度末でいかみたくに、そういう誘惑にかられてはいけないということも含めて、申し上げてることです。

大きな工事だったら、変更契約して、工期も延ばして、臨時議会開いて、とかいう事案はあるじゃないですか。以上です。終わります。

樋口伸一郎委員長

ほかにあればどうぞ。

牧瀬昭子委員

8ページの中学校費の学校事務管理費の需用費について、お尋ねするんですが、635万7,000円の減額理由を教えてください。

立石光顕学校給食課長兼学校給食センター所長

こちらについては、中学校給食の給食の原材料費の減額補正ということになります。

その分については、当初予算の中では、学校給食の回数は見込みというような形で上げさせていただいているんですけど、人数についても見込みということで上げさせていただいています。

そういう人数の確定でしたり、学校、学年行事のスケジュールの確定、それによる給食回数の確定ですとか、あとアレルギー対応等で牛乳等をとめている生徒さん、そういう喫食停止等によります、給食材料費の決算見込みということでの減になっております。

牧瀬昭子委員

ありがとうございます。

食べる人数が最初のほうでも減額があったかなと思ったんですけども……、4ページの学校給食費の見込み人数が減ったから985万6,000円が減ったのかという、そういうことではないということによろしいですか。

立石光顕学校給食課長兼学校給食センター所長

人数等についても、予算の段階では、転入増とかそういうものも含めて、若干大きい人数での積算をしておりましたので、そういうものによる減も含まれております。

牧瀬昭子委員

分かりました。

中川原豊志委員

関連です。

例えば、インフルエンザで学級閉鎖とか学校閉鎖とか、今年になって結構やってるじゃないですか。

そういうことで給食が減っての減とかいうのも関係してるんですか。

立石光顕学校給食課長兼学校給食センター所長

インフルエンザ等による学級閉鎖の場合ですとか、そういう場合についても、給食の食材については、3日間ぐらい発注から止められませんので、4日目以降にそういう閉鎖とかが続く場合については、4日目以降の分とかについては、返金の対象になりますが、3日目分までは頂いております。

以上です。

樋口伸一郎委員長

含まれているか。

立石光顕学校給食課長兼学校給食センター所長

そんなにはないんですけども、学級閉鎖が4日目以降になった分とかは例としてあった

かと思っておりますので、そういう部分については、4日目以降の分が減の対象ということになっております。

樋口伸一郎委員長

含まれているということです。

成富牧男委員

8ページの10款、3項、3目、19の扶助費、これは就学援助の分って言われたと思いますが、減ってる原因は、何が指標になるんですか。

受給者数か何かなのか、当初こうだったのが何人分減ったのがこの207万6,000円ですみたいな感じで教えていただきたいんですが。

辻亮子教育総務課長補佐兼教育支援係長

就学援助の中学校費の減額分につきまして、主なものとしては、今回は学校給食費相当分になります。

先ほど学校給食課のほうでも減額になっているのと同じように、当初予算のときに大きめに学校給食費の予算を根拠として扶助費も見込んでいたものが大きかったので、その分で減額になっているのが主なものになります。

以上です。

成富牧男委員

大きめに見積もったんですか。そこがちょっと気になった。

細かいことを言うようですけど、大きめに見積もったのなら見積もったでいいです。何で大きめに見積もられたのかを。

辻亮子教育総務課長補佐兼教育支援係長

結果として大きくなったというのが正確な表現かと思えます。すみません。

不足しないようにということで、給食のほうでも見込みをされてるのを参考にさせていただいて、当初予算で見込んでおります。

結果的にそこまで喫食数が伸びなかったなので、この決算見込みで落としているという形になっています。

成富牧男委員

簡単に言えば、見込みが少し違っていたってということですね。

いかげんに見積もっていたということじゃないということなら分かりました。

何か別の原因があったらと思って尋ねましたけど、いいです。

樋口伸一郎委員長

ほかにございませんか。

[発言する者なし]

暫時休憩します。

午後 1 時 52 分休憩

oo

午後 2 時 5 分開会

樋口伸一郎委員長

再開いたします。

oo

採 決

樋口伸一郎委員長

これより採決を行います。

oo

議案乙第 3 号令和 5 年度鳥栖市一般会計補正予算（第 7 号）

樋口伸一郎委員長

議案乙第 3 号令和 5 年度鳥栖市一般会計補正予算（第 7 号）中、当文教厚生常任委員会付託分についての採決を行います。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、議案第 3 号令和 5 年度鳥栖市一般会計補正予算（第 7 号）中、当総務常任委員会付託分につきましては、原案のとおり可決いたしました。

〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰

樋口伸一郎委員長

以上で、当委員会に付託されました補正予算議案の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては、正副委員長に御一任いただくことでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

それでは、委員長報告につきましては正副委員長に御一任いただくということで決しました。

〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰

樋口伸一郎委員長

以上で本日の日程は終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

午後 2 時 6 分散会

令和6年3月15日（金）

1 出席委員氏名

文教厚生常任委員会

委員長 樋口伸一郎

副委員長 成富牧男

委員 中川原豊志

委員 西依義規

委員 田村弘子

委員 緒方俊之

委員 牧瀬昭子

建設経済常任委員会

委員長 藤田昌隆

副委員長 飛松妙子

委員 小石弘和

委員 齊藤正治

委員 久保山日出男

委員 和田晴美

委員 野下泰弘

2 欠席委員氏名

なし

3 説明のため出席した者の職氏名

スポーツ文化部長 石丸健一

スポーツ振興課長 小川智裕

スポーツ振興課振興係長 佐藤義勉

スポーツ振興課長補佐兼施設係長 時田丈司

文化芸術振興課長兼市民文化会館長 田中綾子

文化芸術振興課長補佐兼文化芸術振興係長 佐藤直美

建設部長 中島勇一

建設部次長兼都市計画課長兼駅周辺推進室長 向井道宜

都市計画課参事兼課長補佐兼公園緑地係長 本田一也

4 出席した議会事務局職員の職氏名

議事調査係主査 松雪望

議事調査係主事 赤司和広

5 日程

議案審査（文教厚生常任委員会・建設経済常任委員会連合審査会）

議案甲第11号鳥栖市民文化会館条例及び鳥栖市体育施設条例の一部を
改正する条例

〔説明、質疑〕

6 傍聴者

なし

7 その他

なし

午後 2 時 24 分開会

樋口伸一郎委員長

文教厚生常任委員会・建設経済常任委員会連合審査会を開催させていただきます。

この連合審査会につきましては、鳥栖市議会会議規則及び地方議会運営辞典に基づいて進行させていただきますが、議案の付託をされております委員会の委員長であります私のほうが委員長の職務を行わせていただきます。

御理解のほど、よろしくお願い申し上げます。

それでは、早速議案の審査に入りたいと思います。



文教厚生常任委員会・建設経済常任委員会連合審査会

議案甲第11号鳥栖市民文化会館条例及び鳥栖市体育施設条例の一部を改正する条例

樋口伸一郎委員長

議案甲第11号鳥栖市民文化会館条例及び鳥栖市体育施設条例の一部を改正する条例を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

石丸健一スポーツ文化部長

連合審査会の審査を前に、スポーツ文化部、建設部を代表し、一言御挨拶申し上げます。

御審議いただきます、議案甲第11号鳥栖市民文化会館条例及び鳥栖市体育施設条例の一部を改正する条例につきましては、市民公園内にある市民文化会館と体育施設、具体的には、市民体育館と市民球場において、広告表示やその他の目的外使用に関することなどを定めるものでございます。

市民公園は都市公園でございますので、設置できる公園施設が定められております。

その中に広告表示に関する記述はございませんが、都市公園法で、都市公園の公用を阻害しない範囲で、条例に定めることで広告表示の設置ができるようになっておりますので、市民公園を所管する建設部都市計画課と協議し、市民文化会館条例、体育施設条例、都市公園条例を改正することにいたしました。

また、改正の目的は、市民文化会館、市民体育館、市民球場の広告表示やその他の目的外使用に関する事などでございますので、3つの条例を個別に改正するのではなく、1つの条例で改正するほうが、改正の目的、内容が分かりやすいと判断し、今回の条例を御提案したものでございます。

具体的な内容につきましては、担当課長から説明いたします。

よろしく御審議をお願い申し上げます。

小川智裕スポーツ振興課長

議案甲第11号鳥栖市民文化会館条例及び鳥栖市体育施設条例の一部を改正する条例について、御説明いたします。

委員会資料をお願いいたします。

今回の改正の目的につきましては、鳥栖市民文化会館及び鳥栖市体育施設でございます、市民体育館及び市民球場における広告表示、その他目的外使用等に供する場合に必要な事項を定めるものでございます。

資料は市民公園の配置図で、今回広告表示を検討しております、文化会館、市民体育館、市民球場、こちらにつきましては、いずれも市民公園内の公園施設となっていることから、改正につきましては、市民文化会館条例及び鳥栖市体育施設条例の一部を改正し、合わせて、関連する鳥栖市都市公園条例の一部を改正するものでございます。

田中綾子文化芸術振興課長兼市民文化会館長

議案書32ページをお願いいたします。

改正内容につきましては、第1条で、鳥栖市民文化会館条例における目的外使用料として、行商等及び露店の営業を行う場合についての規定を設けることといたしております。

この規定につきましては、現状、鳥栖市都市公園条例に規定があり、都市公園条例に基づき許可しておりましたが、今後、各施設の条例において許可するため、規定するものでございます。

なお、市民文化会館への広告表示につきましては、行事予定表のデジタル化とともに検討しており、使用料などにつきましては、本庁舎へ設置されているようなデジタルサイネージの例を参考に、今後検討することといたしております。

また、併せてホワイエの使用料等について整理するものでございます。

小川智裕スポーツ振興課長

次に、33、34ページをお願いいたします。

第2条で、鳥栖市体育施設条例における目的外の使用料として、市民体育館及び市民球場において広告表示を行う場合、体育施設において行商及び露店営業を行う場合について、規

定するものでございます。

広告表示の使用料の額は、市民体育館、市民球場の外野、内野につきましては、他市事例を基に、市民球場スコアボードの広告表示につきましては、鳥栖スタジアムの例を基にしております。

行商等及び露店営業につきましては、文化会館同様でございます。

次に、35ページをお願いいたします。

目的外使用として広告表示を許可する文化会館及び市民体育館、市民球場につきましては、都市公園内の公園施設でございます。

都市公園につきましては、鳥栖市都市公園条例で、行商等及び露店営業を行う場合は許可事項、広告物の表示は禁止事項となっておりますので、附則第2項で、鳥栖市都市公園条例において、文化会館条例、体育施設条例で許可を得た場合は除外する規定を設けることとしております。

併せて、都市公園条例と文化会館条例、体育施設条例の適用関係を整理すべく、有料公園施設の規定を設けることといたしております。

なお、施行日は令和6年4月1日といたしております。

向井道宜建設部次長兼都市計画課長兼駅周辺推進室長

それでは、都市計画課から補足を申し上げます。

資料につきましては、連合審査の資料をお願いいたします。2ページでございます。

市民公園の位置図を載せておまして、ここには文化会館、体育館、それから市民球場、そのほかにも弓道場、相撲場、それと陸上競技場などの施設があるところではございますけれども、今回は文化会館、市民体育館、それから市民球場に関してのみ、かつ外側に対する広告で、景観を損なわないような形で今回許可をするものでございます。

以上でございます。

樋口伸一郎委員長

それでは、執行部の御説明が終わりました。

これより質疑を行います。この連合審査会における質疑は付託されている委員会——今回は文教厚生常任委員会ですが、それを親委員会としますと、当該案件と関連が高く、ともに審査を行う他の委員会——今回でいうと建設経済常任委員会となりますが、これを子委員会としますと、子委員会の質疑のほうから優先して質疑を行うこととなっておりますので、御質疑が両方でかぶった場合は、あらかじめこれを御了承ください。

ということで、質疑を始めますので、御質疑のある方は挙手にて御発言をお願いいたします。

牧瀬昭子委員

まず、32ページからお願いいたします。

改正後の目的外使用料ということで、文化会館と体育施設と書かれてると思うんですけども、目的外の規定の在り方について、どのようにお考えか教えてください。

田中綾子文化芸術振興課長兼市民文化会館長

文化会館につきましては、文化事業を行うための施設でございますので、その事業を行うための使用料につきましては、条例で定めているところでございます。

目的外といたしましては、今回表示しております露店営業、行商、募金その他これらに類するものを行う場合に、目的外使用料を頂くということで規定をさせていただいております。

小川智裕スポーツ振興課長

体育施設におきましては、市民の体力向上並びにスポーツの振興を図る目的で、体育施設を設置をしているところでございまして、それが主な目的となっております。

先ほども御説明させていただいておりますけれども、目的外といたしまして、今回体育館と市民球場に広告物の表示をさせていただく。

それと併せて、行商等、露店営業する場合、これが目的外ということで、今回規定を設けさせていただくことといたしております。

以上でございます。

牧瀬昭子委員

それでは、文化施設で文化的な事業を行っている、もしくは体育館で活動しているところが、行っている事業に関しての販売などを行う場合は、目的内になるのか、目的外になるのか、その辺りの基準は何かありますか。

石丸健一スポーツ文化部長

あくまでも行政財産で、行政目的はスポーツであればスポーツの振興とかそういうことで、そういう販売行為とか、そういうものは目的外というふうになります。

牧瀬昭子委員

販売をするということで、目的外になるということでよろしいですか。

ありがとうございます。

続けてお願いします。

広告表示に関して、これはどのように選定をするのか。数とかの規定とか、決まってるものがありましたら教えてください。

小川智裕スポーツ振興課長

体育館につきましては、体育館の中で、ステージの横と柱のほうに合計15か所検討をして

おります。

球場につきましては、外野のフェンスのほうに10か所と、内野のベンチの横付近に6か所設置を検討しているところでございます。

選定につきましては、法令等に違反しないとか、公序良俗に反しないとか、そういった設定基準は設けることといたしております。

以上でございます。

中川原豊志委員

この条例を制定するに当たって、何でこの時期なのか、今までそういう問合せがあつてなのか、国スポ絡みなのか、その辺教えてください。

石丸健一スポーツ文化部長

向門市長が御就任になって、それから検討するように指示が出ておりましたので、今回それを成案として出させていただいているということでございます。

西依義規委員

この後、要綱とかを多分つくられると思うんですけど、目的外使用料で得た収入はどういうふうに使われるのかどうか、お願いします。

石丸健一スポーツ文化部長

使用料につきましては、施設の管理運営の費用に充当したいというふうに考えております。以上でございます。

西依義規委員

使用料だから、普通の一般会計に入るんですね。

例えば、年間50万円あって、その50万円が体育施設の管理に今まで使われていたプラス50万円なのか、充当といっても増えんなら一緒なので、我々はそれはどうやって分かるんですか。

石丸健一スポーツ文化部長

歳入については、一般財源の場合は充当されないようになってますけれども、特定財源等は全て何らかの形で充当しております。

ですので、今回の使用料は体育施設の方ですので、体育施設の管理運営のほうに充当します。

個別にはついておりませんが、予算書を見ると充当財源というのがございますので、そちらのほうで御説明していくようになるかと思っております。

以上でございます。

飛松妙子委員

34ページの広告表示のところでお尋ねしたいと思います。

体育館の広告表示と野球場外野への広告表示は、どのようなものと考えていらっしゃるのでしょうか。

また、この広告をつくるに当たって、どこか業者さんを選定されるのかどうか、その辺りも教えてください。

小川智裕スポーツ振興課長

野球場、体育館に関しましては、近隣の小郡市とか唐津市とかありますけれども、そういったところだと、外野フェンスに企業名の表示がよくされておりますので、そういった形で応募していただくものと考えております。

それと、体育館につきましては、同じような形になるのか、応募の状況に応じての判断になるかと思っているところでございます。

以上でございます。

飛松妙子委員

そうしましたら、野球場のほうでは企業名が表示されるということと、広告を出されるときに多分業者さんに頼まれると思うんですが、その業者さんの選定はどのように考えていらっしゃいますか。

小川智裕スポーツ振興課長

広告が終わって撤去とかされる分については、広告を出されるところの負担ということで考えておりますので、うちのほうからこういった形っていうところで、どこにとかいう指定はしないように考えております。

また、注意事項といたしまして、競技に支障がないような形の広告というのは、募集要項等で規定をしたいと考えているところでございます。

以上でございます。

飛松妙子委員

ありがとうございます。

そうしましたら、広告表示に関しては、応募されるところが作成をして持込みをされるということと、金額に関しては、この金額はそのまま鳥栖市の収入になるということで、よろしかったですね。

分かりました。

ありがとうございます。

以上です。

西依義規委員

この市民球場と市民体育館の管理運営は、鳥栖市がされているんですか。

広告を取ってくる方は、ホームページに載せるだけなのか、個別に企業を回られるのかとか、今何か所っておっしゃられたけど、何か所を目安に収入を得ようとするのか、その辺は、どういう組織になってますか。

石丸健一スポーツ文化部長

まず市報、それからホームページ等で広く応募をかけたいと思います。

それから、興味を持っていただく企業さん等もいらっしゃいますので、そちらのほうには、俗に言う営業を職員でしたいというふうに思っております。

以上でございます。

西依義規委員

最後に、最初に向門市長の指示があったから、やり出したとおっしゃられたんですけど、今までやってないんで、もちろん庁内で葛藤があったと思うんですね。

いいと思えば今までもやられていると思うんですけど、今までやられてないことが、市長の判断でどういった検討がなされてこれをやろうと思われたか、それだけお願いします。

石丸健一スポーツ文化部長

広告については、広告に限らず、どういう形で収入を上げていくかというのは以前からいろいろ考えておりましたけれども、本腰を入れて考えたのは、市長の指示があったということでございます。

樋口伸一郎委員長

ほかにございませんか。

牧瀬昭子委員

32ページに100分の30を乗じて得た額とするということで、100分の30という数字の出し方の根拠を教えていただきたいのが1つ目で、先ほどの広告のことで、ホームページとか市報とかに載せて企業の営業をかけるということだったんですが、仮に応募が殺到した場合にどういうふうを選定するのか、箇所も限られてると思いますので、公平性についてはどのようにお考えか教えてください。

田中綾子文化芸術振興課長兼市民文化会館長

100分の30を乗じて得た額とするといったしました根拠につきましては、大ホールの使用料におきまして、練習でお使いになる場合の料金の使用料を100分の30で頂いておりますので、その分を適用したところでございます。

以上です。

小川智裕スポーツ振興課長

ホームページ、市報等で期間を設けて募集をかけたいと思っております。

その場合に、こういう場所が何か所ありますというのは、募集をかけまして、そこに重複する場合も検討しておりますので、その場合に重複があった場合については、抽せんで場所の選定をしたいと考えております。

以上でございます。

牧瀬昭子委員

先ほどは、大ホールの練習の時間に適用しているということだったんですけど、100分の30になったその数字の根拠というのはどのように。

100分の20でも100分の40ではなくて、100分の30になったのは、どういう理由だったのかわからないんですけども。

田中綾子文化芸術振興課長兼市民文化会館長

20でもよかったのかもしれませんが、練習の使用料金として100分の30を頂いておりますので、それを適用させていただいたということで、特に根拠のほうは……、それを準用させていただいたということです。

樋口伸一郎委員長

ほかにございませんか。

野下泰弘委員

34ページですけど、野球場の外野、内野というふうにありますけど、野球場だと、内野のほうが広告表示が高いのが通例だと僕は思ってたんですけど、外野のほうが高い理由は何かございますか。

小川智裕スポーツ振興課長

他市の事例では、外野のほうが高いことが多くございました。

観客席から野球を見たときには必ず外野フェンスが視野に入りますので、外野のほうが価値があるという判断をして、外野フェンスのほうを内野に比べて高い金額を設定したところでございます。

以上でございます。

野下泰弘委員

ありがとうございます。

もう一点確認ですが、今回露店営業というところも含めて、都市公園条例から変わるってことですけども、都市公園に関して、営利目的での出店というのはたしかできなかったと思うんですよ。

イベントに絡めて何かしら店舗を出すとか。

今回この条例が変わることによって、営利目的で出店をできるっていうことになるんじゃないか。

小川智裕スポーツ振興課長

露店営業を体育施設のほうでされる場合は、スポーツ振興課で許可をするように考えておりますけれども、その際は、大会等の主催者からの申請によるもので、競技に係るものとか、そういったものに限定した形で、検討しているところでございます。

以上でございます。

和田晴美委員

私からも1点お尋ねさせていただきます。

今後それぞれスポンサーつきの催し事や競技があったときに、会場に広告があった際に、例えばカメラとかそういったところで、差し支えはないかそこが気になったので、この点だけお尋ねさせていただきます。

石丸健一スポーツ文化部長

現在、駅前不動産スタジアムで広告を出していますけれども、主催者がそれを認めない場合は目隠しを現在でもしております。

ですので、そういう大会とか試合の可能性もあるということ、応募するときにお示しして、契約をするような形になるかというふうに思います。

以上です。

樋口伸一郎委員長

ほかにもございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、この連合審査会が開かれる場合は、案件に対する意思決定の権限等は付託されている委員会にございます。

ですので、討論、採決は主たる委員会――今回で言えば、文教厚生常任委員会のほうで行われることとなっております。

したがって、本連合審査会においては議案説明、質疑までを行うこととなりますので、これをもちまして質疑を終わります。



樋口伸一郎委員長

文教厚生常任委員会・建設経済常任委員会連合審査会を閉会いたします。

午後 2 時48分閉会

令和6年3月18日（月）

1 出席委員氏名

委員長 樋口伸一郎

副委員長 成富牧男

委員 中川原豊志

委員 西依義規

委員 田村弘子

委員 緒方俊之

委員 牧瀬昭子

2 欠席委員氏名

なし

3 説明のため出席した者の職氏名

健康福祉みらい部長 古賀達也

地域福祉課長 林康司

地域福祉課参事 天野昭子

地域福祉課長補佐兼地域福祉係長 岡本澄久

地域福祉課生活支援係長 原裕人

高齢障害福祉課長 竹下徹

高齢障害福祉課長補佐兼高齢者支援係長 犬丸喜代子

高齢障害福祉課長補佐兼障害者支援係長兼障害児通園施設園長 下川有美

こども育成課長 高松隆次

こども育成課長補佐兼保育幼稚園係長 脇友紀子

こども育成課子育て支援係長 野中潤二

こども育成課鳥栖いづみ園長 豊住佐知子

健康福祉みらい部次長兼健康増進課長兼新型コロナウイルスワクチン接種対策室長

兼保健センター所長 八尋茂子

健康増進課長補佐兼保健予防係長兼新型コロナウイルスワクチン接種対策室長補佐兼

新型コロナウイルスワクチン接種対策係長 井ノ上克子

健康増進課健康づくり係長 森岡裕子

スポーツ文化部長 石丸健一

スポーツ振興課長 小川智裕

スポーツ振興課振興係長 佐藤義勉

スポーツ振興課長補佐兼施設係長 時田丈司

スポーツ文化部次長兼国スポ・全障スポ推進課長 古賀友子

国スポ・全障スポ推進課総務企画係長 小石基博

国スポ・全障スポ推進課競技式典係長 安川直樹

文化芸術振興課長兼市民文化会館長 田中綾子

文化芸術振興課長補佐兼文化芸術振興係長 佐藤直美

文化芸術振興課長補佐兼定住・交流センター係長 久保山智博

4 出席した議会事務局職員の職氏名

議事調査係主査 松雪望

5 日程

スポーツ文化部審査

議案乙第9号令和6年度鳥栖市一般会計予算

〔説明、質疑〕

健康福祉みらい部（地域福祉課、高齢障害福祉課）審査

議案乙第9号令和6年度鳥栖市一般会計予算

議案甲第8号鳥栖市重度心身障害者の医療費の助成に関する条例の
一部を改正する条例

〔説明、質疑〕

健康福祉みらい部（こども育成課、健康増進課）審査

議案乙第9号令和6年度鳥栖市一般会計予算

議案甲第6号鳥栖市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の
運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

議案甲第7号鳥栖市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を

定める条例の一部を改正する条例

[説明、質疑]

健康福祉みらい部（地域福祉課、こども育成課）審査

議案甲第2号鳥栖市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の
一部を改正する条例

[説明、質疑]

6 傍聴者

なし

7 その他

なし

午前10時開会

樋口伸一郎委員長

本日の文教厚生常任委員会を開きます。

審査に入ります前に、執行部より御挨拶の申出がっておりますので、お受けしたいと思います。

石丸健一スポーツ文化部長

おはようございます。

委員会の審査前に一言御挨拶申し上げます。

御審議いただきます議案乙第9号令和6年度鳥栖市一般会計予算のスポーツ文化部関連の予算につきましては、歳入は、主に施設使用料、SAGA2024国スポに対する県補助金、スタジアムネーミングライセンス料など4億3,430万7,000円。

歳出は、文化、スポーツ施設の各種工事や運営などに要する経費、文化、スポーツの振興に要する経費、SAGA2024国スポに要する経費など、14億6,169万8,000円を計上しており、一般会計総額に占める割合は、4.83%となっております。

詳細につきましては、担当課長から説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。



スポーツ文化部

議案乙第9号令和6年度鳥栖市一般会計予算

樋口伸一郎委員長

これよりスポーツ文化部関係の議案の審査を行います。

審査いたします議案は、議案乙第9号となっております。

それでは、議案乙第9号令和6年度鳥栖市一般会計予算を議題といたします。

執行部の御説明を求めます。

田中綾子文化芸術振興課長兼市民文化会館長

議案乙第9号令和6年度鳥栖市一般会計予算について、御説明いたします。

文教厚生常任委員会資料スポーツ文化部関係をお願いします。

2 ページを御覧ください。

まず、歳入について御説明いたします。

款15使用料及び手数料、項1使用料、目7教育使用料、節1社会教育使用料につきましては、市民文化会館、定住・交流センター及び都市広場の使用料でございます。

以上でございます。

小川智裕スポーツ振興課長

節2保健体育使用料につきましては、スタジアムをはじめとする、体育施設20施設の使用料でございます。

使用料につきましては、1月施行の改正を加味し、市民プールにつきましては、老朽化の進行に伴い、安全面、衛生面の確保が困難なため、令和6年度も引き続き開設しないこととし、歳入に関わる使用料収入は計上していないところでございます。

以上でございます。

古賀友子スポーツ文化部長兼国スポ・全障スポ推進課長

款17県支出金、項2県補助金、目6教育費県補助金、節5保健体育費県補助金のSAGA2024新しい大会に向けた市町準備経費補助金につきましては、本年開催いたします第78回国民スポーツ大会、SAGA2024国スポの準備経費として、県から各市町に交付されるものでございます。

SAGA2024国民スポーツ大会競技別リハーサル大会運営費補助金につきましては、高校野球（軟式）のリハーサル大会を4月に開催いたしますので、その開催経費の約2分の1が県から交付されるものでございます。

SAGA2024市町運営費補助金につきましては、本年開催いたしますSAGA2024国スポ本大会の開催経費の約3分の2が県から交付されるものでございます。

以上でございます。

小川智裕スポーツ振興課長

3 ページをお願いいたします。

款18財産収入、項1財産運用収入、目1財産貸付収入、節1土地貸付収入につきましては、サロンパスアリーナ敷地において、チームが占有する部分の貸付け収入でございます。

以上でございます。

田中綾子文化芸術振興課長兼市民文化会館長

款22諸収入、項6雑入、目4雑入、節4雑入のうち、社会教育施設雑入につきましては、市民文化会館及びサンメッセ鳥栖の自動販売機手数料やサンメッセ鳥栖の喫茶コーナー使用料などが主なものでございます。

以上でございます。

小川智裕スポーツ振興課長

スタジアムネーミングライセンス料につきましては、株式会社駅前不動産ホールディングスと令和4年2月から3年間、年額税別3,000万円で契約を締結しており、令和6年度分10か月分を計上いたしております。

体育施設雑入につきましては、主に施設使用に係る光熱水費雑入でございます。

以上でございます。

田中綾子文化芸術振興課長兼市民文化会館長

款23市債、項1市債、目7教育債、節3社会教育債につきましては、市民文化会館改修工事に対するもので、市民文化会館に昇降機を設置するための設計費でございます。

小川智裕スポーツ振興課長

節4保健体育債につきましては、体育施設改修事業に対するもので、主に鳥栖スタジアムメインスタンド屋根改修工事費でございます。

以上で、歳入に関する説明を終わります。

田中綾子文化芸術振興課長兼市民文化会館長

4ページを御覧ください。

続きまして、歳出について御説明いたします。

款10教育費、項4社会教育費、目6文化振興費の主なものについて申し上げます。

節1報酬の主なものは、会計年度任用職員2名の報酬でございます。

節2給料から節4共済費までは、文化芸術振興課職員10名及び会計年度任用職員2名の人件費でございます。

節7報償費につきましては、今年度新規の文化芸術激励金でございますが、11ページの資料で後ほどスポーツ振興課とともに御説明させていただきます。

節10需用費につきましては、市民文化会館のガス代などの燃料費及び電気代などの光熱費が主なものでございます。

節12委託料の設計委託料につきましては、大ホール側に新たに昇降機などを設置するための設計業務委託料及び内装等の改修工事設計委託料でございます。

資料12ページをお願いいたします。

昭和57年竣工の文化会館には、小ホール側にはエレベーターがございしますが、大ホール側にはエレベーターがないため、大ホール側の諸室の利便性を高めるため、エレベーターを設置するものでございます。

また、大ホール舞台裏の廊下が小ホール舞台につながっており、数段の階段がある場所に

合わせて階段昇降機を設置し、足が不自由な方が小ホールの舞台へ上がれるように動線確保するための設計委託料も含んでおります。

4ページにお戻りください。

市民文化会館管理業務委託料は、清掃業務や施設設備の保守点検、舞台運営関係などに関わる委託料でございます。

次の文化事業委託料につきましては、鳥栖市文化事業協会に委託して行う自主文化事業の企画、実施に関わるものでございます。

ピアノコンクール委託料は、フッペル鳥栖ピアノコンクールを鳥栖市と共催で行っておりますフッペル鳥栖ピアノコンクール実行委員会への委託料でございます。

市制施行70周年記念事業分として、例年より100万円の増額となっております。

文化祭委託料は、鳥栖市民文化祭～とすフェス～を開催するための、鳥栖市民文化祭実行委員会への委託料でございます。

こちらも市制施行70周年記念事業分として、100万円の増額となっております。

5ページをお願いいたします。

節14工事請負費の市民文化会館営繕工事費につきましては、大ホール系空調機分解整備工事、小ホールの座席改修工事等が主なものでございます。

節17備品購入費につきましては、展示用パネルや舞台関係備品の購入でございます。

節18負担金、補助及び交付金のうち、文化事業推進補助金につきましては、鳥栖市文化事業協会が行う有料公演事業費の一部を助成するものでございます。

文化振興補助金は、市制施行70周年記念事業として、団体の周年事業を行う団体への支援や、文化団体4団体の活動を支援するための補助金でございます。

次に、目7定住・交流センター費の主なものについて御説明いたします。

節1報酬及び節3職員手当等は、貸館業務及び図書コーナー業務などを担当する会計年度任用職員7名の人件費でございます。

節10需用費につきましては、サンメッセ鳥栖の電気代などの光熱費が主なものでございます。

6ページをお願いいたします。

節12委託料の施設管理運営委託料は、清掃や施設設備の保守点検、舞台運営関係などが主なものでございます。

節14工事請負費の営繕工事につきましては、LED化の照明改修工事が主なものでございます。

節17備品購入費につきましては、図書コーナーの一般図書、児童図書の購入費でございま

す。

以上でございます。

小川智裕スポーツ振興課長

款10教育費、項5 保健体育費、目1 保健体育総務費の主なものについて御説明いたします。

節1 報酬につきましては、スポーツ推進委員48名分の報酬でございます。

節2 給料から節4 共済費につきましては、スポーツ文化部長及びスポーツ振興課、国スポ・全障スポ推進課職員、合計25名の人件費でございます。

節7 報償費のうち、スポーツ激励金につきましては、資料11ページをお願いいたします。

がんばる子どもたちへの激励金は、令和6年度から新設するもので、スポーツ及び文化・芸術の分野で頑張っている児童・生徒等が全国を対象とした大会、文化芸術表彰及び舞台研究発表等に出場または出席する際に奨励措置を行うことにより、本市におけるスポーツ及び文化芸術の振興を図ることを目的としております。

対象は、本市に住所を有する18歳以下の小中高生等で、スポーツ激励金の交付対象といたしましては、全国を対象とし、国などが主催またはスポーツ庁が名義後援する大会へ出場する際に激励金として1人当たり5,000円を支給するものです。

なお、スポーツ大会出場費補助金など、市からの補助金等との重複は不可とし、選択は可としております。

以上でございます。

田中綾子文化芸術振興課長兼市民文化会館長

文化芸術激励金の交付要件といたしましては、全国レベルのコンクールや舞台研究発表への出場や作品を出品し、全国で最高賞を受賞した表彰式に出席する際などに激励金として1人当たり5,000円を支給するものでございます。

小川智裕スポーツ振興課長

6ページにお戻りください。

スポーツ振興奨励金につきましては、国際大会へ出場するなど、成績が優秀な個人等へ交付するものでございます。

7ページをお願いいたします。

節10 需用費のうち、被服費につきましては、スポーツ推進委員の活動に要するもので、推進員の改選に伴う買い替えに要する経費でございます。

節12 委託料のうち、地域交流推進事業につきましては、資料13ページをお願いします。

地域交流推進事業は、鳥栖市をホームタウンとするプロスポーツチーム、サガン鳥栖、久光スプリングスと連携し、ホームゲームの活用による交流の推進や地域との積極的な関わり

によって地域の活性化を図ることを目的として行う事業でございます。

事業内容は、ホームゲームにおける冠試合として、サガン鳥栖及び久光スプリングスの冠試合を開催、また、久光スプリングスが行うホームゲーム時にSAGAアリーナへの無料バスに要する経費でございます。

次に、地域との交流活動として、サガン鳥栖及び久光スプリングスと市内中学校との交流事業で、各チーム、市内中学校のうち2校ずつとの交流を図ることといたしております。

次に、サガン鳥栖、久光スプリングス相互エール事業として、それぞれのチームのファン、サポーターを含むチーム間相互による応援機運を醸成するものでございます。

最後に、ホームゲーム招待事業は、市制70周年記念事業として行うもので、サガン鳥栖、久光スプリングスのホームゲームへの市民招待でございます。

7ページにお戻りください。

次に、市民スポーツ大会開催委託料につきましては、市民スポーツフェスタの開催経費でございます。

節18負担金、補助及び交付金のうち、県プロサッカー振興協議会負担金につきましては、佐賀県、県内市町及び賛同する団体等で組織された同協議会に対するもので、この協議会は、サガン鳥栖が地域に根差していくため、サッカー教室開催支援など地域の方々と触れ合う機会の創出や応援機運の醸成、ホームゲーム集客支援イベントの開催などを実施しているところでございます。

市スポーツ協会補助金につきましては、市スポーツ協会の運営補助に係る経費でございます。

市スポーツ協会は、鳥栖市における体育諸団体相互の緊密な連絡協調を図るとともに、体育・スポーツの健全な普及発達を期し、市民の体力向上とスポーツ精神を高揚することを目的とした団体で、市民スポーツの推進や組織の育成強化や競技力の向上を図る事業を行っております。

現在26種目の競技団体が加盟し、市からの補助金をもとに各種団体へ運営補助などを行っております。

次に、スポーツ大会出場費補助金につきましては、全国大会、九州大会に出場する場合に交通費の一部を助成する経費でございます。

次に、プロスポーツ練習拠点開放奨励金につきましては、資料14ページをお願いいたします。

プロスポーツチーム練習拠点開放奨励金は、プロスポーツチームの練習拠点を広く市民に開放し、当該練習拠点を活用した市民とのプロスポーツチームの交流を深めるために、必要

な奨励措置を行うことにより、市民がスポーツに親しめる環境の充実を図り、スポーツ振興を図ることを目指すものでございます。

事業内容は、奨励金は、本市を本拠地とし、その練習拠点を開放するプロスポーツチームに対し、記載の要件を満たす場合に奨励金を交付することとし、対象は、久光スプリングスの練習拠点、サロンパスアリーナとなります。

8ページにお戻りください。

目2体力づくり運動推進事業費の主なものについて、御説明いたします。

節7報償費につきましては、高齢者や女性、地域住民などを対象としたスポーツ教室、ベースボールクリニック等に要する講師謝金や賞品代でございます。

節12委託料につきましては、クロスロード・スポーツ・レクリエーション祭本選に出場する鳥栖市代表選手選考会開催委託料や、3月に開催しております、スポーツ・レクリエーション祭の開催委託料、市民体育館のトレーニングルームで実施しております、トレーニング指導業務委託料でございます。

節18負担金、補助及び交付金につきましては、クロスロード・スポーツ・レクリエーション祭負担金、また、毎年1月に開催しております、鳥栖市ロードレース大会補助金で、70周年記念事業といたしまして、ゲストランナーの招待に要する経費を含んでおります。

次に、目3体育施設費の主なものについて御説明いたします。

節1報酬及び節3職員手当等につきましては、主に体育施設職員合計21名の人件費でございます。

節10需用費につきましては、スタジアムの使用をはじめとする体育施設の管理運用や用品等の消耗品費、体育施設の電気、上下水道、ガス水道に要する光熱水費、各体育施設の修繕料が主なものでございます。

9ページをお願いいたします。

節11役務費につきましては、スタジアムをはじめとする各施設の電話代等の通信運搬費が主なものでございます。

節12委託料につきましては、体育施設の電気、空調設備等の保守点検、警備、清掃等に要する施設管理委託料が主なもので、設計委託料等は、工事請負費と併せて御説明をさせていただきます。

節13使用料及び賃借料につきましては、芝管理に要する車両、トレーニング機器のリース料が主なものでございます。

節14工事請負費につきましては、資料の15ページをお願いいたします。

体育施設改修事業は、公共施設中長期保全計画等に基づき、施設の長寿命化及び利用者の

安全性、利便性向上を図るため、体育施設、具体的には、記載のとおり、鳥栖スタジアム、市民球場、市民庭球場、市民運動広場における改修及び改修に係る設計を行うものでございます。

次に、資料16ページをお願いいたします。

陸上競技場写真判定設備整備事業につきましては、日本陸上連盟の公認取得予定の陸上競技場について、公認記録認定のために必要な写真判定設備を整備するもので、工事請負費及び工事監理業務委託料を計上しております。

9ページにお戻りください。

節16公有財産購入につきましては、鳥栖スタジアムの駐車場として利用いたしております、第1及び第2駐車場を令和2年度から5年間、5年計画で買戻しをしており、最終年度の令和6年度は700平方メートル相当分の買戻し経費でございます。

節17備品購入費につきましては、芝管理に要する液剤散布機器、スポーツ振興課で使用する公用車、体育設備品である卓球台の買い替えに要する経費でございます。

以上でございます。

古賀友子スポーツ文化部長兼国スポ・全障スポ推進課長

資料の10ページをお願いいたします。

目4国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会推進費の、節1報酬から節8旅費につきましては、国スポ・全障スポ推進課の会計年度任用職員2名分の経費でございます。

節18負担金、補助及び交付金、SAGA2024実行委員会負担金につきましては、鳥栖市実行委員会の運営費に対する負担金でございます。

SAGA2024実行委員会負担金につきましては、令和6年度はSAGA2024国スポの本大会を開催いたしますので、その経費の計上により、前年度と比較いたしまして大幅な増額となっております。

資料の17ページをお願いいたします。

ページの下の方に記載しておりますが、SAGA2024国スポの本大会につきましては、正式競技3競技、特別競技1競技、公開競技1競技、デモンストレーションスポーツ3競技を鳥栖市で開催することとなっております。

負担金といたしましては、サッカー競技に1億500万円、バレーボール競技に6,800万円、空手道競技に1億円、高等学校野球（軟式）に4,700万円、ゲートボールに100万円、デモンストレーションスポーツ3競技に250万円の予算を計上いたしております。

そのほかに、輸送管理業務委託費や弁当調達業務委託費などを含む大会総務費8,500万円などを計上いたしております。

また、全障スポにつきましても、鳥栖市で2競技開催されることになっておりますが、佐賀県主体での開催となりますので予算計上はいたしておりません。

なお、国スポの開催競技によりましては、大会プログラムに大会役員として、議員の皆様のお名前を掲載させていただく場合がございますので、そのときは御了承いただきますようお願いいたします。

ただ、大会役員として何か特別な業務をお願いすることはございませんので、よろしくようお願いいたします。

以上で、議案乙第9号令和6年度鳥栖市一般会計予算のうち、スポーツ文化部分の説明を終わります。

よろしくようお願いいたします。

樋口伸一郎委員長

ありがとうございました。

執行部の御説明は終わりました。

これより質疑を行います。

牧瀬昭子委員

資料の11ページの、がんばる子どもたちへの激励金についてですが、このネーミングがとても気になるというか、頑張るっていうことで、大会に出ている子たちが頑張っているような感じの印象を受けるので、ネーミング的なものを再考していただくことができないだろうかというふうに思うんですけれども。

まずは、このネーミングについて、ついた経緯とかがあったら教えてください。

小川智裕スポーツ振興課長

令和6年度から、がんばる子どもたちへの激励金ということで、新設をさせていただいております。

こちらにつきましても、新設した経緯といたしましては、今は出場補助金はございますが、全てがそれで賄い切れない部分があります。

理由といたしましては、スポーツ大会の在り方も変わっておりまして、ニュースポーツとか、そういったものもございます関係から全ての対応が取れていないと。

その競技を皆さんひとしく頑張っておりますけれども、そういった方に対してのものが十分ではない部分があったので、それを補完するような意味で、この、がんばる子どもたちへの激励金を新設をしております。

頑張るというのは、競技力向上とか体力向上とかを目指して、日々されてある分のところで全国大会まで出場されるというところの観点から、頑張る子供たちにこれを目指して頑張

ってくださいという意味を込めて、そういうネーミングとしたところでございます。

以上でございます。

牧瀬昭子委員

それが理由でしたら、賞を取っても取らなくても、得意じゃなくても不得意でも、すごく下手でも上手でも、頑張ってる子たちはみんな頑張ってると思うので。

賞を取って、これをもらえる子たちだけが頑張ってるっていうようなニュアンスをすごく受けるんですよ。

なので、例えば、「羽ばたけ鳥栖っ子基金」とか、よそに行って遠くで活躍できますようになっていう意味があるのであれば、この頑張るっていうニュアンスをもう一度考え直していただけないかなというのが、まず1点目です。

これは要望させていただきたいと思います。

今回がどうこうというのは難しいかもしれないですけども、ぜひ、考えていただきたいなと思っています。

2点目が、100万円になった経緯と、1人当たり5,000円になった金額の根拠を教えてください。

小川智裕スポーツ振興課長

こういうふうに出場される場合に、市長に表敬訪問とかに来られています。

そういった場合に、現状5,000円をしておりますので、そのところと合わせて5,000円としているところでございます。

予算につきましては、スポーツ激励金で50万円、年間100人を見込んでおります。

これにつきましては、チームスポーツとかもございまして、団体で行かれる場合については、一定数出てくるところから、今想定として100人分を見込んで50万円の予算計上をしているところでございます。

以上でございます。

樋口伸一郎委員長

この内訳に関しては、2課にまたがってますけど。

石丸健一スポーツ文化部長

文化芸術激励金につきましても、予測がなかなか難しゅうございますので、こちらのほうも100人と見込みを立てて予算を計上させていただいております。

以上です。

樋口伸一郎委員長

ありがとうございます。

牧瀬昭子委員

ありがとうございます。

表敬訪問のときに5,000円というのが、今分かったところなんですけれども、全国大会とかに行くに当たっても、5,000円というのはとても少額といたしますか。

行く際に必要な経費って、交通費以外にももろもろかかってきますので、このあたりの予算のつけ方もぜひ今後検討していただけないかなと思います。

これも要望とさせていただきます。

樋口伸一郎委員長

ほかにございませんか。

西依義規委員

この間、連合審査会をしたときに、特別使用料を取るということで、それに対する予算の影響か反映かされてるんですか。

樋口伸一郎委員長

ページ数ありますか。

西依義規委員

歳入のところなんで、最初のところですよ。

例えば市民球場使用料、市民体育館使用料、文化会館もだったかな。

まだ条例は通ってないんでしょうけど、その辺の数字の目標とかがあって予算に反映しているんであれば説明していただければと思って。

石丸健一スポーツ文化部長

当初予算に計上はしておりません。

募集期間をいつまで取るかというのもありますし、あと、国スポがありますので、国スポ期間中というのが難しいかなという思いもあっております。

その辺の調整も必要となりますので、はっきりした段階で募集をかけたいと思っておりますので、当初予算については計上いたしておりません。

以上です。

西依義規委員

国スポってみんなが見れるじゃないですか。

導入の時期としては、企業側も国スポに間に合ったほうが——市民球場も体育館も空手道があるんで見られるんで、その辺は逆に合わせたほうがいいんじゃないですか。

石丸健一スポーツ文化部長

せっかくの機会なので、それができればそれがいいと思いますけれども、種目競技とか内

容によっては、マスクングをしなければいけない可能性もありますので、いきなりマスクングというものもあれですので、もうちょっと確認をしてから。

公募の際に、この競技の場合はどこをマスクングしなければいけないとか、そういうのをきちんと入れて、マスクングしないでいい部分については、当然、全国から注目があつてますので、間に合うような形をぜひ考えたいと思っております。

以上です。

西依義規委員

それと同じところの使用料で、文化会館と定住・交流センターは、昨年から見ると増えてるみたいですけども、なぜ増えた予算計上か。

すいません訂正です。減ってますね。

令和5年度から比べると、文化会館使用料が2,000万円から2,800万円、定住・交流センターが1,900万円から2,800万円になってますが、その理由を。

田中綾子文化芸術振興課長兼市民文化会館長

ここ数年コロナの影響で、利用されるお部屋が大きいお部屋から小さいお部屋に変更になったりしまして、ホールから諸室に変えられるなど金額が減額になるケースが多くございまして、ここ数年の実績から減額とさせていただいたものでございます。

西依義規委員

ということは、決算見込みとかを見ながら、通常考えれば、昨年のコロナ中とまだコロナが一部かかってた期間と来年度コロナがなくなった、なくなったっていうか……、なくなったら増えそうな気がするんですけども、来年もコロナの対策は同じぐらいに行つて、逆に減るっていうことでいいんですか。

田中綾子文化芸術振興課長兼市民文化会館長

企業さんとかが、大きい部屋を使つたのが小さい部屋でできたつてなつたら、多分小さい部屋をまた使うんじゃないかというような予想もありますので、実績と内容を見て予算計上をさせていただいております。

中川原豊志委員

私が言うのもおかしいでしょうけれど、文化会館とかの使用料を細分化したじゃないですか。

その影響もあるのかなつて勝手に思つてるけれど、そこはないですか。

田中綾子文化芸術振興課長兼市民文化会館長

その影響も若干あるかとは思いますが。

また小ホール側につきましては、今度また座席改修工事を予定しておりまして、貸止めを

行いますので、実績から見込んだものでございます。

中川原豊志委員

別件でいいですか。

先ほどスポーツ奨励の話があったんで、確認してみたいんですけど。

スポーツ文化の奨励とは別件で、スポーツ大会奨励金っていう奨励金があったじゃないですか。

それと、スポーツ大会出場補助金の関連性をもう一回教えてください。

樋口伸一郎委員長

またがってるんで、ページ数も一緒をお願いします。

小川智裕スポーツ振興課長

資料の6ページをお願いいたします。

節7報償費のところのスポーツ奨励金っていうのが、今回新設いたしました1人5,000円の、がんばる子どもたちへの奨励金になります。

こちらは18歳以下の小中高生等を対象としたものでございます。

その下のスポーツ振興奨励金につきましては、国際大会に出場するとか、世界陸上とか、世界のレスリングの大会とか、そういったものに出場される場合にこちらの振興奨励金を支給をしております、今回130万円予算計上をしております。

7ページの節18負担金、補助及び交付金のスポーツ大会出場費補助金が、全国大会、九州大会への出場、県代表として行かれる場合についてとなります。

エリア分けをして、そこに対する出場費を補助いたしております。

中川原豊志委員

スポーツ大会の100万円は、高校生以下じゃなくて、全年代が対象ということですか。

小川智裕スポーツ振興課長

スポーツ振興奨励金につきましては、年代に問わず、国際大会への出場等をする方に対して支給をして……、「100万円のほう」と呼ぶ者あり)

すいません失礼いたしました。

7ページの負担金、補助及び交付金のスポーツ大会出場費補助金につきましても、年齢にかかわらず補助をいたしているところでございます。

以上でございます。

中川原豊志委員

ありがとうございます。

これはあくまでも重複はしないということですよ。

石丸健一スポーツ文化部長

それぞれ目的や内容が違う形にしていますので、先ほど申し上げたように、新しくつくった
激励金は、何にでも該当しそうな感じですので、他の補助が対象になる場合は選択制にして
いただくようにしております。

以上です。

中川原豊志委員

ありがとうございます。

7ページの委託料の地域交流推進事業委託料についてですが、これを見てましたら、昨年
度より大幅に増額をされてるようですが、増額をすることに対して、どういうふうな事業が
増えたのか。

昨年度からすると1,000万円近く増えているのかなというふうに思いますが、一応確認をさ
せてください。

小川智裕スポーツ振興課長

資料の13ページをお願いいたします。

昨年度よりも増になった一番の要因としましては、ホームゲーム招待事業（市制施行70周
年記念事業）といたしまして、サガン鳥栖、久光スプリングスのホームゲームに市民を招待
をさせていただき事業が大きく加わっております。

それ以外ですと、地域との交流事業で、令和5年度までは、市内の中学校にサガン鳥栖が
2校行っておりましたけれども、久光スプリングスの本拠地が移った令和6年度から2校追
加ということで、こちらのほうも100万円増となっているところでございます。

以上でございます。

中川原豊志委員

ありがとうございます。

ちなみにサッカーとバレーでしょうけれども、2校というのはどこの学校か、お示しでき
るのであればお願いします。

佐藤義勉スポーツ振興課スポーツ振興係長

まず、サガン鳥栖につきましては、田代中学校と鳥栖中学校を予定をしております。

久光スプリングスが、基里中学校と鳥栖西中学校を予定をしております。

中川原豊志委員

ありがとうございます。

鳥栖西中学校にサッカーがなかったのが残念かなと思っただけです。

もう一点だけいいですか。

陸上競技場の写真判定設備の工事完了は、いつぐらいを目指されているのか分かれば。

国スポは陸上競技場での陸上競技はないけれども、公式な競技として使えるのを楽しみにしてる人がいるかもしれませんので、完了時期を。

時田丈司スポーツ振興課長補佐兼施設係長

写真判定室の整備事業につきましては、国スポが大体終わってから現場に入っていくようになります。

建設課と打合せをする中では、恐らく繰り越して来年の4月ぐらいまでをめどに完了したいというふうな考えで話をしているところです。

以上でございます。

中川原豊志委員

了解です。

期待している人がいると思いますので、少しでも早くお願いいたします。

以上です。

田村弘子委員

中川原議員の先ほどの質問の中に、6ページのスポーツ振興奨励金が130万円で、前年度よりも大分増えているかと思うんですけども、その理由を教えてくださいませんか。

小川智裕スポーツ振興課長

スポーツ振興奨励金につきましては、最上位としてはオリンピック出場とかも含めたところですが、国際大会の出場、全国大会での優勝というのもございます。

今回国スポが自県開催ということで、今まで以上にそういうふうな全国大会で優勝される方がいらっしゃるというところを想定して、今回増額をさせていただいているところがございます。

以上でございます。

田村弘子委員

ありがとうございました。

それと、15ページの市民庭球場の夜間照明のLED化は、どんなふうなLED化を――LEDの元だけ変えるのか、柱から変えるのかをお願いいたします。

時田丈司スポーツ振興課長補佐兼施設係長

御質問がありました市民庭球場の夜間照明設備のLED化ですが、今検討しておりますのが、支柱を残して照明の部分だけをLEDに取り替えるというふうなことで考えております。

今メーカーさんからいろんなものが出ておりますので、支柱まで取り替えますと経費的な部分で非常に大がかりになりますので、照明灯の部分だけを取り替えるというふうに考えて

おります。

以上でございます。

田村弘子委員

以前話の中で、支柱からの改修になるかもしれないというように私が勝手に思い込んでいたので、その金額からするととてもリーズナブルだなと思って質問させていただきました。

ありがとうございました。

樋口伸一郎委員長

ほかにありませんか。

成富牧男委員

大きく3つぐらいですけど、一つ一つ質問してまいります。

最初は、随所に会計年度任用職員の報酬が出てきますが、例えば4ページであれば、10款、4項、6目、1節報酬のところに出てきますよね。

これは部長にお答えをしていただくことになると思いますけれども、会計年度任用職員のうち、かつて嘱託さんって言っていた時期がありましたよね。

その嘱託さんの時期から今日まで、結構長く勤めてあるような方の職種とかそういうのが、主なものが分かったら教えてください。

石丸健一スポーツ文化部長

体育施設の管理業務に従事していらっしゃる方については、嘱託員時代から、形としては引き続きですけれども、5年ないし何年ないし都度都度面接等を行って再度更新をさせていただいておりますが、結果的に続けていらっしゃる方が、体育施設の管理としては多い感じですよ。

サンメッセも含め、施設管理がそういう傾向にあるかと思えます。

成富牧男委員

文化会館のほうは、施設管理じゃない職員さんはいらっしゃらないということですか。

田中綾子文化芸術振興課長兼市民文化会館長

夜間管理ということで、1名の方がいらっしゃいます。

成富牧男委員

今お聞きしたことで分かったのは、通算5年以上のかなり長い期間働いておられる方がいらっしゃるということですが、そういう方は本来は正規の職員にすべきじゃないかというのが私の考え方です。特に、本人のやる気にも関わることだと思うんです。

例えば、今の会計年度任用職員だったら、5年間はずっと上がっていくんですけど、5年経って、それ以上長く勤めていいですよって言っても、それ以上は上がらない。

今、施設管理って言われたから、事務的なやつじゃないかもしれんけれども、結局そこに必要だからその人もしくはその業務でずっと雇っているわけですね。

私は、そういうのは本来正規の職員で雇うべきじゃないかと思うんですけど、いかがでしょうか。

石丸健一スポーツ文化部長

担当課としては、きちんと業務ができるような体制にすべきと思っておりますし、そのような形で配置をしていただいているものというふうには思っております。

正規か非正規かというお答えにはなってませんが、そのように思っております。

以上でございます。

成富牧男委員

そこまでしか出てこないんでしょうから、私の意見だけ言わせていただきました。

同じく4ページの10款、4項、6目、12節の委託料、設計委託料で、先ほど説明のあった12ページの説明資料でお伺いします。

設計が出てますけれども、工事費はどれぐらいかかると見ておられるのかを、まずお尋ねをします。

石丸健一スポーツ文化部長

1,000万円単位では難しく、億万円単位になるかというふうに想定いたしております。

以上でございます。

成富牧男委員

順調にいけば、工事はいつぐらいから入るんですか。

田中綾子文化芸術振興課長兼市民文化会館長

令和6年度で設計が上がりまして、令和7年度初めから半年間で工事を行うという予定でございます。

成富牧男委員

1,000万円じゃなくて1億円っていうふうに言われましたけれども、通常であれば、さっきおっしゃった工事に係る年度であれば、例えば、令和5年度の実施計画の中で3年目ぐらいに上がっていてもおかしくないと思うんですよ。

上げてあったのかどうかは置いといて、本来そういうふうな計画的な執行をする中で、今の答弁よりももうちょっと具体的な答弁があってしかるべきではないかと思ったんですが、それはそれとして。

12ページの資料の目的のところ、高齢者等の大ホール側諸室の利便性を高め云々とありますが、私はこれは10年ぐらい前から何とかすべきじゃないかと。

その時は構造上ここはもう駄目なんですというような答弁がずっと続いたんです。

これは非常に喜ばしいことですけれども、結局お金の問題だったというふうに理解していいですか。

石丸健一スポーツ文化部長

構造上の問題があるということで、昨年まで検討してきたのが、外づけでエレベーターをつけるというのを想定して庁内協議を進めておりました。

技術が進んだのかあれですけれども、ここにお示ししているところではできるといようなお答えが出てきたものですから。

これまで非常にいろいろ要望があったものが、すぐ横の土地を買わないでもできるような形になりましたので、今回計上させていただいたところでございます。

成富牧男委員

要は、今の答弁からいえば、ずっと検討は続けていたんですよ。

必要性はあるけれども、ってきていたのが、そういう技術的な進歩があったかと言われましてけど。

非常に大変だったんでしょうけれども、もっと早くできたのではないかと。

行政は、やろうと思えば大概の課題は克服してやられますので、ぜひ市民向けのこういう工事についても、もっと真摯に向き合っていただきたいなど、まずはよかったと思っております。以上です。

次は、6 ページの10款、4 項、7 目、12節委託料の施設管理運営委託料。

まず、これは何の委託料かっていうところからお尋ねします。

田中綾子文化芸術振興課長兼市民文化会館長

6 ページの委託料につきましては、定住・交流センターの施設管理運営委託料としまして、清掃業務委託料、消防設備、中央監視盤などの保守点検委託料等、舞台運営委託料などがございまして、エレベーターなどの保守点検業務、空調の保守点検業務などが主なものでございます。

成富牧男委員

今、幾つか具体的に言っていただきましたけれども、この契約方法についてこれまでずっとお尋ねしたところでは、特に舞台機構とか照明とかそういうやつを担われてる方はずっと同じで、名称は変わっても同じ業者さんがやっておられるという話も聞きましたけれども、個別に言われたやつの中で、随意契約してある業務を教えてください。

田中綾子文化芸術振興課長兼市民文化会館長

先ほど御説明させていただいたうち、随契のものにつきましては、舞台運営業務が随契で

契約をいたしております。

成富牧男委員

これはなぜ随契なのか理由を教えてください。

田中綾子文化芸術振興課長兼市民文化会館長

サンメッセ鳥栖につきましては、平成7年に建ちました建物で、それから、電気設備、照明設備、音響設備の更新といたしますか、入替え等が古くなっておりまして、その機械の使い勝手といたしますか、そういうものを熟知している業者ということで随契をさせていただいております。

成富牧男委員

舞台運営と、そのほかに今言われた熟知しているって言われた部分も随契ですか。

田中綾子文化芸術振興課長兼市民文化会館長

舞台運営業務委託料が随契でございまして、清掃業務、消防設備保守管理業務等は3年の長期契約で入札をさせていただいております。

成富牧男委員

舞台運営業務を随契でやられてるのは、一言で言うと熟知しているからという理由ですか。熟知しているからだけでは私は理由に乏しいと思うんですよ。

例えば、契約するときプロポーザルみたいな方法を使えば、これはこういうふうにしなさい、あれはこういうふうにしなさいって条件をつけて、仕様書みたいなのを作って、これできるところは集まってくださいってしたら、今やられている業者さんだけじゃなくても応募したい業者さんがいるんじゃないかと。

頼まれたわけではないですよ、全然分からんけれども、私は公平性の観点からいって、もっと工夫して、そういうプロポーザル方式とかで、やる必要もあるんじゃないかと思うんですけど、そここのところの考え方を。

田中綾子文化芸術振興課長兼市民文化会館長

先ほど申しましたように、現在のところ、機器関係の老朽化が進んでおりまして、その機器の取扱い等に慣れた業者に現在入っていただいておりますので、ホールの運営の打合せ等がスムーズに行っております。

機器などの更新等が図られまして、そういう環境的な整備ができましたら、そういうことも検討していくようにするほうが望ましいと思います。

成富牧男委員

車でいうと、非常に癖のある車になって、その人じゃないと運転できないと、そういう意味ですか。

田中綾子文化芸術振興課長兼市民文化会館長

状況としては、そういう状況でございます。

成富牧男委員

ところで、社名を変えられたようにも聞いてますけれど、今の業者さんはどのくらい長く入ってるんですか。

久保山智博文化芸術振興課長補佐兼定住・交流センター係長

会館の創設からになりますので、平成7年の10月の開館からになります。

ですので、28年ぐらいが経過することになるかと思えます。

成富牧男委員

今のはサンメッセのことですよ、私は文化会館も含めてっていう認識でずっと質問してましたけれど。

まず、文化会館とサンメッセは違う業者さんですか。

文化会館の舞台運営業務というのは随契じゃないんですか。

田中綾子文化芸術振興課長兼市民文化会館長

サンメッセも文化会館も同じ業者でございます。

どちらの建物も随契で契約をさせていただいております。

成富牧男委員

平成7年っていうのはサンメッセのことですよ。

そうすると、文化会館も同じ業者さんだとすれば、何年間この会社になってるんですか。

田中綾子文化芸術振興課長兼市民文化会館長

開館当初からですので40年、サンメッセは平成7年から現在に至るまでです。

成富牧男委員

40年ですよ。

もうあんまり長く言いませんけど、結局、今の業者が熟知しているからとか、機器のくせも知ってるからとかいうことでしょうけれども、それは先ほども言ったように、仕様書の中にきちんと書き込めば、ほかの業者さんでもできないことはないと思うんですよ。

さっき、今の機器を更新する時期とか言われましたけど、それはスケジュールの中に入ってるんですか。

逆に言ったら、大分ぼろだったら変えないといけないですよ。

田中綾子文化芸術振興課長兼市民文化会館長

サンメッセにつきましては、令和9年以降大規模改修工事を計画しておりますので、その中で機器等の更新を図っていく予定にしております。

成富牧男委員

さっきから文化会館のほうはよけてるみたいだけど、文化会館のほうは？

田中綾子文化芸術振興課長兼市民文化会館長

文化会館につきましても、照明や舞台関係の機器につきましても、特殊機器が多うございまして、長年舞台運営に携わっていただいている業者のほうで、交換した時期ですとか特殊機器の耐用年数等を理解しております、逆に長年携わっていただいている舞台運営業者のほうから不具合などがあるとか、今後はこの部分は製造が中止されるようだという情報の情報を得るなどして、舞台運営に支障のないようにしているところでございます。

成富牧男委員

それはその業者さんじゃなくても当たり前の話だと思います。

何度も申しますように、そういった内容は仕様書の中にきちんと書き込めば、それから今、かなり古いんで、くせがある機器もあるんでみたいにおっしゃってたけど、先ほどの答弁では、機器も新しく更新されてるわけですね。

もう長く言いませんけどね、ややもすれば同じ業者さんに任せていたほうが手間は省けるし、気心も知れるし、マイナス面ばかりじゃないのは分かります。分かりますけれど、執行する予算が適当なのかっていうのも来年もこれでいっていいですかね、とかそんな感じでしか決めようがないですね。

一つ一つ条件を交付して、プロポーザルというやり方であれば、私は競争で可能だと思います。

そして、ほかの業者さんがうちはできない、参加しない、応募しないとすれば、今やられている業者さんが引き続きやるだけであって、何も難しいことではないので。

この問題は私が議員になって以来ずっと言ってますので、先の話ではなくて、もっと早めに検討の余地があるかと思えます。

ついでに申しますと、ホールを利用されたある団体の方からの話では、たまたまそのときの話かもしれないですけど、対応した業者さんの態度が悪かったと、面倒くさそうに言われたという話も聞きますし、早急にとは言いませんけど、原則的に言うと本来は入札ですね。

これは私が言わなくても、部長だったらよく知ってると思いますので、そのところを最後に部長に、早急にとは言わないけれど検討すべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

樋口伸一郎委員長

すみません、成富副委員長。

部長に御答弁いただきますけれど、今回の本議案審査においては、随契での予算計上とい

う趣旨で、まず御審査、御質疑をいただききたいということと、この先の契約手法の要望等については、おっしゃていることはよく理解はできますが、部長の答弁を最後にまとめていただければと思います。（「関連ですが……」と呼ぶ者あり）

樋口伸一郎委員長

まず部長の答弁を頂きますので……。
暫時休憩します。

午前11時7分休憩



午前11時12分開会

樋口伸一郎委員長

再開します。
それでは、石丸部長の御答弁を求めます。

石丸健一スポーツ文化部長

今回の舞台管理につきましては、随意契約を前提に予算の見積り要求をさせていただいております。

この内容については、市の関係各課と随契について協議し、契約をするような形に考えております。

なお、今後どういう形がいいのかというのは、機器の取り替え等もありますので、それに合わせてより適正な形になるように考えてまいりたいというふうに思います。

以上です。

成富牧男委員

いずれにしろ、私は今の業者さんが不当に高く請け負ってるとかそういうことは全然聞いておりませんし、持ち合わせておりません。

本来は契約業務は入札が基本じゃないかということ、私は申し上げたかっただけです。
以上です。

西依義規委員

私もこの数字では中身が分からないんで。

4 ページの市民文化会館管理業務等委託料4,272万2,000円のうちの運営スケジュールに関わる業者さんとの随契の金額とサンメッセ鳥栖の3,088万5,000円のステージ部分の管理委託料は、当初と昨年度と幾らぐらいになるか教えてください。

田中綾子文化芸術振興課長兼市民文化会館長

まず、市民文化会館の舞台運営委託料につきましては、令和5年度が、大ホール、小ホールございますので、1,114万1,000円。

令和6年度が、1,169万5,585円を予定しております。

また、サンメッセにつきましては、ホールが1つでございますので、令和5年度が458万6,270円。

令和6年度につきましては、517万6,000円を計上させていただいております。

西依義規委員

もちろん私も入札が当たり前だと思いますし、市側も楽だからと言っちゃいかんけど——私はステージを使って不満に思ったことはないですよ。ないですけど、いろんな対応をちゃんとしてもらわないといけないと思うので、文化会館の開庁時間と日数を考えて、これが妥当かどうかは、ぜひ庁内で考えていただきたいと思います。以上です。

牧瀬昭子委員

12ページの大ホール側のエレベーターと、小ホールのほうの昇降機の件で、この大きさに関してお尋ねをしたいんですが、ストレッチャー型の車椅子の方とか、そういった方にも対応できているのかということをお教えてください。

田中綾子文化芸術振興課長兼市民文化会館長

現在予定しておりますのは、車椅子が入る大きさ、もしくは、机等の上げ下ろしもできる大きさということで、建設課と話をしております。

牧瀬昭子委員

机の上げ下ろしということは、1メートル半ぐらいの机というイメージでよろしいですか。

田中綾子文化芸術振興課長兼市民文化会館長

具体的なサイズの数字は持ち合わせておりませんが、机等の上げ下ろしができるように——長机を縦に入れて、上げ下ろしができるか、横のまま上げ下ろしができるかというのはあると思うんですけども。

もしくは楽器の上げ下ろし等ができる大きさの設計を依頼しております。

石丸健一スポーツ文化部長

できる場所が限られておりますので、長いものは難しいのかなというふうに思っております。

牧瀬昭子委員

今、障害者の方の車椅子もいろんな形状がありますので。

ストレッチャー型が一番大きいと思うんで、その方たちが乗り降りできなかつたら、せっかく車椅子を作ったとしても、その方たちの対応をまた考えないといけなくなるので。

せっかく作るのであれば、そこも踏まえたところでしていただけないかと思っております。

石丸健一スポーツ文化部長

今の文化会館の小ホールのほうも、そんなに長さが取れるような形にはなってなかったと思います。

先ほど申し上げたように、設置できる場所が限られておりまして、ほかのところは構造上難しいということでございましたので、ここにお示ししているところで、できる範囲内で、まずは車椅子の方やご高齢や足の不自由な方についてのエレベーターを設置させていただきたいというふうに思っております。

牧瀬昭子委員

構造上、広さが取れないので厳しいということでもありますけれども、ぜひなるべく広くとっていただいて、その方たちが乗り降りができる状態にまで設計のところで考えていただきたいと思います。

車椅子の方たちが乗り降りするまでの間のバリアフリーというのも進められていく予定ということと考えていいですか。

田中綾子文化芸術振興課長兼市民文化会館長

昨年、大ホールの1階の上手側――ステージに向かって右側にスロープを購入しておりますので、そこから舞台のほうには上がれます。

そこからエレベーターに乗って2階まで上がっていただいて、2階から舞台裏の廊下を通りまして、そこに数段の階段がございます。

そこには階段昇降機をつけまして、小ホールの舞台に上がっていただくという動線の確保のための設計を依頼しております。

牧瀬昭子委員

分かりました、ありがとうございます。

その途中もカーブで曲がれなかつたりとか、そういうことがある可能性がありますので、できるだけ当事者の方に1回乗っていただいたり、入っていただいたりしながら、設計のときから幅の取り方とかを御検討いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

田中綾子文化芸術振興課長兼市民文化会館長

もちろん、高齢者や車椅子の方が御利用されて、小ホールの舞台に上がっていただくって

いうことを目的として考えていきたいと思っております。

牧瀬昭子委員

ぜひ当事者の方に入っただけのように、要望しておきたいと思います。

では続きまして、13ページをお願いします。

先ほど御意見とか質問が上がった部分なんですけれども、増額の中身として、ホームゲームにおける冠試合の開催で、SAGAアリーナへの無料バスの運行とかでも金額が、以前されたことでよかったということで増えているのか、何人分でチケット代なども込みになっているのかなど、詳細を教えてくださいよろしいでしょうか。

佐藤義勉スポーツ振興課スポーツ振興係長

地域交流推進事業における、昨年度からの増額分ということでございますが、ホームゲームの招待事業につきましては、サガン鳥栖が500組、1,000名。久光スプリングスが250組、500名。この規模で予定をしております。

小川智裕スポーツ振興課長

SAGAアリーナへの無料バスにつきましても、久光スプリングス250組、500名の足の確保ということでその分を計上いたしております。

以上でございます。

牧瀬昭子委員

無料バス運行の後は、チケット代も無料で見られるということでよろしかったですか。

小川智裕スポーツ振興課長

冠試合のSAGAアリーナのところの無料バス運行はバスの運行です。

ホームゲーム招待事業（市制施行70周年記念事業）のほうは、チケット代を予算計上しているところでございます。

以上でございます。

牧瀬昭子委員

詳細ありがとうございます。

前回のときにも、プロスポーツとかそういったことになじみが薄かった方たちや子供とかへの教育の一環になるのではないかなと思って、行きませんかと市の職員さんたちから声をかけていただいたと思うんですけれども、今回も子供たちとかなじみが薄かった方たちとか、関心を今後持ってほしい世代の方たちにもぜひ広げていただきたいと思いますが、その辺りの御予定とかお考えをお願いします。

小川智裕スポーツ振興課長

今回、市制施行70周年を記念した無料招待になっておりますので、おっしゃられるように

今まで見たことがないような方にも、ぜひ見に行ってください機会を設けることとしておりますので、幅広く市民の方へ働きかけを行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

牧瀬昭子委員

分かりました、ありがとうございます。

見たことがないから、関心が薄くて行かないという方も結構おられたので、親御さんがついて行かずにお子さんたちだけでも行けるようになると子供さんたちも関心が高まっていくと思いますので、要望とさせていただきたいと思います。

続いて、最後になりますが15ページの市民球場の防球ネット整備設計業務に関して、お尋ねいたします。

3 塁側の未設置箇所の整備の設計業務で500万円ということですがけれども、これが元々つかなかった経緯があれば教えていただけますか。

石丸健一スポーツ文化部長

予想ではございますけれども、昔は左バッターが少のうございまして、右バッターのフェールが一番多くございましたのでライト側に。

それから、ライト側のほうには市民プールがあるので、そちらのほうには行かないようにということで向こうにつけたのではないかと。

3 塁側のほうは多目的ホールも後から出来ていますし、当時危なくなかったというのもあったのかなというふうに思います。

今回は、御指摘もありましたし、スロープの位置が変わって、間が空いているところにちょうどスロープが来るようになって非常に危険な状態にもなりましたので、遅くなりましたけれども設置をしたいというふうに思っております。

牧瀬昭子委員

設計だけで500万円ということですが、設置までの見込額はどのぐらいになる予定になりますか。

時田文司スポーツ振興課長補佐兼施設係長

詳細な工事費については、設計が終わってからということになるかと思っておりますけれども、5,000万円程度が必要じゃないかと考えております。

以上でございます。

牧瀬昭子委員

部長の答弁からも、その当時はっていうお話がありましたけれども、先を見越したところでつけていただければ、こういったプラスアルファの事業がなくて一気に終わって安く

済んだのではないかと思います。その辺りどうお考えでしょうか。

石丸健一スポーツ文化部長

予測が甘かったと言えばそうですけれども、いずれにしても安全が第一でございますので、ここに限らずほかのところも不備があれば適宜直していきたいというふうに思っております。

牧瀬昭子委員

分かりました。

ありがとうございます。

西依義規委員

補正でも市スポーツ協会のやつを聞かせていただいたんですけれども、あれはコロナで返還金があったんでっておっしゃったんですけれども、今回見ると昨年度からまた補助金が減ってますが、減少した理由をまず教えてください。

小川智裕スポーツ振興課長

例年、市スポーツ協会のほうにつきましては、県民スポーツ大会の選手強化費というものを補助金の中に含めておりますけれども、今回、国スポ開催があるということで県民スポーツ大会が中止となっております。

その分の減によるものがございます。

以上でございます。

西依義規委員

それであれば、資料は要らないですが、730万円のうち各種団体に幾らぐらいと、強化費が団体幾らとか、人件費が幾らとかを大枠で教えてもらっていいですか。

小川智裕スポーツ振興課長

まず、事務局の人件費が約350万円になっております。

あと、各種競技団体の運営補助金のほうが250万円になっております。

それと、その他の助成金で20万円。

協会全体としての運営に係る経費が140万円ぐらいになっております。

これで、全体として761万円ぐらいかかっておりまして、そこから種目団体から負担金等も頂いておりますので、その分を差し引いた額、市からの補助金が736万円となっているところでございます。

以上でございます。

西依義規委員

例えばほかにも収入があって、単年度会計のスポーツ協会さんの全体の収支額と、人件費の350万円の人数とか時間とか、どういう形で350万円っていうのを大体でいいですけれども。

小川智裕スポーツ振興課長

まず事務局は1名となっております。

勤務条件等につきましては、市の会計年度任用職員と同様の勤務となっておりますので、8時半から16時半までの勤務となっているところでございます。

その他の分の会計といたしましては、今回市民スポーツ大会がございますけれども、その委託料とかも別途市からの委託が発生している状況でございます。

以上でございます。

佐藤義勉スポーツ振興課振興係長

令和4年度の決算額で申し上げさせていただきます。

収入につきましては、決算額で1,250万円程度となっております。

支出が1,220万円弱ぐらいで、繰越しが30万円程度出ているという収支状況になっております。

以上でございます。

西依義規委員

会計年度任用職員さんの働き方はそれに準じていると言われたんですけども、報酬を見ると、例えば次のページの体育施設費の節1報酬の会計年度任用職員報酬が多分21名と言われたんで、割ると単純に1人200万円ぐらいですよ。

けれどこの方は350万円って、何か能力給みたいなのがあるんですか。

石丸健一スポーツ文化部長

体育施設の職員、会計年度任用職員は、夜間だけの方とか時間が短い方がいらっしゃいますので、丸々1日ではございませんので、頭割りをすると落ちるという形になります。

西依義規委員

スポーツ協会自体には、最初おっしゃったように多大な貢献を頂いてると、なのでそこに関してはおっしゃっていると申すんですけども、そういった補助金も我々は見えていかないといけないので、質問をさせていただきました。

私、一般質問で指定管理の話をして、あのときはスタジアムのことだけ言ったんですけども、もちろん地域振興財団さんは、当時こういったところもされてたんですよ。

今は直営っておっしゃってますが、会計年度任用職員さんに人件費が4,300万円と施設管理委託料で5,581万円ですが、そこが先ほどの文化会館と一緒にどういう支出になっているか教えてください。

時田文司スポーツ振興課長補佐兼施設係長

体育施設の委託料につきましては、清掃業務であったり、警備業務、あと、各種設備等が

ございますので、消防設備点検であったり、設備関係の保守点検が主なものでございます。

以上でございます。

西依義規委員

よく市民の方から言われるのが、もっとよくならんかな、もっと使いやすくならんかなって言われるんですよ。

もちろん会計年度任用職員さんはよくやられてると思いますけれども、もっとこうしたほうがいいのか、ここはこうしましょうっていうベクトルがないような気がするんです。その辺は職員さんが何か気にかけてしてるんですか。

石丸健一スポーツ文化部長

施設管理をする上で、例えば球場であれば、野球をしたことがある方とか野球に興味がある方とか、そういう方をお願いしたいというふうに思っておりますので、そういうことも踏まえて面接等を行いながら、配置については考えております。

ただ、全てが全てそういうふうにはならない部分もありますけれども、出来るだけそういう形になるようには努力をしておりますし、あと、うちのスポーツ振興課の職員が随時現場に出て、いろいろ指導をしたりするようにはしております。

以上でございます。

西依義規委員

今までがよくないとは言っていないんですけども、今までがよくないと言ってることと同じだと……。

私が思うのが、もうちょっと臨機応変に、今までこうだから今年もこうだっていう印象だったんで、例えばこの方々の年齢層とか平均年齢とか、定年とかはないんですよね。

体育施設の管理者の年齢はどれぐらいの方々がいらっしゃるんですか。

時田文司スポーツ振興課長補佐兼施設係長

体育施設の会計年度任用職員の方の平均年齢は持ち合わせておりませんが、大体60歳以上の方がほとんどでございます。

以上でございます。

西依義規委員

見ただ目でそう思うんですよ。

だから、直営は直営のよさを出していただかないと。私は指定管理がいいと思うんです。

指定管理の業者さんがもっとよくしようとか、そこで稼いだお金がもっとうまく市民に還元されれば。市がどうよりも、市民が喜ばないといけないですよ。

もっと使いやすい市民球場、体育館でないといけないと思ったんで、質問させていただき

ました。ぜひそういったのも併せて御検討ください。

以上です。

成富牧男委員

先ほど部長の答弁に対して恥ずかしいことを言いましたので、その部分を撤回したいと思えます。

入札に関して、部長に対しては入札にしてくださいという趣旨で言いましたけれど、そうではなくて、同じ随契の意思であるプロポーザルを検討してくださいというふうに訂正いたします。

以上です。

西依義規委員

これも一般質問であってたんですけど、文化祭委託料で、先ほどのスポーツ協会と一緒にですが、文化祭の運営自体を、その全体像を教えてもらっていいですか。

何が言いたいかという、例えば一般質問で出演料を取る取らないみたいな話があったんで、全体を見せていただいて、もちろん取ったよさと悪さがあると思うんで、その辺も委託料も関係すると思うんで、よかったら。

田中綾子文化芸術振興課長兼市民文化会館長

まず、文化祭の実行委員会の構成につきましては、文化連盟、文化事業協会、鳥栖市民活動ネットワーク、それから、小中学校長会、コンベンション観光協会で作成しております。

文化祭の中身についても、この実行委員会の中で協議をして、令和6年度は70周年ということもあり、より記念事業となるように、実行委員会の中で協議をしていくこととしております。

文化祭の委託料につきましては、265万8,000円でございます。（「実行委員会全体予算」と呼ぶ者あり）

佐藤直美文化芸術振興課長補佐兼文化芸術振興係長

令和4年度の決算額になるんですけども、歳入が、出演・出品料、協賛金を合わせまして245万993円。

歳出につきましては、テントとか机等の賃借料が126万220円。チラシ等の印刷等が34万4,390円。舞台運営等の委託料について62万3,833円。ほかに手数料と消耗品等があるんですけども、それを合わせまして、239万2,274円になります。

西依義規委員

出演料が要る要らんはその実行委員会さんが決めることなので、そこをとやかく言うわけじゃないですけども、そこで実行委員会さんが安くしたほうがいいとかそういうことで

あれば委託料を少し検討するなりして。今までの収入分を入れてやれば実行委員会さんはいいでしょうから、その辺もまず実行委員会で話して、それでも取ったほうがいいってなれば、別にいいのかなと思うけど。

市民の方の文化祭なのでっていうお話があったみたいなので、そういったのもあるかなと思ったので聞かせていただきました。

以上です。

緒方俊之委員

市制70周年で文化祭委託料がプラス100万円でしたか。

ピアノコンクールも100万円ですよ。

100万円出して、市制70周年だから何かしてくださいなのか、こういうことをしてくださいなのか、教えてもらっていいですか。

田中綾子文化芸術振興課長兼市民文化会館長

ピアノコンクール委託料にしましても、文化祭の委託料にしましても、実行委員会の事務局は文化芸術振興課でございますので、文化祭につきましては、実行委員会の方々の中で協議をし、70周年の記念の事業となるよう組立を行っていきたく思いますし、ピアノコンクールにつきましても、70周年の記念となる内容を今後実行委員会の中で検討していくことといたしております。

緒方俊之委員

内容はまだ決まってないということですか。

田中綾子文化芸術振興課長兼市民文化会館長

新年度が明けてから実行委員会を開催いたしますので、まだ具体的には決まっておりません。

緒方俊之委員

文化祭委託料は、去年は165万8,000円だったってことですよ。

それで運営してもらったのを100万円追加して、できるのかなって思ってしまうので、聞かせてもらいました。

田中綾子文化芸術振興課長兼市民文化会館長

通常開催では行えないような事業を持ってくるなどして、考えていきたく思います。

樋口伸一郎委員長

申し訳ない、語弊がありますけど、取りあえず100万円ずつっていうふうに私も聞こえてしまってます。

70周年を迎えるから、取りあえず100万円ずつ準備しといてっていうふうに聞こえたもので。

どういうものを持ってこようかっていうのが、全くなかったらどうかなっていうのがちょっとあったんで。

石丸健一スポーツ文化部長

実は、事務局ではいろいろ考えておりますけれども、先ほど申し上げたように実行委員会で決定するものですから、口が堅いといえますか。

考え方としては、今回しかできないもの、例えばピアノコンクールであれば、ピアノコンクールがあっているというのも、皆さんそこまで周知がなされていないような気がしております。

それから、実際に見られた方も非常に少ないのではないかというふうに思っておりますので、そういうところに力を入れたいというふうに思っております。

そういう感じで、ふだんできないことを行いたいというふうに思っております。

樋口伸一郎委員長

ありがとうございます。

西依義規委員

17ページのSAGA2024で。

県支出金が多いんでしょうけれども、一般財源も入れられてるんで、SAGA2024を盛り上げようという気持ちは分かるんですけど、担当課として、一般財源を2億6,000万円使う費用対効果——この事業がどうなれば成功だったんじゃないかって、どうやったら成功と考えられるのか、その辺を教えてもらっていいですか。

古賀友子スポーツ文化部長兼国スポ・全障スポ推進課長

佐賀県から国スポに変わるんですけれども、今までも毎年各地で国体が行われてきております。

そういうことでは、私たちは、大会を無事に運営させて終了させるというところを目指しておりますので、それが成功なのかなとは思っております。

常日頃、鳥栖にはサッカーのJリーグの試合もあっておりますので、たくさんのスポーツ好きな方が集まっておりますけれども、バレーボールとか空手道とか野球とかも開催しますので、そういうことで鳥栖に来ていただいて、鳥栖って便利なところだなとか分かっていただいたり、鳥栖の特産物を皆さんにお配りしたり、買ってくださいというようなPRもしていきたいと思っておりますので、少しでも鳥栖の名前が広まってくれたら成功なのかなというふうに考えております。

西依義規委員

議案質疑かなんかでもあってたけど、執行部側が考える成功と、議員さんが考えている成

功が違ったような気がしたんです。

もうちょっと盛り上げましょうとか、庁内でやりましょうとか。

各種競技に市民の方は見に行ってもらったほうがいいんですか。

軟式野球でもバレーボールでも、市民の方にも周知はするんですか。

古賀友子スポーツ文化部次長兼国スポ・全障スポ推進課長

今のところ、ホームページとか市報でこういう大会がありますということは周知をさせていただいておりますが、市民の方は、サッカーを見るチャンスっていうのはいつでもあると思うんですけども、バレーボールとか空手道とかを見る機会というのではないかもしれません。

ですので、見に来ていただく機会にさせていただければとも思いますし、この前議案審議のときにあったのは、ボランティアを市民の方にとということでしたけれども、48年前の前回の国体のときは、市内で民泊とかをされてすごく盛り上がったという話もあります。

今は民泊とかいうことにはなりません、大会が行われたことによって、市民の方の記念に残るようなことになれば、それも成功の一つかなというふうには考えております。

西依義規委員

小学生をスタジアムに呼んだという話をこの間一般質問でしていたときに、ある小学校から、来年サッカーを見に行くんですよねって聞いたんです。

それって、スポーツ振興課から言うのか、教育委員会からなのか、庁内がどうなってるのかなって。

別に小学生だけじゃなくて、保育園生とかをいっぱい入れて全部で盛り上げようとしてるのか、それとも無事に運営が成功すれば、それが成功なんだっていうところなのか、そこを聞いたかったなど。

石丸健一スポーツ文化部長

国スポに限らず、例えばスタジアムについてもこういうふうに見学できますよというのは教育委員会のほうにもお話ししてますし、いろんなところから問合せも多うございます。

その都度、施設が利用できない状況でない限りにおいては、御案内をするようにしております。

教育委員会からじゃなくて、うちのほうからどうですかというような話で、それを教育委員会が校長会等でお話しをしていただくとか。

スポーツ教室もそうでございますけれども、うちのほうから呼びかけをさせていただいております。

以上です。

西依義規委員

東京オリンピックもそうでしょうけど、終わった後が一番大事と思うんで。

施設がきれいになったというのは一つの効果かもしれないけど、そういった気持ちを盛り上げていただけることもやっているということですね。

石丸健一スポーツ文化部長

先ほど課長が申し上げたように、心に残るといえるか、そういう形。

それから、これを機に鳥栖に来ていただく、観光だけではなくて大規模な大会等を鳥栖でしてみようかなって思っていたらいいようなおもてなしをしてみたいというふうに思います。

樋口伸一郎委員長

ほかにありませんか。

牧瀬昭子委員

5 ページの款10教育費、項 4 社会教育費、目 6 文化振興費、節18負担金、補助及び交付金のうちの文化事業推進補助金と文化芸術振興補助金について、先ほど有料公演事業を補助するのが文化事業推進補助金ということによかったですか。

そして、文化団体 4 団体を支援するというのが、文化芸術振興補助金ということによろしかったですか。

では、この文化団体の 4 団体はどこになるのか、まず教えていただけますか。

田中綾子文化芸術振興課長兼市民文化会館長

NPO法人鳥栖子どもミュージカル、それから鳥栖市民劇団、それから鳥栖アートジャンクション、それからあきこバレエ、以上でございます。

牧瀬昭子委員

4 団体への配分は、4 分割ということによろしいですか。

それともそれぞれ別の金額ですか。

田中綾子文化芸術振興課長兼市民文化会館長

それぞれ金額がございます。

鳥栖市民劇団及び鳥栖アートジャンクションにつきましては、40万円。

キッズミュージカルにつきましては、70周年記念事業を含めまして130万円。

あきこバレエスクールにつきましては、80万円。

以上でございます。

牧瀬昭子委員

今回70周年ということで、前年度の130万円から160万円増えてというところだと思ってるんで

すけれども、この分の配当は、それぞれの団体が増えたのか、それとも70周年記念の分をやるところだけ増やしたのか、その辺りは変化はありますか。

田中綾子文化芸術振興課長兼市民文化会館長

70周年記念事業ということで、周年事業を子どもミュージカルとあきこバレエで行うということで、その分で70周年の分の増額となっております。

牧瀬昭子委員

それでは、80万円ずつの増額ということですか。

田中綾子文化芸術振興課長兼市民文化会館長

そうでございます。

牧瀬昭子委員

この4団体は毎年変わるのか、追加ができるのか、公募をされているのか、その辺りの考え方を教えてもらえますか。

田中綾子文化芸術振興課長兼市民文化会館長

今回につきましては、あきこバレエさんが周年事業を行うというお話がありまして、今まではなかったもので、新規でございます。

牧瀬昭子委員

分かりました。

ありがとうございます。

樋口伸一郎委員長

ほかにありませんか。

[発言する者なし]

それでは、質疑を終わります。

執行部準備のため暫時休憩をいたします。

午前11時54分休憩

oooooooooooooooooooooooooooooooooooo

午後1時8分開会

樋口伸一郎委員長

再開いたします。

審査に入ります前に、執行部より御挨拶の申出がっておりますので、お受けしたいと思います。

古賀達也健康福祉みらい部長

文教厚生常任委員会の議案の審査に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

健康福祉みらい部関係の議案につきましては、甲議案が4件、乙議案1件の計5件の議案を提案いたしております。

議案乙第9号令和6年度鳥栖市一般会計予算のうち、健康福祉みらい部関係分につきましては、歳入が70億8,631万5,000円、歳出が124億8,286万円となっております。

一般会計予算総額302億7,895万5,000円に占める予算の割合は、41.2%となっております。

また、甲議案につきましては、議案甲第2号鳥栖市個人情報の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例、議案甲第6号鳥栖市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、議案甲第7号鳥栖市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、それから、議案甲第8号鳥栖市重度心身障害者の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の4議案を提案いたしております。

詳細につきましては、各関係課長より説明をさせていただきますので、よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

以上で終わります。

樋口伸一郎委員長

ありがとうございました。



健康福祉みらい部（地域福祉課・高齢障害福祉課）

議案乙第9号令和6年度鳥栖市一般会計予算

樋口伸一郎委員長

それでは、これより健康福祉みらい部、地域福祉課、高齢障害福祉課関係の議案の審査を行います。

審査いたします議案は、議案乙第9号及び議案甲第8号となっております。

初めに、議案乙第9号令和6年度鳥栖市一般会計正予算を議題といたします。

執行部の御説明を求めます。

竹下徹高齢障害福祉課長

議案乙第9号令和6年度鳥栖市一般会計予算案のうち、地域福祉課、高齢障害福祉課関係分の主なものにつきまして、委員会資料に沿って御説明いたします。

まず歳入について申し上げます。

資料の2ページをお願いいたします。

款14分担金及び負担金、項2負担金、目1民生費負担金、節1社会福祉費負担金の主なものといたしましては、老人保護措置費負担金でございます。

環境、経済上の理由により、養護老人ホームに入所する高齢者から徴収する負担金でございます。

林康司地域福祉課長

続きまして、資料3ページをお願いいたします。

款16国庫支出金、項1国庫負担金、目1民生費国庫負担金、節1社会福祉費国庫負担金のうち、国民健康保険基盤安定負担金につきましては、国保被保険者の保険税軽減に係る国民健康保険基盤安定負担金でございます。

国の負担割合は2分の1でございます。

竹下徹高齢障害福祉課長

特別障害者手当等給付費負担金は、心身に重度の障害があるため、日常生活で常時特別な介護を必要とする在宅の障害者に対して支給する手当に係る国の負担金で、国の負担割合は4分の3となっております。

障害者自立支援給付費負担金は、障害者に対する福祉サービス給付に係る国の負担金で、国庫負担の割合は2分の1となっております。

障害者自立支援医療費負担金は、障害者の障害軽減、機能回復の医療費に係る国の負担分で、国の負担割合は2分の1となっております。

障害児施設措置費負担金は、障害児の通所や相談支援事業等に係る国の負担分で、国の負担割合は2分の1でございます。

林康司地域福祉課長

節3生活保護費国庫負担金の生活保護費負担金につきましては、生活保護費としての生活扶助、医療扶助等の国庫負担金。

自立相談支援事業費負担金につきましては、生活困窮者に対する就労相談支援や住宅確保のための給付業務等に対する国庫負担金で、いずれも国の負担割合は4分の3でございます。

竹下徹高齢障害福祉課長

項2 国庫補助金、目2 民生費国庫補助金、節1 社会福祉費国庫補助金、地域生活支援事業費補助金につきましては、障害者が自立した日常生活や社会生活を送るためのサービスを提供するため、日常生活用具給付等事業、移動支援事業、相談支援事業に要する費用に対する補助金で、国の補助率は2分の1以内となっております。

林康司地域福祉課長

続きまして、節3 生活保護費国庫補助金の生活困窮者就労準備支援事業費等補助金につきましては、生活保護適正運営体制強化事業、補助率4分の3。

生活困窮者就労準備支援事業、補助率3分の2など、生活困窮者就労支援事業に伴う国庫補助金でございます。

続きまして、資料4ページをお願いいたします。

款17県支出金、項1 県負担金、目1 民生費県負担金、節1 社会福祉費県負担金のうち、国民健康保険基盤安定負担金につきましては、先ほどの国庫負担金のところで申し上げました国民健康保険基盤安定負担金で、保険料軽減分の県の負担分は4分の3、保険者支援分の県の負担分は4分の1となっております。

竹下徹高齢障害福祉課長

次に、障害者自立支援給付費負担金、障害者自立支援医療費負担金、障害児施設措置費負担金は、国庫負担金のところで申し上げました障害者に対する福祉サービス給付に係る県の負担金でございまして、県の負担割合は4分の1となっております。

林康司地域福祉課長

節3 生活保護費県負担金につきましては、居住地がない被保護者に対するもので、保護費、保護施設費及び委託事業費に要する県の負担金で、県の負担は4分の1でございます。

続きまして、資料5ページをお願いいたします。

項2 県補助金、目2 民生費県補助金、節1 社会福祉費県補助金のうち、民生委員・児童委員活動費等交付金につきましては、民生委員・児童委員の活動費及び市内8地区の会長の活動費、協議会の活動推進費、運営費に対する県の補助金でございます。

竹下徹高齢障害福祉課長

重度心身障害者医療助成事業費補助金は、重度心身障害者の医療費自己負担に対する助成事業の県補助金となっております。

月ごとの自己負担総額から500円を控除した額を助成するもので、県の補助率は2分の1となっております。

地域生活支援事業補助金は、国庫補助金のところでも申し上げました補助金で、国の補助

率は4分の1以内となっております。

6ページをお願いいたします。

款22諸収入、項4受託事業収入、目1受託事業収入、節1民生費受託収入の地域支援事業受託料及び保健福祉事業受託料につきましては、鳥栖地区広域市町村圏組合からの受託料でございまして、地域支援事業としては、介護予防事業や食の自立支援事業、生活支援体制整備事業など、保健福祉事業としては、紙おむつ支給事業や緊急通報システム事業の実施に対する受託料でございます。

7ページを御覧ください。

項6雑入、目4雑入、節4雑入の主なものにつきまして、障害児通園施設介護給付費につきましては、ひかり園の児童発達支援や放課後等デイサービスの療育に支払われる介護給付費でございます。

高齢者福祉施設雑入につきましては、中央デイサービスセンターや中央在宅介護支援センターの燃料費、光熱費等の事業者負担分でございます。

以上で、歳入に関する説明を終わります。

林康司地域福祉課長

続きまして、資料8ページをお願いいたします。

歳出の主なものにつきまして御説明いたします。

健康福祉みらい部長及び地域福祉課6名、高齢障害福祉課17名、こども育成課12名の職員、並びに広域市町村圏組合などへの派遣職員12名、計48名分の人件費でございます。

節8旅費につきましては、部長その他職員等の研修及び視察に伴う旅費でございます。

9ページをお願いいたします。

節18負担金、補助及び交付金の主なものにつきましては、遺族連合会補助金につきましては、戦没者追悼式の開催等に要する鳥栖市遺族連合会への補助でございます。

社会福祉協議会補助金につきましては、社会福祉協議会の運営補助、人件費分。

ふれあいのまちづくり事業補助金につきましては、各町区で自宅に閉じこもりがちな高齢者に気軽に集まってもらい、食事やレクリエーション、おしゃべりを楽しむサロンの開催。

福祉ボランティアのまちづくり事業補助金につきましては、ボランティア団体に助成を行うことで、各種ボランティアの養成に寄与するものでございます。

全日本同和会補助金につきましては、人権同和对策等への活動に対する補助金で、昨年と同額を計上いたしております。

民生委員活動補助金につきましては、民生委員・児童委員の活動における活動費。

民生委員連絡協議会補助金につきましては、鳥栖市民生委員・児童委員連絡協議会及び8

地区民生委員・児童委員協議会の負担金や研修会、自主活動への補助金でございます。

節27繰出金につきましては、国民健康保険特別会計職員の人件費及び保険基盤安定や財政安定支援など、国民健康保険特別会計への繰出金でございます。

竹下徹高齢障害福祉課長

同じく9ページ、障害者福祉費につきまして、節1報酬から節4共済費の主なものとしたしましては、会計年度任用職員として、ひかり園の指導員4名及び障害者支援系の窓口等職員5名分の人件費に係るものです。

10ページをお願いいたします。

節12委託料の主なものにつきまして、巡回支援専門員派遣事業委託料は、保育所等に発達障害児支援専門員を派遣し、障害の早期発見、早期対応の支援を行う事業でございます。

外出介護委託料は、屋外での移動困難者に対して移動支援を実施するものでございます。

相談支援事業委託料は、障害者や家族の相談に対する必要な情報の提供及び権利擁護のための援助、障害者が地域で安心して生活できるための相談支援事業の業務を委託するものでございます。

日中一時支援事業委託料につきましては、一時的に見守り等が必要な障害のある方に対して、日中の活動の提供や日常訓練を行うための事業を委託するものでございます。

社会福祉会館（身障センター）指定管理委託料につきましては、障害者福祉センターの施設管理及び機能回復訓練、各種講座、更生相談事業を社会福祉協議会へ指定管理により委託するものでございます。

11ページをお願いいたします。

節18負担金、補助及び交付金の主なものとして、福祉タクシー助成金は、障害者の1級、2級、療育手帳のA、精神障害者福祉手帳の1級及び2級の障害のある方に対しましてタクシーの基本料金を助成するものでございます。

節19扶助費の主なものにつきまして、重度心身障害者医療費は、身体障害者手帳の1級、2級、療育手帳のA、精神障害者保健福祉手帳1級などの重度心身障害者の医療費の自己負担について、500円を差し引いた額を助成するものでございます。

障害者自立支援医療費は、障害の軽減、機能回復のための医療費を助成するものでございます。

障害児施設給付費は、障害児の通所支援等に係る給付でございます。

障害者自立支援給付費は、ホームヘルプ、ショートステイ、施設入所等の介護給付サービス、自立訓練等のサービス利用に係る給付、相談支援、障害者の補装具費などで、個別に支給決定が行われる障害福祉サービスの利用者に対する給付費でございます。

障害者日常生活用具給付事業費は、地域生活支援事業として、自立支援生活支援用具など日常生活用具の給付または貸与を行うものでございます。

特別障害者等手当は、心身に重度の障害があるため、日常生活で常時特別な介護を必要とする在宅の障害者に対して、手当を支給するものでございます。

次に、目3老人福祉費でございます。

節1から節4までは、地域支援事業の事業費支弁人件費としての高齢者支援係職員の人件費の一部及び会計年度任用職員3名の人件費に充てるものでございます。

12ページをお願いいたします。

節7報償費の主なものといたしましては、敬老祝金、80歳、85歳、88歳、99歳、100歳と節目の年齢の高齢者、約1,427名に対して支給の見込みでございます。

在宅寝たきり老人等介護見舞金につきましては、65歳以上で、在宅の寝たきりの高齢者、または重度認知症高齢者の介護者を対象に見舞金を支給するものです。

節12委託料の主なものにつきましては、食の自立支援事業委託料は、おおむね65歳以上の独居の高齢者や、高齢夫婦の方で、食事の調理等が困難な方に食事の提供と安否の確認による見守りを行うものでございます。

ふれあいネットワーク事業及び緊急通報システム事業の委託料につきましては、在宅ひとり暮らしの高齢者等の安全確保のための事業に係るものでございます。

生活支援体制整備事業委託料につきましては、地域住民の互助による助け合い活動を推進することで、地域全体で高齢者の生活を支える体制づくりをさらに進めるため、令和5年度から社会福祉協議会に生活支援コーディネーターを増員し、事業の推進を図っているものでございます。

介護予防事業委託料は、いきいき健康教室やふまねっと教室、ロコモーショントレーニング教室などの、一般高齢者向けの介護予防教室などの事業のほか、住民主体で取り組む介護予防事業を推進するため、介護予防体操でございます、とすっこ体操に取り組む町区に対し、通いの場立ち上げ支援事業を引き続き実施いたします。

また、通いの場において、認知症高齢者の早期発見、早期対応を図る地域巡回介護予防検診を実施してまいります。

また、介護予防事業に従事するボランティアを養成する介護予防サポーター養成事業や、要介護状態に陥る可能性のある高齢者向けの通所型サービス事業である、元気クラブを継続いたしまして、ボランティア養成と活動の場を同時に整備してまいります。

13ページをお願いいたします。

節18負担金、補助及び交付金の主なものにつきまして鳥栖地区広域市町村圏組合負担金で

ございます。

介護給付費、介護予防事業費、包括支援事業費、事務費などに関する介護保険の負担金で
ございます。

高齢者福祉乗車券助成金につきましては、75歳以上の高齢者及び70歳から74歳までの運転
免許返納者などを対象に、市内及び広域で市内を走る路線バス、あるいはミニバスの利用に
ついて、乗車賃の7割を負担するものでございます。

シルバー人材センター補助金につきましては、シルバー人材センターの運営補助及び事業
補助を行うものでございます。

敬老会補助金につきましては、敬老会主催者に対し、75歳以上の高齢者1人につき上限
1,500円の補助を行うものでございます。

食の自立利用者支援事業補助金につきましては、資料22ページのほうを御覧ください。

新型コロナウイルス感染症地方創生臨時交付金における、電力・ガス・食料品等価格高騰
重点支援地方交付金を活用し、食の自立支援事業において、食材費の物価高騰の影響を受け
た事業所支援のため、また利用者負担となる食材料費等の増額相当分を事業者に補助するこ
とで、高齢者の自立した生活を支援するものでございます。

事業費の見込みといたしまして、1食当たりの上限50円に令和6年度の見込数5万6,200
食を乗じた281万円を見込んでおります。

資料の13ページに戻っていただきまして、節19扶助費の主なものといたしましては、老人
保護措置費でございます。

65歳以上の高齢者で、環境や経済上の理由で居宅での生活が困難な方の養護老人ホーム入
所のための措置費でございます。

次に、目4老人福祉センター費でございます。

節1報酬、節3職員手当等につきましては、会計年度任用職員3名の人件費でございます。

節10需用費の主なものにつきましては、中央老人福祉センター及び若葉まちづくり推進セ
ンターの燃料費及び光熱水費でございます。

次に、節12委託料でございます。

施設管理委託料は、中央老人福祉センターの警備、室内清掃管理業務、機械設備等の保守
点検に係る経費でございます。

林康司地域福祉課長

続きまして、資料17ページをお願いいたします。

項3生活保護費、目1生活保護総務費のうち、節1報酬から節4共済費につきましては、
生活保護を担当する職員7名及び会計年度任用職員5名の人件費でございます。

資料26ページをお願いいたします。

事業名が、生活保護適正運営体制強化事業でございます。

事業の目的及び内容といたしましては、国の補助事業を活用しまして会計年度任用職員を1名採用することによって、生活保護業務の収入、資産申告書徴収の徹底、関係先調査の実施、63条返還金及び78条徴収金の債権管理、一時扶助などの保護、または変更申請書及び収入・資産申告書の受理管理などの不正受給防止等に資するケースワーク周辺業務について、体制を強化しまして、生活保護制度の適正運営を図るものでございます。

国の補助率は4分の3で、事業費につきましては、会計年度任用職員1名分の人件費で、332万6,000円となっております。

資料18ページに戻っていただきまして、節12委託料の主なものといたしましては、家計改善支援業務委託料につきましては、生活困窮者等の家計改善を行うためのものでございます。

健康管理支援業務委託料につきましては、生活保護受給者の医療費の適正化を図るため、重症化の恐れがある方をレセプトデータから抽出し、特定健康診断につなげるものでございます。

自立相談支援事業費委託料につきましては、アウトリーチ等の充実による自立相談支援機能強化事業委託業務として、ひきこもりの方及びその家族を支援するための事業を鳥栖市社会福祉協議会に委託するものでございます。

目2扶助費、節19扶助費につきましては、生活保護における生活扶助や医療扶助等でございます。

続きまして、19ページ、項5災害救助費、目1災害救助費、節19扶助費につきましては、火災・水害等の災害罹災者に対し見舞金を支給するものでございます。

以上、令和6年度鳥栖市一般会計予算中、健康福祉みらい部のうち、地域福祉課及び高齢障害福祉課の説明を終わります。

御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

樋口伸一郎委員長

ありがとうございました。

執行部の御説明が終わりました。

これより質疑を行います。

御質疑のある方は挙手にて御発言をお願いします。

牧瀬昭子委員

26ページの生活保護適正運営体制強化事業について、不正受給防止に資するケースワークをということで、不正受給がすごくあるから、それを防止するためのケースワーカーってい

う意味で捉えるんですよね。確認です。

林康司地域福祉課長

そういった業務を行っていただきますけれども、まずは、申請をいただいた方の審査のための収入資産等の申告書の徴取等と関係先への調査の実施というのが、基本的には主なものになってまいります。

その他、医療に関する申請等々と、生活保護の方が病院にかかられるとかのやり取りのケースワーカーの補助的な役割をしていただくための人員配置のための経費となっております。

牧瀬昭子委員

だったら、ここの書き方が国の事業だからこう書かざるを得ないってところなのかもしれないですけど、永江議員の一般質問の中にもありましたけれど、ケースワーカーの方が抱えている人数とか煩雑なこととかが、それぞれの方のケースが重くて時間もとても要するし、職員さんたちが負担しなきゃいけない部分をこういう人をたくさん導入することによって、皆さんのケースに寄り添っていこうということで、導入されるっていうことでよろしいんですよね。

林康司地域福祉課長

おっしゃられるように、ケースワーカーが受ける相談内容も複雑多岐になっておりますので、国も改めてこういった相談の体制強化、周辺業務の事務の強化というところで補助事業を組んでいただいておりますので、そちらを活用させていただくものでございます。

牧瀬昭子委員

不正受給というところを強調されると——国のほうから言ってくるので何ともならないのかもしれないですが、生活保護を受けてる方たちとかその家族とかが、取りにくくなることを助長するようなことをすごく感じるし、不正受給をしてるんじゃないのとか隣近所で見張るみたいなことをすること自体いかがなものかと思うんです。

それを、ケースワーカーの方たちときちんと話をしながら、こういうケースのときにはこういう受給の仕方ですよっていうのをちゃんと説明していけば。相手が悪いとかじゃなくて、会計の仕方とかやり方とか説明の仕方だと思うので、ここの書き方自体がどうにかならないかなと改善を求めたいと思いますが、いかがでしょうか。

林康司地域福祉課長

冒頭、牧瀬委員からもおっしゃっていただいたように、国の要綱に沿った書き方をさせていただきますけれども、実際取り組む際、また説明をさせていただく際には、今年度事業を行う中でどういったものを主に従事していただいたかということを明記して、御説明に努めていきたいと思っております。

成富牧男委員

これは一般質問にもありましたけれども、今基準が80人のケースに対して1人かな。

ここに書いてあるような申請した人のお宅に実際に行って、昔はよく言っていたんですけど、米びつまで見て、それそのものも問題ですけど、それはケースワーカーがやってたと思うんで、こういうふうになったのはケースワーカーの不足から新たに会計年度任用職員を充てるようにしたけれど、これは本来ケースワーカーで充てるべきだと思います。

そこでお尋ねですけど、新たに任用する職員はどんな方を想定してあるんですか。

林康司地域福祉課長

現在、生活保護のケースワーカーで育児休業を取られてある方の代替として会計年度任用職員をお願いしている方がいらっしゃいまして、その方に現在、同等の関係先への調査等々の業務を担っていただいておりますので、その方に引き続きこの事業を活用して採用させていただくことを考えております。

成富牧男委員

今のは、復帰して来られるからその方についてという意味ですか。

林康司地域福祉課長

育児休業の代替の会計年度さんを引き続きこの事業でお願いいたします。

実際の正職のケースワーカーは5月に復帰します。

ですので、この方の分が増えたというような状況にはなりません。

成富牧男委員

要は、よく同和で言われるセンシティブな、中に入っていく話でしょう。

全部調査して、不正受給の前の調査もその人にやってもらうわけですよ。

そうしたらやっぱり正規であるべきだと思います。

以上です。

林康司地域福祉課長

人員配置の適正化につきましては、総務課と引き続き相談してまいりたいと思っております。

樋口伸一郎委員長

ほかにありませんか。

牧瀬昭子委員

先ほどの引き続きですが、採用されることで人数が増えることによって、1人当たりのケースワーカーの方が抱える世帯数は、どの数字になるかっていうのは。

林康司地域福祉課長

予算のときにも申し上げましたけど、予算といたしましては、会計年度とは別にケースワーカーが1名増員する、正職の予算をつけていただいております。

人員配置につきましては、内示が4月になってからということになりますけれども、1人当たり70件程度になるようになります。

樋口伸一郎委員長

ほかにございませんか。

成富牧男委員

補助的な業務を専門にやられるわけじゃないんですか。

林康司地域福祉課長

会計年度の方は補助的なものです。

今ケースワーカーの割り返しての正職配置されてからの1人当たりの担当世帯数ということをお尋ねになりましたので。

成富牧男委員

分かりました。

西依義規委員

9ページの民生委員活動補助金で、今回は何名分で、欠員が出ているのかどうかをお願いします。

林康司地域福祉課長

定員といたしましては、令和4年12月の改選時には、159名の定員としておりまして、予算につきましては、159名分での予算をしております。

令和4年12月から今日にかけてですけれども、退職された方、新たに民生委員になっていただいた方、それぞれいらっしゃいますが、改選時は137名でしたけれども、令和6年の4月1日には142名で、5名プラスになったということで、欠員といたしましては、17名の欠員が出ている状況にはなります。

西依義規委員

予算のことでちょっと言わせてもらいます。

民生委員さんの選定というかお願いというのが、地域でよくあるのが、区長さんが相当な労力でどうにかならんとねって。

今、多種多様な問題があって、民生委員さんがやりにくい時代になったんで、減ってるのか分かりませんが、近年の状況を見て、市として何か対策というか、何かやっつけたいですか。

林康司地域福祉課長

新たな民生委員の方のお願いにつきましては、市のOBとか先生を退職された方等へも通知を出させていただいてお願いをすることもいたしております。

西依義規委員

何人に1人って決まってるんでしょうけれど、142人で別に問題がなくて、それでいいならいいと思うんですよ。

もちろんもうちょっと活動費を増やしたほうが——お金の問題か名誉の問題か受け持つ案件の問題かは分かりませんが、その辺をしっかりと分析してしないと、区長さんはそれはしないからですね。

今のこの現状はどう分析されてるんですか。

林康司地域福祉課長

民生委員の成り手の方というところにつきましては、民生委員の方に聞き取りをさせていただく機会がございまして、実際、活動する際には、プライバシーにどこまで踏み込んでいか分からない、支援を必要とする人がどこにいらっしゃるのか分からない、支援をする人と人間関係の作り方が難しい等々、いろいろ御苦勞やお悩みを伺っている部分がありますので、そういったところも解決じゃないですが、こちらも相談を受けた中でどういうふうと一緒に取り組んでいけるかというのは、行政のほうも地区の会長さんも含めた中で人選探しと長く続けていただくために、一緒に考えていきたいとは思っております。

西依義規委員

私は責め立てるつもりはないんですよ。

昭和、平成にやってきた制度が令和になって、個人情報で民生委員さんもなかなか動きにくいですよ。

今までどおりのやり方で増やしてくれじゃなくて、国が幾らまでとかあるのか分からないですけど、今後の仕事として、いろんなNPOさんたちをまとめるのが民生委員さんでもいいわけじゃないですか。

1軒1軒回るのはもちろん民生委員さんかもしれないけれど、新しくなっていくにしたがって考えていかないといけないんじゃないかなって質問をしたかったんですが、どうですか。

古賀達也健康福祉みらい部長

民生委員の欠員は、ここ数年来の課題というふうに思っております。

そういった関係で、一昨年一斉改選をいたしましたけれども、その中でも非常に苦勞したというところで、昨年民生委員の方々に、アンケート調査をいたしております。

林課長のほうが言いましたようないろんな御意見がありますので、それを踏まえて、今後どういうふうな形で民生委員の確保と申しますか、成り手不足を解消するのかを民生委員さ

んと一緒に考えていきたいというふうに思っております。

また、社会構造上、70歳まで働くとか65歳までは必ず働くとかいうような状況にもなっておりまして、民生委員さんの成り手の方がまだ就労されているというような状況もございますし、市民活動団体であったり、いろんな形で活動されてるような団体もありますので、社会構造が変化する中で民生委員さんの役割というの、見直していく必要もあるのかなというふうには思っております。

そういったところを総合的に勘案しながら、今後よりよい方向で対策なりを検討していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

西依義規委員

区長さんでも自分の自治会の会費だけでは誰も成り手はないけど、市がちゃんと嘱託員さんにしてくれてるから区長という仕事が成り立ってるわけやけん。

福祉の嘱託じゃないけど、そういったところでも工夫すれば、その仕事を胸張ってされてる方も多いんで。

あと、このついでに言っておきますけれども、何かの講演会には何名来てくれとか市の動員が多いと。

区長さんも同じことだと思うんで、そういうのを減らして自分たちは民生委員のことだけをしたいという方もおられたんで、そこは他の課にもあまり振らんでくれっていうふうに言っていただきたいなど。

そういう声があったんでお願いします。

樋口伸一郎委員長

これは要望も含まれてますし、お答えの中にも議案の上程をされたからにはっていうのがあるので、この民生委員に関しては課題解決も含めて、協議の機会があればぜひ視野に入れながら取り組んでいただければと思います。

何かお答えがあればお願いします。

林康司地域福祉課長

いろんな御意見ありがとうございます。

どういう在り方がいいのかというのをきちんと協議をしてまいりたいと思います。

成富牧男委員

民生委員さんのことです。

まずは民生委員さんの声を聞くということでしょうけれど。

押さえておきたいんですが、区長さんは、選任するためには義務じゃないですよ。法律

上は何も書いてないですよ。

いろいろ議論していく上で、そこだけは確認をしておきたいと思ってるんです。

というのが、誰もならないなら区長さん自身がなろうかっていう人がいるじゃないですか。

せっかくなっていた方に悪いように聞こえるかもしれんけれど、もっと広く募っていけばいたかもしれないけれど、しょうがないから俺がなるみたいな形になっているケースもありますよね。

さっき西依委員からあったようにいろいろな形を検討する際に、推薦会に上げるのは、区長さんの必須じゃないということを確認させていただきました。

以上です。

牧瀬昭子委員

関連ですが、区長さんと民生委員さんを兼ねている方を何人か聞いてるんですが、全体で何人おられるか分かりますか。

樋口伸一郎委員長

令和6年度の当初の内訳としてでもいいので、分かればお答えいただければ。

暫時休憩します。

午後 1 時53分休憩



午後 1 時54分開会

樋口伸一郎委員長

再開します。

林康司地域福祉課長

各行政区の区長さんと民生委員・児童委員の兼務をされてある方の人数につきましては、詳細をきちんとお調べしまして、後ほどお答えをさせていただきたいと思います。

牧瀬昭子委員

これで何が言いたかったかといいますと、先ほど話の中に出ましたけれども、区長さんが探し切れなくて、その要因としては費用面。

お仕事をしながらされる方に関しては、仕事しながらそこまでは無理っていう方もいるし、片や、仕事をしていなくてこれだけっていうのはお金的にも厳しいということで、先ほど出

ましたけれども、しっかりとした仕事として成り立つようにしていかないと、個人情報の取扱いとかっていうのも、民生委員さんによって違ったりとか、その方はすごく頑張られるけれど、その方はそこまではしないとかっていう、温度差がとても幅広過ぎて、市としても何をお願いしているのかというのにばらつきを感じるので、そこはしっかり嘱託職員さんのように、この仕事を依頼するっていうふうにしていく方向を今の議論の中で私も申し上げておきたいと思いますが、いかがでしょうか。

林康司地域福祉課長

先ほどのアンケートの中でもそういった御意見も頂いた部分がございますので、それも含めまして、民生委員の資質向上のためにいろんな研修等も受けていただいているものでもございますけれども、個人の負担につきましては、長く続けていただくためには考えていかなきゃいけないことだと思いますので、そこはまた地区の方々と協議してまいりたいと思っております。

西依義規委員

同じ9ページの社会福祉協議会補助金で、人件費相当の補助をされてるって言われたんですけど、今回は何名分で予算は組んでありますか。

林康司地域福祉課長

社会福祉協議会補助金につきましては、7名分になります。

社会福祉協議会の会長と正規職員が4名と嘱託職員2名、合計7名になります。

西依義規委員

どこでも人がいないっていう話をよく聞くんです。

ここもよく聞くんですけど、例えば社会福祉協議会さんが、仕事も多くなったんで7名体制から正規を10名にしたいとなれば、この2,700万円は変わってくる余地はあるっていうことですか。

林康司地域福祉課長

事業にいろいろ取り組んでいただく際には、それに付随する国、県の補助メニューを踏まえた中で予算化させていただくものもございますので、そういったところも含めて、単純に何人増やしたからこれだけ増えますっていうような協議はそこは難しいかなと思っております。

西依義規委員

そうかなと思いつつながら。

今、説明聞いてたら事業委託が増えてると思うんです。

じゃあ、社会福祉協議会さんへの事業委託料は総額幾らですか。

林康司地域福祉課長

地域福祉課分につきましては、社会福祉協議会の補助金とふれあいのまちづくり事業補助金、福祉ボランティアのまちづくり事業補助金と、生保のほうになりますけれど、自立相談支援事業委託料の合計の4,260万6,000円になります。

補助事業につきましては、それぞれコーディネーター等々の人件費はまた別途その補助メニューの中でつけさせていただいております。

西依義規委員

もちろん国からのメニューはそうなってると思うんですけども、例えばふれあいのまちづくりとか福祉ボランティアとかいうのが、それだけされてると思えないんですよ。みんなでいろんな事業をされてるイメージなんです。

そういう人たちはその事業、補助金、委託料は……、補助金と委託料があったでしょう、委託料を教えてください。

林康司地域福祉課長

18ページの委託料の中の自立相談支援事業委託料、地域福祉課分ではこちらになってまいります。

西依義規委員

これも市民の方が言われてますが、福祉事業って市がやってるの、社協がやってるの、包括がやってるのって、事業自体がもうごっちゃになってるらしいです。

市が委託してるんだから、これは市がしてることでしょ。

どうも福祉のやつを社協さんとかに丸投げ……とまでは言いませんけれど、自ら直営でされてる事業って何かあるんですか。

林康司地域福祉課長

生活自立支援センターは、相談員3名と就労のための相談員1名の計4名を配置して、生活困窮者等々の相談を受付から就労へのジョブナビにつないだり、そういった相談業務を受けております。

西依義規委員

質問が段々分りにくくなってますんで締めますけれど、結局は社協さんが本当に適正な人員で適正な仕事量なのかが分かるようにしてほしいなと思うんです。

あちこちの委託を受けて補助金受けて、総額4,000万円ぐらい払ってますからこれでいいでしょうってそちらは思っているかもしれないけれども、受けるほうはこれだけ仕事が多くて、この委託料、この補助金ではって思っているかもしれないので、その辺がうまく相思相愛になってほしいなと思ったんで、質問させていただきました。

古賀達也健康福祉みらい部長

近年社会福祉協議会に求められてる役割と申しますか、市からのお願いというか委託とか、そういう部分も増えてまいっております。

そういった関係で現在、社会福祉協議会とは、人員体制や今後の社会福祉協議会の事業の展開とか在り方とかを含めてここ数年お話をする場を設けております。

そういった中で、社会福祉協議会のほうもプロパー職員を増員したり、うちのほうも補助金を増額したり、いろんな委託事業でそういう部分をカバーするとかで社会福祉協議会の体制なり今後の事業展開とかというのは定期的に市と協議をいたしているところでございます。

以上でございます。

西依義規委員

また後ほど、こども育成課でも児童センターで言わせてもらいます。

以上です。

成富牧男委員

8ページの旅費に171万8,000円上がっております。

一般質問でも質問しましたが、同和関係の旅費がいろいろ入っていると思いますが、今日は幾つか代表的なのでいいので、行き先と人数、それと内容みたいなのをピックアップして結構ですので教えてください。

林康司地域福祉課長

旅費の中で主なものにつきましては、東京で開催された全日本同和会全国大会の今年度の予算につきましては、人数としましては5名、九州の連合会の研修大会に21名、幹部研修のほうに3名、行政との懇談会に2名の予算を計上させていただいております。

主なものとしたしましては、以上となっております。

金額につきましては、旅費の中で122万8,500円でございます。

成富牧男委員

ここに上げられてる171万8,000円のうち、全日本同和会関連の旅費がどれぐらい占めているかという意味で尋ねております。

林康司地域福祉課長

旅費につきましては、80万9,200円になっております。

成富牧男委員

そんなに多いんですか、171万8,000円のうち80万……

林康司地域福祉課長

80万9,200円。

成富牧男委員

地域福祉課関係は、半分近くが同和関係の旅費で占められてるというふうに理解していいですか。

林康司地域福祉課長

そうでございます。

成富牧男委員

少しびっくりしたんで、もうちょっとこのことについて聞きます。

これを数えたら、令和5年度の実績で41人ぐらいになりますよね。

基本的に毎年でしょう。

コロナの時はちょっと控え目だったかもしれんけど、どんなふうに人選して、順繰りは何か決めてあるんですか。

林康司地域福祉課長

幹部研修とか管理職の研修につきましては、課長職等々が行かせていただいておりますけれども、全体的な研修につきましては、全庁的に順番を決めさせていただいております。

成富牧男委員

鳥栖市の場合は職員が少ないと言われている中で大変だなと思っております。

私は大幅に削るっていう立場なんですけど、併せてお尋ねしたいのは、この前一般質問の中で途中でやめましたけど、県内1泊。

嬉野市で5市の担当課長、そして県の担当者、そして同和会から、総勢15名ぐらいですよ。

その方たちが毎年嬉野市でやっておられるということで、しかも1泊で。

いろいろ申しませんが、私が知りたいのは、こういう例がこの福祉部内であるのかと。

この部内でそういう例がほかにあるのかというのだけ確認したいと思います。

古賀達也健康福祉みらい部長

県内宿泊につきましては、健康福祉みらい部内では令和5年度には実績はございません。

成富牧男委員

そうですね。

やっぱりこれは常軌を逸していると言っても過言ではないということです。

この件は以上です。

樋口伸一郎委員長

ほかにございませんか。

よろしいですか。

成富牧男委員

あと1つは、9ページの全日本同和会の補助金に関してです。

答弁の中で行政の補完的役割を果たしているからという中で、同和問題については、結婚、就職等による差別、低所得による生活困窮者問題、風習・因習等による偏見や差別意識など特殊な事情があり、直接対応することが極めて困難であると認識している。

そういうことを補完的役割の理由に従って、補助金を出しているというふうに言われたと思うんですけど、私はこの認識自体が違うと思うんですが、ここにこういうふうに挙げておられるからには鳥栖市で実際の事例が何かあったのか、それを具体的にお答えください。

林康司地域福祉課長

近年では、令和2年度に事象が発生しております。

内容といたしましては、市内の学校におきまして、賤称語の発言が発生しております。

その前が平成19年に発生している状況でございます。

成富牧男委員

それはここに挙げてある生活、結婚、就職等云々、そして風習、因習等による偏見や差別意識など特殊な事情があり、には当てはまらないのではと思います。

そういう意味で、これを補完的役割というふうに答弁され、それを根拠にこの400万円と言われましたけれども、それは当たらないということを申し上げておきます。

ところで、この補助金はいつまで出し続けるつもりなのか。

時間の制約もあると思いますので、補助金絡みで併せてお尋ねしたいのは、一般質問の中で対象地域調査っていうことを言われました。

そこで改めて、対象地域調査っていうのはどういう地域を指すのか、対象地域の何を調査するのか、人なのか、地域なのかそのところをお答えください。

以上です。

林康司地域福祉課長

補助がいつまでということですがけれども、平成28年に施行されました部落差別の解消の推進に関する法律におきましても、現在もなお、部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴いまして、部落差別に関する状況の変化が生じていることとされておりますことから、行政の責務としまして、全ての皆様の基本的人権が尊重され、差別のない明るい社会の実現に向けた取組では、そこまでは完全になくなるということは難しいかと思っておりますけれども、そこを目指した中で補助を考えていきたいと思っております。

また、対象地域調査につきましては、対象地域の会員に対する人権侵害等の事例について、

調査をするものであると伺っております。

成富牧男委員

ほかにもいろいろな調査がありましたよね、生活実態調査とか。

それとは別に、わざわざ対象地域っていうふうに書いてあるので、何かほかにあるのかなと思ったら、今の答弁はいわゆる会員の実態調査ですよ。

ちょっと違和感を感じております。

それから、現在もなお部落差別が存在するといわれている、部落差別解消法のところを引用されましたけれども、現在もなお部落差別が存在するというのは、部落といわれる地区があつてその実態が非常に厳しい云々って、私が読み上げたのはそういうことじゃないんですよ。全くなくなったわけではないっていう意味の、なお存在し、と。

だから、啓発やらがまだまだ大事というのが部落差別解消法の言いたいところだと思うんです。

だからそこら辺もきっちり踏まえた上でやっていただきたいと。

それから、同和会に400万円をずっとやって、ネットでどんどん流れてる大きな問題を同和会がどうやって把握して、あんた駄目よってできんでしょう。同和会も全国ネットがあるわけじゃないし。

県内でも、同和会があるのは5市だけですよね。言ったように、お隣の基山町、三養基郡にはないわけですから。

だから、現実と答弁されていることがかなり離れているというふうな印象を受けます。

まだ大変なんですよって言い続けていたら、なら一生懸命しても同じって同和問題というのは大変なんだなということをかえって市民の皆さんに与えてしまうと思っておりますので、これについては私は早く大幅に見直すべきだということを申し上げて終わります。

西依義規委員

補正予算でも質問した13ページの高齢者福祉乗車券助成金は、販売の地域エリアは把握してないっておっしゃってたんですが、買ってる方々は、大体毎年同じような方とか、そういったのは把握されてるんですか。

竹下徹高齢障害福祉課長

同じ方が買われているかどうかは把握してないですが、先日西依議員からお尋ねがあった件で、地区別の購入がどのくらいかっているのを調べたんですけれども。

令和5年度で、今年の3月15日現在ですが、購入者の実人数が鳥栖地区が67人、鳥栖北地区が64人、田代地区が58人、弥生が丘地区が22人、若葉地区が47人、基里地区が46人、麓地区が52人、旭地区が39人ということで、トータルで395人の方が購入をされております。

買われた方の70歳以上の人口に占める割合っていいですか、それが一番高いところが田代地区で4.23%、一番低いのが旭地区の1.78%、あとの地区につきましては、おおむね3%前後というふうな割合となっているところです。

以上です。

西依義規委員

調べていただきありがとうございます。

旭地区さんが低いっていう事実は分かったんで、私のロジックが当たってるかどうか分かりませんが、私たちは今、政策協議会で勉強会してるんですが、高齢障害福祉課から言っていたきたいことがあって、今、鳥栖市には交通空白地っていうのがないって言うんですよ。

バス停から300メートルで、ある一定の居住の集落がないって言うんですけれども、我々が地図を見ても、300メートル離れてて一定の住所があるところがどうしたってあるんですよ。

例えば若葉地区とか、昔は若い団地だったんですが、だんだん高齢化して300メートル内にバス停までまあまああって、南のほうはないし、神辺地区も1日1本しか通らない——上の車地区のところはあるけれども、そこも一応バス停といわれて、門前のバス停は1日1本しか通らないのに、そこは交通空白じゃないって言うんですよ。

だから高齢者福祉乗車券を均等にサービスを提供していただくために鳥栖市の全ての皆さんが移動手段に困らないような交通網が必要じゃないかと思うんですけれど、そういったところの要望ってそちらに上がってくると思うんです。

そういったので高齢者福祉乗車券を、例えば800人とか1,000人に買ってもらうためにそういうのが必要だと思うけど、その辺についてはどうですか。

竹下徹高齢障害福祉課長

現在市報とかホームページには載せてますけれども、バスの日のイベントだったり、出張販売をやったり、各まちセンにチラシを置かせてもらったり、それからバスの中にポスターを貼らせていただいたりして、周知に努めておりますが、市報だけではなかなか御覧になる方も少ないようですので、改めて回覧を回すとか、そういったことも考えていきたいと思っております。

直接バスの乗車券とは関わらないかもしれませんが、去年から生活支援体制整備事業というのを社協に委託して移動支援っていうのをやってまして、去年の年末には、年末の買物に行きましょうっていうやつで、4町区くらい実際にタクシーを借りて買物に行くっていうのをやっていただいております。

そういった取組も進んできておりますし、生活支援体制整備事業の協議体っていう、市全体での取組について話し合う場では、今ある資源もどんどん活用していきましょうというふうな話も出てまして、実際ミニバスを利用された方は、とてもサービスがよくてよかったということを言われている方がいらっしゃる、そういった報告もございます。

実際に使ってもらえることが便利さを知っていただくきっかけになると思うので、売ることでもそうですけれど、こういったミニバスを利用していただくっていう周知も国道・交通対策課とかとも連携しながら進めていきたいと思っております。

以上です。

中川原豊志委員

高齢者福祉乗車券は5,000円分が1,500円で買えるということで、ミニバスも路線バスも使えますが、高齢者になってくるとミニバスのバス停までも遠いっていう方もいらっしゃるし、帰りの便に時間が調整できないとか、または、自分が行きたいところに行けないっていうふうな意見等もあったんで、何度か一般質問等でもさせてもらったんですが、なかなか厳しいのかもしれませんが、例えば条件付でタクシーに利用できるような施策を担当課で検討できないものかなというふうに思うんです。

例えば最大500円までとか、初乗り運賃までとか、何か基準を決めてすれば、お年寄りの方が外に出て行く機会が増えることによって健康増進にもつながるのかなというふうに思いますんで、そういうのを検討されるのは難しいのかどうかお考えを教えてください。

竹下徹高齢障害福祉課長

中川原議員がおっしゃられたような、タクシーのほうにも使えるようにというような検討は一応させてはいただいているんですが、令和6年度に地域公共交通計画っていうのが改定をされる予定になっております。

その中でミニバスをどういった位置づけにするのか、デマンドタクシー的なものになっていくのか、そういったものを見ながら、その計画を踏まえた上で、福祉乗車券の拡充なのか、ほかの移動支援の制度なのか、そういった部分については考えていきたいと思っております。

以上です。

中川原豊志委員

ぜひ検討していただきたいと思えますし、我々は我々でいろんな方策とか利用者や地元の方の声とかを聞かせていただいて、御提案することができるのであれば、そういったものも御提案させていただいて検討していただきたいなというふうに思います。

樋口伸一郎委員長

こちらに関しては、課長の御答弁にもありましたように、機会を通じて横断的な協議であったり、御検討というのはよろしくお願ひしたいと思います。

議会のほうでもそういうことが必要だっていうことから、政策協議会なるものが発足しているわけですので、こちらは意思が疎通できているものとして、機会があれば横断的な協議等もお願ひしたいと思います。

ほかにあればどうぞ。

西依義規委員

当初予算なんで、全体的な質問にも入りましてすみませんが、同じ13ページの老人クラブ運営補助金で、老人クラブの現状を知りたいんですが、まず運営費補助金はこういったことに使われますか。

犬丸喜代子高齢障害福祉課長補佐兼高齢者支援係長

老人クラブ運営費補助金っていう部分は、鳥栖には老人クラブ連合会っていうのがございまして、そちらに高齢者の教養の向上、健康増進、レクリエーション、地域との交流等の活動を通じて高齢者の生きがいと健康づくり及び社会参加を促進を図る目的で補助をしている分という形になります。

財源としましては、県の補助金っていう部分もございまして、県の補助金が年度によって県の上限というのが決まってくるので定額ではないんですが、県の補助金と市の財源を使って補助している分という形になります。

西依義規委員

今の話だと、どっちかというとな件費分というよりも事業補助みたいな感じですか。

連合会に人件費はいらないんですか。

犬丸喜代子高齢障害福祉課長補佐兼高齢者支援係長

ありがとうございます。

人件費の分については、別途委託料っていうところで人件費を委託している分がございまして、こちらの分の補助金については、クラブ数と会員数、そういったものによって算定をしている補助金になっております。

西依義規委員

現状のクラブ数と、組織数を教えていただいてもいいですか。

竹下徹高齢障害福祉課長

クラブ数は32クラブでございます。

西依義規委員

地域、各町区にこれぐらい、事業単位にこれぐらいで、246万円ですっていうのをよかった

ら。

竹下徹高齢障害福祉課長

単位クラブ32クラブに対して月4,320円、年間165万8,880円。

連合会に対してが、80円掛けるの会員さんの数2,100人で16万8,000円。

それから4,320円の32クラブ分ということで、13万8,240円。

それから特別事業ということで50万円。

合わせて246万5,120円というふうな補助金の内訳になっております。

西依義規委員

それは連合会に入っていないクラブにもいっているということですか。

竹下徹高齢障害福祉課長

連合会に入っていない老人クラブにはいってないと思います。

ただ、連合会に入っていない老人クラブがあるかどうかは把握してないので分かりません。

樋口伸一郎委員長

待ってください、いってないと思いますになってましたけど……

西依義規委員

私は、子供クラブもしてるんで現状は大体分かるんです。段々連合会離れであったり。

けれど各町区でいろんな活動をされてるのはされてるんです。

連合会を通すことが必須であれば必須でいいですけど、32クラブさんが、今年抜けますとなったときに、このクラブ運営費補助金が果たして各町区連合会に入っておかないともらえないものなのかがよく——例えば連合会主催のことで各町区みんなが協力するんで、各町区にいてますなら分かるけれど、各町区の運営も補助してますっていう名目なら連合会の加入理由は要らないような気がするんですけど、そこは何かあるですか。

竹下徹高齢障害福祉課長

この補助金の交付相手が連合会になってますので、そこから各単位クラブに分配されてるっていう状況なので、連合会に入っていらない単位の老人クラブっていうのがあるとすれば、そこには補助金がいってないということになります。

西依義規委員

そんな厳しく積算しろというわけじゃないですよ。

32クラブが5クラブ減ったら減らさないといけないじゃないですか。

そういうふうになりますよね。

減らせて言ってるわけじゃないですよ。

ただ、老人クラブ離れとか婦人会離れ、子供クラブ離れは間違いなく絶対起きてるんで、

老人クラブの組織を老人クラブさんがもっと盛り上げたいというのはどんどんしていいと思うんです。

その辺も含めて、市が丸投げ——二百何万円じゃなくて、よく見ていただいて、市が協力できることはしていただいたほうがいいのかなと思うし、その下の老人スポーツ大会参加補助金は、これは老人連合会に行くんですか。

竹下徹高齢障害福祉課長

連合会のほうにっております。

単位クラブについては、解散しましたとか、もうやっていけませんということで減って行ってる状況なんで、連合会に入りたくないからやめるとかそういうことではないと思ってるので、単位クラブがないところについては、老人クラブっていう名称での活動っていうのはもうされてないのかなっていうふうには認識しているところです。

西依義規委員

議事録が残りますんで言うておきますけれど、やっていけませんの中には、市とか県とかの連合会の負担があるってよく聞くんですよ。

それは子供クラブでもPTAでも老人会も同じ問題があると思うんで、やっていけませんの理由が市の連合会に入りたくありませんも一応あるんですよ。

だからそこは一回調べていただきたいなと思って。お願いします。

あと、老人関係で敬老会補助金75歳以上とあるんですが、これも各町どんどん高齢化で、例えば各町でうちは敬老会は80歳以上にしたいなと、そのときはこの補助金はどういうふうになるんですか。

竹下徹高齢障害福祉課長

うちの基準は75歳以上ですので、75歳以上の方が参加される敬老会であれば対象になります。

西依義規委員

そうではなくて、75歳以上はもらえますけど、うちの町は多過ぎるから80歳以上は敬老会にしましょうとするパターンがあったとすのでしょ。

その場合はどうですか。

竹下徹高齢障害福祉課長

敬老会を実施される団体にうちは補助をしますので、80歳以上の方を対象にされた町区があれば、参加された人数に応じて補助金は出します。

樋口伸一郎委員長

80歳以上ということですね。

ほかにございませんか。

竹下徹高齢障害福祉課長

補足ですが、コロナが始まって一堂に会しての会ができなくなったので、今は会に出られなくても記念品をお渡しするとか、そういった分についても補助はお出しはしています。

樋口伸一郎委員長

いいですか、何かあれば。

林康司地域福祉課長

先ほど民生委員さんと区長さんの兼任の人数のお尋ねがあった分ですが、2名が兼任をしていただいております。

樋口伸一郎委員長

よろしいですか。

[発言する者なし]

それでは、質疑を終わります。



**議案甲第8号鳥栖市重度心身障害者の医療費の助成に関する条例の
一部を改正する条例**

樋口伸一郎委員長

次に、議案甲第8号鳥栖市重度心身障害者の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

執行部の御説明を求めます。

竹下徹高齢障害福祉課長

ただいま議題となっております、議案甲第8号鳥栖市重度心身障害者の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

議案書の19ページをお願いいたします。

今回の改正理由につきましては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部を改正する法律の施行に伴い、条例を改正するものでございます。

改正内容につきましては、重度心身障害者医療費助成は、障害者または障害児の保護者の居住地である市町村が行うことが原則となっておりますが、障害者支援施設等に入所する障害者については、当該施設等が所在する市町村の財政負担を軽減する観点から、当該施設等へ

の入所前の居住地である市町村が支給決定を行うものとしております。

本条例では第2条第5号で、障害者総合支援法に規定する特定施設入所障害者の入所前の居住地を住所地特例地と規定をいたしております。

今回の障害者総合支援法の改正で、住所地特例の対象となる施設に介護保険特定施設等が追加されたことに伴い、法律の条文中の入所していたを、「入所又は入居をした」に改められるなど規定の変更がされております。

本条例中にも同様の書きぶりの規定があるため、所要の改正を行うものでございます。

施行日につきましては、令和6年4月1日でございます。

以上、簡単ではございますが、御説明とさせていただきます。

樋口伸一郎委員長

ありがとうございます。

執行部の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

牧瀬昭子委員

基本的なことで教えていただきたいんですけど、入所と入居の違いってというのは何ですか。

竹下徹高齢障害福祉課長

施設入所の場合は入所っていうんですけど、グループホームですとか有料老人ホームですとかそういった部分につきましては、基本的に在宅っていうか、施設に入ってるんじゃないで、そこに入居してる、アパートに入ってるみたいな考え方で入居っていう言い方をする施設がございますので、今回そういった施設も住所地特例に含まれるということで書きぶりの変更がありましたので、条例改正を提案させていただいております。

牧瀬昭子委員

ありがとうございます。

確認ですが、その入所施設が、グループホームとか今まで在宅と言われてたところも含めて施設が増えるっていうことの条例改正ということによろしいですか。

竹下徹高齢障害福祉課長

取扱い自体は今までもそういった、いわゆる入居施設についても住所地特例を適用させてきています。

今回は法律の書きぶりが変わったというところで、条例も変えているということですので実質的な変更点は運用上は変わるところはございません。

樋口伸一郎委員長

ほかにございませんか。

成富牧男委員

今の最後のお答えですけど、実質的には今までも特定施設として入ってたということで、文章が実態と違ってたから変えたという意味？

竹下徹高齢障害福祉課長

実際の取扱いとしては、今までも入居施設についても住所地特例を適用させていただいております。

成富牧男委員

さっきのとおりでいいということですね。

分かりました。

樋口伸一郎委員長

ほかにございませんか。

[発言する者なし]

質疑を終わります。

執行部準備のため暫時休憩をいたします。

午後 2 時 41 分 休憩



午後 2 時 53 分 開会

樋口伸一郎委員長

再開いたします。

まず、高齢障害福祉課より先ほどの御答弁の修正変更があるそうですので、これをお受けいたします。

竹下徹高齢障害福祉課長

先ほどの条例改正の質問の中で、住所地特例の施設が増えたのかというお尋ねの中で、書きぶりが変わっただけで変わりませんというお答えをしてたんですけども、間違えてました。

今回の介護保険施設について住所地特例となる施設が増えることになります。

実際の人数が増えるかっていうところについては数字はないんですけども、今までうちで見てた分と向こうが見てた分とやったり取ったりするので、実際的な人数はそう変わりは

ないということです。大変申し訳ございませんでした。

樋口伸一郎委員長

ありがとうございました。



健康福祉みらい部（こども育成課・健康増進課）

議案乙第9号令和6年度鳥栖市一般会計予算

樋口伸一郎委員長

続きまして、健康福祉みらい部こども育成課、健康増進課関係の議案の審査を行います。

審査いたします議案は、議案乙第9号及び議案甲第6号、第7号となっております。

初めに、議案乙第9号令和6年度鳥栖市一般会計予算を議題といたします。

執行部の御説明を求めます。

高松隆次こども育成課長

それでは、議案乙第9号令和5年度鳥栖市一般会計予算案のうち、健康福祉みらい部のこども育成課及び健康増進課関係分について説明いたします。

委員会資料に沿って説明いたします。

主なものについて御説明いたします。

資料2ページをお願いいたします。

まず歳入でございます。

款14分担金及び負担金、項2負担金、目1民生費負担金、節2児童福祉費負担金のうち、主なものを申し上げます。

保育所保育料につきましては、市内公立、私立を含めた17の認可保育所及び市外の認可保育所に通う園児の0、1、2歳の保育料でございます。

八尋茂子健康福祉みらい部次長兼健康増進課長兼新型コロナウイルスワクチン接種対策室長兼保健センター所長

その下、款15使用料及び手数料、項1使用料、目3衛生使用料、節1保健衛生使用料の休日救急医療センター使用料につきましては、休日救急医療センターの受診者の診療報酬と窓口での自己負担分を計上しております。

以上です。

高松隆次こども育成課長

3ページをお願いいたします。

款16国庫支出金、項1国庫負担金、目1民生費国庫負担金、節2児童福祉費国庫負担金のうち、主なものを申し上げます。

施設型等給付費負担金につきましては、子ども・子育て支援新制度で施設型給付費及び地域型保育給付を受ける施設の運営費に対する負担金でございます。

国の負担割合は2分の1でございます。

児童扶養手当費負担金につきましては、扶養する児童が18歳に達する年度末まで、ひとり親家庭の母または父親等に支給される児童扶養手当の負担金でございます。

国の負担割合は3分の1でございます。

次の児童手当費負担金につきましては、児童を養育している方に支給される児童手当の負担金でございます。

令和6年度につきましては、制度の改正により、歳入、歳出ともに増額しております。

詳細につきましては、歳出で御説明いたします。

国の負担割合は3分の2でございます。

続きまして、目2教育費国庫負担金、節1教育総務費国庫負担金の子育て支援施設等利用給付費負担金につきましては、幼児教育無償化に係る経費に対する負担金でございます。

幼児教育の無償化に伴い、主に幼稚園に通園する3歳以上の子供の保護者が支払うべき利用料相当額を園に対して支払う給付金に対する負担金でございます。

国の負担割合は2分の1でございます。

続きまして、項2国庫補助金、目2民生費国庫補助金、節2児童福祉費国庫補助金のうち、主なものについて申し上げます。

母子家庭等対策総合支援事業費補助金につきましては、ひとり親の母または父親が資格取得をする間の生活の負担軽減のために支給します、高等職業訓練推進給付金に対する補助金でございます。

国の補助率は4分の3でございます。

次の保育対策総合支援事業費補助金につきましては、私立保育所等における保育士確保の事業の1つでございます、保育士宿舍借り上げ支援事業費に対する補助金でございます。

国の補助率は2分の1でございます。

次の子ども・子育て支援施設整備交付金につきましては、多様な子育てニーズに対応するため、病児対応型の病児保育施設を整備する社会福祉法人への補助金でございます。

詳細につきましては、歳出で御説明いたします。

国の補助率は10分の3でございます。

子ども・子育て支援交付金につきましては、認可保育所等で実施されます延長保育事業、一時預かり事業、子育て支援センター事業、ファミリー・サポート・センター事業等の特別保育事業及び家庭児童相談システムに要する経費に対する補助金でございます。

国の補助率は3分の1でございます。

子ども・子育て支援事業費補助金につきましては、令和6年度中に改正が行われます、児童手当制度改正実施円滑化事業として、システム改修費をはじめ、準備事務経費に対する国の補助金でございます。

その下の、児童虐待・DV対策等総合支援事業費補助金につきましては、相談業務に従事します婦人相談員の報酬に対する国の補助金でございます。

国の補助率は2分の1でございます。

次の、出産・子育て応援交付金につきましては、出産・子育て応援交付金事業に関して経済的支援に要する費用に対する補助金でございます。

国の補助率は3分の2でございます。

八尋茂子健康福祉みらい部次長兼健康増進課長兼新型コロナウイルスワクチン接種対策室長兼保健センター所長

4ページをお願いいたします。

目3衛生費国庫補助金、節1保健衛生費国庫補助金の子ども・子育て支援交付金につきましては、乳児家庭全戸訪問事業、継続支援の必要な母子世帯への養育支援訪問事業、母子健康包括支援センターと利用者支援事業に対する補助金で、国の補助率は訪問事業が3分の1、利用者支援事業が3分の2でございます。

その下、新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業費補助金は、がん検診の受診率向上のための補助金で、補助率は2分の1でございます。

風しん抗体検査事業費補助金は、風疹の感染拡大防止のために抗体保有率の低い男性を対象に抗体検査を行う補助金で、補助率は2分の1でございます。

母子保健衛生費補助金は、産後ケア事業等に関する補助金で、補助率は2分の1でございます。

続きまして、項3委託金、目3衛生費委託金、節1保健衛生費委託金の石綿読影の制度に係る調査委託金につきましては、環境省からの委託事業として実施しており補助率は10分の10でございます。

以上です。

高松隆次こども育成課長

続きまして、款17県支出金、項1県負担金、目1民生費県負担金、節2児童福祉費県負担金のうち、主なものを申し上げます。

施設型等給付費負担金につきましては、国庫負担金と同様、施設型給付費等、施設の運営費に対する県負担分でございます。

県の負担割合は4分の1でございます。

次の児童手当費負担金につきましても、国庫負担金同様、児童養育してある方に支給される児童手当の負担金でございます。

これも詳細につきましては、歳出で御説明いたします。

県の負担割合は6分の1でございます。

続きまして、5ページになります。

目2教育費県負担金、節1教育総務費県負担金の子育て支援施設等利用給付費負担金につきましては、こちらも国庫負担金同様、幼児教育無償化に係る経費に対する県負担分でございます。

県の負担割合は4分の1でございます。

続きまして、項2県補助金、目2民生費県補助金、節2児童福祉費県補助金のうち主なものを申し上げます。

ひとり親家庭等医療費補助金につきましては、母子・父子家庭及び父母のいない児童に対し医療費の一部を助成する事業に対する県補助金でございます。

県の補助率は2分の1でございます。

次の子どもの医療費助成事業補助金につきましては、子育て世帯に対する医療費の一部を助成する事業のうち、未就学児分の医療費助成に要する経費に対する県補助金でございます。

県の補助率は2分の1でございます。

次の保育対策総合支援事業費補助金につきましては、保育補助者雇上強化事業、保育体制強化事業、認可外保育施設衛生安全対策事業、医療的ケア児保育支援事業に対する県補助金でございます。

補助率は、保育補助者雇上強化事業が8分の7、保育体制強化事業が4分の3、衛生安全対策事業が3分の2、医療的ケア児保育支援事業が6分の5でございます。

次の子ども・子育て支援施設整備費補助金につきましては、国庫補助金同様、病児対応型の病児保育施設を整備する社会福祉法人への補助金でございます。

県の補助率は10分の3でございます。

子ども・子育て支援事業費補助金につきましては、国の補助金同様、認可保育所等で実施されます特別保育事業及び家庭児童相談システムに対する県補助金でございます。

県の補助率は3分の1でございます。

出産・子育て応援事業費補助金につきましては、国の補助金同様、出産・子育て応援交付金事業に関して、経済的支援に対します費用に対する補助金でございます。

県の補助率は6分の1でございます。

八尋茂子健康福祉みらい部次長兼健康増進課長兼新型コロナウイルスワクチン接種対策室長兼保健センター所長

その下、目3衛生費県補助金、節1保健衛生費県補助金の健康増進事業費補助金につきましては、健康教育、健康相談や保険未加入者の健康診査、骨粗鬆症検診、歯周疾患検診、肝炎ウイルス検診等に対する補助金で、補助率は3分の2でございます。

子ども・子育て支援事業費補助金につきましては、国の補助事業になる子ども・子育て支援交付金の県の負担分で、補助率は訪問事業が3分の1、母子健康包括支援センターなどの支援事業は6分の1でございます。

続きまして、6ページをお願いいたします。

款22諸収入、項4受託事業収入、目1受託事業収入、節2衛生費受託収入の休日救急医療運営受託料につきましては、鳥栖市休日救急医療センター及び病院群輪番制の運営に対する基山町からの運営委託料でございます。

次に、7ページをお願いいたします。

項6雑入、目4雑入、節2保健衛生雑入のうち、保健センター雑入につきましては、保健センターの3、4階にある医療福祉専門学校緑生館の建物の占用や共有部分に係る電気料や維持管理費の分担負担分でございます。

以上です。

高松隆次こども育成課長

節4雑入のうち主なものを申し上げます。

子どもの医療費返還金につきましては、子供の医療費助成分のうち、高額医療費に該当した医療費分で、保険者または保護者からの返還金でございます。

保育所給食費につきましては、公立保育所4園の保育士等職員分及び、保育の無償化に伴います、3歳児以上の園児分の給食費の実費徴収分でございます。

款23市債、項1市債、目2民生債、節1児童福祉債につきましては、子ども・子育て支援、施設整備事業の市負担分の一部につきまして市債を活用するものでございます。

以上で歳入の説明を終わります。

続きまして、歳出について説明いたします。

14ページをお願いいたします。

款3 民生費、項2 児童福祉費、目1 児童福祉総務費のうち、主なものについて申し上げます。

節1 報酬から節4 共済費につきましては、婦人相談員1名、家庭児童相談員2名、母子父子自立支援員1名、子育て支援総合コーディネーター1名、事務補助職員1名、計6名分の会計年度任用職員の人件費でございます。

節11 役務費のうち、手数料につきましては、子どもの医療費助成事業に係るレセプト審査支払い手数料でございます。

節12 委託料のうち、子ども・子育て支援事業計画策定業務委託料につきましては、第3期鳥栖市子ども・子育て支援事業計画を策定するものであり、本計画は、子ども・子育て支援法に基づく、本市の子育て支援の総合的な計画でございます。

現計画、第2期の計画期間は令和2年度から令和6年度の5か年間でございまして、今回は令和7年度から11年度の5か年間でございます。

計画にはこれまでの基本理念を継承し、子供と子育て家庭の諸課題や支援ニーズを把握するとともに、子育て支援事業の充実や教育保育の連携などの取組の推進についての方策を検討します。

また、新たに子供の貧困対策の推進に関する法律に基づく計画を一体的に作成することとしております。

社会福祉会館（児童センター）の指定管理委託料につきましては、主に小学生までを対象とした各種教室や、幼児を対象としたフリールームなどを開催する児童センター事業運営に係る指定管理料でございます。

委託先は鳥栖市社会福祉協議会でございます。

次のファミリー・サポート・センター事業委託料につきましては、子供を預ける側の利用会員及び子供を預かる側の協力会員による会員制の子供の一時預かりなどを行う事業の委託料でございます。

こちらにつきましても、委託先は鳥栖市社会福祉協議会でございます。

節13 使用料及び賃借料のシステム使用料につきましては、家庭児童相談システムのリース及び保守料でございます。

節18 負担金、補助及び交付金のうち、特別支援学校放課後児童健全育成事業負担金につきましては、中原特別支援学校に鳥栖市から通学している児童の放課後児童クラブ利用に係る負担金でございます。

前年度実績見込みにより、8名分を計上しているところでございます。

節19 扶助費のうち、児童扶養手当につきましては、18歳までの児童のいる独り親家庭等に

支給される手当でございます。

前年度と実績見込みにより算出しておりまして、約550世帯分を計上しているところでございます。

母子家庭等自立支援給付金につきましては、独り親の母または父親が歯科衛生士、保育士などの就業に有利な資格を取得する間の生活費の負担軽減のために支給されるものでございます。

前年度からの継続分と新規分を合わせて13名分を見込んでおります。

ひとり親家庭等医療費につきましては、独り親家庭等の母または父親及び18歳までの児童にかかる医療費の一部を助成するものでございます。

子どもの医療費につきましては、子育て世帯に対し、児童にかかる医療費の一部を助成するものでございます。

入院は18歳まで、通院につきましては、中学校卒業までを助成の対象としているところでございます。

15ページをお願いいたします。

目2 保育園費のうち主なものについて申し上げます。

節1 報酬から節4 共済費につきましては、保育所職員46名分及び代替保育士、給食調理員、保育所支援員等会計年度任用職員の人件費でございます。

節10 需用費につきましては、公立保育所4園で要します消耗品費、光熱水費、給食材料費が主なものでございます。

節12 委託料の施設管理委託費につきましては、公立保育所4園の消防点検、警備業務、高所清掃業務等委託料及び下野園を除きます、3か園の園庭芝生管理委託料が主なものでございます。

節13 使用料及び賃借料のシステム使用料につきましては、公立保育所4園のICTシステムの年間リース料及び保守が主なものでございます。

16ページをお願いいたします。

節14 工事請負費につきましては、鳥栖いづみ園、下野園照明灯LED改修に係る経費でございます。

節17 備品購入費につきましては、小鳩園調理室のコンベクションオープンの購入費が主なものでございます。

節18 負担金、補助及び交付金のうち、施設型等給付費につきましては、子ども・子育て支援新制度に基づく私立保育所13園、認定こども園3園、地域型保育事業所7園、幼稚園3園、その他広域施設等に対する運営費でございます。

令和5年度に人事院勧告に伴う公定価格の改定が行われており、昨年当初予算より1億4,300万円ほど増額となっております。

保育士宿舍借り上げ支援事業補助金につきましては、私立保育所等の保育士の家賃負担を軽減することにより、新規雇用及び離職防止を図り、保育士の雇用を確保することを目的とし、保育所等の事業者が保育士の宿舍を借り上げるための費用の一部を助成するものでございます。

対象事業者は保育所、認定こども園、地域型保育事業所でございます。

対象となる人は、対象保育所等に採用されて5年以内の正規職員保育士でございまして、月額5万円を上限に家賃の4分の3を市で補助するものでございます。

本年度は、事業費としては10人分を見込んでおります。

保育体制強化事業補助金につきましては、保育所等における感染症対策のための消毒等を行う保育支援者の配置を支援し、保育士の業務負担の軽減を図ることを目的としております。

保育資格を有さない方で、保育所等での清掃、消毒及び園外の活動の見回り等を行う、保育支援員の配置に必要な経費を助成するものでございます。

保育補助者雇上強化事業補助金につきましては、私立保育所等において保育士の業務負担を軽減し、離職防止を図ることを目的とし、保育士の補助を行う保育補助者の雇い上げに要する補助金でございます。

私立保育所特別保育事業等補助金につきましては、私立保育所等が実施します、延長保育、一時預かり保育、障害児保育、病後児保育、子育て支援センター事業等の特別保育事業に対する補助でございます。

子ども・子育て支援施設整備費補助金につきましては、資料の23ページをお願いいたします。

事業名、病児保育施設整備事業、目的としましては、多様な子育てニーズに対応するため、病気の子供を一時的に保育できる子育て環境の整備を図るものでございます。

事業の内容といたしましては、子ども・子育て支援施設整備交付金等を活用し、病児対応型の病児保育施設を整備する社会福祉法人へ費用の一部を補助するものでございます。

現在の予定では、児童定員は最大で6人、建設に伴う補助基準額は6,757万6,000円、これにつきましては、負担割合が国、県、市それぞれが10分の3、事業者が10分の1でございます。

国、県、市の補助の合計額は6,081万8,000円でございます。

資料16ページにお戻りいただきたいと思います。

節18負担金、補助及び交付金の医療的ケア児保育支援事業費補助金につきましては、令和

5年度12月補正で御説明いたしておりましたが、医療的ケアの必要な児童を受け入れている私立の保育所1園に対し、看護師の person 費及び研修費等を補助するものでございます。

負担割合は、国・県で6分の5、市が6分の1でございます。

続きまして、目3児童手当費のうち、節12委託料につきましては、令和6年度中に制度改正に伴うシステム改修委託料が主なものでございます。

節19扶助費につきましては、資料の24ページをお願いいたします。

児童を養育していらっしゃる方に支給されます、児童手当の負担金でございます。

国のこども未来戦略に基づき、令和6年10月支給分から保護者の所得制限の撤廃、高校生年代までの支給期間の延長、多子加算として第3子以降3万円とする抜本的拡充が行われることとなり、子育て世帯の生活の安定及び社会を担う児童の健やかな成長を図るものでございます。

制度改正、拡充につきましては、表の左側が現行制度、右側が拡充後でございます。

初めに、所得制限が撤廃されることとなり、支援対象はこれまでの中学生修了までから高校生の年代までとなります。

区分ごとの手当月額は、これまで第3子の加算対象が3歳から小学生までであったものが、全年齢に拡充され、金額も1万5,000円から3万円に拡充されるところでございます。

また、支給回数も、これまで4か月分を年3回で支給していたものが、2か月分を年6回で支給するように変更されます。

なお、令和6年度の支払いにつきましては、現行制度での支払いが、6月、10月、これが4か月分です。

拡充後が12月、2月、これは2か月分の支給となります。

このような予定となっております。

制度の拡充により、本年度予算額中児童手当に要する補助額について、14億6,707万5,000円を計上しており、前年度当初より1億7,307万5,000円の増額となっているところでございます。

続きまして、資料17ページにお戻りいただきたいと思っております。

目4出産・子育て応援交付金事業費のうち、主なものについて申し上げます。

節1報酬から節4共済費につきましては、出産・子育て応援交付金の支給事務に関わる会計年度任用職員1名分の person 費が主なものでございます。

資料の25ページをお願いいたします。

出産・子育て応援交付金事業につきましては、妊娠または出産をされた方がいる全ての子育て世代が、安心して出産・子育てができるように、より身近で相談に応じる、伴走型相談

支援の充実を図るとともに、妊娠届時及び出生後に、合計10万円の経済的支援を実施するものでございます。

事業内容といたしましては、令和6年度中に妊娠届を出される方及び出生する申請児童数をそれぞれ660人と見込み、1人当たり5万円の支援を行うものでございます。

対象者である妊産婦の方への支給につきましては、伴走型相談支援の面談を受けていくということが要件となっております。

交付金、事務費の金額及び国、県、市の負担割合は表の下のとおりでございます。

以上です。

八尋茂子健康福祉みらい部次長兼健康増進課長兼新型コロナウイルスワクチン接種対策室長兼保健センター所長

19ページをお願いいたします。

款4衛生費、項1保健衛生費、目1保健衛生総務費の主なものについて御説明いたします。

節1報酬から節4共済費につきましては、母子健康包括支援センター2名と、時給単価任用の会計年度任用職員及び健康増進課職員19名、国保年金課職員5名の人件費でございます。

節7報償費は、フッ化物虫歯予防事業における歯科医師や歯科衛生士、相談事業におけるカウンセラーへの謝金が主なものでございます。

節10需用費につきましては、保健センターの光熱水費や鳥栖市休日救急医療センターにおける医薬材料費等でございます。

節11役務費のうち、通信運搬費につきましては、保健センターの電話料、乳児健診や各教室の案内用郵送料等でございます。

手数料につきましては、妊婦、乳児健康診査の事務手数料でございます。

20ページをお願いします。

節12委託料のうち、産後ケア事業委託料につきましては、乳児とその母親を対象に、産後の心身の回復に不安がある方、育児支援者が少なく、授乳指導やサポートが必要な方を産婦人科医院などで宿泊型のショートステイ、日帰りのデイサービス、母乳育児相談などのサービスを実施する委託料でございます。

保健センター管理委託料は、保健センターの清掃業務や警備業務、空調、エレベーター、電気工作物、消防設備、自動ドアなどの設備点検業務などの委託料でございます。

休日救急医療センター業務委託料は、市民の休日の救急体制として、日曜、祝日について鳥栖三養基医師会に委託し、一次救急医療を行うものでございます。

その下の乳児訪問委託料につきましては、乳児家庭全戸訪問事業、継続支援の必要な母子世帯への養育支援訪問事業を令和6年度から佐賀県助産師会に委託するためのものでござい

ます。

妊婦・乳児健康診査委託料につきましては、医療機関で実施する妊婦健診、妊婦歯科健診及び乳児健診でございます。

節18負担金、補助及び交付金の広域小児救急医療支援事業負担金につきましては、夜間の小児救急医療体制を確保するため、久留米広域小児救急センターの運営に対する負担金でございます。

このセンターは、聖マリア病院内に設置されており、1年を通して夜間19時から23時までの診療を行っております。

鳥栖三養基医師会立看護高等専修学校運営補助金は、同校の運営費を県や三養基郡3町と案分して負担している補助金でございます。

病院群輪番制運営補助金は、一次救急医療である休日救急医療センターにおいて、主に救急処置後の入院を要する患者の二次救急医療を担う医療機関への補助金でございます。

節19扶助費につきましては、里帰り出産等により委託医療機関以外で受けた妊婦健診費用を償還払するものでございます。

次に、目2予防費の主なものについて御説明いたします。

節1報酬につきましては、がん検診や予防接種などの各種事業に従事する時給単価の会計年度任用職員の報酬でございます。

節7報償費につきましては、各事業の講師謝金及びうらら健康マイレージの報償金が主なものでございます。

21ページをお願いいたします。

節11役務費の通信運搬費につきましては、予防接種やがん検診等を通知する郵送料が主なものでございます。

手数料につきましては、予防接種の審査手数料や、子宮がん検診、胃がんの内視鏡検診に対する事務手数料が主なものでございます。

節12委託料の、がん検診委託料につきましては、胃がん、子宮がん、肺がん、大腸がん、乳がん、前立腺がんなどの6種類のがん検診の委託料となっております。

予防接種委託料につきましては、予防接種法に定められている定期予防接種及び風疹の任意予防接種の委託料でございます。

節18負担金、補助及び交付金のがん先進医療治療費補助助成金につきましては、公的医療保険の適用がない、がん先進医療の普及を図るためのもので、助成額は、対象治療費の15分の1以内で20万円を限度としております。

なお、この助成金交付は、令和5年度まで総合政策課にて実施しており、令和6年度から

は健康増進課で引き続き実施するものでございます。

節19扶助費の予防接種費につきましては、予防接種は佐賀県内の医療機関で鳥栖市の予診票で接種できますが、里帰り出産などのために子供が県外で予防接種を受けた場合や、高齢者が施設に入所し、県外で予防接種を受けた場合などにその費用を償還払いするものでございます。

以上です。

高松隆次 ともも育成課長

続きまして、款10教育費、項1教育総務費、目4幼稚園費、節18負担金、補助及び交付金のうち、子育て支援施設等利用給付費につきましては、幼児教育の無償化に伴いまして、幼稚園等に通園する3歳以上の子供の保護者が支払うべき利用料相当額を園に対して給付するものでございます。

以上で説明を終わります。

よろしく御審議を賜りますよう、お願いいたします。

樋口伸一郎 委員長

ありがとうございました。

執行部の御説明が終わりました。

これより質疑を行います。

御質疑のある方は挙手で御発言をお願いします。

牧瀬昭子 委員

2ページからお願いします。

西依委員から補正のところで質問があったところの延長線という感じになると思うんですが、休日救急医療センター使用料がコロナ前の平成30年と令和5年が3,000万円で、令和3年と4年がコロナ期間中かなと思うんですが、それが2,000万円っていう計上になっていまして、これが今回の令和6年で4,000万円に増えている理由を、まずお聞かせください。

八尋茂子 健康福祉みらい部次長兼健康増進課長兼新型コロナウイルスワクチン接種対策室長兼保健センター所長

令和5年度の見込みも、合計5,000万円というふうに上げておりまして、現在新型コロナウイルス及び季節性インフルエンザの受診者の変動を見ての予算額になっております。

牧瀬昭子 委員

ありがとうございます。

患者さんが増えていくだろうという見込みだと思うんですが、それに伴って委託料の考え方が、これも前回質問が上がってたんですが、20ページの休日救急医療センター業務委託料

が令和5年が3,669万4,000円、今回がもう少し増えるのかなと思って見てみたんですが、逆に減っているということなので、それはなぜなのか教えてください。

八尋茂子健康福祉みらい部次長兼健康増進課長兼新型コロナウイルスワクチン接種対策室長兼保健センター所長

令和5年度の休日救急医療センター運営費自体ではなくて、新型コロナウイルスに関する検査料金というのを別に設けておりました。

現在その検査料に関する医療費報酬のほうがなくなっているということで、令和6年度はその検査料金の報酬に係る分を落としてます。

その分、運営費について人件費分を上乗せしたところでの令和6年度の委託料になっております。

牧瀬昭子委員

すいません。上乗せしている分ってというのは、この委託料の中にあるってことですか。

もう一回教えてもらっていいですか。

八尋茂子健康福祉みらい部次長兼健康増進課長兼新型コロナウイルスワクチン接種対策室長兼保健センター所長

令和5年度はまだ新型コロナウイルスの感染関係が5類になる前で、新型コロナウイルスの検査については特別に診療報酬の金額自体も違っておりましたので、それが5類に変わったときに報酬金額も減ってきているということがございます。

新型コロナウイルスに関しての診療報酬は、令和5年度途中から金額が落ちたところに入ってきているということで、それを見越して、令和6年度は新型コロナの検査料に関する委託料というのはなくして、医師会に対する通常の運営費の委託料だけになっております。

牧瀬昭子委員

要するに新型コロナウイルスの検査料が……

八尋茂子健康福祉みらい部次長兼健康増進課長兼新型コロナウイルスワクチン接種対策室長兼保健センター所長

診療報酬等が令和4年度と5年度と変わってますので、そこは詳しく話さないと難しいところがございますので、ここで詳しく御説明することが難しいので、すみません。

樋口伸一郎委員長

今の御答弁だと、ここでの御説明ということでしたけど、知るためには別の方法はあるってことですか。

それか、お答えできないのであればお答えを差し控えますとかそっちのほうがいいかなと。

ほかのところでも聞けそうな勢いの御答弁だったので。

古賀達也健康福祉みらい部長

当初予算ベースですと、休日救急医療センターにかかる委託料でございますけれども、前年度は3,377万3,000円、今年度は3,611万3,000円で264万円増でございます。

先ほど八尋次長のほうが申し上げましたが、前回のやつはこの3,300万円にプラス270万円程度のコロナの検査委託料が入ったので委託料としては若干下がっているんですけども、休日救急医療センター自体の委託料は今年度264万円増で計上いたしております。

以上でございます。

牧瀬昭子委員

ということは、全体的に患者さんも増えているし、委託料も増えますよということでしょうか。

新型コロナウイルスが5類になる前までがすごく高く見えるけれども、新型コロナウイルスの検査料とかが入っていたので、5類になったのでその分は入れなくなりますということでしょうか。

分かりました。

樋口伸一郎委員長

八尋次長、確認です。

八尋茂子健康福祉みらい部次長兼健康増進課長兼新型コロナウイルスワクチン接種対策室長兼保健センター所長

それでよろしくをお願いします。

樋口伸一郎委員長

ほかにございませんか。

西依義規委員

今回、病児保育を受け入れていただける施設が出てきたということで、いいことだと思いますけれども、今から建物を建てるんでしょうけれど、いつから受け入れられるんですか。

高松隆次こども育成課長

今回は、施設整備の補助金ということでお願いしてるところです。

国の内示が新年度に入って確定するというところでお聞きをしております。

それによりまして、実際の工事に着手ということになりますので、法人さんとお話をさせていただく中では、年度内ぐらいに開始できればというところで考えていらっしゃるんですけど、工事の働き方改革とかそういったところもありますので、正確にはまだその辺は見通しが示されていないところでございます。

西依義規委員

それであれば、今の病児保育はどういう現状ですか。

高松隆次こども育成課長

これにつきましては、市内の別のところの私立保育所が1園実施されているところでございます。

樋口伸一郎委員長

病児保育ですよ。

高松隆次こども育成課長

すみません、失礼いたしました。訂正いたします。

病児保育については、現在市内で実施されてるところはございません。

西依義規委員

小郡の施設を一時利用したりとかいう話が……、市民サービスはどんどん向上していかないといけないけれど、今そっちがとまって、空白の1年ぐらいがあるんであればまた問題かなと思ったんで聞かせていただいていますので、今の状況を。

脇友紀子こども育成課長補佐兼保育幼稚園係長

西依議員がおっしゃられたとおり、令和4年度は小郡市と広域協定の覚書をさせていただきまして、一般質問の答弁でもしましたとおり、協定を結んだということで、利用者が前年度より5名から14名に増えられた状況です。

そのほかに、市のホームページでも鳥栖市外で鳥栖市の子を受け入れても大丈夫って言うていただいた、近隣の久留米市、みやき町、佐賀市方面とかの企業主導型保育所を上げさせていただいています。

そちらを利用された場合の利用状況というのは、うちには分からないものなので、どれくらい使われているかは分からないんですが、今のところ、病児保育が使えないということでの御相談は上がってきていないと思います。

西依義規委員

市民のニーズみたいなのは私も分かりませんが、その病児保育施設の定員が6人って書いてあったんですが、所管課で1年間でどれくらい使われるだろうという、そういう見通しみたいなのを見られてあるんですか。

子ども・子育て計画にするって書いてあるじゃないですか。だからしないといけないのは分かるんですよ。

私たちも、してくれってずっと言ってるんですけど、それがどれくらい困ってて、今やっとなりましたけれど、この6人の定員で事足りるのか、まだ足りないのかそれをちょっと知りたいと思って。

高松隆次こども育成課長

病児保育についての詳細なデータは、今持ち合わせておりません。

どういった子供さんが、どういった形で熱を出して預かる必要があるのかというのはなかなか推測しにくいところではあるんですけども、今回の施設が、放課後児童クラブと合築するような施設になっておりまして、そこで小学生も預かるということになっております。

市としては、未就学のお子さんから小学生までを対象に預かっていただけるような形で取り組んでいただくようお願いしているところでございます。

そうなると利用の枠も広がるので、結構な利用が出てくるのではないかと考えております。

西依義規委員

藤田議員の一般質問であってましたが、病児保育っていうのは市内で初めてするじゃないですか。

病児保育とはこういうものとか、こういうおさんは病後児で、こういうおさんは病児とか、そういう国の指針みたいなのが何かあるんですか。

微妙な線引きかなと思ってるんですけど。

高松隆次こども育成課長

病児保育施設は、病気の急変等はないけれども、回復期にないお子さんを一時的に預かる施設でございまして、病後児につきましては、病気やけがが急性期を経過して、回復傾向にあるお子さんを一時的に預かるものというふうに区分はされております。

けれども、病児と病後児をきちんと線引きはできないかと思っておりますので、そういったところを含めてお願いできないかなと考えているところではございます。

西依義規委員

その時の要綱じゃないけど、主体的なことは社会福祉法人さんのやり方にお任せするのか、鳥栖市と話し合っただけで、病児保育はこんな感じでやっていきたいと思いますっていうやつがあるのか、その辺はどうですか。

要は、市民の方が混乱しないように、その辺を含めて、今後の施設とのやり取りは。

高松隆次こども育成課長

詳細につきましては、運営方法を含めて、今度社会福祉法人のほうと協議をすることになると思いますが、利用される方については、事前に連絡先とかそういったところの登録が必要になると思います。

申込みの段階で、預けて大丈夫ですよ、というようなお医者さんの意見書と、こういったことについては対応できるような一覧表みたいな形の書類が必要になってくると思いますの

で、そこについては法人さんとお話をさせていただきながら決めていく形になると思います。

牧瀬昭子委員

本当に病児保育は待ちに待ったというところだと思います。

利用のしやすさをより進めるためになんですけれども、他の地区の方に聞いてみると、いざ病気になったときに、登録し忘れてたとか、去年はしてたけれども今年はしてなかったから利用できませんとかっていうことがあったということを知ったことがあります。

鳥栖市に関しては、登録の仕方は今のところどのように考えているのか、もし今検討中だったらその辺りもぜひ御検討に入れていただきたいなと思いますが、いかがでしょうか。

高松隆次 とも育成課長

利用の方法等につきましては、制度整備のほうで動いているようなところがありますので詳細については法人さんのほうに要望するなり、案を提示したりすることで並行しながら、せっかくできるので、なるべく利用しやすいような形で御紹介できるような施設にしていきたいと考えているところでございます。

以上です。

牧瀬昭子委員

ありがとうございます。

ぜひ整備のほうを進めて行っていただきたいなと思います。

あともう一つ、病院側が病児保育をためらった理由として、6人がここに定期的に来るわけではないので、雇われる保育士さんとか看護師さんとかの分で、保育園の手出しが発生して赤字になっていくことを懸念されたってということを知った覚えがあるんですが、その辺りについて市としてはどのようにバックアップしていく見込みかというのがあれば。

高松隆次 とも育成課長

医療機関については、人が必要ということ、人を割かなくてはいけないので二の足を踏まれたというようなお話も記録では見たんですが、今回につきましては、市内で複数の保育所を運営されておりまして、さらに看護師さんもみなし保育士として保育士さんの数に入りますので、本体の保育業務とか、そういったところで活躍できることもありますので、お子さんがいないからといって手ぶらというような状況ではないと考えております。

以上です。

樋口伸一郎委員長

その支援の方法については、施設型等給付費等に含まれるということでしょう。保育士にカウントされるっていうふうに、みなし保育としてカウントされるということなんで。今の牧瀬委員のほうは、市としての支援の方法とかも入ってたので。

脇友紀子こども育成課長補佐兼保育幼稚園係長

看護師さんが保育所のほうで働かれる時間に対しては、確かに切り分けて施設等給付費で、というように補助金をそれぞれ切り分けることもできます。

また、そちらの病児保育のほうで専従してお仕事をされるということであれば、そちらの補助金で人件費はお渡しすることができます。

また、国のほうも牧瀬議員が先ほど言われたようなそういった問題を把握しておりますので、キャンセル者が多い場合にはキャンセルに対しての補助金や、来年度は病児保育の補助の拡大を——正確にはまだ出てませんが、そういった方向性が出ております。

樋口伸一郎委員長

補足ありがとうございます。

牧瀬昭子委員

今ので十分理解しました。

キャンセルが出たときに、保育園のほうに負担をしなければならないっていうことが今後ずっと続いていくと、もうできませんということになりかねないので、ぜひその辺りを支援していただきたいと思ひまして、ありがとうございました。

続けて、25ページをお願いします。

伴走型相談支援ということがありますけれども、これまでも十分されて来られているとは思いますが、今後始めるに当たってこれまでと同様にやることと、今後もっと手厚くすべきだと思ひがありましたら、どのようにお考えか教えてください。

八尋茂子健康福祉みらい部次長兼健康増進課長兼新型コロナウイルスワクチン接種対策室長兼保健センター所長

伴走型でママパパ教室等も開催できるようになりまして、継続的な情報発信等などを行っていきたいと思ひております。

牧瀬昭子委員

ママパパ教室も、やめている時期に横の連携がなかなか取りにくいというのもありましたので、そこはすごく復帰を要望してたので喜ばれるかと思ひます。

ありがとうございます。

横の連携も確かに必要ですし、その情報を得ながら支援をしていくということで伴走型をしていこうということでもよろしかったですか。

八尋茂子健康福祉みらい部次長兼健康増進課長兼新型コロナウイルスワクチン接種対策室長兼保健センター所長

そのように寄り添って支援していきたいと思ひております。

牧瀬昭子委員

続きまして、産前産後ケアについてお尋ねしたいので、20ページをお願いします。

産後ケア事業の委託料が、前年度が351万4,000円で126万円の減額で、今回が224万5,000円ということで減ってしまっているんですが、これについてはどのような見込みでこのように減額となったのか理由を教えてください。

八尋茂子健康福祉みらい部次長兼健康増進課長兼新型コロナウイルスワクチン接種対策室長兼保健センター所長

令和5年度はショートステイで42回分ほどしてはいましたが、実質は半分ぐらいに落ちてくるってところと、デイにしても175回分ほど予算を組んでましたけれどなかなか利用がなかったってところで、3月補正でも減額しております。

今年度は、令和5年度より当初も少し落とした状況にはなっておりますけれども、利用自体は増えてきておりますので、不足しない程度の当初予算でということ考えております。

牧瀬昭子委員

利用がこのぐらいあるだろうということで予算を見積もられて、令和5年は予定してたよりも少なかったということですが、少なかった理由は何だったかは把握されてますか。

利用者からの声とか、理由はこうではないかなという分析をされているとか、単に多過ぎたかなっていう分析でも結構ですが。

八尋茂子健康福祉みらい部次長兼健康増進課長兼新型コロナウイルスワクチン接種対策室長兼保健センター所長

令和4年度からの事業で、お知らせして利用していただくところもあるんですが、鳥栖市内でショートステイが利用できるのは1つの産婦人科になっておりますので、そこが出産したところと違うってところもあります。利用できるところはありますよっていうお知らせをしていかないといけないかなとは思っております。

また、母乳の相談とかも無料になっておりますので、もっと利用していただくように情報提供をしていくってところになってくるのかなと思います。

牧瀬昭子委員

ありがとうございます。

ということは、利用のしにくさが特にあるということではなくて、これから利用ができますよ、こんなこともできますよということをもっとお知らせすることによって、利用が促進されるのではないかという、そういう分析をされているということによろしかったですか。

井ノ上克子健康増進課長補佐兼保健予防係長兼国保年金課係長

周知につきましては、まず、妊娠届出を出されたときに産後ケア事業のことについて全員

に対して説明をしております。

そして、2か月ぐらいのときに、ほやほや教室という育児教室がありますけれども、そのときにも説明をしております。

さらに、大体4か月未満で乳児家庭全戸訪問といまして、赤ちゃんが生まれた家庭に訪問をしてるんですけれども、そのときにも説明をしております。

あと、郵便でもしておりますので、産後ケア事業についての周知は、これでもかというぐらいさせていただいております。

ただ、産後ケア事業の利用が少ないというのが、鳥栖市だけの問題ではありませんで、全国的に少ないという実態がございます。

こういった実態もありまして、来年度から今まで産後ケア事業が母子保健法上に位置づけられていて、お母さんの心身に何らかの異常がある方について——不安とか育児負担がある方についての利用というふうに今まで狭められていたんですけれども、それが、お母さんが必要とするなら利用していいですよというふうにご利用の枠が広がりまして、法律上の位置づけも子ども・子育て支援法上に変わる予定ですので、全国的に間口が広がりまして補助金の幅も広がっていきますので、そこら辺でこちらの対応も柔軟にしていきたいと思っております。

以上です。

牧瀬昭子委員

ありがとうございます。

周知のほうも徹底的に行っていたらということ、周知は広がっていると。

枠の中身が今後拡大していくので、利用したいって思ってる人が利用できるよになるということですね。

その中で、登録とか申請の申込みとかが1回1回保健センターに時間を取られるということが、育児をしながらだと行くことがなかなか難しかったりするっていう話も聞くので、その辺りはもっと改善していくことができないかと思いますが、いかがでしょうか。

井ノ上克子健康増進課長補佐兼保健予防係長兼国保年金課係長

申請っていうのがお母さんたちにとっても大変なんですけれども、補助金をもらっている以上、申請をしていただくということになります。

お母さん方によっては、申請どころじゃないっていうせっぱ詰まった状態で病院にショートステイに入られるお母さん方もいらっしゃいますので、そういった場合は、病院のスタッフさんを通して申請書をこちらのほうから届けたりとか、まだ病院に入られてない方は、ご自宅のほうに申請書を持って行って、そこで一緒に書いたりとかそういった対応もさせてい

ただいております。

牧瀬昭子委員

ありがとうございます。

すごく細やかに動いていただいていることが大変よく分かりました。

これからまたそういう利用者の方々の声が増えていく可能性もありますので、今後ともよろしくお願いします。

補助金の中身も増えていくって話でしたので、この委託料もこれから増えていくのではないかというふうに期待をして終わりたいと思いますが、その辺りは、見込みとしては増えて行くんじゃないかなっていうのはありますか、それとも全国と同じように減っていくんじゃないかなと思われてますか……

樋口伸一郎委員長

そこは要望にとどめておいて、ご要望ということで御理解よろしいですか。

牧瀬昭子委員

分かりました。

樋口伸一郎委員長

ほかにあれば。

中川原豊志委員

資料15ページの保育園費で、改めて職員数と会計年度任用職員の数を前年と比べてどうなのかも含めて教えていただいでよろしいですか。

高松隆次こども育成課長

今年度につきましては、保育士の正職については46名で積算しております。

会計年度任用職員と職員の保育士、看護師については33名、その他調理員が10名、保育支援者4名ということで今年度の予算要求をさせていただいているところでございます。

樋口伸一郎委員長

前年度比較はどうでしょうか。

高松隆次こども育成課長

昨年度も同数で当初予算要求をさせていただいております。

中川原豊志委員

予算請求はいいんですが、昨年度の実績は46名中46名全員いたのか、職員不足だったのかというのを含めて。

脇友紀子こども育成課長補佐兼保育幼稚園係長

保育士の人数でいきますと、会計年度任用職員で予算を上げた人数とちょうど同数雇用さ

れております。

ただし正規職員の育休代替者が必要になっておりますので、その分が不足している状況となっております。

看護師につきましては、3名予定しておりましたが現在2名の雇用になっております。

以上です。

中川原豊志委員

何が言いたいかという、例年保育士不足によって定員割れしてたケースがあったと思うんです。

昨年度会計年度任用職員が産休とか云々で、定員割れによる入所待ちとか待機児童が発生してなかったかを確認したかったんです。

いつも会計年度任用職員がこんなに多くて正規職員がこんなに少ないって、正職をもっと増やしたらいいんじゃないかという話も出ていたと思うんですが、正職の募集状況はどうだったんですか。

脇友紀子 とも育成課長補佐兼保育幼稚園係長

正規の保育士職員については、現在欠員が生じておりませんので、今年度は募集があっておりません。

今年度は栄養士1名のみの採用試験が行われております。

中川原豊志委員

要望でいいんですが、以前から正職の数と会計年度任用職員の数が均衡してて、もう少し正職を上げたいという要望があったのかなというふうに思うんです。後で、甲議案で出てくると思うけれども、保育士の見られる子供の数が変更になりますよね。

そういうのも含めて、入所待ち児童とかそういったのが発生するのではないかと危惧してるんですが、新年度に向けての入園児の状況が分かれば、教えていただきたいと思います。

高松隆次 とも育成課長

中川原議員の質問にお答えします。

新年度の状況については、2次の決定をしているところでございまして、微調整があったりするのではっきりした数字は言えないんですが、申込み的には大体昨年度と同じような数になるのではないかと予想はしております。

保育士不足が叫ばれている中、鳥栖のほうも割と施設的には整備が進みまして、特に年長者とか、4歳、5歳ぐらいのお子さんについては、選ばなければ入れるような状況にはなっておりますけれども、0歳は年度途中から入ってこられる部分もありますし、1人当たり3人という少ない数を1人で見られますので、なかなか難しい部分もありますが、小規模型と

か民間の保育所さん、企業型の地域枠とか増えてきてる部分もありますので、公立のみというだけではなくて、私立とかそういったところも協力を仰ぎながら保育に向けて充実させて行きたいと考えているところでございます。

以上です。

中川原豊志委員

ありがとうございます。

大変だと思いますが、まずは待機児童を出さない、入所待ち児童を出さない取組をしっかりとやっていたいただきたいというふうなことで質問させていただきました。

以上です。

もう一点、総合政策課からこっちに所管替えになった、がん先進医療治療費助成金。

サガハイマットが出来てからの事業で、向こうに所管が行ってたと思うんですが、自己負担で300万円ほどの治療費が要る場合の助成をということで、ここ数年の状況を分かれば教えていただきたい。

県も一緒にやってたと思うんで、県の助成金が幾らだったのかも含めて。これは鳥栖の方だけに払う分ですよね。

その状況だけ教えてください。

八尋茂子健康福祉みらい部次長兼健康増進課長兼新型コロナウイルスワクチン接種対策室長兼保健センター所長

がん先進医療治療費助成制度につきましては、佐賀県の助成もありまして、佐賀県の場合は治療費の10分の1以内、限度額が30万円を上乗せするというようになっております。

平成30年4月から前立腺がんとか頭頸部腫瘍公的医療の保険適用になったというところで、そういうがん治療が多かったのもあったと思うんですけれども、令和3年度の実績が2人、令和4年度はゼロ、令和5年度は4人の見込みということで伺っております。

中川原豊志委員

今年度は何人の見込みで上げてあるんですか。

八尋茂子健康福祉みらい部次長兼健康増進課長兼新型コロナウイルスワクチン接種対策室長兼保健センター所長

当初予算では5名で見込んでおります。

中川原豊志委員

がんの検診も無料化させていただいてるんで、ぜひ早期発見、早期治療で補助金もしっかり使ってもらえるような対策をお願いをしておきます。

以上です。

成富牧男委員

まずは、14ページで予算書の111ページ。会計年度任用職員のところです。

さっきの御説明で、婦人相談員、家庭児童相談員など6名の方の報酬だというふうな御説明があったと思いますが、この方々はどのような働きをされて、どれぐらいの相談件数があるとか、数字的なものを教えていただきたいと思います。

それから、ほかのところにもお尋ねしてはみたけど、この婦人相談員、家庭児童相談員ってかなり古典的な専門職ですよ。

新たな専門職もあるみたいですけど、この中で5年以上のかなりベテランな、嘱託職員って言っていた頃から入っていた方がいらっしゃれば、それも教えていただきたいと思います。

以上です。

高松隆次こども育成課長

まずは、どういった相談員さんがどういった仕事をされているかということについて、概略の御説明をさせていただきます。

まず、6名のうち母子父子自立支援員さんを1人、女性の方を雇っています。

この方につきましては、独り親世帯の自立に向けた支援、高等訓練とかそういったところの紹介とか、経済的な自立であったりとか、そういったところの相談を担うような形で活動されております。

婦人相談員で1人いらっしゃいますが、この方につきましては、以前からの女性特有の、元々は売春法の観点から保護するような形の相談からスタートしておりますが、これにつきましては、DVとか女性に関する様々な相談について対応し、様々な支援機関のほうにつなげるというようなことをされております。

あと、子育て支援推進委員ということで、子育てコーディネーターを配置しております。

これは各子育て支援センターとか、子供の養育等々に関する情報を集めたりとか、そういったところとのネットワークを図るような働きをされているところでございます。

あと、家庭児童相談員を2名配置しております。

家庭児童相談員につきましては、様々な要保護児童とかそれに類します子供さんをお持ちの御家庭についての様々な相談事や、事案によりましては訪問、さらに案件によっては、ネットワークを利用して警察とか児相等の関係機関につないで子供さんの安全を確保するような形で事業をしているところでございます。

あと、事業に付随するものといまして、幼児教育無償化事業ということで事務の補助員の方を1人つけております。

これは幼児教育無償化に伴いまして、市のほうの業務がかなり増えておりますので、そういったことに対応するために事務補助ということでつけておりまして、以上6名の会計年度任用職員報酬ということでここでつけさせてもらっております。

また、相談対応件数ということで、こちらのほうで把握しておりますが、令和4年度が確認できているところをごさいますて、家庭児童相談員2名で対応してる分につきましては、延べでございますけれども、令和4年度で2,842件。

婦人相談員で、令和4年度で延べ286件。

母子父子自立支援員につきましては、延べ565件、ということになっております。

子育て支援コーディネーターさんは様々な交流会とか、各サークル等々に顔を出しておりますので、相談件数等は把握していないところがございます。

この中で、本年度5年以上経過された相談員の方は3人ございます。

以上です。

成富牧男委員

3人の方がおおむね5年間って言われてる会計年度任用職員の更新の限度以上になってるということで理解していいですか。

野中潤二こども育成課子育て支援係長

先ほどの3名の内訳ですけれど、5年目を超えてある方はコーディネーターの1名だけで、他の2名は5年目でございます。

以上です。

成富牧男委員

いずれにしろ、今年5年を超える……、この方々は5年間は昇給があるけど、それ以上になつたら上がらないと。

場合によっては更新できますよと言われても、いわゆる報酬額は全然上がらないというのが現状だと思うんですよ。

これは国の制度だからということもありますけど、ぜひ国のほうにももう少し専門職の皆さんに報いられるような報酬体系にしてほしいというようなことは言っておられるかと思いますが、言っていただきたいというふうに思います。

それから、同じく14ページの予算書111ページ。

子ども・子育ての策定委託料の中で、いわゆる子ども・子育て会議ですか。その中で、公立保育所の在り方についても検討課題に……、その中で意見をもらっているということかもしれませんけど、どういう議論をされているか分かれば教えてください。

高松隆次こども育成課長

鳥栖市子ども・子育て会議につきましては、来年度新たな5年間の計画をつくるということで、委員さんを決めて話し合うところでございます。

それとは別に、公立保育所の在り方検討委員会ということで今年度の夏頃から委員さんをお願いいたしまして話し合いをしてきているところでございます。

龍谷短大の先生を委員長としまして、保育会の会長を副委員長といたしまして、公立4園の園長先生、公立4園の保護者会の代表の方、その他学校の校長会とか、そういった方に集まっておきまして、これまで議論をしてきたところでございます。

話がまとまってきておりますので、今年度中に提言書という形で市長のほうに答申されるということで進めているところでございます。

以上です。

成富牧男委員

ありがとうございます。

ちょっと違ってたんですね。

今行われてる関係者の懇談会みたいなものの中で、それ以上の具体的な内容は今はまだ分からないということですか。

今おっしゃった以外に、言われなければ言われなくても含めてでもいいですが、私としては知りたいです。

高松隆次こども育成課長

市のホームページのほうに、これまでの議事の経過ということで議事録を載せているところでございます。

結論といたしましては、新たな保育ニーズ——例えば配慮を要する子供さんとか、一時保育の必要とか、そういったニーズが非常に多様化しておりますので、公立といたしましては何らかし集約化することによって職員を手厚くして対応していくような方向で検討していただきたいということでまとまっているところでございます。

以上です。

成富牧男委員

今のは、公立保育所の在り方としてはそういうニーズが求められるお子さん方を受け入れる園にしたいということですか。

高松隆次こども育成課長

すみません、言葉足らずで申し訳なかったんですが、ある一定公立の立場があるんですけど、私立のほうも広く子供さんを受け入れられている状況でありますので、そういったところにこういった形でやったらどうですかというようなお手本を示すこととか、実際に出向

いてその園の相談に乗ったりとか、そういった機能面の充実を今後図るべきじゃないのかということで提言を頂くような形になってるものです。

提言の中では新たなニーズに対する対応と、それに伴って職員も限られておりますので、一定集約することも必要でありますねということでお話をされているところでございます。

以上です。

成富牧男委員

新たなニーズに答えるためというのは非常に結構なことだと思います。

特に、さっき最後に言われたのは、公立が率先垂範すべきみたいな意味で言われたんだと私は勝手に受け取ったんですけど、それは非常に歓迎すべきことだと思います。

関連で、114ページに保育士宿舎借り上げ支援事業補助金、それから保育体制強化事業補助金とか幾つかあって、これは公立に対しては別の負担金とかそういうやつで、ないやつですか。

これは私立保育所向けで、それに見合った公立への補助金、負担金みたいなのはないんですか。

高松隆次こども育成課長

16ページに記載しております補助金については、議員おっしゃるとおり民間の施設、法人に対します補助金でございます。

これについては、公立は該当しないところでございます。

成富牧男委員

だから、それに見合うお金が何か公立には来てるんですかっていう意味です。

脇友紀子こども育成課長補佐兼保育幼稚園係長

今ここに上がっております雇上強化事業とか保育体制強化事業とかは、公立に対しては補助金というような形では特別まいりませんが、公立保育所においても、この保育体制強化事業に該当する支援員の方は別途会計年度任用職員として予算立てして雇用しております。

成富牧男委員

分かりました。今のを聞いて、それならよかったなというふうに思いました。

保育士の関係で最後にあと1つお尋ねしたいのは、112ページの保育園費の報酬のところ、中川原議員がお尋ねになったところですが、正職分は間に合ってるけれども、産休代替職員の分だけが足りませんというふうにおっしゃったと思いますが、その分の代替の会計年度任用職員は間に合っていないというふうに受け取ったんですが、それはそれとして、ずっと前から申し上げてるのが、正規職員は46人までとか鳥栖市で決めてあることがあるんですか。

条例定数に絡むことになるかもしれんけど、保育所の正職は46名じゃないといけないとか

いう決まりがあるのでしょうか。確認だけで結構です。

古賀達也健康福祉みらい部長

条例とか規則とかで明確に保育士の定数を決めているものはございません。

成富牧男委員

半々ぐらいって前からずっと言われていた考え方が、ここに出ているんでしょうけれど、鳥栖市の考え方が出たふうになってると思いますけれども、縛られるものがあるわけではないと。条例定数とかでもないし、規則でもないし、行政改革か何かの大綱で内輪で明文化された、2分の1以上は退職しても補充をしないと、そういうことがあるわけでもないんですよね。

古賀達也健康福祉みらい部長

現状の職員数で、クラス担任等を責任を持って任せる人数等を基準といたしまして、現状の正規職員数を確保するために、保育士であれば退職と欠員があれば補充を今年度はしていませんけれども昨年度実施しましたし、栄養士のほうも欠員が1人ありますので、その分を今年度採用試験をして補充するようにしております。

以上でございます。

成富牧男委員

要望で終わりますけれども、さっきも減った分増やしますって言われましたけど、先ほど中川原議員からありました、いわゆる保育士の配置基準が若干変わりますよね。

そこら辺は当然、見込まれると思っておりますので、ぜひその方向でやっていただきたいと思えます。

終わります。

田村弘子議員

先ほどの成富議員のお話を聞いていて気になったのが、保育士宿舍借り上げ支援事業補助金は公立にはないと言われましたけれども、それに見合うものは公立の保育園の先生たちには何かあったりするのでしょうか。

高松隆次こども育成課長

保育士の正職でございましたら職員でございますので、規定によりますが、住居手当ですか、そういった形は我々と同じような基準であります。

田村弘子議員

ありがとうございました。

それと、15ページの委託料、施設管理委託料は、園庭の芝生の管理のみの委託料ですか。

高松隆次こども育成課長

委託料につきましては、衛生害虫駆除というものと、非常通報装置の保守点検、保育所の園庭の今言われた園庭の芝生が3園、あと産業廃棄物処理ということで、一部汚泥の抜取りとかそういったものの委託もごさいます。

ボイラー点検、保守点検の委託料、消防用の設備等点検整備が4園共通で、あと自家用電気工作物の保守点検、清掃業務委託と、夜間警備機械警備等々含めたところの警備委託ということで4園分。

芝等は3園分になっておりますけれども、そういった4園分の維持するための委託料になっております。

田村弘子議員

園庭の中には遊具などがあるかと思うんですが、遊具の施設管理とかはどのように行われてあるんですか。

樋口伸一郎委員長

施設管理に含まれているのかっていうところでいいですか。

含まれていないのであればということです。

豊住佐知子こども育成課鳥栖いづみ園長

遊具の点検につきましては、毎日保育士で当番を決めて各園チェックをしております。

それで、本当に補修が必要なときは、こども育成課に修繕ということで上げさせていただいております。

田村弘子議員

保育士さんが毎日点検……。

保育士さんは遊具とかの点検に詳しい方が点検されてるんですか。

豊住佐知子こども育成課鳥栖いづみ園長

日頃から見えていて、明らかに腐食があるとか、壊れてるとか。

金づちでとんとんとしたりもしてましたけれども、金づちは私たちもあまり分からないので、見て、触って、揺らしてという形で、みんなでこういうところを気をつけて行きましようということで点検させていただいています。

田村弘子議員

ありがとうございました。

保育士さんが、目視だったり、揺らしてっていうところでは、遊具のことに関しては子供たちを通して園庭などの遊具も見てあると思うんですけれども、私としては、遊具の点検などは、ある程度知識のある業者さんの方とかに年1回でも点検をしてもらえるほうが、安全に配慮したものになるのではないのかなと思いますので、そのことも含めて検討していただ

ければと思っております。ありがとうございます。

21ページのアピアランスケア支援事業。

毎年予算が増えてきているので、それだけニーズがあるんだと思うんですけども、分かる範囲で、何人の方がどのようなことに利用されたかをお願いいたします。

八尋茂子健康福祉みらい部次長兼健康増進課長兼新型コロナウイルスワクチン接種対策室長兼保健センター所長

令和4年度の件数で、29件申請がございまして、乳房補整具が8件、医療ウィッグが21件でございます。

令和6年2月1日現在で、補助の件数が29件、乳房補整具が6件、医療養育が23件となっております。

令和5年度はまだ伸びる予定ではあります。

田村弘子議員

ありがとうございました。

とてもありがたい補助金ではありますので、啓発ももっとされる中で、利用される方が増えていくことを願っております。

あと1つが、14ページの子どもの医療費ですが、昨年よりも3,250万円ほど増額になっている理由を教えてください。

古賀達也健康福祉みらい部長

12月でも補正をお願いしましたがけれども、近年のコロナ後の状況といたしましては、病院にかかるケースが増えてきております。

また、インフルエンザ等も昨年9月から流行というようなことで、子供に対する医療費も増加傾向にありますので、そういう増加を見込んだところでの実績をベースに、令和6年度の当初予算では計上させていただいたので、税増額の計上となったところでございます。

以上でございます。

田村弘子議員

ありがとうございました。

昨年度一般質問の中で、通院を高校生まで拡充してほしいというところを伝えていたので、少しでもあるのかなと思って期待したんですが、そういうところではなかったのが残念です。

高校生までの拡充をここでも要望させてください。

よろしく願いいたします。

樋口伸一郎委員長

ほかにありませんか。

西依義規委員

14ページに子ども・子育て支援事業計画策定業務委託料が出てますが、本年度の補正でも出てみたいですけど、今回の業務委託はどういった内容ですか。

野中潤二こども育成課子育て支援係長

令和6年度に予定しております策定業務につきましては、従来行っておりました、子ども・子育て支援事業計画の5年間の計画期間における幼児期の学校教育、保育、地域の子育て支援についての需要と供給の計画に加えて、現在2期に入っておりますけれども、次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画であります次世代育成支援地域行動計画に加えまして、今回は先ほどの課長の説明にもございましたとおり、子供の貧困対策推進に関する法律に基づく、子供の貧困対策推進計画なるものを策定して行く予定でございます。

西依義規委員

後半はよく分からなかったんですけど、私が言いたいのは、これはどういったところに委託するんですか。

野中潤二こども育成課子育て支援係長

基本的に、契約検査課ですか、のほうに指名願が出てる業者さんの中で、こういう計画の実績のある業者さん等をお願いしたいと指名競争入札によってお願いする予定でございます。

西依義規委員

それはどういう作業を――調査はしないですよ、調査がまとまりました、それをこの業者さんはどういう役割をされるんですか。

野中潤二こども育成課子育て支援係長

今年度行っております、ニーズ調査と生活実態調査のアンケート結果を基に、その数字を拾いながらの計画を策定していく予定でございます。

西依義規委員

何で言ってるかという、子ども・子育て支援事業計画というものは、今皆さん方から要望、要望ってあったのが根本ですよ。それがみんな載ってないといけないんですよ。5年間。

計画にないのは、子供の医療費を高校生までにしてくださいとか、保育士を確保してくださいとか。

だから、今の内容の現状とか途中経過を議会に報告したことがあるかですよ。

パブリック・コメントの状態でぼんと出てきて、これで5年間いきますでは、今の時代ちよっと違うかなと思ってたんで。

我々がまとまれば議決事件にすればそれで済むんですけど、そういったところの、議会と

一緒に意見も聞きながらつくるべきかなと。

その辺の委員会の報告とかはしたことあるんですか。

古賀達也健康福祉みらい部長

この子ども・子育て事業計画以外にも高齢者とか障害者とかにも計画がございますけれども、基本的には、パブリック・コメントの前に議会のほうに報告をさせていただいて、途中等については、特段報告等はいたしていません。

以上でございます。

西依義規委員

結構議員の皆さんも不満があると思うんです。

私もその下の社会福祉会館児童センター指定管理料ってあるんですが、鳥栖市が児童センターの位置づけをどう考えてるかっていうのは、聞きたいと思うんですけれど、これは子ども・子育て事業計画には載ってないですよ。児童センターという位置づけが。

だから、そういったのも含めて、子ども・子育てなんで、どっちかという子育てのウエートが高いような事業計画かもしれないんですが、これを見れば鳥栖市がどういうふうな子ども・子育てをしてるか分かるような事業計画にならないといけないと思うんで、我々みたいな話を途中経過でもしていただけるといいんでしょうが——段々当初予算から離れて行ってしまうと思うんで、質問変えます。

児童センターは地域に1つずつ造ってほしいとか、もっと身近なところに児童センターが欲しいとか、児童センターは子ども・子育てにこういう役割があると思ってるんですけど、この指定管理料は社会福祉会館は1か所だけにされてますけれど、これの策定根拠をまず教えてください。

野中潤二こども育成課子育て支援係長

児童センターの委託料につきましては、児童センターに関わる人件費1名分、常勤の方1名分、それと光熱水費、消耗品、保険料、車両費、諸謝金、旅費交通費、研修研究費、通信運搬費、業務委託料、手数料、賃借料、保守料の合計になっております。

以上でございます。

西依義規委員

そういったところでも、この7万人のまちで児童センターの1人の人件費しか見てないということですよ。

あまりにもって思うんで、そういったところも含めて、この子ども・子育て支援事業を計画に盛り込んでいくと。

これが足りないのか、多過ぎるのか分かると思うんで。

私は児童センターの委託料はあまりにも……、下手したらこれは建物の管理料ですよ。

それと人件費などで、子ども・子育てに充実したまちは言えないような気がしましたんで、子ども・子育て支援事業計画の策定については、いろんな人の意見を聞くような場があったほうがいいかなと思いますんで。

これが妥当か妥当じゃないかは分かりません。すいません。以上です。

樋口伸一郎委員長

今の御質問ですが、この策定業務委託料については、タイミングとかも慣例ではパブ・コメの事前説明会とかでされておりますけれども、各委員のこれまでの経過とかも含めた御意見等もありましたので、踏襲まではいなくても、そういった御意見があったことを頭に入れた上で、この策定計画が進みますように私のほうからもお願いをしておきたいと思います。

ほかにございませつか。

牧瀬昭子委員

子ども・子育て支援事業計画策定業務委託料、14ページですが、当事者である子供たちの声を聞いたり、それをアンケートを集約したりとかっていう、この中に直接的な当事者の声が入るっていうことがあるかどうか。

保育士さんたちの声もなかなか出す場がなくて、園長先生が代表されることがあると思うんですが、ぜひ現場の先生たち一人一人の声もどこかで調査などしていただく機会がないかということをお尋ねします。

野中潤二こども育成課子育て支援係長

今回の子ども・子育て支援事業計画策定業務の中には、繰り返しになりますけど、保育とか学校施設の需要と供給の計画と子供の生活実態調査に基づく計画を組み込む予定でございます。

子供の声ということにつきましては、今回生活実態調査の中で、小学校5年生の児童と、中学2年生の生徒に、それぞれ300組を対象としてアンケートを実施しているところでございます。

以上でございます。

牧瀬昭子委員

ありがとうございます。

直接声を聞いていただけるということで、盛り込んでいただきたいと思います。

保育士の声というのはいかがですか。

高松隆次こども育成課長

直接の保育士さんではないですが、委員の中には私立の放課後児童クラブの関係者とか、

子育て支援総合コーディネーター、保育会のほうからもなっていていただいておりますので、そういうところから現場の声を酌み取っていただいて、会議の中でお話していただきたいと考えております。

以上です。

高松隆次 子育て支援課長

公募の委員さんもお二人ほど今回新たに入ってもらいますので、そういったところからもいろいろなお声をお聞きしたいと考えております。

牧瀬昭子 委員

ありがとうございます。

現場の当事者の声をぜひ入れていただきたいというのを、再度また要望したいと思います。

続きまして、児童ショートステイ事業委託料についてお尋ねしたいと思うんですが、これの委託先がどこで、今までもされていたと思うんですが、今後の予定とか見込みとかを教えてください。

野中潤二 子育て支援課長

ショートステイの委託先につきましては、佐賀市にございます乳児院のみどり園、基山町にございます洗心寮の2施設と契約をしているところでございます。

みどり園につきましては、未就学児を対象に、洗心寮につきましては、2歳以上の児童を対象としてお願いしているところでございます。

令和4年度の実績につきましては、11人でございます。

今年度の見込みにつきましては、2歳児未満を4人の7日間、2歳児以上につきましては、6人の児童を7日間見込んでおります。

以上でございます。

牧瀬昭子 委員

詳細ありがとうございます。

こちらはこの制約の中でしか使えないということではないですよ。

もっと必要だという方がいらっしゃった場合、人数的に10人よりも超えた場合、日数的にも多くなった場合に、この予算内じゃないと駄目ということはないですよ、補正をされますよね、という確認です。

野中潤二 子育て支援課長

今まで予算額が足りなかったということがないものと認識しておりますが、そういう状態になったときには、補正のタイミングを待てるものではないかなと認識を思っておりますので、流用なりの対応になるものかなという考えを持っております。

以上です。

樋口伸一郎委員長

ほかにごいませんか。

[発言する者なし]

それでは、質疑を終わります。



**議案甲第6号鳥栖市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に
関する基準を定める条例の一部を改正する条例**

**議案甲第7号鳥栖市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例**

樋口伸一郎委員長

次に、議案甲第6号鳥栖市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例及び議案甲第7号鳥栖市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を一括議題といたします。

執行部の御説明を求めます。

高松隆次こども育成課長

ただいま議案となりました、議案甲第6号鳥栖市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例及び議案甲第7号鳥栖市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正する条例について一括して御説明いたします。

鳥栖市議会定例会議案書をお願いいたします。

まず、第6号の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、条例を改正するものでございますけれども、2つございまして、利用者の施設選択にすると認められる重要事項についての周知方法を施設の見やすい場所に提示することとされておりますけれども、これに併せてホームページやインターネットにより閲覧できるよう追加するものが1点でございます。

それと、特定教育保育施設からの記録の交付を定めた規定について、従来までに電子によりまず記録媒体について規定がされておりましたけれども、様々な情報通信技術の導入を今後円滑にできるように、媒体の種類を示さない文言に改定するものでございます。

まず1点目の運営に関する基準をネット等で表示することをございますけれども、該当する箇所は議案書の14ページをお願いいたします。

14ページの改正前につきましては、第23条の部分でございますけれども、重要事項については園の施設の見やすいところに提示しなければならないとあったものでございますけれども、これにつきましては、改正後のほうでございますけれども、掲示等ということに変わりがまして、下線部ですが、そういった重要事項は施設で掲示するとともに、インターネット等々の電気通信回線に接続して、公衆の閲覧、そういったものを通して閲覧できるようにすることで、インターネット下の環境でも重要事項説明書を閲覧できるようにしなければならないというようなことで、改正されております。

2点目が15ページの第53条の第2項第2号のところでございますけれども、園におきます様々な電磁記録、パソコンによるいろんな書類の保存でございますけれども、これについては、従来は磁気ディスクとかCD-ROMとかそういった媒体の種類を記載されていたものですが、これについては様々な技術革新等々も今後ございますので、改正後のほうに電磁的記録媒体というふうに表現を変えられております。

電磁的記録をする場合は電磁的記録媒体をもって記録し、そういったもので交付するようになるということで文言を改められております。

続きまして、議案甲第7号の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴うものでございます。

本市の小規模保育事業所A型、小規模保育事業所B型及び保育所型事業所内保育事業所における、年齢別児童数に対する保育士の配置基準について改正するものでございます。

満3歳以上満4歳に満たない児童につきましてはおおむね20人に1人がおおむね15人につき1人となりまして、満4歳以上の児童につきましては、30人につき1人とあったものが、おおむね25人につき1人というふうに改正されるものがございます。

該当か所は議案書の16、17ページでございまして、30条、32条、45条、48条、それぞれ小規模保育事業所A型、B型、保育所型事業所内保育事業所、小規模型事業所内保育事業のそれぞれについて書かれております。

改正後におきましては、20人につきが15人につき、30人につきが25人につき1名というような形で、該当箇所を改定したところでございます。

ちなみに本市の現状でございますけれども、小規模型の施設は保育対象児童の年齢が3歳未満の施設となっておりますことから、本条例の改正については直接影響がないところでございます。

また、そもそもの認可保育所等については、国の児童福祉施設の設備及び運営に関する基

準の改正が行われることになっております。

ただ経過措置が設けられておりまして、相当期間の猶予が講じられまして、これに直ちに合致しなくても保育はそのまま続けて行けるということで、前の基準を使うということでされてるところでございます。

また認可等の人員等は、年齢区分ごとの人員を何人当たり幾らで計算して、最後に合算して全体で基準を満たすかどうかということになりますので、そういったところも加味しながら進めていくことになると思います。

説明は以上です。

樋口伸一郎委員長

ありがとうございました。

執行部の御説明が終わりました。

まずは、議案甲第6号鳥栖市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例に対しての御質疑を行います。

御質疑のある方は挙手にてお願いします。

中川原豊志委員

施行日は令和6年4月1日ですね。

この内容が各園のほうに周知されて、既にそういう準備ができているのかというのと、これに伴って、例えば掲示板等の新たな備品の購入とかそういうのが必要かどうかというところを確認させてください。

高松隆次こども育成課長

今回は、インターネットのほうで情報を見れるように整備しなさいってことでありまして、小規模の保育所等々もございますので、国のほうもプラットフォームといいますか、情報をそこに上げて一括して見れるような形のを整備されているところがございます。

掲示板に物理的に張っていたものをインターネットとかで、手軽にといいですか、見れるような形にしなさいという整備でございますので、ハード面の整備とかの補助等はないところでございます。

以上です。

中川原豊志委員

事業者側に対しても何か設備を投資しないといけないという、そういうのもないということですか。

樋口伸一郎委員長

事業者の負担はあるかないかということです。

高松隆次こども育成課長

国が情報提供するところのホームページのところに入力する等々の手間はあるかと思えますけれども、特段新たな負担というのは伴わないと考えているところでございます。

以上です。

中川原豊志委員

了解しました。

樋口伸一郎委員長

ほかにございませんか。

[発言する者なし]

それでは、議案甲第6号に対しての質疑は終わります。

続きまして、議案甲第7号鳥栖市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例に対する質疑を行います。

牧瀬昭子委員

先ほどの御説明の中で、3歳以上で今のところ直接影響がないということでしたけれども、今後鳥栖市の中でこれが影響するパターンというのはどういうことが想定されるのかというのを、何かあれば教えてもらえませんか。

高松隆次こども育成課長

これは条例の分の話なんで、3歳以上で15人以上を受け入れられる小規模事業所というのが市内には今ありませんので、仮にどこかの民間会社が市内のそういった大規模なところを造りたいということで、3歳以上4歳未満等のお子さんを15人とか預かることがあるのであれば、そういうときには該当すると思います。

けれども、現状は更に小規模の対象年齢も2歳以下の子供さんが小規模の保育所の対象になっておりますので、今のところ該当するのはございません。

以上です。

成富牧男委員

今のお答えの中にあっただかと思えますけど、このタイトルの家庭的保育事業等の「等」というのは、ここを具体的にお願いします。

脇友紀子こども育成課長補佐兼保育幼稚園係長

鳥栖市において対象になりますのは、小規模の保育事業所ですので、19人以下で、0歳から2歳までされているところで、実際にあげると蔵上のひまわり保育園さんとか、本町のつながり保育園さんときらきら保育園さんです。

そのほかに、事業所内保育事業所として、わかくす託児所さんが若楠療育園の中にあります。

そのほかに定員5名以内を家庭でされているところとして、あさひ託児所さんとプチ・グレイシュさんとアイルキッズさんと3つあります。

いずれにいたしましても、2歳児までということで今鳥栖市ではお願いしております。以上です。

よろしいでしょうか。

成富牧男委員

よく分かりました。

ありがとうございました。

樋口伸一郎委員長

ほかにありませんか。

[発言する者なし]

質疑を終わります。

執行部準備のため暫時休憩をいたします。

午後5時休憩



午後5時2分開会

樋口伸一郎委員長

再開いたします。

地域福祉課より、先ほど御答弁いただいた分の変更修正がございますので、お受けいたします。

林康司地域福祉課長

先ほどの委員会の中で、牧瀬委員が区長と民生委員・児童委員の兼務の人数についてお尋ねになられたことに対しまして、2名とお答えしておりましたが、正しくは6名の誤りでした。おわびして訂正いたします。

鳥栖地区の方が4名、鳥栖北で1名、麓地区で1名いらっしゃいます。

樋口伸一郎委員長

ありがとうございました。



健康福祉みらい部（こども育成課・健康増進課）

議案甲第2号鳥栖市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する 条例の一部を改正する条例

樋口伸一郎委員長

続きまして、健康福祉みらい部地域福祉課、こども育成課関係の議案の審査を行います。

審査いたします議案は、議案甲第2号となっております。

それでは、議案甲第2号鳥栖市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

林康司地域福祉課長

ただいま議題となっております、議案甲第2号鳥栖市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する一部を改正する条例について説明いたします。

議案書の3ページをお願いいたします。

今回の条例の改正理由、内容といたしましては、4点ございまして、まず1点目、行政手続における特定個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴うもので、3ページに改正前、改正後がありますけれども、第4条のところになります。

この法律中の別表第2の廃止に伴い、条例中の引用箇所、第4条第1項及び第3項におきまして、別表第2の第2段に掲げる事務を特定個人番号利用事務に、同表の第4欄に掲げる個人情報を利用特定個人法に改めるものです。

文言の整理となっております。

次に、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険等の一部を改正する法律の施行に伴うもので、生活保護の受給者の医療扶助におきましても医療扶助オンライン化が始まるタイミングで、マイナンバー、マイナカードを利用して、確実な資格、本人の確認の実現、医療券の発行、送付等の事務の省力化、また、健診データの分析や健康管理事業が行え

ることとなります。

しかしながら、現在生活保護を受けている外国人の方につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律の規定の中では対応ができないため、今回の条例改正と併せまして、生活に困窮する外国人に対する生活保護に準じて行う保護の決定及び実施などの事務を条例で規定し、必要な各種の個人情報を利用、提供することができるよう改正するものでございます。

そのため、個人番号の独自利用事務を規定する別表第1及び同一期間内に市長部局内での特定個人情報の授受を規定する別表第2の部分で、「生活に困窮する外国人に対する生活保護に関する事務であって規則で定めるもの」を追加し、また、他執行機関、市長部局から教育委員会へ特定個人情報の提供を規定する別表第3に「生活保護法による保護及び生活に困窮する外国人に対する生活保護法に準じて行う保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの」に改めるものでございます。

高松隆次 こども育成課長

当該条例の改正につきまして、こども育成課分は2点ございます。

1点が、私立幼稚園就園奨励金補助金の廃止に伴いまして、個人情報の利用をもう取り扱わないということで削除するものと、あと一つが、児童扶養手当関係情報の利用を新たに規定しまして利用をするものでございます。

私立幼稚園就園奨励金につきましては、3歳から5歳児の入園料、保育費用料の一部を市から補助金として支給する制度でございますけれども、令和元年から幼児教育・保育の無償化事業に伴いまして、子ども・子育て支援法によります施設利用給付へ制度が変更されておりました、全国規模で同奨励費補助金制度は廃止されております。

これに伴いまして、令和2年4月に鳥栖市私立幼稚園就園奨励費補助金交付規則が既に廃止されておりました、今回本条例の見直しに伴い、該当する事務を整理することといたしまして、条文から削除するものでございます。

具体的には、議案書3ページでございますけれども、改正前の別表第1のところの表の中の2市長というところで、「保育料等の減免を行う私立幼稚園の設置者に対する補助金の交付に関する事務であって規則で定めるもの」というものを今回削除するものでございます。

併せまして別表第2、のほうからも同様に同事務であって規則で定めるものという同じところの文言について今回削除するというところでございます。

これがこども育成課の分の1点目です。

2点目が児童扶養手当関係の情報の新たな利用を規定するものにつきましては、独り親家庭等の医療費助成に関する事務に児童扶養手当関係情報を利用できるようにするものでござ

います。

内容としましては、鳥栖市ひとり親家庭医療助成に関する受給資格の認定の申請の審査において、児童扶養手当法第3条第2項に規定する、公的年金給付に関する情報を利用できるように文言を追加し、改正するものでございます。

この改正によりまして、年金証書等の申請者の方の提出が必要なくなりまして、利便性の向上が図られるものと考えております。

議案の該当箇所につきましては、5ページ目をお願いいたします。

児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給に関する情報ということで、ここに新たに記載するところがございます。

以上で説明を終わります。

樋口伸一郎委員長

ありがとうございました。

執行部の御説明が終わりました。

これより質疑を行います。

牧瀬昭子委員

これが改正することによって、利用者の利便性が向上すると先ほどお話がありましたけれど、今まで手続でいろいろ書かなきゃいけなかったものを公的な情報はこちらで準備できます、もう書かなくていいことが増えますっていう条例改正というニュアンスでいいですか。

林康司地域福祉課長

特に地域福祉課分には、外国人の方の手続がマイナンバーを使ってということが今まで法律、条例の中で明記されてい wasn't でしたので、そこを整理したものでございます。

高松隆次こども育成課長

こども育成課につきましても、児童扶養手当の分については新たに利用できるようにいたしまして、本人さんからの証書等の提出の必要がなくなるということで、利便性の向上と。

それと幼稚園奨励金につきましては、そもそも今使っていない制度ですので、これについては条例から削除しようということで、今回整理をさせてもらうところでございます。

以上です。

成富牧男委員

法律で縛られて変えざるを得ないのか、そこまでないけど、この際変えようかということなのか、理由は。

林康司地域福祉課長

外国人の取扱いにつきましては、今回明記をしなけりばならなかつたということで、法律

上入れさせていただいております。

高松隆次 ともも育成課長

ともも育成課分につきましては、児童扶養手当の関係条例ですけれども、これにつきましては、ひとり親家庭医療につきましては、地方自治体の事務でございますので、これについて条例で定めて使うということで取り決めるものでございます。

以上です。

成富牧男 委員

条例上定めないとできないというのを勉強のために教えていただきたいんですが。

林康司 地域福祉課長

大本の国の法律名が、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の中で、事務を取り扱うには条例に定めなければならないと規定されてあることから、今回整理をしているものでございます。

成富牧男 委員

さっきの聞き方がまずかったんですけど、使うときには定めなければならないっていうことで、法律で決まってるけん、絶対条例を改正しないといけないということはちょっと違うんじゃないって、そこはどうですか、というのを聞いたわけです。断れるようなイメージなのか。

鳥栖市も利便性があるわけよね、簡素化で。利用者さんもそうかもしれないけど。

そこを念のために賛否は別にしてお尋ねしているところです。

林康司 地域福祉課長

今、成富副委員長からもお話がありましたように、市のほうにつきましても事務の簡素化が図られまして、市民の方におかれましても、マイナカードを使用することによって手続は簡素化されます。

条例につきましては、逆説的な話になるかもしれませんが、規定しないとそれが使えないということになりますので、利便性の向上のために規定をさせていただいたということになります。

成富牧男 委員

市の言い分は分かりましたけど、必ずしないとといけないと——例えば行政の標準化で、様式が標準化されたり、電子化がされてるでしょう。あれは基本的にそうせざるを得ないわけでしょう。そんなのとはちょっと違うんでしょうって言うてるんです。

市に裁量権があるのかないのか、分からないなら聞いてください。

樋口伸一郎 委員長

改正をしなくてもよかったのかっていうところも含めてでしょう。

野中潤二こども育成課子育て支援係長

こども育成課分についてのみですが、今回こうやって条例改正するに当たっては、今年の秋頃にマイナンバーカードと健康保険証を一体化されるっていうところと言われておりまして、そうなった際に、医療情報を引き出すためには、今回のひとり親医療の独自利用事務ということで、マイナンバーを独自に利用する事務を行うに当たって、マイナンバーを利用するためには、年に3回くらいしかない機会を捉えて、申込みというか申請をしていかなければならないと認識しております。

そういう中で、鳥栖市の場合は、幸いにも医療情報を見れるようになっておりましたが、条例改正を進めていく中で、佐賀市も同じように医療保険給付関係情報を見るような手続をされておりますが、それに加えて、公的年金給付関係情報も独自利用事務の中で利用していくということをされておりましたので、鳥栖市としても年金情報を見れるようになることは利便性の向上につながるということで、今回このタイミングで上げさせていただいたところでございます。

成富牧男委員

今のでまた分かりましたけど、私はマイナンバーのために紙の保険証を廃止するのは駄目だという立場なんですけど、それって今のことに影響しますか。

野中潤二こども育成課子育て支援係長

全ての方が、マイナンバーと保険証が一体化されるものではないものと認識しておりますので、100%ではないと認識しております。

成富牧男委員

100%マイナンバー活用が変わるんじゃないという認識のもとに、今の条例を改正されてるというふうに確認したいと思います。

野中潤二こども育成課子育て支援係長

すいません、表現がうまくできてなくて。

繰り返しになりますけど、秋頃にマイナンバーと健康保険証が一体化されて、原則保険証が廃止されるって言われてる中で、このように医療情報を見れるようにというところがきっかけだったんですけども、今回幸いにも鳥栖市の条例は見れるようになってたというところでございまして、成富議員がおっしゃいます、一体化に伴う医療情報がなっていない人の問題は生じないのかというところでよかったですかね。

そこは、一体化している方はそこを見ると。

一体化していない方は従来どおり健康保険証を提示いただくというふうに考えております。

成富牧男委員

分かりました。了解です。

マイナンバーを持たない人が紙の保険証を持って来ても対応できるってということですね。

現状と同じことになると。

野中潤二こども育成課子育て支援係長

現状での対応になると認識しております。

成富牧男委員

分かりました。

樋口伸一郎委員長

ほかにはございませんか。

[発言する者なし]

それでは、質疑を終わります。



樋口伸一郎委員長

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

午後 5 時20分散会

令和6年3月19日（火）

1 出席委員氏名

委員長 樋口伸一郎

副委員長 成富牧男

委員 中川原豊志

委員 西依義規

委員 田村弘子

委員 緒方俊之

委員 牧瀬昭子

2 欠席委員氏名

なし

3 説明のため出席した者の職氏名

教育部長 姉川勝之

教育総務課長 佐藤正己

教育総務課総務係長 城島直也

教育総務課長補佐兼教育支援係長 辻亮子

学校教育課長 古賀泰伸

学校教育課参事兼課長補佐兼指導主事 井手崇雄

学校教育課教育指導係長兼指導主事 守田茂

学校教育課インクルーシブ教育推進係長 古賀直美

学校給食課長兼学校給食センター所長 立石光顕

学校給食課長補佐兼学校給食センター係長 中牟田恒

学校給食課学校給食センター係総務主査 原田浩子

教育部次長兼生涯学習課長兼図書館長 牛嶋英彦

生涯学習課参事 久家喜男

生涯学習課参事兼放課後児童クラブ支援室長兼放課後児童クラブ支援係長 豊増裕規

生涯学習課長補佐兼生涯学習推進係長 久山高史

生涯学習課文化財係長 島孝寿

生涯学習課文化財係総務主査 大庭敏男

生涯学習課図書係長 中溝雄二

4 出席した議会事務局職員の職氏名

議事調査係主査 松雪望

5 日程

教育部（教育総務課・学校教育課・学校給食課）審査

議案乙第9号令和6年度鳥栖市一般会計予算

[説明、質疑]

教育部（生涯学習課）審査

議案乙第9号令和6年度鳥栖市一般会計予算

[説明、質疑]

6 傍聴者

なし

7 その他

なし

午前10時開会

樋口伸一郎委員長

本日の文教厚生常任委員会を開きます。

審査に入ります前に、執行部より御挨拶の申出がっておりますので、お受けしたいと思います。

姉川勝之教育部長

おはようございます。

文教厚生常任委員会の教育部関係の審査にあたり、御挨拶申し上げます。

本日御審議いただく教育部関係の議案といたしましては、乙議案が1件でございます。

議案乙第9号鳥栖市一般会計予算のうち、教育部関係分につきましては、歳入が11億6,164万4,000円、歳出が30億6,496万9,000円となっております。

一般会計の予算総額に占める予算の割合につきましては、約10.1%となっているところでございます。

主なものといたしましては、基里中学校屋内運動場の大規模改造事業、水泳授業の民間委託検証事業、特別支援教育支援員の配置、多子世帯学校給食費助成事業、放課後児童健全育成事業に係る経費や図書館運営に係る経費などがございます。

詳細につきましては、この後2つに分かれて各担当課長より説明をさせていただきますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます、御挨拶とさせていただきます。

よろしく申し上げます。

樋口伸一郎委員長

ありがとうございました。



教育部（教育総務課・学校教育課・学校給食課）

議案乙第9号令和6年度鳥栖市一般会計予算

樋口伸一郎委員長

これより、教育部教育総務課、学校教育課、学校給食課関係の議案の審査を行います。

審査いたします議案は、議案乙第9号となっております。

それでは、議案乙第9号令和6年度鳥栖市一般会計予算を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

佐藤正己教育総務課長

おはようございます。

それではただいまから議案乙第9号令和6年度鳥栖市一般会計予算、教育部関係、教育総務課、学校教育課、学校給食課分につきまして、お手元に配布させていただいております文教厚生常任委員会資料にて、御説明させていただきますのでよろしくお願いいたします。

2ページをお開きください。

歳入の主なものについて御説明いたします。

款14分担金及び負担金、項2負担金、目2教育費負担金、節1小学校費負担金及び節2中学校費負担金は学校管理下における傷害保険である日本スポーツ振興センター負担金1人当たり935円のうち、保護者に御負担いただく460円分となっております。

古賀泰伸学校教育課長

続きまして、款16国庫支出金、項2国庫補助金、目5教育費国庫補助金、節1教育総務費国庫補助金にあります、教育支援体制整備事業費補助金につきましては、令和4年度から配置しております特別支援教育相談員及び医療的ケア児支援に係る事業費について国から3分の1の補助を受けるものでございます。

佐藤正己教育総務課長

続きまして、節2小学校費国庫補助金及び節3中学校費国庫補助金の主なものにつきましては、特別支援教育就学奨励費補助金、学校施設環境改善交付金、理科教育設備費補助金となっております。

小学校費の学校施設環境改善交付金につきましては、基里小学校南側擁壁改修工事、麓小学校普通特別教室棟トイレ改修工事に係る交付金でございます。

中学校費の学校施設環境改善交付金につきましては、田代中学校運動場西側排水対策工事及び基里中学校防災工事増築工事に係ります交付金でございます。

古賀泰伸学校教育課長

続きまして、3ページを御覧ください。

款17県支出金、項2県補助金、目8教育費県補助金、節1教育総務費県補助金につきましては、小学校に配置しておりますスクールカウンセラーの事業費に対しまして、県から3分の1の補助を受けるものでございます。

同じく節2小学校費県補助金につきましては、各学校に配置しております教員業務支援員配置事業費につきまして、県から5分の3の補助を受けるものでございます。

節3 中学校費県補助金につきましては、放課後等補充学習支援事業費及び教員業務支援員配置事業費について、県から5分の3の補助、部活動指導員活用研究事業に県から3分の2の補助、別室における学校生活支援事業について県から2分の1の補助を受けるものでございます。

佐藤正己教育総務課長

4ページをお願いいたします。

款22諸収入、項6 雑入、目4 雑入、節4 雑入、1 項目め、中原特別支援学校田代分校負担金につきましては、中原特別支援学校田代分校の電気料金等、光熱水費の負担金であります。

立石光顕学校給食課長兼学校給食センター所長

2 項目め、学校給食費につきましては、本市の小学校及び中学校の学校給食において使用します食材の購入費として、保護者、教職員などに御負担いただきます給食費を計上いたしております。

本年度に引き続き、学校給食費臨時支援事業を実施し、食材購入費用の一部を公費で負担することで、学校給食費の保護者負担額を令和5年4月の給食費改定前の額に据え置くこととしており、保護者から頂く給食費は改定前の金額で積算しております。

詳細につきましては、委員会資料の20ページに掲載しております。

佐藤正己教育総務課長

続きまして、款23市債、項1 市債、目7 教育債、節1 小学校債につきましては、基里小学校擁壁改修工事及び麓小学校普通特別棟トイレ改修事業に伴うものでございます。

節2 中学校債につきましては、田代中学校運動場改修事業、鳥栖西中学校駐輪場整備事業及び基里中学校大規模改造事業、基里中学校屋内運動場改修事業に伴うものでございます。

ここに、資料18、22、23という形で主要事項説明書のページを記載しておりますが、歳出のときに説明させていただきますので、よろしくをお願いいたします。

以上で歳入について説明を終わります。

続きまして、歳出について申し上げます。

5ページをお願いいたします。

款10教育費、項1 教育総務費、目1 教育委員会費の主なものについて申し上げます。

節1 報酬につきましては、教育委員4名分の報酬でございます。

続きまして、目2 総務事務局費でございます。

節2 給料から節4 共済費につきましては、教育長、教育部長及び教育総務課職員7人、計9人分の人件費でございます。

古賀泰伸学校教育課長

続きまして、6ページを御覧ください。

目3学校教育事務局費でございます。

節1報酬のうち、会計年度任用職員報酬につきましては、学校図書館事務補助員等の44名分の報酬でございます。

節2給料から節4共済費までは、学校教育課職員及び会計年度任用職員に係る費用となっております。

7名分の人件費に加えまして、節3職員手当等につきましては、嘱託指導主事、学校適応教室みらい指導員、教育相談員、特別支援教育相談員等の期末勤勉手当でございます。

節7報酬につきましては、いじめ問題対策委員会委員、就学相談会委員等の謝金及びスクールソーシャルワーカーの相談時間が増えてきていることから、県で配置される時間に加え、280時間分の謝金、70周年記念事業講師謝金、鳥栖市教科「日本語」教科書改訂委員会委員謝金等でございます。

節8旅費につきまして、70周年記念事業講師招聘等にかかる一般旅費、嘱託指導主事、学校適応教室みらい指導員、教育相談員、スクールカウンセラー、特別支援教育相談員等の交通費として、費用弁償でございます。

立石光顕学校給食課長兼学校給食センター所長

同じく目3学校教育事務局費のうち、節11役務費につきましては、小学校及び中学校の学校給食費の徴収管理に係る郵便代、コンビニエンスストア収納代行手数料等でございます。

佐藤正己教育総務課長

節12委託料について御説明申し上げます。

1項目め、警備委託料につきましては、小中学校の警備に要する費用でございます。

2項目め、日直代行委託料につきましては、市立中学校四中学校の土、日、祝日に日直業務をお願いしております個人、シルバー人材センターへの費用でございます。

I C T支援業務委託料につきましては、小中学校でI C Tを活用した授業、研修等を支援する支援業務に要する費用でございます。

古賀泰伸学校教育課長

同じく、節12委託料にあります語学指導業務委託料につきましては、小中学校に配置している外国語指導助手の業務、劇団四季による観劇会舞台設営、医療的ケア児に係る委託料が主となっております。

節13使用料及び賃借料につきましては、劇団四季によります、心の劇場観劇のための児童移送用バス代及び会場の借上料となっております。

節18負担金、補助及び交付金にあります、2項目めスクールサポーター配置負担金につき

ましては、中学校に配置しておりますスクールサポーターに係る負担金でございます。

佐藤正己教育総務課長

続きまして、項2小学校費、目1学校施設管理費でございます。

節2給料から節4共済費につきましては、学校用務員1人分の人件費でございます。

節10需用費につきましては、学校施設の修繕料が主なものでございます。

節12委託料につきましては、1項目めと4項目めは、小学校8校の各種設備点検、樹木剪定等施設管理に要する委託に係る経費でございます。

3項目め、工事監理委託料は麓小学校トイレ改修工事に係ります工事監理委託料でございます。

続きまして、節14工事請負費につきまして、営繕工事費につきましては、鳥栖北小学校管理普通教室棟屋根改修工事、基里小学校、麓小学校の小荷物昇降機改修工事のほか、小学校施設の営繕工事にかかる費用及び遊具設備工事にかかる費用でございます。

基里小学校擁壁改修工事費につきましては、基里小学校南側擁壁の経年劣化による改修工事でございます。

続きまして、麓小学校トイレ改修工事につきましては、麓小学校北側にあります普通特別教室のトイレを洋式化するものでございます。

資料18ページをお願いいたします。

主要事項説明書でございます。

令和6年度の小学校施設の改修事業といたしまして、先ほど説明申し上げました麓小学校の特別普通教室のトイレ改修工事4,200万円、基里小学校擁壁改修工事、屋外運動場南側擁壁の改修工事の事業費1,500万円。

遊具設備工事費につきましては、競馬事業収入活用基金を活用し、市内小学校遊具の修繕及び学校施設のインクルーシブ遊具を整備する事業費1,000万円を計上したところでございます。

申し訳ございません。7ページにお戻りください。

節22償還金利息及び割引料につきましては、弥生が丘小学校新設に伴います都市再生機構立替金の償還金でございます。

古賀泰伸学校教育課長

続きまして、目2学校事務管理費でございます。

節1報酬は、市立小学校8校に設置しております、学校運営協議会委員、校医、歯科校医、学校薬剤師及び会計年度任用職員に対する報酬でございます。

節3職員手当等につきましては、会計年度任用職員に対する期末勤勉手当でございます。

佐藤正己教育総務課長

同じく学校事務管理費、1報酬の学校医報酬は学校医15人、歯科医12人、学校薬剤師8人の報酬となっております。

節10需用費は、小学校8校の学校運営に必要な消耗品費、光熱水費等経常経費でございます。

節11役務費は、電話代や切手などの通信運搬費、水質検査手数料なものが主なものとなっております。

8ページをお願いいたします。

節12委託料の主なものは、小学校で出ますごみ等の塵芥収集委託料、児童の健康診査及び小学校教職員の健康診査等の委託料となっております。

2項目め、水泳指導業務委託料につきましては、水泳授業の在り方及びプール施設の在り方を検討するために行います検証事業を行う経費でございます。

令和6年度若葉小学校の水泳授業を民間委託をする予定でございます。

資料19ページをお願いいたします。

主要事項説明書でございます。

目的といたしましては、本市小中学校の水泳授業については天候不順や管理業務、児童生徒の体調管理、事故予防など、教職員にかかる負担が大きいこと、また学校プールが経年劣化により老朽化が進んでいること、このことから、水泳授業の在り方、プール施設の在り方を検討を行う判断材料として民間施設を活用した水泳授業の効果課題等を収集するため小学校1校、若葉小学校の水泳授業を市内業者へ民間委託を行うものとなっております。

業務といたしましては、水泳授業の委託は、全学年で授業回数6回、着衣水泳授業の委託は、対象学年を5年生、6年生として授業回数1回、予算額といたしましては、水泳事業の委託料金として308万2,000円、着衣水泳授業の委託料として23万2,000円、この水泳授業にかかります児童への保険料として、39万6,000円の計443万円を計上しているところでございます。

古賀泰伸学校教育課長

それでは、8ページ節12にあります、開かれた学校づくり推進事業委託料につきましては、地域に開かれた学校づくりを推進するための経費として委託料を計上しております。

節13使用料及び賃借料は、コピー機及び学習用パソコンの借上料のほか、デジタル教科書ソフトウェアのライセンス使用料が主なものとなっております。

節17備品購入費は、児童用机、椅子の購入費用の学校施設用備品購入費、授業で使います教科用備品購入にかかる費用が主なものでございます。

節18負担金、補助及び交付金の主なものにつきましては、日本スポーツ振興センターへの負担金のほか、各種教育研究会への負担金となっております。

目3教育振興費でございます。

8ページと9ページにまたがりますが、節17備品購入費は、授業で使います教材及び理科教育等の備品購入費となっております。

節19扶助費は、要保護、準要保護児童の学用品や給食費等の補助、特別支援学級在籍児童への就学奨励費でございます。

立石光顕学校給食課長兼学校給食センター所長

続きまして、目4学校給食センター費の主なものについて申し上げます。

節1報酬につきましては、学校給食センターにおける調理等の業務に従事します会計年度任用職員69人分の報酬でございます。

節10需用費につきましては、学校給食センターで使用する消耗品費、光熱水費、小学校給食で使います食材の購入費等でございます。

このうち、消耗品費につきましては、衛生用品、調理用品等のほか、食器の割れや欠けによる異物混入のリスク軽減や運搬時の重量負担の軽減のため、小学校給食で使用する食器を磁器食器から、軽くて割れにくいプラスチック製のPEN食器に買い換えるための購入費用でございます。

節12委託料につきましては、小学校給食に係ります、給食の配送業務や炊飯業務、施設の保守点検業務などにかかります委託料でございます。

節18負担金、補助及び交付金につきましては、多子世帯学校給食費助成事業に要する費用のうち、小学校給食に係る分でございます。

資料の21ページをお願いいたします。

この事業は、多子世帯の子育てに係る経済的負担を軽減し、子育て環境の一層の充実を図るため、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金及び競馬事業収入活用基金を活用し、多子世帯への学校給食費助成を行うものです。

事業の内容といたしましては、保護者が3人以上の子を扶養しており、そのうち第3子以降の子が市立小中学校で給食の提供を受けている場合の学校給食費について、その全額を助成するものでございます。

基準となる第1子につきましては、年齢の制限は設けておりません。

佐藤正己教育総務課長

続きまして、9ページの最後でございます目5学校建設費でございます。

節11役務費につきましては、旭小学校大規模改造工事に関わります建築確認申請手数料等

でございます。

10ページをお願いいたします。

項3 中学校費、目1 学校施設管理費でございます。

節2 給料から節4 共済費につきましては、学校用務員1人分の人件費でございます。

節10 需用費につきましては、学校施設の修繕料が主なものとなっております。

節12 委託料につきましては、中学校4校の各種設備点検のほか、施設管理及び樹木伐採等に要する経費でございます。

節14 工事費につきましては、営繕工事費として、市内中学校の改修工事を行うものでございます。

続きまして、田代中学校運動場改修工事費は、田代中学校テニスコート及び野球練習場の一部に暗渠排水施設を設置する工事等を行うものでございます。

続きまして、鳥栖西中学校駐輪場整備工事費につきましては、学校敷地西北部にあります既設駐輪場を撤去し、新たに3棟駐輪場を整備するものでございます。

資料22ページをお願いいたします。

主要事項説明書でございます。

目的は、市内中学校施設等の老朽化のため施設外構等の改修工事を行うものでございます。

主なものといたしまして、鳥栖中学校普通教室棟外壁等防水工事、老朽化する外壁の一部を改修する工事を行うもので、事業費825万円を予定しております。

田代中学校運動場改修工事は運動場の西側の排水対策工事及び防球ネットの改修工事を行います。事業費は5,290万円を予定しております。

鳥栖西中学校駐輪場整備工事は、老朽化しております既設駐輪場撤去し、新設する工事を行うもので、事業費2,500万円を予定しているところでございます。

古賀泰伸学校教育課長

続きまして、目2 学校事務管理費でございます。

節1 報酬は、市立中学校4校に設置しております学校運営協議会委員、歯科校医、学校薬剤師及び会計年度任用職員に対する報酬でございます。

節3 職員手当等、節4 共済費及び節8 旅費は、会計年度任用職員に係る費用となっております。

節4 共済費は、学校生活支援員の共済費でございます。

佐藤正己教育総務課長

節10 需用費につきましては、中学校4校の消耗品費、光熱水費が主なものとなっております。

立石光顕学校給食課長兼学校給食センター所長

節10需用費のうち、下から2項目めになります、給食材料費につきましては、中学校給食で使用します食材の購入費でございます。

佐藤正己教育総務課長

11ページをお願いいたします。

節11役務費は、電話代や切手の通信運搬費、水質検査手数料が主なものとなっております。

委託料、塵芥収集委託料につきましては、中学校のごみ等の収集を委託するものでございます。

続きまして、生徒の健康診断及び中学校職員の健康診査をする委託料となっております。

古賀泰伸学校教育課長

同じく節12にあります、開かれた学校づくり推進事業委託料につきましても、小学校費同様、各中学校の開かれた学校づくりを推進する経費として計上しております。

同じく、節12委託料の下から2項目めとなります、給食業務委託料につきましては、中学校給食に係ります調理及び配送業務の委託料でございます。

佐藤正己教育総務課長

節13使用料及び賃借料は、コピー機及び学習用パソコンの借上料、デジタル教科書ソフトウェアライセンス使用料が主なものとなっております。

節17備品購入費は、生徒用机、椅子等学校施設用備品の購入費用、授業で使用します教科用備品と、学校施設用備品の購入費用でございます。

続きまして、節18負担金、補助及び交付金の主なものにつきましては、日本スポーツ振興センターへの負担金のほか、各種教育研究会への負担金となっております。

立石光顕学校給食課長兼学校給食センター所長

12ページをお開きください。

同じく、節18負担金、補助及び交付金の下から3項目めになります、多子世帯学校給食費補助金につきましては、目4学校給食センター費にて御説明いたしました多子学校給食費助成事業において、中学校給食に係る分として要する経費でございます。

佐藤正己教育総務課長

目3教育振興費でございます。

節17備品購入費は、授業で使用します教材及び理科教育等の備品購入費となっております。

節19扶助費は、要保護、準要保護生徒の学用品費や給食費の補助、特別支援学級在籍生徒への就学奨励費でございます。

目4学校建設費でございます。

基里中学校屋内運動場大規模改造工事に係ります経費を計上いたしております。

節11役務費につきましては、通信運搬費は、基里中学校体育館備品の移設するための経費でございます。

また手数料は、基里中学校校舎大規模改造工事に係ります建築確認申請等の手数料でございます。

節12委託料のうち、設計委託料につきましては、基里中学校大規模改造工事の校舎部分の実施設計に係る経費でございます。

工事監理委託料につきましては、今年度行います、基里中学校の屋内運動場体育館の大規模改造工事に係る監理運營業務委託料でございます。

節13使用料及び賃借料は、基里中学校体育館備品を保管する倉庫を借用する経費でございます。

節14工事請負費は、基里中学校屋内運動場大規模改造工事の工事費でございます。

節17備品購入費は、今回大規模校改造工事におきまして、防災倉庫を増築しますので、その関連として、防災倉庫に置きますインバーター発電機を購入する経費でございます。

最後になりましたが、資料23ページをお願いいたします。

主要事項説明書の分で、基里中学校大規模改造事業に係る主要事項説明書でございます。

目的は基里中学校の特別管理教室棟、普通教室棟及び屋内体育施設の施設老朽化に伴う大規模改造事業を行うための工事及び関連業務でございます。

事業費といたしまして、屋内運動場、今年度行う分は、監理委託で1,190万円、工事費が3億9,100万円、事務費が345万2,000円となっております。

校舎の設計委託料は3,000万円、事務費が31万7,000円となっております。

事業予定といたしましては、令和5年度が設計・調査等業務として、屋内運動場の設計業務を行っております。

令和6年度は、屋内運動場の改修工事、管理棟、特別教室棟、普通教室棟の設計調査業務等を行います。

令和7年に改修工事、管理棟、特別教室棟、令和8年に、管理棟、特別教室棟、普通教室棟、令和9年に普通教室棟というふうな形で事業を予定しているところでございます。

以上で、議案乙第9号令和6年度鳥栖市一般会計予算、教育部関係、教育総務課、学校教育課、学校給食課分の説明を終わらせていただきます。

御審議よろしくをお願いいたします。

樋口伸一郎委員長

すみません、立石課長、委員会資料の20ページに説明書をつけていただいているんですが、

概要説明の中でされたとは思いますが、せっかく資料をつけていただいているので、この20ページの資料を見ながらもう一度御説明をいただけますか。

ここだけでいいのでお願いいたします。

立石光顕学校給食課長兼学校給食センター所長

失礼いたしました。

こちらについては、学校給食費の臨時支援事業ということで、令和5年度についても4月の臨時会で御審議いただいて実施した事業になります。

こちらについては、物価等の高騰対策ということで、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を学校の食材費等の高騰分に使用してよいということで国の交付金ができております。

また、競馬事業収入の活用基金も活用いたしまして、物価の高騰に対して給食の質が落ちないように栄養バランスや量を保った学校給食を実施できるようにということで、食材費の一部について公費で負担をしていこうというものになっております。

小学校分については、もともと小学校の給食費を250円から265円ということで令和5年4月に値上げをしたところですが、このうちの実際の値上げ分が15円。

また、中学校については同じように300円から320円ということで20円値上げをしておりましたが、この小学校15円と中学校20円の値上げの部分については公費のほうで負担をさせていただいて、保護者の負担を給食費の改定前の水準に据え置いて、給食費のほうを頂くと、そういう事業になっております。

説明は以上です。

樋口伸一郎委員長

ありがとうございました。

執行部の御説明は終わりました。

これより質疑を行います。

御質疑のある方、挙手にてお願いいたします。

成富牧男委員

予算書の163ページ、そして主要事項説明書の19ページ。

内容は、若葉小学校のプール授業の委託のことについて説明がありましたが、これは正式に言うと水泳指導業務委託料ですね。

これを今後どういうスケジュールで実施するのか、そのことについてお尋ねをします。

佐藤正己教育総務課長

スケジュールにつきましては、この業務を行うという方針決定をした上で、若葉小学校に12月ぐらいに来年度水泳授業の民間委託を行うということを報告いたしましたので、若葉小

学校におきまして、令和6年度の年間行事計画をつくられております。

その業務計画からいきますと、令和6年5月20日ぐらいから水泳授業の開始を予定されておりまして、一応最終が、年内、令和6年12月23日を予定してあるところでございます。

こういう形で水泳指導を行っていく予定となっております。

以上でございます。

成富牧男委員

これは委託業務ですが、どういうやり方でされるのか、そのスケジュールも含めてお願いいたします。

佐藤正己教育総務課長

委託業務でありますので、現在のところは、令和6年度になっての予定といたしまして、4月10日にプロポーザルの実施を予定しております。

それをもって4月15日に業者決定を行い、業者決定が終わった後に、学校、決定業者及び教育委員会事務局の教育総務課と学校教育課で水泳指導に関する協議や移動に係る内容等の詳細を詰めていき、時間を取って、5月20日からの授業計画に間に合わせていきたいと考えているところでございます。

成富牧男委員

もう少し詳しく説明してもらえるとと思いましたが、プロポーザルの決定は4月15日だったかな。だけど、プロポーザルは当然募集をかけないといけないですね。

いつからいつまで募集をするということでしょうか。

佐藤正己教育総務課長

若葉小学校の水泳指導業務に係るプロポーザルの募集期間といたしましては、3月15日からプロポーザルを行うということでホームページ等により公表を行っておりまして、提出期限を業者からの参加申込書及び企画提案書の提出期限は4月4日ということで、ホームページに公表しているところでございます。

成富牧男委員

今びっくりしたんですが、私たちは今ここでこの議案について審議しているわけですが、今の説明によりますと、募集の公示を既にホームページ上でやっておられると。

その募集は3月15日から4月4日というふうに言われたと思いますが、今ここで、今からその予算をどうするかというのを具体的に提案されて、その説明を受けて私たちがいいとか悪いとか決定するわけですね。

それなのに、3月の15日から既にこういう事業をしますので皆さんどうぞって公示を。

これおかしくないですか、私は初めての経験ですけど。

佐藤正己教育総務課長

今回の公示を予算の議決前ではございますが、契約準備行為として進めさせていただいているところでございます。

先ほども申し上げましたように、5月20日と若葉小学校の年間計画の授業計画を定めてあることから、先ほど申し上げましたように決定業者と学校、学校教育課、教育総務課と事前に協議する時間等を確保するとなると、プロポーザルをどうしても4月の早い時期にする、そうすると企画提案書等の期間を――初めての事業でございますので、応札を希望される事業者のほうもいろんな民間業者側の状況等を勘案されたところで、提案をされてくると思いますが、そういった準備期間として20日程度必要ではないかというふうに判断いたしましたので、議決前ではございますが、契約準備の事務という形で今回させていただいたところでございます。

以上でございます。

成富牧男委員

そちらはそういう事情でしょうが、これは完全なフライングだというふうに思うんです。

私もできれば予算は通したいし、皆さんもそうだと思うんですけども、言うなれば議会の軽視した形……、当然、通してもらえたらろうということ的前提に、こともあろうに3月15日にホームページでこういうことをやりますって。

もちろん、そこにはただし書をしてありましたよ、議決前ですのでって丁寧にしてあったんですけど、私はこれはとんでもないと思います。

私としては、予算を通す立場から言えば、1回公示を取消してでも、もう一度公示をし直してどうにかスケジュールがおさまらないのかなと思うんですけど。

今の説明では、市内で何社あるんですか。

佐藤正己教育総務課長

市内に水泳施設を持ってある業者は2業者――本町のところの事業者と真木町のダイレックスの横にある2業者でございます。

成富牧男委員

そうですね、2社だからですよ。

さっきのプロポーザルの募集期間もそうだし、プロポーザルの中では、面接みたいなのをするんでしょう。

それがそんなにかかるとかなというふうに思います。

私が言ってるのは、大前提でこれはつまらんって、こういう予算の議決前にこういうことをすることはつまらんという前提で言ってるんですけど、だからそうならんように公示を1

回取り消して、たった2社で、しかも鳥栖市の業者さんだったら、若葉小学校のスケジュールに合わせられるようにどうにかならないですか。

佐藤正己教育総務課長

こういった計画をした段階で一度、2業者のほうに受託できるかどうかとか、こういった作業が必要になってくるかっていうのを確認させていただいたところ、民間施設でありますので、一般の利用の方、また保育園とか幼稚園の水泳授業や水泳指導を受け持っているとか、そういうふうにある程度施設側の業務スケジュールが週間とかで入っているところに、うちのほうから新たに業務をお願いする形になりますので、業者さんが一番ネックになるのは、そういった時間調整が一番かかると、一般の利用者にも迷惑をかけられないというところの話もありましたので。

それとうちのほうもグループ分けて指導をお願いすることから、新たな指導員の確保をお願いするようなことになるかもしれないということになりますので、そういった部分でこういうプロポーザルをお願いする場合に、うちの仕様書にしても、合わせた提案をしていただくような形になると、そういったいろんな向こうの事情との調整が必要になってくるのではないかということから、20日間の提出期間という形で設けた次第でございます。

成富牧男委員

今の説明では、20日間ですよ。

何度も言いますがけれども、たった2事業者、しかも市内業者でしょう。

今のような理由ではいかんし、大前提はさっきから言うように、議決前に動き始めてこのフレーミングが一番問題なんですよ。

そののところをどう思っておられるのかをまず聞きたいんですよね。

樋口伸一郎委員長

暫時休憩します。

午前10時44分休憩



午前11時6分開会

樋口伸一郎委員長

再開いたします。

姉川勝之教育部長

先ほどの成富委員の御質問、御指摘等につきましては、事務の進め方の内容等について検討をさせていただき時間を頂きたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

樋口伸一郎委員長

それでは、よろしくお願いいたします。

これに関しては、御準備をいただいた分に関して、時間を空けた後でよろしいので、またお答えを頂ければと思います。

よろしくお願いいたします。

ほかにごありますか。

牧瀬昭子委員

同じところで、関連で質問させていただきますが、水泳授業の委託料に関して、この委託料が1人当たりなのか、全体で幾らというふうに決めたのか、根拠を教えてください。

佐藤正己教育総務課長

水泳授業1人6コマで6回です。

着衣の5、6年生分につきましては、1人当たり1回1,600円という形になっております。

それと保険料が、1人1,000円。6回の授業と、行き帰りの事故等も含めたところで、1年間1,000円の生徒数の金額になっています。

牧瀬昭子委員

詳細をありがとうございます。

1人当たりが1回で1,600円、着衣のほうも1回1,600円、両方とも1,600円ですね。

全員分で計算すると、保険料も合わせてこの金額になるということですね。

それで、これは継続していく見込みを持って、モニタリング的なことで事業としてされると思うんですけども、もし全校でやるとしたら、幾らぐらいかかるっていう試算はもうされてますか。もしされてたら教えてください。

佐藤正己教育総務課長

現在のところまだしておりません。

令和6年度に実施して、その効果のアンケートを取った上で、続ける、やめるとかという判断をしていく形になります。

そこで続けるとなったときに、今1校だけですけれども、事業者が複数校受け入れるかどうかとか、そういったところまで検証した上でやっていければと思います。

先進自治体に視察とかに行かせていただいたんですけども、最初から全学校を――福岡県古賀市も最初は1校から始まって、いきなり小学校8校とかになっています。

東京の清瀬市とかにも行ったんですけども、最初が小学校、中学校の1校ずつ、それから小学校3校、中学校2校とか、順々に増やして最終的に14校まで予定というふうに聞いております。

そういった手順を踏んで、事業者側のキャパとか、さっき言った向こう側の事業の計画とかも影響してくると思いますので、そういった部分も含めながら検討をしていきたいと思っております。

牧瀬昭子委員

ありがとうございます。

保護者や児童生徒、先生からの聞き取りとかを事前に何かされたことがあれば教えてください。

佐藤正己教育総務課長

現在のところ、市内の先生方から、現状プール授業をする上で何がありますかとか、何が懸念ですかとか、そういった御意見は何っております。

児童、生徒については、実際やってどうだったかっていうところを聞きたいと思っております。

牧瀬昭子委員

終わってからアンケートを取られるということですので、現場の方々の声の調査も進めていただきたいと思います。

以上です。

中川原豊志委員

関連ですが、今回保険が1人1,000円と言われたんで、児童数が396人……（「356人で360人」と呼ぶ者あり）

児童数によって違うかもしれんけれども、実際の小学校のプールの年間の維持管理費は、例えば水質だったりとか、消毒とかメンテナンスとかで、年間でどのくらいぐらいかかっていたのかを大まかで構いませんので分かれば。

佐藤正己教育総務課長

申し訳ございません。

今手元に資料を持ち合わせておりませんが、薬剤費とか水道料金とかを含めて、1校100万円程度だったのではないかというふうに記憶しているところでございます。

樋口伸一郎委員長

予算書はどこにありますか。今回のこの予算書の中にあるでしょう。若葉小学校以外は。

佐藤正己教育総務課長

光熱水費っていう形で全体の中で判断してますので、学校プール分という水道料金の設定をしておりませんので、まとめて幾らという考え方で出しておりますので、そこは申し訳ございません。

中川原豊志委員

どのくらいかかるのかなっていうふうに思っただけなんで、営繕工事とか修繕工事とか必要になってきたときは、また別途かかるかもしれんばってんが、このままで使うとしたら年間どれくらい水道料金とか薬剤とかかかったかなというのを、後で構いませんので分かれば教えてください。

佐藤正己教育総務課長

資料等を確認して、後でお答えさせていただきたいと思います。

西依義規委員

私も同じところで、19ページにいろいろ目的が書いてあるんですよ。

これは検証事業なんで、どういう観点から検証するかで全然違うと思うんですよ。

例えば、管理する側の検証なのか、学校側、先生側、それとも利用している子供たち、それとも保護者って。

この検証のやり方はある程度決められているんですか。

検証事業なんで、実際にやることは分かりますよ。

アンケートを取ったのはどう検証されていくのかを考えられてあるのであれば教えていただきたいんですけど。

佐藤正己教育総務課長

水泳指導の部分で、先生方からいうと水泳指導がなかなか——全員を泳げる子、泳げない子とかの区別ができない状態で指導されておりますので、民間施設等ですと、クラス分けをされて水泳授業に臨まれる形になりますので、クラス分けした子たちの泳力が上がったとかそういった部分を検証したりとか、費用的な部分とか、現在水泳が天候不順とかで時数確保ができなかったりとかいうのもありますので、これによって確実にできると。

それと、児童生徒の水泳の泳力がどういった感じで改善されたとか、そういったところを検証していきたいと考えております。

西依義規委員

さっきのプロポーザルの評価委員の中に、教育委員会とか学校長とか書いてあったんですが、もしよかったらそういうのをアンケートにずらっとじゃなくて、例えば費用対効果としては点数で出るように、点数とも言わないけれど満足度としてはこうだと、こういうところはマイナスだっていうのが出るはずなので、そこはぜひ我々に見えるようにしてもらいたい

これはプロポーザルで業者を決められるわけですが、そのプロポーザルに関係者の人たちが何人かいらっしやって、それで点数をつけて一番高いやつが決まるんだと思うんですが、その結果について公表はされるんですか。

佐藤正己教育総務課長

結果について公表はしておりません。

事業者からの問合せがあったときとかにつきましては、点数は公表しておりませんが、内容等のお知らせはしております。

成富牧男委員

分かりました。

これに関連して、さっき児童1人当たりこれぐらい費用が必要ですよというのがありましたよね。

保護者への負担が新たにこの事業によって出てくるということはないですか。

佐藤正己教育総務課長

費用負担は発生しないということです。

成富牧男委員

オーケーです。

中川原豊志委員

まずは、21ページの多子世帯への学校給食費の助成事業。

この件につきましては、補正だったか、第1子の年齢を15歳にしないで、18歳とか、少しでも第3子が第3子として助成できるようにということをお願いしたことに対し、第1子の年齢制限を持たないというふうにさせていただいたことに対しては感謝を申し上げます。

ありがとうございます。

まずそれを言いたかっただけです。

ここの最後に、財源ということで競馬事業収入の活用基金って書いてあるんですが、これはどういうふうにこの基金を持ってこれるの。

給食とか、子ども・子育てのところでもあったような気がするんですけど。

財源としては、単純に1億円程度が毎年鳥栖に入ってきているのかなと思ってんですが、うちにくださいとか、もしくは基金のほうからこういう事業に使ってくださいとかいうのがあるのかどうか。

姉川勝之教育部長

競馬事業収入の活用基金の使い方等について、教育委員会側としてはこれを使わせてくださいとかというよりも、事業としてこういった事業をやらせていただきたいというふうな形

でお願いをさせてもらっております。

この基金の取扱い等については、総務部のほうで、子育て関係とかそういったものに対しての全体的な割り振りの中で、金額等の割り振りを決められていっているというふうな形で認識をいたしております。

中川原豊志委員

要は、所管から使わせてくださいと申出があったのを財政課のほうで振り分けているというふうなことでよろしいですか。

姉川勝之教育部長

基金を使わせてくださいというか、例えばこういう事業を――多子世帯への助成について、前の議会では15歳ということで、確か1,500万円か1,700万円ぐらいの金額だったかと思うんですが、今回扶養に入ってる方という形で、金額的には総額5,000万円を超えるような金額をお願いさせていただきたいという中で、その財源の手当てとしてこの競馬事業収入の活用をさせていただいたという結果になっております。

中川原豊志委員

財政課のほうで、活用の道を考えて案分したというふうなことになるわけですね。

了解です。

西依義規委員

同じところで、こないだの補正のときには、システムを変えますのでお金をつけてくださいって話でしたが、今回は、対象年齢が変わったりして、それは前回の補正とは別に、追加は要らなかったということですか。

立石光顕学校給食課長兼学校給食センター所長

前回の補正予算で出させていただいた分のシステム改修の内容については、当時は年齢で区切ることを考えての見積りだったんですが、今回は年齢で区切る部分の作業がなくなったことについては、金額の変更が特段なかったということで、その分についての追加の分というのは考えておりません。

西依義規委員

あと、一般会計じゃなくて、基金と交付金という財源にちょっと不安があるんですよ。

例えば物価高騰が国から来ないようになったらどうするのか、今年は競馬場の収入があまり良くなかったのが基金がなかったらどうするのかっていうところについては、ここが考えることじゃないだろうけど、私はあまり良くないって言ったらいかんけど、臨時的措置に見えるんで、担当課としては、例えば3年とか5年とか時限的に、今物価高騰で大変だから、多子世帯をフォローしたいという案件なのか、いやいや、子育てはずっとお金がかかるから永

久的にすべきだという形で出したのか、どちらですか。

立石光顕学校給食課長兼学校給食センター所長

今回は財源として国の交付金と競馬場収入のほうを充てておりますが、事業としては長く続けられるということで考えております。

西依義規委員

私もそうだと思うんですよ。

国のがなくなって、今度は第3子も要りますってなったら本当に混乱するんで、ぜひそこはしていただきたいのと、もう一個前にも物価高騰と同じような、15円と20円をされてる分があるんですが、これはまた違うのかなと、これは適正価格を適正にもらっていいと思うんですよ。だって265円掛かってる、320円掛かってるんだから。

私は、これは時限的でいいのかなという気がするんですけど、多子世帯は時限的では困るんで、その辺をしっかりと分けていただきたいと思うんで。

この20ページの分はどうなんですか、もちろんずっとしてほしいという方もいっぱいいらっしゃると思うんですけど、違いは何かあるんですか。

姉川勝之教育部長

西依委員のほうからお話をいただいたように、学校給食費の臨時支援事業につきましては、物価が今も値上がりはしてるんですけど、その当時物価の上昇が非常に大きいという中で、臨時的な……、臨時とは言っていないですけども、物価高騰の対策として行っているような状況でございます。

社会情勢の中でも今いろんな賃上げ等についての動き等もあったりもしておりますので、そういった状況を見ながら、この臨時支援事業については考えていく必要があるのではないかというふうには考えているところでございます。

ただ、現時点では、まだそこについていつまでとか、そういったところまでの検討には至ってはおりませんが、いずれかの段階で、何らかの対応について判断をしていく必要があるんじゃないかというふうには考えております。

西依義規委員

議論の余地はあると思うんで、そういうのは早めに言っていただいたほうが我々も議論をして、何年度までで終わりというのを早めに言えるんで。急にぼんと無くさせるとまた混乱するんで。

戻りますけど、21ページの対象者は、予算を割ればいいんでしょうけど、何人ぐらいで何%ぐらいの方がこの助成を受けられるんですか。

立石光顕学校給食課長兼学校給食センター所長

対象者については、小中学生合わせて約1,000人になってまいります。

率と言われますと、小中学生が7,000人弱おりますので、その中の1,000人というような形になるかと思っております。

西依義規委員

周知方法は、学校の先生方が大変でしょうけれども、どんな形で考えられているんですか。

立石光顕学校給食課長兼学校給食センター所長

まず、年度当初にチラシ配付等を学校を通じてさせていただきまして、こちらは申請主義になりますので、申請を促していきたいと考えております。

申請に最初気づかれなかった方とかも出てくるかと思っておりますので、給食費については、各期の納期限前に、まちコミメール等で、いつが引き落としですというようなメールを学校からさせていただいておりますので、そちらのほうにもこの事業のことについて触れて、途中、途中で喚起していきたいと考えております。

西依義規委員

請求主義じゃなくて申請主義になる理由は、いろんな家庭の御事情があるからですか。

あなたのところは請求幾らで良さそうなものですが、いろんな事情があるから申請主義にしたんですか。

立石光顕学校給食課長兼学校給食センター所長

今回、3人以上のお子さんを扶養されてるところで考えておりまして、その扶養の状況について、申請の中で把握をしていきたいと考えております。

樋口伸一郎委員長

ほかにあればどうぞ。

成富牧男委員

どこで聞けばいいのかが……、学校事務管理ですかね。

先生方は基本的に県費なんでしょうけど、それでいうと、尼寺議員が一般質問で先生が足りないってということについて鳥栖市の現状をお聞きしたと思いますが、新しい年度を迎えて、恐らく人事異動の内示も行われる段階になっていると思うんですけれども、今の鳥栖市の小学校、中学校は先生は足りているのか、足りてなければその分についてはどういうふうにするのか、そこら辺をお願いします。

古賀泰伸学校教育課長

現時点での現状としましては、教員はまだ埋まり切れていない状況です。

担任は配置できていても、加配といいまして、いろいろな事業に対して先生方を何人か配置する、この加配事業についての人員がまだ足りていないというふうな状況であります。

これは小学校、中学校どちらも同様の状況でありまして、現時点では足りていない先生方を埋めるために、まず近隣市町、それから東部教育事務所に働きかけをして講師をしてくださる方々を探している最中というところでございます。

そのため、本日も講師を希望される方々の面接も予定されております。

近隣市町、県への働きかけとは別に、現在ハローワークのほうにこういう人たちを募集していますというふうなことで募集をかけている最中でございます。

このハローワークを見ての公募もいただいております、そういった方々につきましては、面接をしながら任用手続のほうに移って行くこととしている次第です。

以上です。

成富牧男委員

途中だから確定したものはないということですね。

今、鋭意努力をされているということだと思いますけど、臨時的に教員の資格を取ってもらってっていうのをよく聞きますよね。

それは、現在鳥栖市であるのか、それから、例えばそういうやり方でのことも今後考えざるを得ないのか、具体的にどういう人が臨時的なそういう資格を持てるのか。

古賀泰伸学校教育課長

今、言われたのが臨時免許のお話になろうかと思えます。

臨時的に発行しますのは臨時免許で、免許法によりますと、大学で2年以上学んでいる方というふうなことになりますので、短大卒以上とはあるんですが、教育に携わったことがある人はある程度、小学校であれば、例えば、大学2年間ではなくて、特別支援、教育支援員にずっと携わっている方であれば、県とお話を進めて、こういった方だったら対応可能だろうということで、特別支援学級の担任として免許を与えることは可能というふうにはなっております。

それとは別に、中学校のほうは教科が絡みますので、基本的に、臨時免許を発行するためには、高校の教科の免許を持っている人でないと臨時免許を出すことができないというふうなことになっております。

小学校と中学校でそれぞれの専門性の違いから、そのような違いが出ておりますが、臨時免許につきましても、小学校を中心として、特別支援教育支援員であったりとか、そういう人たちに臨時免許を取ってもらえないだろうかという声かけはしながら、確保に努めているところでございます。

以上です。

成富牧男委員

今言われた、免許を取ってもらえないだろうかって働きかけられてるという支援員っていうのは、補助員じゃなくて支援員ですよ。

ここの呼び名がそこそこで違うんで、指導員、補助員とは違って、そこをもう一度私に分かるようにお願いします。

古賀泰伸学校教育課長

先ほど支援員と言いましたのは、鳥栖市で任用しております特別支援教育支援員が、それぞれ支援学級のお子さんたちの支援についているかと思えます。

そういった方々を特別支援教育支援員というふうに言っておりまして、その方々のうち、支援員として長くお勤めの方々が対象となってきているというところになります。

以上です。

成富牧男委員

ありがとうございます。

かつて言っていた生活指導補助員とは違うんですね。また別物ですね。

井手崇雄学校教育課参事兼指導主事

お答えします。

今、成富委員が言われている補助員っていうものは恐らく、特別支援学級等生活指導補助員とって、令和3年度までかな……、今課長が申し上げた特別支援教育支援員の呼び名が変わった過去の呼び名なんです。

現在小学校、中学校におきましては、最後に補助員とつくような職員は任用されておられません。

成富牧男委員

丁寧な説明ありがとうございました。

かつて生活指導補助員って言った人が、呼び名が変わって、中身も若干変わってるかもしれんけれども、ほぼ同じということですね。

そうすると、いろいろ学んであるかもしれんけど、大変だなというふうに思いました。

それと最後に、努力されてるのはさっき分かりましたけれども、現状ではどうなんですか、足りてるんですか、よく校長先生や教頭先生が代わりにしてあると、ほかの担任と一緒にとか、そこら辺の足りてるか足りてないかと、現状で工夫してあることがもしあれば。

古賀泰伸学校教育課長

現状というのは今年度っていう、今の状況ですよ。

今年度につきましても、まだ未配置はある状況です。

やはり未配置といいますか、育児休業であったり、病気休暇であって、そういう人たちの

代わりも充てなくてははいけません。

それから、元々ついていない先生方を探すっていうふうなところもしなくてははいけません。

現状としましては、空いてしまったところを、非常勤講師といたしまして、常勤でつけることはできないんですが、例えば算数だけこの時間帯に年間何時間だけつきますとかいうふうな方で埋めていくものと、それから現在配置されている級外の先生方が担任になって担当する場合もございます。

昨年度などは、教頭先生が担任につくとかいうふうな現状も起きた次第でございます。

以上です。

成富牧男委員

現場は大変だなというふうに思いましたけれど、聞いてると、この後に出てくるなかよし会の指導員さんもそうだけど、先生方をお願いして誰かを何か探してって言われてるというような話も聞いたんですが、最終的には、とにかく子供たちのためにとということですね。

努力されているのはよくわかりますので、よろしく願いしときます。

古賀泰伸学校教育課長

努力し続けます。以上です。

樋口伸一郎委員長

皆さんにお諮りいたします。

午前の部はこのまま続けていいですか。

トイレ休憩等も取ってないので、体調的に大丈夫であれば続けますが、いかがでしょうか。

〔「お願いします」と呼ぶ者あり〕

じゃあ続行します。

ほかに御質疑があれば挙手にて御発言をお願いします。

中川原豊志委員

22ページの田代中学校と鳥栖西中学校は分かるんですが、鳥栖中学校の普通教室棟外壁等の防水工事、先日現地を見させてもらってひどいかなというふうには思ったんですが、800万円程度でどれだけのことができるのかなと思って、どういうふうに検討されてるのか教えていただきたいなど。

佐藤正己教育総務課長

今回の鳥栖中学校の普通教室棟の外壁防水工事は、東西側にある3階の階段側の防水を、あそこに水がたまってしまうので、今回はそこをする形を検討しているところでございます。

言われたような全体的な対応っていうか、部分改修しか今回はできていないところであります。

中川原豊志委員

実際のところ、どこにクラックが入って漏水してるのか分からないような状況かもしれませんが、もうちょっとかけてもいいのかなというふうに正直思うところですが、北側の物入れだったっけ、教科書とかを入れるあそこは、先日別件で話をしたときには、ロッカーみたいなものを置いてという対応をしようかなという話があったんですが、今回の当初には出てきてないのかなと思うんですが、その辺の対応と北側の雨漏れ等の対策についても教えてください。

佐藤正己教育総務課長

その部分につきましては、最初にこういった計画を立てた後に出てきたものでありますので、補正で対応をすることになるのかと思いますけれども、学用品がぬれるっていうのは避けなきゃいけないと思っておりますので、予算措置等はなるべく早くしたいと思っております。

中川原豊志委員

よろしく願いをしておきます。

続いてもう一点だけ。

18ページに遊具整備工事で、これまた競馬事業収入活用基金をとかありますが、1,000万円でインクルーシブ遊具を整備するとありますが、全校できるのか、何校か絞っていらっしゃるのか、その辺教えてください。

佐藤正己教育総務課長

インクルーシブ遊具につきましては、令和4年度から1校ずつ設置をしております、令和4年度が鳥栖小学校で、令和5年度が基里小学校で、来年度は弥生が丘小学校を予定しているところをごさいます、最近遊具の値段も上がってきております、複数校をこの金額ですることは厳しい状況でございます。

今の計画では、1校ずつにインクルーシブ遊具を設置していくということで、大規模改造工事との関係もあったりとかもありますので、1校ずつしていく予定にしております。

中川原豊志委員

了解しました。

牧瀬昭子委員

先ほどの中川原議員の質問に関連して、22ページの鳥栖中学校の普通教室棟外壁等防水工事で、先ほど階段側の防水ということでおっしゃっていただいたんですけど、全体を大規模改造しないといけないぐらいのものなのではないかなと、見せていただいたときに思ったんですが、これに825万円を入れることによって、大規模改造が次に回されてしまうというか、

すぐに来なくて後回しにされるという可能性は何かないですか。

佐藤正己教育総務課長

現在のところ、基里中学校までの大規模改造の予定は立っております。

その次に控えてくるのが、鳥栖小学校、鳥栖中学校、鳥栖北小学校が順番的に関わってきますので、ここの部分について何年度から始めるかっていう計画を立てないと、現在の大規模改造工事が国の補助メニューがなくなったりとかしている関係で、その交付金メニューを取ろうとか考えていくと、そういった計画をきちんと立てた上で、校舎の診断とかを行っていかないといけませんので、そういった部分を含めて早めに計画を立てたいとは考えております。

牧瀬昭子委員

ということは、これによって予算措置を行われましたので、次も飛ばしますとかっていうことは考えなくていいということですね。

佐藤正己教育総務課長

今回の工事は、水たまりが校舎の中に大きく出てる部分の改修で、全体的な改修ではありませんので、そこはそういうふうな対応にはならないと考えています。

牧瀬昭子委員

続けて、鳥栖西中学校駐輪場の整備工事についてですけれども、これは中学生のスピーチの中でも出てきたもので、子供たちの声を反映して聞き取りなどをされていたのかということをお尋ねしたいんですが、その辺り何か子供たちの声を聞き取って、それが事業に反映されるっていう仕組みみたいなのがもしあるのであれば教えてください。

佐藤正己教育総務課長

鳥栖西中学校につきましては、基本的に希望する生徒全員が自転車通学を認めてありますので、そういった生徒の対応をするためには現行の駐輪場では不足しているということもありまして、今回3棟分増設といった形でそういった要望もありましたけれども、そういった対応をされるということを中学から聞きましたので、1個は撤去して、新たに3棟を造るっていう形の対応の予定をしているところでございます。

牧瀬昭子委員

ありがとうございます。

要望があって、そこから動き出していただいていると思うんですけれども、工事を行っている期間中は、夏休みとかで生徒たちが駐輪場を使わない期間に工事が行われるっていうことでよろしいでしょうか。

城島直也教育総務課総務係長

お答えいたします。

先ほどの鳥栖西中学校の駐輪場整備につきましては、子供たちが止めるのに支障がないように、夏休み中というところを考慮して工事をしてまいりと思っております。

ただ、今回新設になりますので、新しいものを先にすれば、授業中でもできはしますので、基本的には、夏休み中か休業中というところで子供たちに悪影響がないように対応していきたいと思っております。

以上です。

牧瀬昭子委員

ありがとうございます。

これを発言された方が中学3年生だったので、残念ながらその方は使えないんだなということはあるかと思えます。

要望が出てから、予算執行、工事に至るまでにかなり時間を要するものだと思いますので、できるだけ早く対応していただきたいというのは要望とさせていただきたいと思えます。

続いて、小中学校の図書の購入費についてお尋ねしたいんですが、以前一般質問などでもこの増減がどのようになったのかということで質問させていただいて、数字が上がっているのであれば。

樋口伸一郎委員長

図書購入費、図書の準備費というか、入っている部分があれば、その入っている部分を、ページ数を含めて教えていただいて、その増減がどうなっているかっていうのが議員の御質問です。

辻亮子教育総務課長補佐兼教育支援係長

図書購入費につきましては、小学校費が8ページの備品購入費の教科用等備品購入費、中学校が11ページの学校事務管理費備品購入費の教科用等備品購入費になります。

予算としては、前年と同額になっています。

以上です。

牧瀬昭子委員

同額というと、本の冊数が基準に満たないという御指摘をさせていただいてたんですけども、増やせなかった理由とかがあるのであれば。

財政的に予算措置がしにくかったとか、そういうことがあるのでしょうか。

理由があれば教えてください。

佐藤正己教育総務課長

予算要求につきましては、議員も御指摘のように、100%になっておりませんので、そこに

については、いきなり全部100%にはできないと思っておりますので、少しでも蔵書数が充足するような形の予算要求を行ったところではございますが、最終的には昨年度と同額という形になったところでございます。

牧瀬昭子委員

予算要求はしていただいたということで、ありがとうございます。

今後も100%を目指して進めていっていただきたいと思います。

続きまして、今度はスクールソーシャルワーカーの費用の分で、6ページ、目3学校教育事務局費、節7報償費でよかったですか。

謝金の説明のところでおっしゃったかと思うんですけども、280時間を増やしたということですが、この時間数を決定された理由があればお願いします。

古賀直美学校教育課インクルーシブ教育推進係長

スクールソーシャルワーカーについては、基本的には県が配置をしてくださる事業となっております。

県が設けておられる時間の中ではなかなか対応が難しかった、はみ出る部分があるということで、令和4年から市の単費でこのスクールソーシャルワーカーの謝金を計上して認めていただいております。

単価については、県の単価を準用いたしまして3,000円というところで。

そして280時間の根拠ですけども、令和4年度から予算化していただいたんですが、それ以前はどうしても2月、3月が県からの派遣では間に合わない部分がありまして、その辺りを検証しての時間であったというふうに認識しております。

牧瀬昭子委員

ありがとうございます。

スクールソーシャルワーカーの方々の動きがとても順応にしているということと高く評価をさせていただいているところです。

280時間で本当に足りているのかなっていうのを私は言いたかったんです。

というのが、スクールソーシャルワーカーさんも同じところにいるわけではないですし、いろんな御家庭に回ったりしなければならぬし、市町をまたいでるっていうお話も聞いたので、鳥栖だけで固定した方がほしいなっていうのが一番の要望であります。280時間というところで確保されたので、より増やしていくためにもと思いつつ、希望を兼ねて質問させていただきました。

スクールソーシャルワーカーさんたちが足りてるというふうに思っているかどうかという、現場の声としてはどんなふうにおっしゃってるかというのを教えていただけますか。

古賀直美学校教育課インクルーシブ教育推進係長

時間の管理については、1人指導主事がついてこのスクールソーシャルワーカーとやり取りをさせていただいているところです。

今年度については、280時間で足りていたと言ったところでございます。

樋口伸一郎委員長

ほかにご覧いませんか。

西依義規委員

学校運営協議会委員報酬がついてるんですけど、コミュニティースクールに変わって、昔は学校評議員って言ったのが運営委員になって、何も変わってないように思うんですけども、何がどう変わったかっていう教育委員会の中の分析とか検証ってできてるんですか。

古賀泰伸学校教育課長

学校評議委員会はこれまでそれぞれの学校に設置されておまして、学校評議員の皆さん方には、学校の運営に対してそれぞれの立場で御意見を頂いた内容を学校側が改善していくというふうなところで、御意見頂く委員さんたちっていう位置づけでございました。

これに対しまして、学校運営協議会になりますと、学校の運営、また地域の中での子供の育成という両方の立場から、それぞれ御意見を頂いて決まったことについては、学校運営協議会の委員さんたちは地域の中で活動していただくというふうなところの違いがまずございます。

意見を出していただく評議員に対して、学校運営協議会の委員さんたちは、決まったことに対して地域の中で活動していただく、そのかけ橋となつていただくという役割がございます。

こういったことから、それぞれの委員会の役割っていうのは変わってきております。

確かに目に見えない部分で、変わっていないように見えるかもしれませんが、実際に委員会の中で出た意見に対して、学校に対する支援であったりとか、地域での働きかけであったりとか、そういったところをしていただいているっていうふうはこちらのほうは捉えております。以上です。

西依義規委員

当初予算の審議から段々ずれていくんで、ここで議論はしませんけど、それは教科書どおりの答弁なんですよ。

教科書どおり答弁されても、私も地元にありますけど、現場でそうなるかって……、明らかに年代を右か左になりました、コミュニティー・スクールになりました、それで変わったという市民1人もいませんよ。

古賀泰伸学校教育課長

一番大きいのは中学校のほうです。

例えばキャリア教育の中で、職場体験だったら、これまで先生方が1件1件お尋ねの電話をしていただいているのを、この運営協議会の方々が協力していただいて、受入れ先を探してください。

基里中学校はこれまでもしゃべり場ってところは地域で動いてもらっていただけけれども、そういった人員確保も先生方がしなくてよくなってきた、こういったところが一つあります。

実績としてはそれぞれ挙げればあるんですけども、基里中学校から動き始めて、令和4年度に全校設置ってなったときに、まだ幾らか地域への働き方の差っていうのは残っているんじゃないかなというところは実感としてございます。

今、御意見として言われたところは、そこら辺の周知がまだ活動としてできていないっていうふうな御意見というふうには受け止めております。

ここをいかに全校どこも同じように動けるようにできるかっていうふうなところが学校教育課としての課題と受け止めて、今後も周知それから円滑な運営に努めていく必要があろうかというふうに考えております。

以上です。

西依義規委員

今言っても、まだ始まったばかりなんで。

私が言いたいのは、結局会議のための会議になってないかっていう気がするんです。

先ほどおっしゃった、就職を見つけたりするのは、別に学校運営協議会じゃなくても、学校運営委員会協議会じゃなければできないことではないんですよ。

その方々がお願いしますって頼んで、学校運営協議会じゃなければいけないという権限はないじゃないですか、そういうことじゃないと思うんで。

予算もリンクしてないんですか、開かれた学校の予算ってありますが、そこと学校運営協議会って何かリンクしてるんですか。

古賀泰伸学校教育課長

まず1つが、完全にリンクっていうわけではございません。

開かれた学校づくりのほうから報酬とかは出しておりませんので、もちろん学校運営協議会の委員さんたちの報酬とは別です。

開かれた学校づくりはあくまでも学校が地域に開くための予算措置というふうに考えておりますので、それ以外のところで学校側への支援に対して、その準備にかかる費用とか、地

域に開くための取組、地域の方と一緒に行事を行うときの費用とかを開かれた学校づくりの中で出させていただいてるっていうふうなところもございますので、完全にリンクはしていないっていうふうなところですよ。

答えとしては完全にはリンクしておりません。

以上です。

西依義規委員

私は学校教育課さんを責めてるわけじゃないんですよ。

駄目なのは市長部局がこれに予算もつけずに理想だけ掲げて……、開かれた学校づくりはそっちの権限で今までやってもらっていいですけど、この学校運営協議会の予算がないのが不思議でたまらんし、そこでいろんな意見を頂いてますって言っても、結局そこに何かあれば何かをこれで地域と開いていきましょうという出発点になるわけですよ。

お金はないけど意見だけくれと。

お金がないですもんね、それは地域で何かしてくださいよっていう今の発想では、地域に開け開けっていうのと、虫が良すぎるんじゃないかなという気がしてますんで。

古賀泰伸学校教育課長

すいません、私の答弁の仕方に少しまづい部分があったのかもしれませんが。

学校運営協議会で決まったことで地域とかいうところで活動するのであれば、この開かれた学校づくりのほうの予算を使うことは、できるというふうにしております。

以上です。

西依義規委員

私も前の教育長のときからずっとコミュニティ・スクールの議論はしてますんで、出来上がりがどんなものかなって思ってたんで、まだそうはなってないと思ってるんです。

まちづくり推進協議会というのはまた違うほうがやってますんで、それとどう違うのかなともありますんで。

だから、報酬を否定してるわけじゃなくて、もうちょっとしっかりコミュニティ・スクールとしての予算要求をぜひしていただけたらと思います。

昼過ぎましたので、まだありますけど、私はこれで終わります。

樋口伸一郎委員長

お諮りします。

正午になりましたんで、ほかに御質疑のある方は遠慮なさらなくていいんで、今の段階で挙手いただけますか。

[挙手する者あり]

じゃあ、続行します。

西依義規委員

麓小学校のトイレ改修工事が7ページにあります、トイレ改修がこの時期になった理由は何ですか。

佐藤正己教育総務課長

平成24年当時に全部一斉にしてるときは、大規模改造工事が終わったばかりで、補助金との絡みで改修工事ができなかったってことがあります。

補助金の期間を過ぎてから、令和4年度に南側の校舎のトイレ改修工事をして、そのときに、本来一緒にすればよかったんでしょうけれど、以前設計した分を活用した関係で、この南側の分しか設計がなかったということもあって、令和5年度に設計をして、6年度で北側の校舎を設計するっていう事業になっております。

西依義規委員

今鳥栖市が持つてる学校施設のトイレ改修状況はどうですか。

佐藤正己教育総務課長

児童、生徒が使うトイレの部分はここが最終という形になります。

あと一部、例えば管理棟の一部とか外部のトイレとかがまだ和式とかっていうのは若干残ってたりはしております。

西依義規委員

ぜひ外部のトイレも含めてお願いします。

以上です。

牧瀬昭子委員

一言、先ほど鳥栖中学校の壁面の工事をということで、見に行つてすぐ対応していただいたような感覚があったので、すぐに対応していただいたのかなと思って。

先ほど鳥栖西中学校のほうはもう少し早くって申し上げましたけど、と言いながらも、2年前の報告会のときに鳥栖中学校の保護者の方が、ずっと前からあったんですっていうことをおっしゃっていて、このタイミングでやることになった経過っていうのがあれば、今回はできたけど2年前はできなかった理由が、ここまで悪化しないとできないのか、何か仕組みとか流れとかが必要なのか、何かあったのかなと思って。今回できたけどできなかった理由。

佐藤正己教育総務課長

令和4年度に鳥栖中学校の特別教室と普通教室がつながっている3階の部分の漏水工事とか、そういったところを順次鳥栖中学校もやってきてはいるんですけど、大がかりな工事はまだやっておりません。



教育部（生涯学習課）

議案乙第9号令和6年度鳥栖市一般会計予算

樋口伸一郎委員長

続きまして、教育部生涯学習課関係の議案の審査を行います。

審査いたします議案は、議案乙第9号となっております。

それでは、議案乙第9号令和6年度鳥栖市一般会計予算を議題といたします。

執行部の御説明を求めます。

牛嶋英彦教育部次長兼生涯学習課長兼図書館長

それでは、ただいま議題となりました議案乙第9号令和6年度鳥栖市一般会計予算のうち、生涯学習課分について御説明をいたします。

まず歳入でございます。

2ページをお願いいたします。

款15使用料及び手数料、項1使用料、目7教育使用料、節1社会教育使用料につきましては、生涯学習センター使用料及び鉄塔の敷地料でございます。

続きまして、款16国庫支出金、項2国庫補助金、目5教育費国庫補助金、節4社会教育費国庫補助金のうち、埋蔵文化財発掘調査補助金につきましては、市内文化財の確認調査に伴う補助金として、国から事業費の2分の1の補助を受けるものでございます。

国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金につきましては、勝尾城筑紫氏遺跡防災対策調査に伴う補助金として、国から事業費の2分の1の補助を受けるものでございます。

子ども・子育て支援交付金につきましては、放課後児童健全育成事業に対する補助金として、国から事業費の3分の1の補助を受けるものでございます。

子ども・子育て支援整備交付金につきましては、市内社会福祉法人が行う放課後児童クラブの施設整備及び基里小学校なかよし会へ改修工事に対する国の補助でございます。

これにつきましては、また歳出のほうで御説明をいたします。

それから、保育所等性被害防止対策設備等支援事業、補助金につきましては、民設の放課後児童クラブが行うパーテーション設置に対する国の補助でございます。

3ページをお願いいたします。

款17県支出金、項2県補助金、目8教育費県補助金、節4社会教育費県補助金のうち、人権・同和教育振興費補助金につきましては、人権同和教育に係る、社会教育指導員の人件費及び同和教育集会所の運営費に対する県の補助でございます。

埋蔵文化財発掘調査、国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金、子ども・子育て支援事業、子ども・子育て支援整備費及び保育所等性被害防止対策設備等支援費補助金につきましては、先ほど国庫の補助金で御説明いたした分の県の負担分でございます。

その下、学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金につきましては、放課後子供教室事業に対して、県から事業費の3分の2の補助を受けるものでございます。

次に、項3委託金、目4教育費県委託金、節1社会教育費委託金の人権啓発活動再委託金につきましては、同和问题強調月間における事業に係る委託金でございます。

4ページをお願いいたします。

款22諸収入、項4受託事業収入、目1受託事業収入、節5教育費受託収入の埋蔵文化財発掘調査受託料につきましては、開発に伴う埋蔵文化財発掘調査に係る経費を開発者から受託するものとして計上いたしております。

次期リサイクル施設整備に係る発掘調査分が主なものでございます。

こちらも歳出のほうでまた御説明をいたします。

項6雑入、目4雑入、節4雑入のうち生涯学習課分につきましては、鳥栖市誌等販売代金及び図書館のコピー機使用料等の社会教育施設雑入を計上いたしております。

以上で歳入の説明を終わります。

次に歳出の主なものを説明いたします。

13ページをお願いいたします。

款10教育費、項4社会教育費、目1社会教育総務費のうち主なものについて御説明をいたします。

節1報酬につきましては、社会教育指導員等の会計年度任用職員及び社会教育委員の報酬でございます。

節2給料と節4共済費につきましては、図書館を除く生涯学習課の人件費でございます。

節3職員手当等につきましては、職員及び会計年度任用職員の手当でございます。

節7報償費につきましては、主催講座の講師、地域学校共同活動推進員等の謝金及び二十歳の式典の記念品等でございます。

節8旅費につきましては、会計年度任用職員の通勤手当及び研修旅費等が主なものでございます。

節10需用費につきましては、課内で使用する消耗品、コピー代、市民意識調査報告書の印

刷代等が主なものでございます。

節11役務費につきましては、二十歳の式典関係の郵便代及び市民意識調査関係郵便代等が主なものでございます。

節12委託料につきましては、同和教育集会場及びなかよし会の管理委託料及び二十歳の式典映像撮影等業務委託料でございます。

節14工事請負費につきましては、基里小学校なかよし会改修工事及びなかよし会営繕工事として、水道メーターの取付けを行うものでございます。

節18負担金、補助及び交付金につきましては、各種協議会等の負担金及び会費、また社会教育関係団体の補助金でございます。

次のページをお願いいたします。

そのうち、主なものとして、放課後児童健全育成事業補助金につきましては、なかよし会のほか、民設民営の放課後児童クラブの運営及び施設整備に対し、補助を行うものでございます。

資料の24ページを御覧ください。

令和6年度の補助の内訳につきましては、運営費補助がなかよし会及び民設民営クラブ5園。

施設整備が、民設民営2園に対し補助を行うことといたしております。

14ページをお願いいたします。

目2文化財保護費の主なものについて御説明をいたします。

節1報酬は、文化財保護審議会委員及び史跡保全管理作業等に従事する作業員の報酬でございます。

節12委託料の調査委託料につきましては、昨今の豪雨等による遺跡の損壊を防ぐために水量等の調査を行うものでございます。

このほか、市内史跡等の樹木伐採、見学会、歴史講座等の委託、また勝尾城筑紫氏遺跡環境整備委託につきましては、遺跡、遊歩道等の危険樹木等伐採による保全整備を行うものでございます。

次に、節14工事請負費の営繕工事につきましては、田代太田古墳が昨年落雷により電気設備が破損をいたしましたので、照明灯の取替え工事を行うほか、安永田遺跡公園炉跡補修工事を行うものでございます。

節17備品購入費につきましては、市制70周年記念事業として取り組みます青銅器鑄造体験に使用するためのシリコン製鑄造鑄型を購入するものでございます。

次のページをお願いいたします。

節18負担金、補助及び交付金につきましては、各種協議会等の負担金と民俗芸能の保存、開催や有形文化財の保存管理に対する補助金でございます。

続きまして、目3図書館費の主なものについて御説明をいたします。

節1報酬につきましては、図書館運営協議会委員及び図書館司書等の会計年度任用職員の報酬でございます。

節2給料及び節4共済費につきましては、図書館職員の人件費でございます。

節3職員手当等につきましては、図書館職員及び会計年度任用職員の手当でございます。

節7報償費につきましては、図書館で実施いたしております、おはなし会等の講師謝金が主なものでございます。

節8旅費につきましては、会計年度任用職員の通勤手当及び研修旅費が主なものでございます。

節12委託料につきましては、施設の清掃警備業務、空調設備等の保守点検などの施設管理業務委託が主なものでございます。

次のページをお願いいたします。

節13使用料及び賃借料につきましては、図書システムのリース料及び図書館情報マーク使用料が主なものでございます。

節14工事請負費につきましては、フレスポ鳥栖2階に設置しております絵画展示施設の照明器具の取り替えを行うものが主なものでございます。

節17備品購入費につきましては、書籍及びDVDやCDなどの視聴覚資料の購入に必要な経費でございます。

次に、目4埋蔵文化財発掘調査費について説明をいたします。

こちらは市内の遺跡確認発掘調査に伴う経費で、現場や整理作業費委員の人件費と機械器具等借上料が主なものとなっております。

続きまして、目5埋蔵文化財調査受託費につきましては、歳入についても御説明をいたしました。開発事業に伴う市内遺跡の本調査を開発者から受託して行うため、調査に必要な経費等を計上いたしております。

資料の25ページをお願いいたします。

主には、次期リサイクル施設整備に係る経費を計上いたしております。資料をそちらにつけてありますが、発掘作業員等の報酬、測量等委託料、それから機械器具等借上料が主な経費となっております。

17ページにお戻りください。

続きまして、目8生涯学習センター費についてでございます。

生涯学習センター費につきましては、生涯学習センター管理運営に係る経費を計上いたしておりまして、主なものといたしましては、節1報酬及び節3職員手当等につきましては、生涯学習センターの会計年度任用職員1名にかかるものでございます。

節7報償費につきましては、生涯学習センターで開催する教養講座に伴う講師謝金でございます。

節10需用費から節12委託料につきましては、生涯学習センターの電気料、清掃、警備業務、空調設備等の保守点検などの管理運営に係る経費及び令和6年度新たに取組ますeスポーツ教室開催委託料でございます。

以上で、議案乙第9号令和6年度鳥栖市一般会計予算のうち、生涯学習課関係分について御説明を終わります。

樋口伸一郎委員長

ありがとうございました。

執行部の御説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑のある方、挙手にて御発言をお願いします。

牧瀬昭子委員

まず13ページをお願いします。

款10教育費、項4社会教育費、目1社会教育総務費、節1報酬や節3職員手当等ですけれども、ここの部分で、前年からすると増額をされているかと思うんですけれども、何人から何人に増員された、もしくは時間が増えたとか、その辺りはどのようになっていますか。

牛嶋英彦教育部次長兼生涯学習課長兼図書館長

まず、正規の職員については、令和5年度は13名で当初計上しておりましたところを、令和6年度は16名で計上をいたしているところでございます。

あと、会計年度任用職員については、変更はありません。

牧瀬昭子委員

会計年度任用職員の手当が2倍ほどになっているかと思いますが、その辺り。

牛嶋英彦教育部次長兼生涯学習課長兼図書館長

人数については変更ございませんが、来年から勤勉手当が会計年度任用職員にも支給されることとなりますことから、その分を計上いたしております。

牧瀬昭子委員

ここの職員の数を増やすことによって、なかよし会の施設の増設とかそういったことに職員の数が必要になるからという理由になるかと思いますが、いかがでしょうか。増やされた

理由としては。

牛嶋英彦教育部次長兼生涯学習課長兼図書館長

令和5年度当初と比べまして、令和5年度途中で支援室も設置をし、その関係で職員については増えた部分もございまして、今後なかよし会の支援等につきましても増員もしていただいておりますので、強化をしていきたいというふうには考えております。

牧瀬昭子委員

ここで強化されることとしては、どんなことが想定されますか。

牛嶋英彦教育部次長兼生涯学習課長兼図書館長

なかよし会の事務作業というのが、以前から御説明もしておりますけれども、なかよし会の支援員等については約80名ほど抱えておりまして、そこの給与とか保険等の事務がなかよし会の事務局の職員だけではなかなか回らないところもございまして、そこら辺の支援もしながら、今待機児童も発生している状況で、民設民営もいろいろ施設の整備をしていただいているところもございまして。

そこら辺についての、国、県、市の補助などの事務についても少し増えてきているところもございまして、そういったところも含めて放課後児童健全育成事業の強化をしていきたいというふうに考えているところでございます。

牧瀬昭子委員

ありがとうございます。

なかよし会の指導委員の方々が今までされてきた事務関係とかがこの増員によって、事務を集中してやることができ、なかよし会の支援員さんたちは保育とか保護者との関係教育に携わるところに集中できるというふうに考えてよろしいですか。

牛嶋英彦教育部次長兼生涯学習課長兼図書館長

支援員さんの現場でのいろいろな事務作業というところについては、まだ現場に幾らか一やっぱり現場でしか分からないような作業というのがございまして、そこは、完全にこちらのほうで引き受けるということにはできないものなので、そこは支援員さんには大変申し訳ないんですけども、現場でやるべきところは今後もやっていただくというような形にはなろうかというふうに思います。

牧瀬昭子委員

これに関しては要望とさせていただきたいと思いますが、支援員さんの本来の業務としての保育に携わっていただくためにも、事務のことに関しては軽減化を図っていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

緒方俊之委員

14ページの節17備品購入費の機材購入費80万円が、70周年で何かってさっき言われたと思うんですけど、その内容と使用した今後の活用方法を教えてください。

牛嶋英彦教育部次長兼生涯学習課長兼図書館長

こちらは70周年の記念事業といたしまして、来年度、夏休みに併せて8月頃にサンメッセ鳥栖で今、整備を行っております鳥栖市歴史文化交流展示施設において、小学生を対象とした鑄造体験事業を行いたいというふうに考えております。

中身は、市内の遺跡から出土した銅鐸鑄型から復元した銅鐸のミニチュア鑄型をシリコン製で作りまして、それを使って、低温で溶ける合金を流しこんでミニチュアの銅鐸を作るといようなことを今企画をしているところでございます。

8センチぐらいのサイズのミニチュアのものができるというような形で、人数としては何回かに分けてやっていくことで、総人数は100名ほど今予定しているところでございます。

今後についても、このシリコン製の鑄型については使えるものというふうに考えておりますので、この記念事業が終わった後も、そういった体験事業というのは企画していければというふうに考えているところでございます。

緒方俊之委員

ありがとうございます。

牧瀬昭子委員

14ページの放課後児童健全育成事業補助金についてお尋ねしたいと思うんですが、令和5年が1億5,863万円で、今回8,980万円ほどの増となっているんですけども、この中身について詳しくお示しいただいてよろしいですか。

牛嶋英彦教育部次長兼生涯学習課長兼図書館長

まず、いわゆる運営費の補助についてが、民設民営のところでは24ページの資料のほうを見ていただきたいんですが、「かなさ」というのが一番下に載っております。

こちらが令和6年度に新しく創設をされる予定になっておりまして、建設が終わったら来年度中に開設をするということで、その分の補助金を新たに計上しております。

それから、「げんき」さんについても施設整備を来年度改築ということで行われますけれど、その分についても出来上がったらまたすぐというか、開設をするということでその分の運営費補助も計上いたしております。

それから、なかよし会につきましては、人員の確保が急務となっておりますので、その部分についても、人員を増加するという部分も含めて、増額を行っているところでございます。

そういったところが支援の運営費補助の増加の部分でございます。

それから、先ほど申し上げたとおり民設民営の2園の建設費について補助を行いますので、

その分が増というふうな形になっております。

牧瀬昭子委員

詳細ありがとうございます。

待機児童をどうにかしなければならぬといろいろなところに働きかけていただいて、民間さんも御協力いただいているかと思いますが、「げんき」さんの改築と、「かなさ」さんの創設によって、どのぐらいの子供たちの受入れを想定されていらっしゃるのでしょうか。

牛嶋英彦教育部次長兼生涯学習課長兼図書館長

それぞれ予定は25名ほどというふうに聞いております。

牧瀬昭子委員

ありがとうございます。

その25名の子供たちの受入れのための職員さんの数は何人ずつ検討されてますか。

牛嶋英彦教育部次長兼生涯学習課長兼図書館長

詳細に何人配置するっていうことはまだ今手元に資料を持っておりませんが、基本1クラスに必ず2名は配置をすることになっておりまして、必ず2名はいないといけないということなので、そういうことを考えると1クラス当たり3名、4名ぐらいの配置はあるんだろうというふうに想像しております。

牧瀬昭子委員

ありがとうございます。

合わせると50名ですけれども、これで、人員を増やすこととかによって待機児童の解消というのはかなり進むのかなと想定されますが、その辺りの見込みはどのようにお考えですか。

牛嶋英彦教育部次長兼生涯学習課長兼図書館長

今回創設をされる「かなさ」さん、それから改築のある「げんき」さん、「かなさ」さんについては麓地区に設置をされる――山浦町にかなさ保育園というのがございますけれども、そちらの敷地内に設置をされるというふうに聞いております。

それから、「げんき」さんは既存の施設にくっつけて創設をされるということで、こちらが大体旭地区と麓地区が中心の受入れになるだろうというふうに思っておりまして、そういう意味では麓、旭地区については待機児童についてはある程度解消されるんじゃないかというふうに考えているところでございます。

樋口伸一郎委員長

見込み人数についても御質問がありました。

豊増裕規生涯学習課参事兼放課後児童クラブ支援室長兼放課後児童クラブ支援係長

見込みとしては、児童数の増加を見るのに2つの視点があって、自然増という純粹に出生

によつてと、あと社会増。

生涯学習課長が言うように、麓地区、旭地区については伸び率を見ながらですけれども、どうしても旭地区のほうが自然増は読めてるんですけれども、社会増が読みにくい。

住宅開発は税務課で確認してますけれども、そこを上回る勢いで今人数が伸びているのが田代地区だというふうに認識しています。ですから、今から要注意は田代地区と旭地区です。

具体的な数字は出しても根拠に弱いと考えてますけれども、傾向としては旭小学校が夏季休暇のみ預けたいというところで待機児童が出ていて、学校があつている間は出ていない。

田代小学校は学校があつてるときも出ている、この辺が今後考えていくべきところかなと。

併せまして、田代小学校と若葉小学校は図工室をお借りしてまして、どうしても保育を存分にできる環境にはないと。

40人が図工室に入ってもらってますけど、教室もありますし、本も一回一回なかよし会は出さないといけないですし、そういうところは人数が非常に限定されるので、注意しておかないといけないのかなと。

付け加えますと、鳥栖北小学校も今十分にキャパが整つてるわけではないと。今、申込みいただいているところでどうにか間に合っているという状況です。

したがいまして、全体の市内8小学校の児童数に関しては、弥生が丘小学校が明らかに減つている、ここは微減か横ばい、一方で弥生が丘小学校も含めて保護者さんの要望として、なかよし会へ預けたいという申請者数は逆に微増というのが傾向です。以上です。

牧瀬昭子委員

詳細ありがとうございます。

先ほどお話が出ていた、「かなさ」さんや「げんき」さんのようなところで網羅するところもあれば、まだ解消できにくいかなというところが、今おっしゃっていただいた田代小学校とか旭小学校の夏休みというところがあると思うんですけれども、その辺りはこの予算の中で何か対応を打とうとされている部分があれば。

豊増裕規生涯学習課参事兼放課後児童クラブ支援室長兼放課後児童クラブ支援係長

現時点で、建物に関しては来年度の予算は基里小学校の大規模改修とあって、今ある建物の寿命を延命化すると、これのみです。

それと関連して、建物を増やしても支援員さんが増えるのかという問題は常々議員さんのほうからにも御心配かけておりますけれども、これはなかなか派遣会社も含めて難しいと。

来年19クラブ開くんだという建前でおりますけれども、現在も急遽御事情で勤めることができないという方もいらっしゃるものですから、その辺もにらみながら、我々は十分な検討を持って、過大な投資も難しいのでやるべきじゃないでしょうし、かといって守りばかり

で過小になるのもいかんと、そういうところも慎重に検討して、また御相談させていただくことも多いんじゃないかなと考えてます。以上です。

牧瀬昭子委員

先ほどの人員の確保というところでいけば、やはり待遇を改善していかないと根本的な解消にならないのかなと思うんです。

精いっぱいやっていただいていると思うんですけども、やはり時間の枠が難しい時間帯だったり、集めにくい時間帯とかだと思しますので、その辺りの改善というのは、現段階でどのようにお考えなのかありますか。

牛嶋英彦教育部次長兼生涯学習課長兼図書館長

そこら辺の支援員の勤務の時間帯とか、そういった部分については、我々も課題としては持っているところでございますので、そこら辺については、今後なかよし会の理事会の中でも十分検討していく必要があるものというふうに考えているところでございます。

牧瀬昭子委員

検討していただけるということですので、保護者の方々も人が集まらないことに関しては大変危惧されてるところだと思いますので、その辺りも含めて待遇改善を図っていただくよう、理事会のほうにも働きかけをよろしくお願いいたします。

樋口伸一郎委員長

ほかにございませんか。

成富牧男委員

14ページの放課後児童健全育成事業補助金に関連して、なかよし会の事務局の方が正規になったという意味をまず。

例えば会計年度任用職員のフルタイム相当になったのか、そこが分からないので、それとそれによって何がどう軽減されたか。

私の質問が事実誤認があれば、それは違いますって言って説明してもらっていいけど。

牛嶋英彦教育部次長兼生涯学習課長兼図書館長

まず1点目の正規とはどういう待遇になったのかという部分でございますけれども、市役所の正規の職員と同じ待遇に令和6年度からなるというようなことでございます。

そのことによって何か軽減されたのかというような御質問でございましたが、軽減という意味では……

成富牧男委員

ごめんなさい、もう一回いいですか。

要は、3人が正規職員になることによって、どういう効果が表れるのか、表れたのかどっ

ちですか。

牛嶋英彦教育部次長兼生涯学習課長兼図書館長

まず人数でございますけれども、現在いる事務局の職員のうち2人を市役所の職員と同じような待遇に、いわゆる正規職員化するという事で、1名は会計年度任用職員と同じ待遇のままということでございます。

そのことによってどういう効果があるのかという御質問でございますが、まず会計年度任用職員というのは御存じのとおり1年1年の任用という形になっておりまして、なかよし会もそれに準じて1年1年の雇用ということで更新をしてきているところですが、そういったことによって、いつ辞められてもおかしくないような不安定な雇用状態になっているところなんです。先ほど来説明しているとおおり、80人からの従業員の給与の管理、それからいろいろな労務管理、児童のプライバシー等もいろいろ扱いますので、そういった部分も含めると、そういった不安定な雇用関係でいくのはあまり適当ではないというふうに我々も考えておりまして、そういった部分で、責任を持って長く勤めていただくというような状況をつくっていくことが重要だというふうに考えております。

それから、そういった部分では、今までよりも難しいというか高度な事務作業等も今後はしていただくような形で事務局の全体の強化をしていきたいという意味で、今回2名を正規職員化ということで行ったところでもございます。

成富牧男委員

今言われたとおおり、会計年度任用職員みたいな待遇ではちょっと不安定だよなということですよ。本人たちも不安定で困るけど、執行部のほうも困るわけですよ。

任用してる側も困るということを言われたと思います。

それはそれで置いて、そうしたらずっと昇給していくんですか。

私は否定してないですよ、いいという立場で聞いているんですけど、昇給も職員の給料表のどこかに位置づけて、今からずっと、退職金も規定に従って出るというのは、2人ともですか、会計年度任用職員並みみたいなことで分かりづらいんですけど。

牛嶋英彦教育部次長兼生涯学習課長兼図書館長

委員の御質問のとおり、先ほど申しあげました2名の正規職員については、今格付を行って、それ以降は、市の職員と同じように毎年昇給をしていくということで、退職金についても出るということで整理をいたしております。

あと1名はまだ会計年度任用職員と同じ待遇ですので、1年1年の雇用ということで退職金も出ません。そういった労働条件になります。

成富牧男委員

かなり思い切ったことをされたというふうに思います。

先ほど説明の中にもありましたが、いわゆる施設は建てても……、っていう話ですよ。

一般質問の中でお尋ねしましたが、放課後児童支援員等処遇改善等補助金というのがありますよね、国の補助金が。

正確じゃないなら答弁のときに訂正していただきたいんですが、これについてはなかよし会の事務局としては、それは使わんでもいいっていう趣旨の答弁が過去あってるんですよ。

私のほうからすれば、そういう補助金を使えるのであれば、とにかく使える補助金は目いっぱい使うべきじゃないかと。

そしてさらに今のように、事務局の職員さんがフルタイムになったとすれば、私のは過去話ですので、ひょっとしたら現在はそんな補助金はないと言われれば、それはそれでいいですから、使えるべき補助金メニューは全て使うべきだという意味で質問をしております。

豊増裕規生涯学習課参事兼放課後児童クラブ支援室長兼放課後児童クラブ支援係長

以前の答弁で申し上げたのは、なかよし会の総事業費のうち、国の補助金が対象としますという範囲は成富委員が言われる処遇改善のメニューを使わなくても全て補助対象になっていたんです。

ですから頂けるお金は国、県から全部頂いていたと。要はその範囲の中で収まっていたんです。

今はその範囲で、去年ぐらいから収まらないところは処遇改善事業も使いながら、使える補助メニューは全部使いながら、事業費に充てています。以上です。

成富牧男委員

使える補助金はとにかく全部取ってくるということでやられているというふうに、今ので理解できました。終わります。

牧瀬昭子委員

15ページをお願いします。

目3図書館費、節2給料、節1報酬と合わせてですが、その中で会計年度任用職員の報酬ということで書かれてますが、図書館の司書の数が会計年度さんと正規職員さんで何名ずつになるのかを教えてください。

牛嶋英彦教育部次長兼生涯学習課長兼図書館長

まず、職員の司書の資格を持っているのは1名でございます。

それから、会計年度任用職員さんのほうは現在9名でございます。

牧瀬昭子委員

ありがとうございます。

司書の正規の数が大体1名で推移されてるのかなと思うんですけども、使用してる身としては司書の方々とてもスピーディーな対応と、的確なレファレンス力にいつも感動してまして、ぜひその方たちに安定した正規職員として働いていただく機会を広げていていただけないかなというのが、要望と質問なんですけれども。

これを増やそうという方向性にはないのか、まずそういうお考えがないかを確認させてください。

牛嶋英彦教育部次長兼生涯学習課長兼図書館長

図書館の正規の職員の数については、現状を増やすっていうようなところは考えてないというか、そこら辺の人員については我々としては先ほど委員のほうからも御質問があったとおり、多いほうがいいという部分はあるかと思えますけれども、そこについては市役所全体の職員との関係で、なかなか難しいところもあるんじゃないかというふうに考えております。

会計年度任用職員さんについては、できるだけ我々も増やすようなところは要望はしていきたいというふうには考えておりますが、増やすというのが、現状ではなかなか難しい状況もあるかと思えます。

以上でございます。

牧瀬昭子委員

では最後に、要望としてさせていただければと思うんですけど。

図書館のすばらしさってレファレンス力が一番だと思うんです。

他の市民の方からも言われるのが、鳥栖市の司書の方はすごいと、レファレンス力をもっともっと知らせて使ってもらったほうがいいよっていうことをよくおっしゃる方がおられます。

今後、小学校、中学校の電子化というところと、司書さんの共有とか能力を上げていくための研修とかも必要になってくると思うので、ぜひ正規でそういった方々を雇用していただいて、そういう方たちにもっと活躍の場を、これからまた広がっていくと思いますので、ぜひ、そういうふうに関後要望を広げていていただきたいなと思います。

西依義規委員

図書館で話が出たんで、私も牧瀬委員がおっしゃったような、司書さんで会計年度任用職員さん。

司書さんって何年ぐらいそこに勤められているんですか。

中溝雄二生涯学習課図書係長

現在一番長い方で、16年っていう方がいらっしゃるか。

西依義規委員

本庁との兼ね合いが何かっておっしゃってあったけど、例えば5年に1回とかそういうの
をできるようなシステムは図書館とか教育委員会で作られたりしないですか。どこかの部署
ではないですか。

牛嶋英彦教育部次長兼生涯学習課長兼図書館長

長い方の処遇についてという御質問だと思いますけれど、現状の制度でいいますと、5年
まで自動更新的なことで、5年に1回は試験を受けていただくような形で、最長で今16年お
勤めいただいている方がいらっしゃるということですのでけれども、5年に1回のところで処遇
を上げるとかそういった部分については、現制度の中では難しいというところでございます。

西依義規委員

司書さんだけでなく保育士さんとかいろいろ資格を持った方々はいろいろ検討をしない
と……。びっくりしたんで質問させていただきました。

それと、私の一般質問で、2階の自習室がすごく要望があるんで言ったんですよ、それで
検討する価値はあるみたいな答弁で、あれから1年ぐらいたってるんで。

そのときに私も現場に行って図書館の職員さんに聞いたら、とてもじゃないと、何でか
という、人がおらんと。そんな2階まで学生が行ったら、無理ですっておっしゃったんです
が、当時、小柳部長だったと思うんですが、部長は検討の余地はあるっておっしゃってたん
でその後の検討とかをもしされたのであれば。

牛嶋英彦教育部次長兼生涯学習課長兼図書館長

その件については、令和5年度から、土日と夏休みとか、冬休み、春休み、そういう長期
の休みのときに学習室として開放をしているところでございます。

質問の中でセキュリティーの問題とか見守りの問題については、防犯カメラを設置いたし
まして、対応しているところでございます。

西依義規委員

ありがとうございます。

牧瀬昭子委員

図書館のところで、今度は16ページの目3図書館費、節17備品購入費。

説明では図書等購入費なんですけど、この金額があまり増えずにそのまま来ているんですけ
れども、物価高騰もありますし、図書費も増やしていく方向でお考えいただけないかなと思
いますが、何か制限とか制約とか基準があるとか、上げることが難しい理由があるとか、そ
の辺りがあれば教えてください。

牛嶋英彦教育部次長兼生涯学習課長兼図書館長

こちらの図書購入費につきましては、できれば我々も増やしていきたいと気持ちはあるんですけども、全体の予算のバランスの中で、先ほど委員のほうからも御指摘があったとおり、増やせていないという現状でございますので、こちらについては我々も引き続き予算獲得に努力をしていきたいというふうに考えております。

牧瀬昭子委員

ありがとうございます。

同じ思いでおられるのかなと思います。

鳥栖の周りにはたくさん図書館があるので、いろんなところから集めてくださって、それはすごくありがたいんですけど、新しい本が入るってということは、市民の方々がいろんな文化に触れる機会があるということが大事だと思うので、要望して取りに行くっていうのももちろん大事なんですけど、いろんなものに目に触れるっていう機会がそこで損なわれてしまうと思うんですね。

片やほかの市町は新しい本をばんばん入れて、目に触れる機会が増えていると、やはりこちらの図書館にどうしても行ってしまふ、近くにあるがゆえに利用者数も落ちてしまふと。

図書館の魅力を鳥栖の人たちにも共有してもらいたいと思うので、ぜひそこは強く要望していただいて、先ほど2階の話が出ましたけれど、勉強するスペースとか読むスペースとか、そういったところの備品の充実も併せて考えて検討していただきたいなと思いますけれど、お考えがもしあれば。

牛嶋英彦教育部次長兼生涯学習課長兼図書館長

ありがとうございます。

図書の購入につきましては、先ほど申し上げたとおり、引き続き予算獲得には努力していきますが、この限られた予算の中でも市民の方々のニーズっていうか、そこら辺もお聞きしながら、できるだけ市民の文化の向上というか、そこら辺に図書館としても寄与していけるよう努力していきたいというふうに考えております。

西依義規委員

14ページに戻りまして、節18の負担金でずらっとあるので、説明もあったかと思うんですけど、何点か聞かせていただきたいので、町区子どもの居場所づくり事業の内容と、市村自然塾九州の会費をなぜ払うのかをまず聞いていいですか。

牛嶋英彦教育部次長兼生涯学習課長兼図書館長

まず、町区子どもの居場所づくり事業補助金につきましては、町区の公民館等で町区が子供を預かって見守りをするということをされる場合に、6万円を限度に補助を出すということで、毎年1か所分の予算計上はさせていただいているところでございます。

これは以前、多分弥生が丘で待機児童が結構出たときに、弥生が丘中央区かなんかでされたときに創設をされたものではないかというふうに思っております。

それから、市村自然塾九州の会費についてでございますけれども、市村自然塾九州については、全国に2か所設置をされているもので、そのうちの1つが鳥栖に設置をされております。

この市村自然塾九州さんについては、夏休みに自然体験の事業を行うときに御協力もいただいているところでございます。

それから、こちらは児童を受け入れて、春から秋にかけてずっと体験をするような事業を展開されておまして、市内からもそういったところに参加をされている児童もいらっしゃることから、鳥栖市としても青少年育成に関してこの自然塾の取組は、非常に役に立っているというふうな趣旨から、鳥栖市としても会費を支払って、そういった御協力もいただくというふうな部分でございます。

西依義規委員

最初に町区の子どもの居場所は、町区じゃないと申請はできないということですか。

例えば子供食堂とか……、町区が何かすることに対してだけ？

牛嶋英彦教育部次長兼生涯学習課長兼図書館長

この取組は町区が公民館等を使用して、そういった取組を行う場合に補助を出すというふうなものでございます。

西依義規委員

市村自然塾九州は、団体に対する補助金なら分かるんですけど、会費って書かれていたんで、名前のつけ方はそういうのがあったんですか。

牛嶋英彦教育部次長兼生涯学習課長兼図書館長

この市村自然塾九州に関しては、鳥栖市だけではなくて広く会費というような形で募ってありまして、賛助会員ということで募ってありましたので、鳥栖市としても趣旨に賛同して会費を支払っているということでございます。

西依義規委員

その中で、老人クラブを聞かせていただいたんで、地域婦人連絡協議会補助金は、運営補助なのか、事業補助なのか、どういう使われ方をされてるのか。

牛嶋英彦教育部次長兼生涯学習課長兼図書館長

こちらについては、運営の補助ということでございます。

西依義規委員

地域に大きく根差したもので3つ、老人クラブと子供クラブと婦人会があると思うんです。

金額も違うんで、歴史的な背景があるんですけど、婦人会さんは、妥当とか足りんとか、婦人会の場合はそういう話がありますか。

牛嶋英彦教育部次長兼生涯学習課長兼図書館長

この子どもクラブの補助金、それから地域婦人連絡協議会の補助金ともに社会教育関係団体補助金というふうなくくりで補助金を出しております、運営費の2分の1で予算の範囲内ということで補助金を出しております。

で、今のところその妥当性等について、社会教育委員会でも審議もしていただいて、この金額については一応妥当ということで、意見を頂いているところでもございます。

西依義規委員

聞いたところによると、全国の子どもクラブの会長さんが市長のところに来られて、子供の育成についていろいろ支援をしてくださいたいなお話があったみたいなんで、そう言ったのも含めて、子どもクラブの必要性ってだんだんと変わってきてるんですよ。

町に普通に子供クラブがあった時代からない時代になってるから、市の連絡協議会の役割も変わってきてますので、それこそ市と一緒にやって育成していただいたほうがいいのかなと思ったんで質問させていただきました。

成富牧男委員

そうしたら、同和関係でお願いします。

委員会資料の13ページ、予算書の172ページになります。

1つは同和教育集会所管理委託料に関連して、同和教育集会所のことについてお尋ねしたい。

もう一つは、最初の報酬の3段目にある会計年度任用職員報酬について。

これは社会教育指導員報酬が含まれてるってということだったので、今からずっと質問をしていきます。

まず会計年度任用職員報酬の中に含まれる同和教育集会所におられる3名の職員のそれぞれの報酬額、手当も含めて報酬だけでもいいですから、教えてください。

樋口伸一郎委員長

暫時休憩します。

午後 2 時 22 分 休憩

〃〃

午後 2 時36分開会

樋口伸一郎委員長

再開いたします。

執行部の御答弁を求めます。

牛嶋英彦教育部次長兼生涯学習課長兼図書館長

先ほど御質問がありました、社会教育指導員の報酬に関してお答えをいたします。

同和教育集会所場配置の社会教育指導員ということですが、まず主任の社会教育指導員の報酬が年間で237万420円。

それから、もう一人の社会教育指導員が223万7,100円ということでございます。

成富牧男委員

この庁舎におられる社会教育指導員は、この主任と同じ金額ですか。

牛嶋英彦教育部次長兼生涯学習課長兼図書館長

生涯学習課に配置している社会教育指導員の主任ですが、こちらが勤務の形態が違っていて、報酬額については若干違ってまいります。

成富牧男委員

そこまで併せて聞けばよかった。

勤務によって違いがあるので、1週間の勤務日を教えてください。

牛嶋英彦教育部次長兼生涯学習課長兼図書館長

生涯学習課に配置している社会教育指導員については、勤務の形態は時間が午前8時半から午後5時15分までで、週に4日になります。

それから、同和教育集会所に配置をしております、社会教育指導員については、勤務時間が午前9時から午後5時までで、週5日です。両方とも週5日です。

成富牧男委員

何で違うと。

牛嶋英彦教育部次長兼生涯学習課長兼図書館長

こちらについては、市役所の配置の社会教育指導員については、市職員OBを今採用して配置をしておりますけれども、そのときに、週4日というような勤務ということで雇用をいたしておりますので、それが今までも続いているということでございます。

成富牧男委員

分かりました。

その程度にとどめますが、同和教育集会所には、主任っていう人と、平と言ったら失礼に

当たるかもしれないけど、2人社会教育指導員がおられるということですね。

それプラス、事務補佐みたいな職員さんがもう一人いらっしやると、全部で3人いらっしやるといことですよ。

この前の一般質問の答弁にもありましたように、247日開所してるわけですよ。

そしてサークルとか、役所がやる主催の事業も含めて、使用しているのはそのうちの79日だということでした。

79日っていうのも、ここは午後10時まで借りられるようになってますけれども、朝9時から夕方5時までとかいうときっていうのはまずないわけ、あってもまれだと思っんですよ。

だから、ほかの日は何をしてるんだろかというのが、私は同和以前に素朴な疑問なんです。そこを説明してもらえますか。

牛嶋英彦教育部次長兼生涯学習課長兼図書館長

施設については、多いか少ないかというのはいろいろ議論は——委員の意見もございませうけれども、施設を開けている限りはやはり職員を置いて業務を行う必要があるというふうに考えてますし、それ以外についても、いろいろな事務作業や準備作業等もあるというふうに考えておりますので、借り手がないからといって開館日に職員を配置しないということにはならないので、集会所に職員3名配置しているということで、そのほかについてはいろいろな運営の業務に当たっているということでございます。

成富牧男委員

そう言われますよね。だけど、大体247日の今回の答弁では79日ですけど、その前も大体100日で、質問したときの答えが100日ってないんですよ。

そういうふうになると、やっぱり一日中何をしてたのかなっていう状態がずっと続いているわけです。

そこを実際に利用されてる日数は大体2桁の後半ぐらいだから。

鳥栖市はそんなに職員に余裕があるんですか。

牛嶋英彦教育部次長兼生涯学習課長兼図書館長

鳥栖市全体として人員に余裕があるかどうかについては、私のほうから答える立場にはございませんが、我々としてはこの同和教育集会所への社会教育指導員をはじめとする職員の配置については、業務上必要であるというふうに考え、配置をしているところでございます。

成富牧男委員

私には言えないって言われますけれども、要望をされて、それが今までずっとこの人数で通ってきてるわけですよ。

それぐらいの実績にもかかわらず、それだけの人数がずっと配置されておるといことだ

と思います。

付け加えて言いますと、これまで同和集会所には1人しかいなかった社会教育指導員が、平成16年から現在の2人になってるんですよ。

私の今までの経過をたどれば、今はいろいろな一般の利用も増えてますけど、もうちょっとあそこを有効利用しないといけないんじゃないって私が大分質問しましたから、それと皆さん方の努力もあって、今これだけ利用が増えてますけど、それでもこれでしょう。

業務日誌とか事務日誌とか、毎日記録か何か取ってあるんですか。

牛嶋英彦教育部次長兼生涯学習課長兼図書館長

業務日誌をつけていただくようにしているところがございます。

成富牧男委員

それには、訪問者とか相談者とかいつもそう言われますが、そういう記録もそこにちゃんと入ってるわけですね。

牛嶋英彦教育部次長兼生涯学習課長兼図書館長

そのとおりでございます。

成富牧男委員

それなら、それは改めて見せていただくということにします。

実は、この同和教育集会所って大体何をするとところかなって改めて復習の意味で見たら、簡潔明瞭に設置目的を市民の教育水準の向上と福祉の増進を図るため同和教育集会所を設置すると、これが第1条。

あとは規則のほうで幾つか書いてありますけれども、これだけなんです、同和の同の字もありません。

タイトルには同和教育集会所とありますけれども、ありません。

社会教育指導員の設置要綱を見ても、その人たちの業務については、同和の字はないでしょう。

そこで今度は社会教育指導員の職務のことでお尋ねをします。

人が多過ぎると思うっていう趣旨で今まで聞いてきましたが、この間も一般質問で聞いたら、いやいやっていう意味で言われたと思いますが、1人が差別事象、えせ同和への対応、もう一人が、生活就労相談研修に携わっておりますって言われたんですけど、これって社会教育指導員の設置要綱に照らしてどうなのかっていうことです。

以上、お答えください。

牛嶋英彦教育部次長兼生涯学習課長兼図書館長

差別事象への対応、えせ同和行為等への対応、それから生活就労相談等をも行っていると

いうふうなことで答弁をいたしておりますが、そういった部分について社会教育指導員の設置要綱に照らしてどうかという質問ですが、成人教育に関する指導助言、それから青少年教育に関する指導助言、というものに特に同和問題に関わる啓発事業などへの協力、助言など、そういったものが該当するというふうに我々は考えているところでございます。

成富牧男委員

同和に対する対応とか、えせ同和に対する対応とかいうのは、いわゆる教育じゃないですよ。ここでいう指導助言には、私は全く当たらないと思うんです。

それから生活就労相談これも当たらないと思います。

これもさっきと同じで後で結構ですので1年間……、これをまず聞いときましよう、どれぐらいあるんですか、こういうえせ同和の対応の数字を実績でお願いします。

牛嶋英彦教育部次長兼生涯学習課長兼図書館長

御質問の実績でございますけれども、令和4年度の実績といたしましては、差別事象への対応、それから、えせ同和行為等への対応についてはございませんでした。

また、生活就労相談については38件実績として上がってきているところでございます。

成富牧男委員

生活就労相談は同和集会所の看板がかかっているから、ここに行ったらいいかなっていう人が仮におったとしてもそれはそれでいいですけど、生活就労相談をするところは、行政の中ではどこになるんですか。ごめんなさい、この人も職員でした。どこになるんですか、窓口は課長のところですか、そこからどこに行くんですか。

就労相談を受けてどこにつながりますか。

牛嶋英彦教育部次長兼生涯学習課長兼図書館長

この就労相談をした後にどこにつながるかということですか。

個別案件については、今ここに資料を持っておりませんが、それぞれそういった生活就労相談を受けた時に応じて、それぞれの窓口につないでいくというようなことになると思います。

成富牧男委員

これも後から実績を資料でお願いします。

それともう一つは、むしろそういう生活就労相談支援は、国もずっと前から言ってるように、一般施策の中でということでハローワークか何かがあるうちの中にあるじゃないですか、就労支援の。あそこのジョブナビ鳥栖で十分じゃないですか。

むしろそこのほうがきっちり対応できると思います。

お答えは求めません。そういうことです。

あとは、これも前から言ってる、公募をしない理由に、豊富な知識と経験を有する方を選考しているからというふうに言われたと思います。

今いらっしゃる社会教育指導員は、1年目と10年目のお二人ですね。

この1年目の人を選考するときは、どのような手順でやられたのか、その人をどこから見つけたんですか。

牛嶋英彦教育部次長兼生涯学習課長兼図書館長

今年度1年目の同和教育集会所配置の社会教育指導員につきましては、その前に同和教育集会所の事務員を長年勤められておりましたので、そういったことで人権同和関係の研修等にもずっと参加もされてきておりましたので、その方を今回社会教育指導員として任用したところでございます。

成富牧男委員

身近におられたからってということだと思いますが、そのことが公募をしない理由にはならないと思うんですよ。

むしろ私は当座……、当座って言ったらこの方に失礼に当たるかもしれんけど、目の前におられた方に、辞められたけんあんた代わりにならんみたいな、そんな感じよりも豊富な知識と経験を有する方を選定しようとするれば、鳥栖市にはいろいろな人材いらっしゃいます、例えば退職して、もう既にばりばりいろんな活動分野でやられている方がいると思うんで、広く公募をすればいいじゃないですか。

そのほうが人材は集まるし、公募をするときも皆さん方が面接して、眼鏡にかなう人を選べばいいわけでしょう。入札と違って一発勝負じゃないわけですから。

今の1年目の方が一番ふさわしいというふうになれば、それでもいいじゃないですか。

だから、さっき言ったように公募をしない理由にはならないということ言ってるんです。

それとあと1つ言って、答弁求めて終わりますけれど、私はセンター長の公募のことを1回一般質問したことあるんですよ。

鳥栖市は、平成17年か18年に基本的にそういういろいろな人は公募すると、公募を基本にしますという方針を出してますよね。

例規集とかに何とかの方針という形で、多分文書で残ってると思います。

だからむしろそれを基本に据えるという立場に立つべきじゃないかと思うんですけど。

それからさっき言った、経験値の豊かな豊富な知識と経験を有する方を選ぶには、公募では駄目だってならんと思うけど、どうですかっていう質問です。

牛嶋英彦教育部次長兼生涯学習課長兼図書館長

こちら答弁の繰り返しにはなるとは思いますけれど、同和教育集会所配置の指導員につき

ましては、設置要綱も踏まえた上で、部落差別に起因する就学、就労等の相談に対するプライバシーへの配慮、これらの問題に対して、適切に指導、助言を行える豊富な知識と経験を有する者を地公法に基づきまして先行任用しているところでございます。

樋口伸一郎委員長

ちょっといいですか、成富副委員長。

この当初予算審査に当たって御質問として、その中身、内訳等をお聞きになれるの是一向に構いません。

あとはそれに付随する御意見であったり御要望であったりもその範囲にもよりますけれど、それも付されて一向に構いません。

ただ、一般質問等あと個別の事案等に対する問題提起、あるいは御意見等があれば、一般質問等の機会もございますし、委員会審査ということで委員共有の時間でもございますので、質問のほうをある程度まとめていただけると幸いです。御協力をお願いいたします。

成富牧男委員

私がずっと質問しているのは、これが有効な予算の使われ方をしているかどうかということ、確認する意味でその中身を尋ねているつもりです。

すいません、もうすぐ終わりますから、そういうことで、今繰り返しになりますがつて言われましたけど、そういうふうに言われたらこちらも繰り返しになるわけで、一応ここでとめておきます。

ぜひ公募をしたほうが豊富な知識と経験を有する人材が見つかるということをお願いしておきます。

それと、ラストです。

これも一般質問絡みになりますけれど、旅費のことです。

全日本同和会関係で、嬉野市で懇談会をされていると。

鳥栖市は、生涯学習課長と地域福祉課長の2名が行かれて、あと県の担当、それから同和会側から3名ぐらい、5つの市から大体2名ずつ参加して、15人内外でしょうね。

そういうのが1泊であってるわけですね、県内で1泊。

私はこれだけ経費削減とか言われてる中で、よく残ってるなどと思ってます。

教育委員会とそれから同和を全部合わせて、大体この旅費は、あちこちの大会に行く同和関係だけで119万円ぐらいあるそうですけれど。

生涯学習課の中だけでもいいですけど、県内1泊っていうのがほかに例としてありますか。それだけ最後に質問しております。

牛嶋英彦教育部次長兼生涯学習課長兼図書館長

県内の宿泊の出張がこの同和関係以外にあるかということでございますけれども、現在のところ実績としては、同和関係以外はありません。

成富牧男委員

福祉関係もなかったんで、やっぱり特別扱いだというふうに言っておきます。

終わります。ありがとうございます。

田村弘子委員

17ページの12番委託料の施設管理運営委託料のところをもう少し詳しく教えてください。

牛嶋英彦教育部次長兼生涯学習課長兼図書館長

17ページの生涯学習センター費の委託料についての質問ということですね。

こちらについては、警備委託料とシルバー人材センターに午前中の管理委託を行っておりますので、そういった管理委託料の部分が主なものでございます。

田村弘子委員

先ほどの説明の中で、eスポーツとか何か聞いたような気がするんですけども、そのことを詳しくお願いします。

久山高史生涯学習課長補佐兼生涯学習推進係長

生涯学習支援事業の委託料という形で上げさせていただいておりますが、今まで生涯学習センターで行っていた講座というようなものは、講師の先生に直接お払いする報酬という形でしたが、今回新たにeスポーツ教室というものを考えております。

これは県のほうでも盛んに進めておりまして、県内でも3自治体あたりでやってる分です。

これにつきましては、専門の業者みたいなところがございまして、そこに機材も含めて、講師の派遣という形で一括して委託するという形になりますので、委託料という形になります。

具体的には、各まちづくり推進センター、生涯学習センターも含めて、全9回ぐらい。

正直、否定的な意味合いも多少持たれているゲームを主体とするeスポーツでございますが、これは実は社会教育あるいは高齢者の方とか、我々が考えている3世代交流、そういった社会教育一般について非常に有用であるということを、まず皆様知ってもらおうという、本当の入り口の講座というものを来年度計画しております。

以上です。

田村弘子委員

eスポーツを通して、ゲームへの見解の変化とか、3世代交流とか、とてもすてきなことですし、子供たちはゲームを通してだったら世界は物すごく広がっていくので。

差し支えなければ、専門の業者さんは決まっていたりするんでしょうか。（「佐賀の方」と呼

ぶ者あり)

久山高史生涯学習課長補佐兼生涯学習推進係長

これは県もそれぞれの市町村も、全てそちらを選んでいるところでございます。

田村弘子委員

ありがとうございました。

e スポーツはこれからすごく可能性があるところだと思いますので、その入り口としていろんな方に幅広く知っていただける機会というところで、ぜひうまいぐあいに成功させていただけるようお願いいたします。

成富牧男委員

今のは、私がきちんと答弁を聞いてなかったからですけど、その業者さんは、来年度も今年度からの続きですか。

久山高史生涯学習課長補佐兼生涯学習推進係長

鳥栖市としては来年度初めて委託に出します。

成富牧男委員

来年度初めてなのにもう業者さんが決まってるということですか。

久山高史生涯学習課長補佐兼生涯学習推進係長

e スタジアムという、大阪を本社として佐賀に事務所を持つIT系の会社なんですけれども、現在そこ1社しかしておらずに、あと、一番の先進地である大町町、玄海町、鹿島市も全てここを採用しておりますので、見積りとしてはここを取っている状態にあります。

成富牧男委員

ちょっとすれすれみたいで、さっき同じ教育部の中であつたばかりですから。

ちょっとフライング気味だったので気になりました。

以上です。

西依義規委員

14ページの勝尾城を質問させていただきます。

毎年上がってるんですけど、今回の勝尾城遺跡環境整備200万円の内容を教えてください。

島孝寿生涯学習課文化財係長

こちらは勝尾城の環境保全のためのものございまして、多くは見学ルート——山城の遺跡内を歩けるようなコースの危険樹木の伐採が主な経費となっているところでございます。

西依義規委員

それは場所で言うと、どの辺とかあるんですか。

島孝寿生涯学習課文化財係長

場所としましては、主に勝尾城頂上部分、それと葛籠城、館跡という、うちのほうで公有化を進めているところが中心となっております。

西依義規委員

葛籠城も整備するということですからけれども、一般質問でも言いましたが、公有化が80%台でとどまって、総合計画の年次計画の目標には、令和7年度には90%台になるって書いてあったんですよ。

だからここ2年ぐらいで、1件か何か公有化ができる見込みがあるからという目標を立てているのかどうか、まず聞いていいですか。

まだその公有化の用地買収料の予算が載ってないんで……、載ってるんですか。

牛嶋英彦教育部次長兼生涯学習課長兼図書館長

公有化の予算についてはまだ計上はいたしておりません。

今、地権者と交渉に当たっているところでございます。

我々としても公有化については早期に進めていきたいというところで、今後詰めて用地交渉に当たっていききたいというところも含めて、進捗をちょっと延ばしているというところもございます。

西依義規委員

整備の仕方がいろいろあると思うんですよ。

例えば、地権者の方に、建物は建てませんが、取りあえず芝生みたいな整備をしますとか言って。

ゼロか100かみたいなのがよく分からないんですけど、もちろん理想はきれいに全部公有化でしようけど、その部分は、物は建てなくて芝生をこうするみたいなことはできないんですか。

牛嶋英彦教育部次長兼生涯学習課長兼図書館長

この整備の方法については、整備の計画に基づいて公有化を行った後に行うという計画に現状しております。

その部分については、委員からの御意見のとおり、できるところを、もう公有化が終わってるところを中心にやるという方法についても我々としても今後部内とそれから国、県、等とも協議をしながらその辺についても今後検討をしていくことにはなろうかというふうに思います。

西依義規委員

保存委員会の議事録みたいなのがありますよね、それを見ても委員の方々はそのような意見がほとんどなんですよ。

その人たちがおっしゃるんだから、もうちょっと公有化は待ってくださいってずっと待ってたと思うんですけど、年数を見たらもう待つ時間を超えてるんで、そろそろ次の一手を打っていただきたい。

勝尾城の遺跡見学会ってされてるじゃないですか。

毎年いろいろ工夫をされてるんでしょうけれど、1回行って5年後にまた行った方は整備がされてないなら変わってないわけでしょう。

見学会に来る方は毎年変わってるんですか。

島孝寿生涯学習課文化財係長

勝尾城の見学会を催した中で、7割ぐらいが初めての方で、あと3割ぐらいがリピーターの方です。

やはり、山城でも今の現状が好きということで何回も来られる方と、あと、当初指定をしたときに比べて伐採を毎年こういう形でやっておりまして、当時は入れなかったところもかなり入れるようになりまして、来られた方からは、大分変わったねというような御意見を頂いているところでございます。

西依義規委員

ぜひ委員会で行ってみたいので、よろしくをお願いします。

以上です。

樋口伸一郎委員長

よろしいですか。

〔発言する者なし〕

質疑を終わります。

議事の都合上、暫時休憩を取ります。

午後3時11分休憩



午後5時11分開会

樋口伸一郎委員長

再開いたします。

議事の都合上、暫時休憩をしておりましたが、再開をさせていただいた上で、まず最初に

教育総務課のほうから、議案審査の途中で中川原委員から御質問を頂いていた件に関する御答弁を賜りたいと思いますので、御答弁のほどよろしくお願い申し上げます。

佐藤正己教育総務課長

中川原議員から御質問があつておりました、小学校、中学校の1年間の経費の分について具体的な金額等について説明いたします。

小学校につきましては、光熱水費、点検委託料、水質の検査委託料、消毒の薬剤費、修繕費等を含めまして、大体1校当たり120万円。

中学校につきましても、同様の経費がかかつておりました、1校当たり90万円ぐらいかかっているとございます。

以上でございます。

中川原豊志委員

ありがとうございます。

年間維持管理としては、100万円、120万円程度ということですが、実際はこれにプラスしてプールの老朽化等ということでの改修工事等が必要になった場合は、かなりの金額がかかるということになるかと思ひますんで、その辺を見ながら、今回のプールの授業の民間委託についても協議をしていただきたいというふうに思ひます。

以上です。

樋口伸一郎委員長

ありがとうございました。

それでは次に、事業名は、水泳授業の民間委託検証事業ということで執行部のほうにこれまでの経緯及び現状の在り方について、確認等を含めてお時間を取っていただいて調整をしていただきましたので、そちらに関する御答弁のほうをよろしくお願い申し上げます。

姉川勝之教育部長

水泳授業の民間委託に係る検証事業につきましては、9月議会での一般質問の答弁後、教育委員会内で様々な議論、協議を行つておりました、その後、学校関係とも協議をした上で、今回当初予算に計上させていただいてるところでございます。

ただ、この事業に関しましては、9月以降協議等も行つて、当初予算に計上するまでを含めて、経過等について議会に対しての説明が不足していたという部分については大変申し訳ございませんでした。

今後につきましては、丁寧な対応、説明に努めてまいりたいと思ひますのでどうぞよろしくお願いいたします。

以上です。

樋口伸一郎委員長

ありがとうございました。

こちらにつきましては、部長のほうから御答弁を頂きまして、委員間でも休憩中の協議の中で合意したのがありますので、この際お伝えしたいと思います。

部長から御答弁頂いたように、これまでの経緯の中で機会はあったのかもしれませんが、そこに対する説明とかが欠けている部分があったということで、今後同様のケースといたしますか、似たようなケース等があれば定例会といわず臨時会でもいいし、あるいは勉強会とか様々な機会がございますので、情報共有も含めて、出来るだけきめ細かな御対応を委員会の総意としてお願いを申し上げておきたいと思います。

中川原豊志委員

今回のプロポーザルの公募について、今定例会で議決して載せるべきことだというふうに私は思っております。

それを15日に出されたことに対しては、勇み足じゃなかったかなと。

今さら取り下げるってということについては厳しいかもしれませんが、ただし書に書いてるから何でもオーケーですというわけじゃなくて、15日に出すのであれば、補正の質疑もあったし、正副勉強会でも機会があったかもしれませんが、日数的に足りないの、15日に公募をさせていただきます、3月定例会の議決によっては取り下げることがありますというのは書いてあるんでいいんですが、やはり、我々に事前に説明する機会があったんじゃないかと。

それがあれば、こんな協議をしなくてもよかったかなと思いますので、その辺についての考え方を、もう一度だけ確認をさせてください。

樋口伸一郎委員長

すみませんが、これをもって最後の御答弁ということで部長に取りまとめていただきますことを、まずもって御了承ください。

姉川勝之教育部長

今回のプロポーザルのやり方等につきましては、原因については今後反省すべき点は反省をして、改善できる点については改善して、こういう特殊なやり方にならないような方法というのを第一義的に考えていきたいというふうに考えております。

ただ、案件によりましてはどうしてもやむを得ないということも出てくる可能性もございますので、その際につきましては、丁寧な御説明、対応に努めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

中川原豊志委員

我々も分かっておけば、こんなに長い時間協議をしなくて済むので、その辺の事前の協議の場っていうのをぜひ取るようお願いしときます。

以上です。

樋口伸一郎委員長

今の部長答弁をもって、皆さん採決に臨んでいただければと思いますので、御了承のほどよろしく願いいたします。

暫時休憩します。

午後 5 時 18 分 休憩



午後 5 時 18 分開会

樋口伸一郎委員長

再開いたします。

続きまして、現地視察についてお諮りをいたします。

現地視察につきましては、副委員長のほうに詳細説明をお願いいたします。



成富牧男副委員長

それでは、現地視察について説明いたします。

皆さんから 4 点出ていたと思います。

葛籠城、文化会館、若葉小学校のプール、旭小学校の大規模改造の設計ですね。

それぞれについてお願いしたんですけど、結局、葛籠城だけがオーケーということで、私のほうとしては葛籠城を候補にしたいと思っております。

葛籠城は、四阿屋のところの駐車場から大体 1 時間ぐらい最低見ておいてくださいというふうに言われてますので。

私としては 1 か所で仕方ないかなと思っております。

文化会館は、その日は大ホールを使用されるということで駄目だと。

それから若葉小学校のプールはまだ説明するような具体的な話にはならないと。

旭小学校の大規模改造については、注文をつけるチャンスじゃないかということだったんですけど、やはり子供たちが授業中なんで、避けた方がいい、避けてもらいたいみたいなこともございましたので、結果としては、先ほど申しましたように葛籠城を視察先として御提案をしたいと思います。

以上です。

樋口伸一郎委員長

詳細説明までありがとうございました。

葛籠城に関しては、副委員長の御説明がありましたとおり、行って帰ってくるだけで1時間は見とかないといけないっていうのもありまして、それも含めて1か所という旨もありますね。

あとお諮りしたいのは、葛籠城は天候が左右されるかと思えますけど、いかがでしょうか。（「大丈夫そう」と呼ぶ者あり）

じゃあ行くようにしておいてよろしいですか。（「土砂降りだったら」と呼ぶ者あり）

土砂降りだったら車の中からも行きますか。

皆さんどうですか。

暫時休憩します。

午後 5 時21分休憩



午後 5 時22分開会

樋口伸一郎委員長

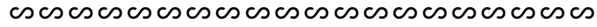
再開いたします。

先ほど成富副委員長から御説明がありましたとおりの予定で、文教厚生常任委員会は現地視察をしたいと思いますが、これに御異議はありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。



樋口伸一郎委員長

以上で本日の日程は終了いたします。

本日はこれをもって散会いたします。

午後 5 時22分散会

令和6年3月21日（木）

1 出席委員氏名

委員長 樋口伸一郎

副委員長 成富牧男

委員 中川原豊志

委員 西依義規

委員 田村弘子

委員 緒方俊之

委員 牧瀬昭子

2 欠席委員氏名

なし

3 説明のため出席した者の職氏名

健康福祉みらい部長 古賀達也

地域福祉課長 林康司

地域福祉課長補佐兼地域福祉係長 岡本澄久

高齢障害福祉課長 竹下徹

こども育成課長 高松隆次

健康福祉みらい部次長兼健康増進課長兼新型コロナウイルスワクチン接種対策室長
兼保健センター所長 八尋茂子

スポーツ文化部長 石丸健一

スポーツ振興課長 小川智裕

スポーツ振興課振興係長 佐藤義勉

スポーツ文化部次長兼国スポ・全障スポ推進課長 古賀友子

文化芸術振興課長兼市民文化会館長 田中綾子

教育部長 姉川勝之

教育総務課長 佐藤正己

教育総務課総務係長 城島直也

学校教育課長 古賀泰伸

学校給食課長兼学校給食センター所長 立石光顕

教育部次長兼生涯学習課長兼図書館長 牛嶋英彦

4 出席した議会事務局職員の職氏名

議事調査係主査 松雪望

5 日程

現地視察

葛籠城（山浦町）

自由討議

議案審査

議案乙第9号令和6年度鳥栖市一般会計予算

議案甲第2号鳥栖市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の
一部を改正する条例

議案甲第6号鳥栖市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に
関する基準を定める条例の一部を改正する条例

議案甲第7号鳥栖市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例

議案甲第8号鳥栖市重度心身障害者の医療費の助成に関する条例の一部を
改正する条例

議案甲第11号鳥栖市民文化会館条例及び鳥栖市体育施設条例の一部を
改正する条例

〔総括、採決〕

6 傍聴者

なし

7 その他

なし

自 午前10時

現地視察

葛籠城（山浦町）

至 午前11時30分



午前11時45分開会

樋口伸一郎委員長

本日の文教厚生常任委員会を開きます。



自由討議

樋口伸一郎委員長

それでは、委員間での自由討議を行いたいと思います。

今回付託された議案を含めて、議員間で協議したいことがございましたら、挙手のうえ御発言をお願いいたします。

〔発言する者なし〕

それでは、自由討議を終わります。

執行部の準備のため、暫時休憩をいたします。

午前11時45分休憩



午前11時47分開会

樋口伸一郎委員長

再開いたします。



総 括

樋口伸一郎委員長

議案についての質疑は終了いたしておりますが、審査を通じ、総括的に御意見等がございましたら御発言をお願いいたします。

西依義規委員

先ほど、現地視察ということで、勝尾城筑紫氏遺跡の環境整備委託料の件で視察させていただきました。

ありがとうございます。

ずっと環境整備をされていたことは目で見させていただいて、十分分かりました。

ただ、本格整備に関して公有化がまだ進んでないということで、進めていただきたいと改めて思いました。

そういったハード整備に対する公有化を進めていきながらも、委員の中でも出てましたけど、ソフトじゃないけど、市民の皆さんがもっと鳥栖市の文化遺産を身近に感じられるような工夫は、公有化をしなくてもできるんじゃないかなど。

例えば物語的なものとか、人物の漫画本とか絵本を作るとかいろんな方策はあると思いますので、この史跡を鳥栖の大事なものとして進めることも公有化以外に進めていただきたいと思いますのでよろしくをお願いします。

以上です。

成富牧男委員

私のほうからは、水泳授業の民間委託検証事業のプロポーザルのことです。

いわゆる議決前に準備行為として、してあったわけです。

一言で言うと、調べたら文教厚生常任委員会の所管の中でも同じようにやってある事業があるし、全庁的に見るとまだほかにもあるみたいだし、佐賀県もやってるということで、ただ、根拠があるはずなんですよ。

佐藤課長から頂いた参考資料にも、平成27年度の時点では、年度をまたいでするところは実際大変なので、どうにかしないといけないんじゃないかという問題提起で終わってるんで

すよ。

全国的にもあちこち例があるから、恐らくはしていしていいんでしょう。

私が言いたかったのは、その根拠。昔はこうしてできなかつたけど、今はいいんですよって、ほらここにこう書いてあるじゃないですかというのが欲しいんです。

学校の場合だけじゃなくてですよ。

逆に私たちに勉強させてください。

以上です。

樋口伸一郎委員長

それと私のほうから。

委員会の自由な時間においての協議の中で、まとまった意見としてお伝えをさせていただきますが、副委員長がおっしゃった件に関しては、法令的にも違反はしていないと。

そして鳥栖市以外でも同様のケースもあるということで理解はいたしております。

ただ、内容にもよります。

例えば機械とかシステムとかその辺はある程度理解できる場所がありますが、内容によっては、あらかじめ議会のほうに情報共有も含めて、様々な機会を通じてより早く、可能な範囲に入ったものからでも教えていただくことで、今回の議案審査のような流れは多少簡素化できたり、建設的な議案審査にもつながっていくことかと思っておりますので、これを委員会の意向として、総括的に御要望を申し上げておきたいというふうに思います。

ですので、今後もし同様のケースとかがあった際は、議会への御配慮としても早期に、より丁寧な説明を行っていただければ幸いに存じております。

以上です。

ほかにございませんか。

[発言する者なし]

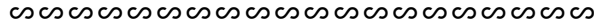
それでは、総括を終わります。



採 決

樋口伸一郎委員長

これより採決を行います。



議案乙第9号令和6年度鳥栖市一般会計予算

樋口伸一郎委員長

議案乙第9号令和6年度鳥栖市一般会計予算中、当文教厚生常任委員会付託分について採決を行います。

本案は原案のとおり可決することに御異議はございませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

御異議がございますので、挙手により採決を行います。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数でございます。

よって、議案乙第9号令和6年度鳥栖市一般会計予算中、当文教厚生常任委員会付託分については、原案のとおり可決いたしました。



議案甲第2号鳥栖市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

樋口伸一郎委員長

次に、議案甲第2号鳥栖市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について採決を行います。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。



議案甲第6号鳥栖市特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に

関する基準を定める条例の一部を改正する条例

樋口伸一郎委員長

次に、議案甲第6号鳥栖市特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について採決を行います。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。



議案甲第7号鳥栖市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める 条例の一部を改正する条例

樋口伸一郎委員長

次に、議案甲第7号鳥栖市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について採決を行います。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。



議案甲第8号鳥栖市重度心身障害者の医療費の助成に関する条例の一部を 改正する条例

樋口伸一郎委員長

次に、議案甲第8号鳥栖市重度心身障害者の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について採決を行います。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

〰〰

**議案甲第11号鳥栖市民文化会館条例及び鳥栖市体育施設条例の一部を
改正する条例**

樋口伸一郎委員長

次に、議案甲第11号鳥栖市民文化会館条例及び鳥栖市体育施設条例の一部を改正する条例について採決を行います。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

〰〰

樋口伸一郎委員長

以上で文教厚生常任委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告については、正副委員長に御一任いただくことでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、委員長報告については、正副委員長に御一任いただくことに決しました。

〰〰

文教厚生常任委員会の委員派遣について

樋口伸一郎委員長

続きまして、文教厚生常任委員会行政視察の件を議題といたします。

5月13日月曜日から15日水曜日に行政視察を行うため、議長に対し委員派遣要求をしたい

と思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

なお、視察地、視察参加者、視察事項等の決定及び日程等をやむを得ず変更する場合には、委員長に御一任いただきたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。



樋口伸一郎委員長

以上で本日の日程は終了いたしました。

これにて、令和6年3月定例会文教厚生常任委員会を閉会いたします。

午前11時55分閉会

鳥栖市議会委員会条例第29条の規定によりここに押印する。

鳥栖市議会文教厚生常任委員長 樋口伸一郎

